0040351005

0040351-005

369. 31-To457t2

東京震災録

東京市

1926-1927

AGI

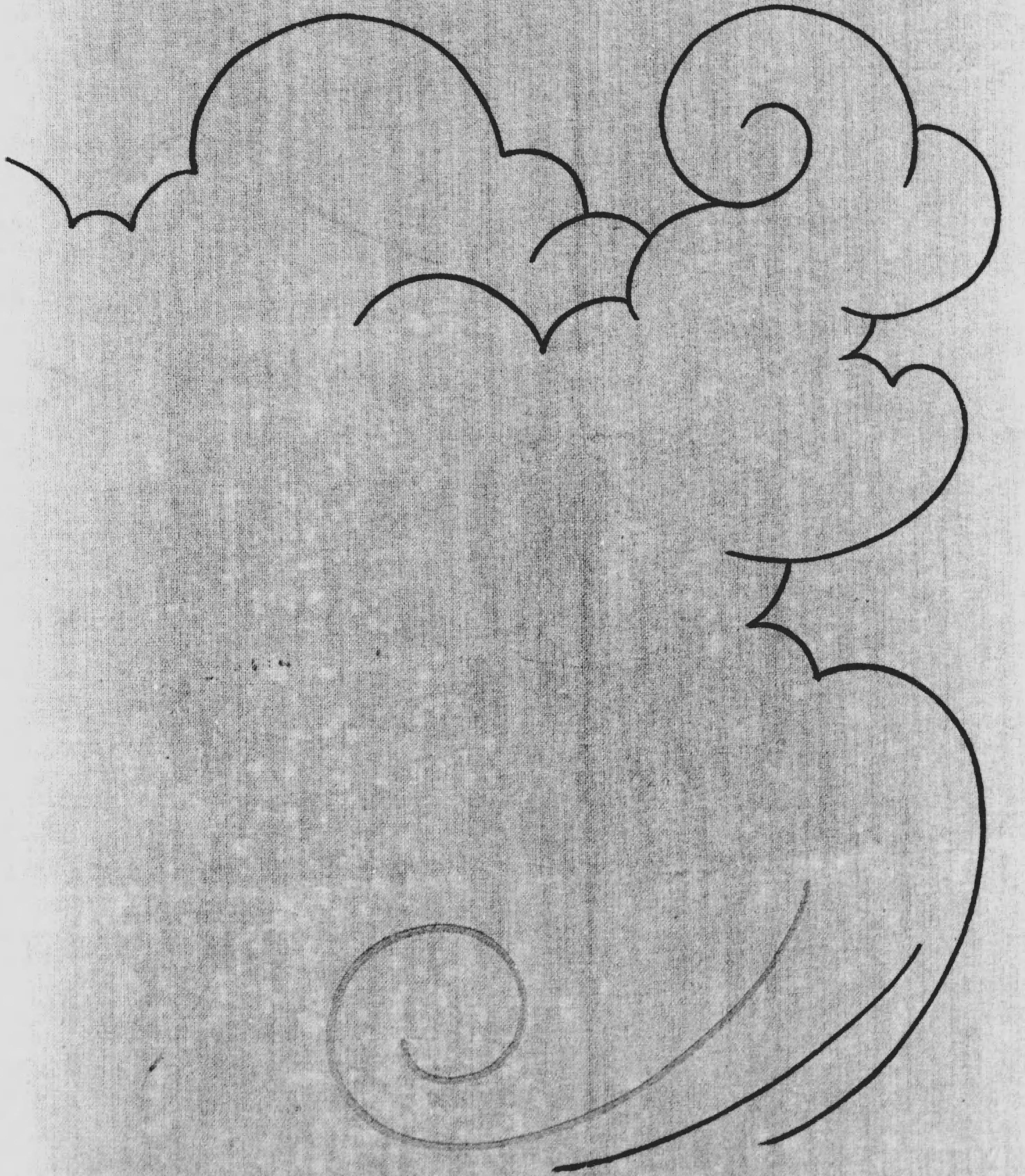

貴族院
函
号
冊

貴族院圖書

東京震災録

別輯

東京震災錄　別輯

目次

第一章　區の活動　一
第一節　臨時機關　一
第一款　區役所　一
第二款　區會　一
第二節　活動　一
第一款　活動の輪廓　一
第二款　麹町區　二
第一項　救護事務開始　二
第二項　緊急區會　二
第三項　救護　三
第四項　屍體收容　五
第五項　罹災調査　五
第六項　建築用材配給　五
第七項　衞生施設　五
第八項　燒殘物處分　六
第九項　罹災證明　六
第十項　教育恢復　一六
第十一項　御下賜金傳達　一七
第三款　神田區　一七
第一項　區役所の活動　一七
第一目　臨時事務分掌　一七
第二目　活動　一七
第二項　名譽職員の活動　一八
第三項　團體の活動　一九
第四款　日本橋區　二〇
第一項　避災　二〇
第二項　名譽職員の活動　二〇
第三項　物資供給　二一
第四項　罹災者收容　二二
第五項　傷病救療　二二
第六項　死體收容　二二
第七項　建築材料供給　二二
第八項　罹災證明　二二
第九項　保健施設　二三

369.31
To457オ2
41.12.13
714312

第十項　御下賜金傳達……二二
第五款　京橋區……二三
第一項　事務分掌……二三
第二項　名譽職員活動……二三
第三項　救護……二四
第四項　衛生保健施設……二五
第五項　建築材料拂下……二六
第六項　罹災證明……二六
第七項　御下賜金傳達……二六
第六款　芝區……二六
第一項　區役所の活動……二六
第一目　臨時事務分掌……二六
第二目　罹災者救護……二七
第三目　傷病者救療……二九
第四目　罹災證明……二九
第五目　假住宅建築援助……二九
第六目　恩賜金分配……二九
第二項　名譽職員の活動……三〇
第七款　麻布區……三〇
第一項　區役所の活動……三〇
第一目　臨時事務分掌……三〇
第二目　罹災者收容……三一
第三目　物資供給……三一
第四目　物資調達及會計……三三
第五目　救療及死體處置……三四
第六目　保健施設……三四
第七目　罹災證明……三五
第二項　名譽職員の活動……三五
第三項　各種團體の活動……三六
第四項　御下賜金傳達……三九
第八款　赤坂區……三九
第一項　區役所の活動……三九
第一目　臨時事務分掌……三九
第二目　救助施設……三九
第三目　救療施設……四三
第四目　教育施設……四五
第二項　名譽職員の活動……四六
第三項　追悼祭及恩賜金……四八
第九款　四谷區……四八
第一項　區役所の活動……四八
第一目　臨時事務分掌……四八
第二目　罹災者收容……四八
第三目　物資供給……五〇
第四目　救療保健……五三
第五目　バラック材料販賣……五五
第六目　罹災調査及證明……五五
第七目　教育施設……五六
第八目　社會施設……五六
第九目　恩賜金傳達……五七
第二項　名譽職員の活動……五七
第十款　牛込區……五七
第一項　救護……五七

第一目　概要……五七
第二目　吏員分擔……五七
第三目　救護委員……五九
第四目　炊出所……五九
第五目　配給所……五九
第六目　避難所……六〇
第七目　施療所……六〇
第八目　救護物資及救助人員……六〇
第二項　衛生施設……六二
第三項　教育施設……六三
第四項　經費……六四
第五項　御下賜金傳達……六四
第六項　牛込區震災善後會……六四
第十一款　小石川區……六五
第一項　聯合救護委員會……六五
第二項　區役所事務分掌……六五
第三項　救護……六六
第一目　收容……六六
第二目　物資供給……六七
第三目　救療……七〇
第四目　罹災證明……七〇
第四項　衛生保健施設……七〇
第五項　教育施設……七〇
第六項　建築援助……七二
第七項　御下賜金傳達……七二
第十二款　本郷區……七二
第一項　區役所の活動……七二
第一目　經過……七二
第二目　臨時事務分掌……七四
第三目　罹災者收容……七七
第四目　物資供給……七七
第五目　救療……八一
第六目　衛生保健施設……八一
第七目　證明……八三
第八目　教育施設……八三
第九目　建築援助……八三
第二項　名譽職員の活動……八三
第三項　御下賜金傳達……八四
第十三款　下谷區……八四
第一項　臨時事務開始……八四
第二項　名譽職員の活動……八四
第三項　救護……八五
第一目　物資供給……八五
第二目　救療……八六
第三目　罹災證明……八八
第四目　建築援助……八八
第四項　保健施設……八八
第五項　教育施設……八八
第六項　御下賜金傳達……八九
第十四款　淺草區……八九
第一項　臨時事務分掌……八九
第二項　名譽職員の活動……八九

第三項　救　護……九七
第一目　物資配給……九七
第二目　罹災者收容……九八
第三目　建築援助……九九
第四目　死體處置……九九
第四項　衛生保健施設……一〇〇
第五項　教育施設……一〇〇
第六項　團體の活動……一〇一
第七項　恩賜金傳達……一〇二
第十五款　本所區……一〇二
第一項　臨時事務開始……一〇二
第二項　救　護……一〇四
第一目　物資供給……一〇四
第二目　救　療……一〇八
第三目　罹災證明……一〇九
第三項　死體收容……一〇九
第四項　建築援助……一一〇
第五項　教育施設……一一一
第六項　保護施設……一一一
第十六款　深川區……一一二
第一項　臨時事務分掌……一一二
第二項　救　護……一一二
第一目　物資配給……一一二
第二目　救　療……一二〇
第三目　罹災者收容……一二一
第三項　死體處置……一二二
第一目　收　容……一二二
第二目　弔　祭……一二三
第四項　建築援助……一二三
第五項　證　明……一二三
第六項　教育施設……一二四
第七項　保健施設……一二四
第八項　御下賜金傳達……一二四
第二章　郡部警察署の活動……一二五
第一節　活動の輪廓……一二五
第二節　品川警察署……一二五
第三節　品川警察署大崎分署……一二六
第四節　大森警察署……一二七
第五節　世田ケ谷警察署……一二七
第六節　淀橋警察署……一二八
第七節　淀橋警察署戸塚分署……一二九
第八節　中野警察署……一三〇
第九節　澁谷警察署……一三〇
第十節　巣鴨警察署……一三一
第十一節　王子警察署……一三二
第十二節　板橋警察署……一三三
第十三節　南千住警察署……一三四

第十四節　南千住警察署日暮里分署……一三五
第十五節　千住警察署……一三六
第十六節　寺島警察署……一三七
第十七節　龜戸警察署……一三八
第十八節　小松川警察署……一三九
第十九節　八王子警察署……一四〇
第二十節　八王子警察署町田分署……一四〇
第廿一節　府中警察署……一四一
第廿二節　府中警察署田無分署……一四一
第廿三節　青梅警察署……一四二
第廿四節　青梅警察署五日市分署……一四二
第三章　東京市民の活動……一四三
第一節　總動員……一四三
第二節　團體の活動……一四三
第一款　町　會……一四三
（一）麹町區……一六四
（二）神田區……一六七
（三）日本橋區……一七〇
（四）京橋區……一七二
（五）芝　區……一七六
（六）麻布區……一八三
（七）赤坂區……一八七
（八）四谷區……一八八
（九）牛込區……一九一
（十）小石川區……一九五
（十一）本郷區……二〇二
（十二）下谷區……二〇九
（十三）淺草區……二一三
（十四）本所區……二一六
（十五）深川區……二二〇
第二款　東京市聯合青年團……二二六
上　本　團……二二六
下　分　團……二二九
（一）麹町區青年團……二三六
（二）神田區青年團……二三七
（三）京橋區青年團……二三九
（四）芝區青年團……二三九
（五）麻布區青年團……二四三
（六）赤坂區青年團……二四七
（七）四谷區青年團……二四七
（八）牛込區青年團……二四八
（九）小石川區青年團……二四八
（十）本郷區青年團……二五四
（十一）下谷區青年團……二五五
（十二）淺草區青年團……二五八
（十三）本所區青年團……二六二
（十四）深川區區青年團……二六六

第三款　帝國在鄕軍人會　二七三
其一　本部の活動　二七三
一　業務の分擔　二七七
二　會員の督勵　二七九
三　罹災地の視察並慰問　二八二
四　金品の募集　二八四
五　金品の配給其他の救濟　二八五
六　震災眞相の宣傳及訛傳の防止　二九一
其二　支部の活動　二九四
甲　麻布支部　二九七
一　支部　二九七
二　各分會　三一五
乙　本鄕支部　三三五
一　支部　三三五
二　各分會　三四六
丙　罹災地以外の支部　三五九
第四款　日本赤十字社　三六七
第一項　臨時施設　三六七
第一目　本社の救護施設　三六七
第二目　救護班の召集　三六八
第二項　活動　三七九
第一目　東京方面　三七九
甲　傷病者救護　三七九
乙　姙産婦及乳幼兒保護　四六五
丙　防疫　四八六
第二目　其他の地方　四八九
甲　神奈川縣方面　四八九
乙　千葉縣方面　四九一
丙　埼玉縣方面　四九二
丁　靜岡縣方面　四九二
戊　山梨縣方面　四九三
己　茨城縣方面　四九二
庚　其他方面　四九二
第三目　救護成績　四九二
第四目　救護材料　四九四
第三項　皇族の恩眷　四九四
第四項　經費　四九五
第五款　濟生會　四九五
第一　臨時事業計畫　四九五
第二　臨時救療施設　四九六
第三　救療作業の實施　五〇四
第四　皇室の恩眷及外部の援助　五〇四
第五　救療成績　五〇四
第六　各診療機關の活動　五〇七
（一）臨時赤羽病院　五〇七
（二）臨時麴町病院　五〇八
（三）臨時下谷病院　五〇八
（四）臨時信濃町病院　五〇九
（五）臨時芝病院　五〇九
（六）臨時駿河臺産院　五〇九
（七）臨時三河島産院　五〇九
（八）臨時姙産婦保護所　五〇九

（九）臨時赤羽乳兒院　五〇九
（十）東京市內臨時診療所　五一〇
（十一）臨時巡回診療班　五一〇
（十二）臨時診療班　五一一
（十三）臨時巡回看護班　五一四
（十四）東京府委託救療事業　五一五
第六款　愛國婦人會　五一八
上　本部　五一八
下　支部　五二〇
甲　罹災地支部　五二〇
乙　非災地支部　五二三
丙　施設統計　五二六
第七款　大震災善後會　五四一
第一　總記　五四一
第二　寄附金　五四五
第三　救濟事業　五四六
第四　經濟復興事業　五六七
第五　視察慰問徵弔　五七〇
第六　決算　五七〇
第八款　震災同情會　五七〇
第九款　協調會　五七三
第十款　東京婦人聯合會　五七三
第十一款　福田會　五八六
第十二款　帝國軍人後援會本部　五八八
第十三款　麻布醫師會　五八八
第十四款　交通道德會　五九〇
第十五款　同愛社　五九一
第十六款　日本婦人協會　五九一
第十七款　婦人共立育兒會　五九三
第十八款　兩全會　五九三
第十九款　日華實業協會　五九四
第二十款　宗教團體　五九四
第一項　神道　五九四
第一目　神道　五九四
第二目　神道大社教　五九五
第三目　扶桑教　五九六
第四目　實行教　五九六
第五目　神習教　五九六
第六目　神理教　五九七
第七目　禊教　五九七
第八目　天理教　五九七
第二項　佛教　六〇〇
第一目　淺草寺　六〇〇
第二目　新義眞言宗豐山派　六〇三
第三目　淨土宗　六〇五
第四目　臨濟宗妙心寺派　六一三
第五目　曹洞宗　六一四
第六目　黃檗宗務本院　六一六
第七目　眞宗本派本願寺　六一七
第八目　眞宗大谷派本願寺　六二五
第九目　眞宗木邊派　六二六
第十目　日蓮宗　六二六

第十一目　顯本法華宗……六四〇
第十二目　法相宗……六四一
第十三目　華嚴宗……六四二
第三項　基督教……六四二
第一目　日本ハリストス正教會……六四二
第二目　日本基督教會……六四二
第三目　基督教組合教會……六四三
第四目　基督教聖公會……六四四
第五目　基督教會芝バプテスト教會……六四六
第六目　日本メソヂスト教會……六四六
第七目　日本基督同胞教會……六四七
第八目　基督教會……六四七
第九目　救世軍……六四八
第十目　本所基督教産業青年會……六五〇
第三節　學校の活動……六五三
第一款　東京帝國大學……六五三
第二款　東京商科大學……六六三
第三款　東京高等師範學校……六六四
第四款　第一高等學校……六六六
第五款　慶應義塾……六六八
第六款　法政大學……六六九
第七款　東洋大學……六七〇
第八款　豐山大學……六七〇
第九款　曹洞宗大學……六七一
第十款　立正大學……六七一
第十一款　東京外國語學校……六七二
第十二款　東京高等學校……六七三
第十三款　日本女子大學……六七三
第十四款　女子學習院……六七四
第十五款　日本醫學專門學校……六七六
第十六款　府立第五中學校……六七六
第十七款　府立第六中學校……六七七
第十八款　府立第三高等女學校……六七八
第十九款　府立第五高等女學校……六七九
第二十款　芝中學校……六八〇
第二十一款　立教中學校……六八二
第二十二款　明治中學校……六八二
第二十三款　豐山中學校……六八二
第二十四款　本鄉中學校……六八三
第二十五款　麻布中學校……六八三
第二十六款　東京藥學專門學校……六八四
第二十七款　女子學院……六八四
第二十八款　東洋英和女學校……六八四
第二十九款　女子英學塾……六八五
第三十款　日本獸醫學校……六八六
第三十一款　東京獸醫學校……六八六
第三十二款　東京藥學專門學校……六八六
第三十三款　明治藥學專門學校……六八七
第三十四款　麻布獸醫畜產學校……六八七
第三十五款　三輪田高等女學校……六八七
第三十六款　佛英和高等女學校……六八八
第三十七款　成女高等女學校……六八八
第三十八款　錦秋高等女學校……六八八
第三十九款　大妻高等女學校、大妻技藝學校、大妻中等夜學校……六八九
第四十款　佐藤高等女學校……六九〇
第四十一款　府立實科工業學校……六九一
第四十二款　中央商業學校……六九一
第四十三款　女子聖心學院……六九二
第四十四款　玫瑰塾……六九二
第四十五款　東京學院……六九二
第四十六款　小學校、補習學校　幼稚園……六九二
第一項　市直營……六九二
第二項　麴町區……六九三
第三項　神田區……六九六
第四項　日本橋區……六九八
第五項　京橋區……六九九
第六項　芝區……七〇三
第七項　麻布區……七〇六
第八項　赤坂區……七〇六
第九項　四谷區……七〇七
第十項　牛込區……七〇八
第十一項　小石川區……七〇九
第十二項　本鄉區……七一一
第十三項　下谷區……七一三
第十四項　淺草區……七一四
第十五項　本所區……七一七
第十六項　深川區……七一八
第四節　病院の活動……七二二
第一款　增田病院……七二二
第二款　前田眼科病院……七二三
第三款　花岡病院……七二三
第四款　濱町產科婦人科病院……七二三
第五款　靈巖病院……七二五
第六款　古宇田病院……七二六
第七款　山田病院……七二六
第八款　東京慈惠會醫院……七二七
第九款　順天堂病院赤坂分院……七二八
第十款　慶應義塾大學醫學部……七二九
第十一款　幸樂堂病院……七三〇
第十二款　戶山腦病院……七三一
第十三款　明々堂眼科醫院……七三一
第十四款　順天堂病院……七三一
第十五款　泉橋慈善病院……七三三
第十六款　小川眼科病院……七三五
第十七款　明治病院……七三六
第十八款　錦絲病院……七三六
第十九款　王子病院……七三七
第五節　銀行會社の活動……七三七
一　池貝鐵工所……七三七
二　一源製箔所……七三七

三　合木工所　七三八
四　林鐵工場　七三八
五　初見レンズ合名會社　七三八
六　日本郵船株式會社　七三九
七　日本勸業銀行　七四六
八　日本電氣株式會社　七四七
九　日本醋酸製造株式會社　七四七
十　日清生命保險株式會社　七四八
十一　日本共立火災保險株式會社　七四八
十二　日本染絨株式會社　七四九
十三　日本鋲釘株式會社　七四九
十四　日本製鋼所　七五〇
十五　日本鉛管製造所　七五〇
十六　日本信託銀行東京支店　七五〇
十七　保善社　七五一
十八　堀井謄寫堂本店　七五一
十九　東京株式取引所　七五二
二十　東京貯蓄銀行　七五三
二十一　東京機械製作所　七五四
二十二　東京毛織株式會社　七五五
二十三　東亞煙草株式會社　七五六
二十四　東京株式日報社、國債市場日報社　七五七
二十五　東京貯藏銀行　七五七
二十六　東京商業銀行　七五八
二十七　東京築地活版製造所月島工場　七五九
二十八　東京計器製造所　七五九
二十九　東京織物問屋組合　七五九
三十　東京山口銀行　七六〇
三十一　東洋製鐵株式會社　七六〇
三十二　東京木材防腐株式會社東京事務所　七六〇
三十三　東洋電鍍工場　七六〇
三十四　中央火災傷害保險株式會社　七六三
三十五　千歳火災海上再保險株式會社　七六三
三十六　中央ゴム工業株式會社　七六三
三十七　中日實業株式會社　七六三
三十八　中外製薬株式會社　七六三
三十九　中外印刷株式會社　七六三
四十　大倉組、大倉商事株式會社、大倉鑛業株式會社、
大倉土木株式會社　七六四
四十一　沖電氣株式會社　七六四
四十二　岡山製本所　七六五
四十三　海外興業株式會社　七六五
四十四　偕行社工場　七六五
四十五　樺太汽船株式會社出張所　七六六
四十六　河野紙器製造所　七六六
四十七　横濱正金銀行東京支店　七六六
四十八　萬朝報社　七六六
四十九　臺灣商工銀行東京支店　七六七
五十　第一銀行　七六七
五十一　大日本信託株式會社　七六九
五十二　第三十六銀行　七七〇
五十三　大東銀行　七七〇

五十四　竹内金庫店工場　七七〇
五十五　武市製材所　七七一
五十六　高木商店製作部　七七一
五十七　第一相互貯蓄銀行　七七一
五十八　鹽山堂　七七一
五十九　總武銀行東京支店　七七一
六十　坪内硝子工場　七七二
六十一　熱帶産業株式會社　七七二
六十二　南洋郵船株式會社　七七二
六十三　植木製本所　七七二
六十四　葛原冷藏株式會社　七七三
六十五　栗原紡織合名會社　七七三
六十六　群馬電力株式會社　七七五
六十七　安田銀行　七七五
六十八　八千代生命保險株式會社　七七九
六十九　松村伸銅所　七八〇
七十　丸佐パルプ製造所　七八〇
七十一　京成電氣軌道株式會社　七八〇
七十二　ケーテー組製造所　七八〇
七十三　不動貯金銀行　七八一
七十四　扶桑海上火災保險會社　七八三
七十五　深尾電線製造所　七八三
七十六　國際運送株式會社　七八三
七十七　小林製薬所　七八三
七十八　小松電氣株式會社　七八三
七十九　小池銀行　七八三
八十　小西安兵衛商店　七八三
八十一　朝鮮銀行東京支店　七八三
八十二　帝國電燈株式會社　七八四
八十三　帝國製麻株式會社　七八六
八十四　帝國火災保險株式會社　七八八
八十五　帝國火災工業株式會社　七八八
八十六　淺野同族株式會社　七八八
八十七　西武鐵道株式會社　七八九
八十八　行政學會印刷所第二工場　七九〇
八十九　三井諸會社　七九〇
九十　三越吳服店　七九四
九十一　三菱諸會社　七九五
九十二　三田土ゴム製造株式會社　七九九
九十三　三村工場　八〇〇
九十四　南商店　八〇〇
九十五　芝浦製作所　八〇〇
九十六　尙工舍　八〇一
九十七　信越電力株式會社　八〇一
九十八　主婦之友社　八〇二
九十九　平尾贊平商店東京工場　八〇二
百　森村組　八〇二
百一　森村同族株式會社　八〇二
百二　森永製菓株式會社　八〇二
百三　精工舍　八〇三
百四　千住吾妻橋汽船會社　八〇四
百五　住友銀行東京支店　八〇四

第六節　個人の活動……八〇七

第四章　勳勞者……八二九

第一節　勳勞者……八二九
第二節　東京市の勳勞者……八二九
第一款　感謝狀贈與者……八二九
第二款　表彰狀交付者……八四三
第三款　特別手當贈與……八四九
第四款　震災同情會顯彰……八四九
第三節　警視廳の勳勞者……八五三
第一款　殉職者……八五三
第二款　受賞者……八五四
第四節　軍隊の勳勞者……八五八
第一款　近衞師團の勳勞者……八五八
第二款　第一師團の勳勞者……八九二

第五章　對災美談……九〇五

第六章　災禍襍記……九一三

第一節　震火の荒び……九一三
第一款　各區燒失概況……九一三
第二款　氣象との關係……九二八
第三款　建築物火事一般……九三八
第四款　古記典籍の燒失……九四三
第五款　名所古蹟の破壞……九五三
第二節　災波のうねり……九六九
第一款　地殼の垂直變動……九六九
第二款　經濟的影響……九七六
第三款　流言蜚語と宣傳……九八三
第四款　地震と建築……九八六

目次了

東京震災錄　別輯

第一章　區の活動

第一節　臨時機關

第一款　區役所

大正十二年年九月一日の大震災に際し、東京市內の各區役所は、曩に東京府定むる所の非常災害事務取扱規程準則に基き、夫々臨時機關を設け、以て對災緊急事務を處理したり、其組織は、區の事情に應じ必ずしも其軌を一にせずと雖、多くは臨時事務を綜括すべき總務係、及物資供給、罹災者收容、病傷者救療を主司する救護係を置き、或は用度係會計係、道路衞生係の類を設く、記して各區の條に詳かなり。

第二款　區會

區會に於ては、各議員何れも府市會議員其他と共に救護委員を囑託せられ、委員會を設け、分擔を定めて救濟事業に盡瘁せり、例へば神田區に於て九月七日名譽職相談會を開きて府市區會議員を區の救護委員とし、十日災害救濟委員會を組織し、灰燼處分に關する委員八名借地借家に關する委員十一名、保險金銀行低利資金に關する委員十八名、都市計畫建築法に關する委員十二名、物資供給に關する委員十二名、相談部及ひ庶務部に關する委員十二名を設けたるが如き是なり。

第二節　活動

第一款　活動の輪廓

官衙の最も市民に直接なるは、言ふまでもなく區役所と警察署となり而も其活動方面は必ずしも各同じからず。大震災に當り、警察署に於ては、主として警備防火人命救助等の方面に活躍し、安寧秩序の維持に重なる力を用ひたれども、區役所は主として市民の救護に任じ、衣食住の供給、生活の幇助に其主力を傾注したりしなり。

言換れば、各區役所は何れも直接若くは町會町總代靑年團等の手を假り、又警察署の手を假りて、罹災民を收容し、焚出を爲し、飲料水を供給し、米穀其他の食料品を初として、被服寢具日用品を配給し、寺社邸宅の開放、收容バラックの經營、建築材料の供給、罹災の證明より、傷病者の救療、屍體の處置、屎尿塵芥道路下水の清掃消毒、普

通教育の復活、御下賜金の傳達に至るまで、萬般の救護に努め、市區名譽職員亦各自の提出區に於て、區理事者を援助して區民の救護に盡瘁したり。

第二款　麴町區

第一項　救護事務開始

九月一日の震災に、區内丸ノ内方面に於ては、内外ビルデング、印刷局工場等崩壞して多數の死傷者を出し、山手方面に在りては、區役所の門柱倒壞し、屋根壁等剝落し、裏手の民家石塀崩れて區の人夫三名下敷となりて慘死し、上六番町大妻技藝學校生徒六名も同校通路の石垣に壓せられて三名死亡し三名重傷を負へるを初とし、被害少なからず、尋で火は各所に發し、丸ノ内有樂町方面、番町方面、富士見町方面、飯田町、永田町方面等全區の約七割五分を燒き、九段、牛ヶ淵、日比谷公園、宮城前、麴町公園、清水谷公園等、避難民を以て立錐の地なきに至れり、區役所に於ては、一日午後二時頃より救護手段を講ずると同時に吏員敎職員及人夫を以て、防火及重要書類の取纏に從事し、二日午前零時區役所危險に瀕するを以て重要書類を半藏門に搬出し、吏員數名をして之を監守せしめ、本部を麴町小學校に移したるが、區役所は午前二時四十分を以て燒失し、尋で麴町小學校亦危險に陷るを見、更に番町小學校建築場に移り、午前十時麴町高等小學校漸く危險を脫するを以て、再び轉じて同校を假事務所とし、先づ區吏員以下區内市立小學校職員を以て救濟事務部を組織し、直に部署を定む。

一、總　務　部	區長、庶務掛、會計掛。
二、救　護　部	庶務掛、會計掛、學校職員。
三、死體收容部	戶籍掛、庶務掛。
四、給　水　部	道路衞生掛。
五、罹災狀況調査部	稅務掛、戶籍掛。

是に於て區長自ら總務部を督し、全事務を總括し、救護部は更に給食部、罹災者收容部食糧調達部に分れ、給食部を區吏員及學校職員の擔當とし、他の二部は區吏員以下之に當る。

第二項　緊急區會

麴町區會は、九月七日午後三時緊急會議を開きて、罹災者非常救濟上に關する、必要の事項を決議す、而して區選出市會議員及區會議員學務委員は、是日區長より區の災害救護委員を囑託せられ、即日任務に就き、毎日午前九時より區役所假事務所に參集して部署を分ち、夫々救護事務に從事したり、所謂部署は、

麴町區救護委員事務分掌

給食部
一、糧米其他ノ受領ニ關スル事項
一、糧米其他給與ニ關スル事項
一、其他ノ給食ニ關スル事項
衞生部
一、罹災者衞生ニ關スル事項
一、傳染病豫防ニ關スル事項
一、塵埃糞尿ニ關スル事項
一、傷病者救護ニ關スル事項
一、其他衞生ニ關スル事項
準備部
一、區内ノ警備ニ關スル事項
一、燒燬物處理ニ關スル事項
一、暴利取締ニ關スル事項

一、道路交通取締ニ關スル事項
一、其他警備ニ關スル事項
住宅部
一、バラック天幕等建築ニ關スル事項
一、區内邸宅ノ開放ニ關スル事項
一、建築材料ニ關スル事項
一、其他住宅ニ關スル事項
災害調査部
一、災害程度調査ニ關スル事項
借地調査部
一、借地調停ニ關スル事項
情報部
一、災害情報ニ關スル事項

にして、大橋誠一委員長たり、委員は給食部絲山貞規外九名、衞生部木谷茂吉外七名、住宅部佐藤忠吾外五名、警備部池田清秋外六名、災害調査部土方寧外六名、借地調停部山口德二外八名、情報部山口德二外六名なり。

第三項　救　護

(一)糧食供給　直後區内各所に火を發したるより、區長其大火に至るべきを豫想し、午後二時頃吏員を派して區内各所の白米店に米穀買入を交涉したるに、各店何れも警戒して目的を達する能はず、乃ち近衞步兵第一第二聯隊に救助米支出の交涉を試み、給水不十分にして加ふるに混雜の際なれば、焚出の如き緩慢の嫌なるべしとて、乾麵麭の支給を受け、吏員二十名、常備人夫三十餘名を出し、先づ九段靖國神社牛ヶ淵兩所に於て、同日午後七時より二日午前一時までに一萬二千人分を配付したり。

然るに罹災民の殺到は愈々多く、糧食の購入一刻の猶豫を許さざる狀況なりしを以て、吏員を四谷區麻布區及千駄ヶ谷町に派遣し、區長町長其他に依賴して百方努力したるも得る能はず、辛うじて府下野方村に於て玄米十五俵を買入れ、近衞步兵第一、二聯隊より炊事釜三十組を借り、下士卒六十名の應援を得て、炊出場を富士見尋常小學校及高等小學校に設け、右兩所並に永田日比谷兩小學校に於て、三日朝より給食を開始し、一面吏員を埼玉縣岩槻に出張せしめ、四日白米二十俵、五日二十二俵を購ひ、味噌其他を品川町に於て買入るの約を締し、市よりは四日五日何れも玄米四十五俵の供給を受け、八日よりは芝浦配給司令部より糧米其他の配給を受くる事と爲り、給食上の計畫漸く確立するに至れり。

糧食供給の方法は、焚出、施米、販賣の三手段を以てしたり。

一、炊出　九月三日上記の四校に給食所を設け、毎日二回焚出飯及副食物を各收容所及屋外避難の罹災民に給與し、漸次糧米給與と爲し九月二十七日一般の焚出は之を停止したり。

二、施米　一面焚出給與を爲すと同時に、一面には罹災全部に玄米又は白米を給與する事とし、一人平均一合の割合を以て之を給與し九月八日より一人平均二合に增額したるが、十日市の通達に基き、給米を玄米又は外米とし、罹災者中の無資格者に限り支給する事と爲し、他方に販賣所を設けて資力あるものには各自に糧米を買はしむ、然後配給方に關し市より數項の通達ありて、糧米給與は、火災又は震災のため居住を失ひ、自力又は他の扶助に依り生計を維持する事能はざるものゝみに止むる事と爲る。

糧米給與の方法は、本區各町内は町會長又は町總代等の代表者に依託し、部内居住（他區の避難者を含む）に對して配給せしめ、二十一日より燒失せざる地域の避難者に區役所より直接配給を爲し、十

月一日燒失地域の罹災者中自力又は他の扶助に依り生計を維持する事能はざるものに區役所より直接配給するため、配給所を區役所及富士見幼稚園の二ケ所に設け、前者に於て三番町通以南に配給し、後者は同以北の配給に當れり、而して町內以外の避難者へは、初より區役所に於て直接配給を行ひたり。

副食物は、其數量全罹災者に給與するに足るものは、之を各町內代表者及外部避難者一般に配付し、數量少きものは、部分的に交互配付をなせり、即ち味噌、食鹽、罐詰、梅干、漬物、メリケン粉、鹽、鮭、卵、醬油、するめ、いりこ、梨等は、一般に配付し、甘藷、馬鈴薯、素麵、にしん、南瓜、茶、野菜等は、部分的に交互配付す。

三、焚出及施米數量人員　糧米及配食物配給數量は、九月三日より二十七日までに配給したる數量、左の如し。

糧米一、六六六石三七八、內白米、炊出一一石九〇〇、給米四九一石一五六、計五〇三石〇六五、玄米、炊出二六三石三一八、給米八五九石三九二、計八五二石七一〇、外米、炊出三〇石八四〇、給米二七九石七七二、計三一〇石六一二。

副食物　味噌四、八一三貫四〇〇、食鹽二、八〇八斤、罐詰九二三箱、梅干六樽、漬物二五八樽、精麥一〇石二九、メリケン粉七三六袋、鹽鮭三一九箱、卵一〇〇箱、醬油六二樽、するめ三六俵、いりこ七一俵、ビスケット一五箱、甘藷二九俵、馬鈴薯一四俵、素麵一〇一箱、にしん二俵、南瓜一一八俵、茶一箱、野菜一一八包、梨六一七箱。

慰問品其他　慰問品（衣服を含む）三三四箱、ざる五十個、白木綿二包、陶器二一〇包、紙二包、毛布四六〇枚、雜品五箱、木炭一五〇俵、油紙十包、賣藥一〇、三〇〇包。

糧米其他の給與人員は、九月一日より二十七日までに糧米給與延人員九十五萬四千百七十一人にして、日々の給與人員には增減あるも次第に減少の傾向あり、六日頃は十萬七百人、二十七日には三萬一千七十四人に減ず。

四、販賣　有資力者に對する糧米販賣は、九月八日午前八時より販賣所を、

富士見小學校（幼稚園）、番町小學校、永田町小學校

の三ケ所に設け、之が有償給付を爲せり、二十五日廢止す。

五、給水　上水道の給水全く杜絕し、罹災者は勿論區民一般に飲用水の缺乏に困難を來せるを以て、區は給水部を組織し、人夫二十餘名を督し、撒水車十餘台を以て、區內の撒水井中水質飲料に適するものを撰み、每日午前九時より午後三四時頃まで區內各所に給水し六日一部の水道に少量の給水あるや、之を撒水中に取り、各所に給水し、水道の給水充足するに及びて止む。

(二)罹災者收容　九月一日火災中、安全の見込ありたる區內市立小學校中、富士見、永田町、日比谷三校に罹災者を收容し、二日午前十時に至り麴町高等小學校をも開放し、其校職員に、番町、麴町上六各小學校職員を加へて之を監督せしめ、三日よりは看護婦二名醫師一名を附して、救護所衞生に關する事務及罹病者の救護に努む、收容人員は

富士見小學校千六百人、永田小學校九百五十人、日比谷小學校六百五十人、麴町高等小學校七百六十人。

其後各小學校は、十月一日開校の豫定なりしを以て、各校收容の罹災者を漸次公設バラック其他に移し、九月二十六日全部引移りを了す。

〔附〕寄附金　九月一日より二十七日まで罹災者救助の爲め金品を寄附したるもの、金員陸地測量部小使小池與吉外八名より七千八百四十五圓、物品飯田町長谷川作次郎外十九口より食糧、衣類、日用品、天幕、其他多額なり。

第四項　屍體收容

(一)屍體收容所　其筋の通達に基き、九月二日より屍體收容所を區內五番町千鳥ケ淵公園の一部に設置し、吏員六名を掛員とし、人夫數名を附し、先づ路傍に散在せる屍體を收容し、又發見通知に接する每に部員を出勤せしめて收容の上、何れも成規の手續を履行して火葬場に送れり。

(二)收容屍體數　九月二十七日までに收容したるもの總數二百二名、內男百十九名、女八十二名、男女判明せざるもの一名なり、此の內身元判明して遺骨又は遺髮を遺族に引渡したるもの四十三名あり。

第五項　罹災調査

(一)區內調査　區內を八部に分ち、調査部を組織して九月二日調査に着手し、先づ家屋臺帳を基本として、書類に就き一應の調査を爲し、後實地に就きて調査したり。

(二)他區避難者調査　他區より區內に避難せるものゝ調査は、實地に就きて數回施行したるが、其都度員數に增減甚しきものありたり、九月二十七日猶約二萬を下らず。

第六項　建築用材配給

建築用材は、政府に於て各府縣より蒐集し、之を市に委託販賣せしむるものにして、約十四萬石を各區に配付し、燒失戶數に比例して分配する仕組なり、區は救護委員總會の議決を經て實行方法を左の如く定む。

建築用諸材料配給實行方法

一、建築用諸材料配給ノ方法ヲ左ノ三種トス。

家族ノ人員	凡二三人	凡五六人	凡十人內外
材料數量	第一號、五坪	第二號七坪	第三號十坪

一、配給希望者ハ、家族ノ人員種別及建築場所ヲ記載セル申込書ヲ九月十七日ヨリ十九日迄ノ間ニ於テ區役所ニ差出スコト、申込書用紙ハ、區役所ニ於テ交付スルコト。

一、申込書ハ、區長ニ於テ之ヲ調査シ、住宅部委員ノ意見ヲ聞キ之ヲ決定スルコト。

申込ノ數量カ市ノ配給ノ數量ヲ超過シタル場合ハ、抽籤ニ依リ之ヲ決定スルコト。

一、前項手續ヲ了シタルトキハ、區長ニ於テ拂下用材料ニ依リ建築スヘキ坪數ヲ記載セル證明書ヲ交付スルコト。

一、前項證明書ヲ交付セラレタル者ハ、最寄本市材料配給所（當分築地明石町水上警察署燒跡地、日本橋濱町公園及隅田川驛構內）ニ至リ、代金引換ニ材料ヲ受取ルコト。

材料申込ニ要スル費用ハ、引取者ノ負擔トス。

然るに申込の結果、遙に市の配給數量を超過したるを以て、救護委員會の議決を經、第一號を三坪、第二號を五坪、第三號を七坪に修正し、二十日午後及廿一日申込者全部に對し、區役所より證明書を交付したり。

而して區に對する配給所は、初め築地明石町水上警察署燒跡を指定せられしも、後汐留驛に變更せらる。

第七項　衞生施設

(一)傳染病豫防　災後の衞生には、區に於て特に注意し、救濟委員衞生部亦夫々盡力する所あり、豫防消毒等に從事せしも、腸チブス其他の傳染病續出し、九月一日より廿七日までに計五十四名を出せり、即ち

腸チブス十二名、赤痢十七名、赤痢疑似十四名、疫痢五名、ヂフテリヤ一名、流

行性脊髓膜炎五名。

（二）屎尿汲取　九月五日より廿七日までの屎尿汲取左の如し。

日限	名稱	數量	一日の平均
自九月五日 至同廿四日　廿日間	汲取總荷數	五、八四四荷	二九二荷
〃	同　石數	二三、三七六石	一一六石
〃	人夫使用延數	一、〇〇七名	五〇名三分
〃	自動車使用延數	二四輛	一輛二〃
〃	馬車使用延數	一二三〃	六輛一〃
〃	手車使用延數	五三〃	二輛六〃

九月二十七日現在汲取能力

九月二十七日現在	汲取荷數	區役所　二二四荷 生肥　四二五荷	計　六四九荷
〃	同石數	〃　八九六石六分 〃　一、七〇〇石	計二五九石六斗
〃	人夫數	〃　四八名 〃　四四名	計　九二名
〃	自動車數	區役所　二輛	計　二輛
〃	馬車數	〃　三〃	計　三〃
〃	手車數	區役所　四〃 生肥　三六〃	計　四〇〃

備考　一、九月二十五日東京生肥會社にて汲取實施す、其の區域は燒失せざる家屋に對して汲取るものとし、市の直營とす、監督は區吏員をして當らしむ。二、區傭常人夫は、凡三四〇名計、車四臺、馬車三臺、自動車二臺を以て再築家屋バラック、街頭便所（假設便所を含む）を汲取るものとす。三、臨時人夫二十五日以降假設街頭便所の外は廢止したり。四、目下手車製造注文中に付、出來の上は汲取能力著しく向上の見込。

第八項　燒殘物處分

燒跡及震害に依る瓦土灰燼等は、敷地內一部に堆積し置けば、便宜市役所に於て搬出すべく、敷地內に餘地なきものは物揚場河岸地等に搬出し置くべく、必ず道路に搬出すべからずとの市通達あり、區は灰燼置場として左の九ケ所を指定す。

四谷見附廣橋、英國大使館前、半藏門より三宅坂に至る濠端步道、一番町井伊伯邸北側、五番町清水邸前、靖國神社東側、數寄屋橋西詰、新川橋側（飯田町二、三町目）司法省前步道西側、靖國神社南側步道、三番町舊阿久津邸北側步道。

第九項　罹災證明

區は九月四日より廿七日までに、震火災罹災證明書を九千三百五人に發行したり。

第十項　教育恢復

區內各市立小學校は、災後休校しつゝありしも、九月中に準備を了し、十月一日を以て授業を開始す、區內市立小學校の罹災兒童は、三千二十人なり。

校名	在籍兒童		同上の內罹災者	
	男	女	男	女
番町	六一五	四八五	七二	四二
富士見	七六九	七五三	五一六	五二九
麹町	五七五	五一四	三九八	三五〇
日比谷	一六八	一三四	一〇二	七六
上六	三四五	三二三	二二七	二一四
永田町	三三四	三三一	一三七	一三二
高木	二一三	一五七	一二〇	一〇五
計	三、〇一九	二、六九七	一、五七二	一、四四八
男女合計	五、七一六		三、〇二〇	

第十一項　御下賜金傳達

名譽職員理事者其他集會し、大正十二年十二月一日を以て嚴かに御下賜金傳達式を擧ぐ、總金額八三、〇九六圓、六、八七〇世帶、一二一人之を拜受す。

第三款　神田區

第一項　區役所の活動

第一目　臨時事務分掌

九月二日未明一橋通一橋高等小學校燒跡に區役所假事務所を設置すると同時に、災害救護事務を開始し、分擔主任を定めて、

一、總務	庶務掛長
一、屍體收容處置並人夫ノ配置に關スル事務	衞生道路掛長
一、物資受入及配給ニ關スル事務	稅務掛長　會計掛長
一、戶籍關係及埋葬ニ關スル事務	戶籍掛長
一、救護及文書記錄ニ關スル事務	庶務主任
一、現金ノ收支	會計掛長

とし、適宜吏員を配屬し、主任及特別任務を帶びたるものは早朝より午後十時乃至十一時まで、一般吏員は執務時限を前後二時間延長し、公休日を廢して執務し、十一月以後始めて各主任の外、半數づゝ公休日の休暇を與へたり。

第二目　活動

A　物資供給

イ、災時の活動　災直後（午後一時）區役所前に臨時救護所を設備すると共に、區內の被害調査を兼ね、吏員を各小學校に派し、避難者收容及炊出準備を校長に依囑す、然るに西小川小學校は、此時早くも猛火に襲はれ、錦華小學校亦危險に陷り、今川及千櫻兩小學校も日本橋區より延燒する猛火の風下となり、其他各學校危態に迫り、一旦收容したる避難者をも退去せしむるの外なく、炊出も勿論遂行すること能はざりき、午後二時半頃に至り、小川町錦町方面の火刻々役所廳舍に迫り來るを以て、臨時救護所設備を中止し、重要書類の搬出に着手し、六時頃漸く豫定避難所一橋外如水館傍に避難し了れり、然るに午後八時頃再び猛火に迫られ、宮城平河門內に避く、是夜は西神田方面の罹災者牛ケ淵公園九段坂上等附近一帶の路傍に避難し、飢餓に迫り、疲勞困憊せるもの多數なるを以て、實査の上救助に著手し、近衞第二聯隊に炊出を交涉し、一部に罹災者に握飯を給與したり。

二日未明一ツ橋通町一橋高等小學校燒跡に廳の假事務所を置き臨時組織を定めて吏員を配屬し、救護方針確立のため、被害狀況を悉知する必要あり、吏員を各方面に派して調査せしめたるに、和泉町佐久間町二三四丁目平河町及松永町一部の外、他は悉く焦土となり、僅に燒殘りたる淡路町一丁目私立商工學校內に、外神田方面に於ては佐久間小學校內に、西神田方面に於ては商科大學構內、及其周圍の路傍、佛蘭西大使館構內、牛ケ淵公園等に、多數罹災者の避難し在り、食糧及飲料水に窮するを以て、取敢ず近衞聯隊より軍用乾麵麭千三百人分の給與を受け之を頒與すると共に、撒水用喞筒井を利用し、煮沸して罹災者に料水を給與し、更に神田川米穀市場に交涉して、在來一部の供給を得る契約を爲し、盛に焚出を行ひ、罹災民に頒ちたり。

ロ、食糧其他物資配給　災後五六日に至り、郡部及山手方面に一時避難したる罹災者漸次燒跡に復歸し、日一日救助出願者多きを加へ、全區に亙り、給米及販賣所設置の必要を生じ、一方に町會代表者及青年團等より配給事務援助を申出でたるを以て、其協力下に左記の給米

及販賣所を設置したり。

配給中及炊出設置場所	開始月日	閉鎖月日	備考
區役所	九月二日	三月三十一日	炊出は九月三十日を以て閉鎖し十一月四日假廳舍を神田橋外に移轉すると同時に給米所を小川校内に移す更に十二月十七日より廳舍内に移轉せり
淡路町一丁目一商工學校內 西神田警察署	〃　六日	十月十一日	但九月八日迄九段坂上假廳舍備後淡路町一丁目一番地商工學校內に移る
小川町小川尋常小學校內	十月十二日	十二月十六日	
昌平橋際昌平橋簡易食堂	九月九日	十月十三日	
和泉町一金網倶樂部內 外神田警察署	〃　六日	〃　〃	本警察署管內に神田川自警團及松永町有志者石原金作氏の給米所を設置したり
金澤町芳林尋常小學校內	十月十四日	〃　三十日	
東松下町市立千櫻小學校跡 千櫻青年分團	九月九日	〃　十九日	
東松下町千櫻尋常小學校內	十月二十日	〃　三十日	
駿河臺鈴木町駿河臺懇和會	九月九日	〃　十六日	
大和町大和町々會	〃　十四日	九月二十二日	
豊島町豊島町會	〃　十五日	十月十七日	
五軒町五軒町會	〃　十日	〃　十六日	
松永町五　石原金作	〃　二十二日	〃　三十日	
神田川自警團	〃　六日	九月十五日	
和泉町一　自警團	〃　十八日	十月三十日	
佐久間町二丁目細谷鎌太郎	〃　二十一日	〃　〃	
佐久間町三、四丁目奥住甫介	〃　二十一日	〃　〃	
佐久間町三丁目佐久間小學校	〃　一日	〃　二十三日	主として避難者に炊出給與をなしたり
淡路町一丁目商工學校內公友會	九月二日	十月三日	主として避難者に炊出給與をなしたり
米販賣所			
一橋通町區役所假事務所內	九月九日	九月二十七日	
佐久間町三丁目佐久間小學校內	〃	〃	

而して各給米所に於ける給米狀況は左表の如し。

要救助者調之一（九月中）

給米所	九月十五日現在被救助者數		同月三十日現在被救助者數	
	世帯數	人員	世帯數	人員
區役所	二、〇〇八	一一、二四〇	一、七六二	一〇、七四五
西神田警察署	四三六	二、三四〇	三〇九	一、八四八
昌平橋簡易食堂	三六二	二、三八〇	三五八	一、三〇八
外神田警察署	六〇〇	三、〇〇〇	七三六	五、九三一
千櫻青年分團	五九〇	二、九八五	七一八	四、五五五
駿河臺懇和會	三九	一四三	一五〇	一五九
大和町々會	四〇	一五〇（九月二十二日閉鎖）		
豊島町會	三〇五	九二五	三六八	一、六二五
五軒町々會	一五〇	四三五	—	—
石原金作	（九月二十二日開始）	—	一五八	八六四
和泉町自警團代表者青木榮次郎	二五七	一、一〇〇	七一五	二、四一九
細谷鎌太郎	—	—	三五〇	一、〇五〇
奥住甫介	—	—	四四〇	一、九三〇
佐久間小學校	—	—	三六	一三七
計	四、七七七	二四、七六九	五、七二八	三〇、三六八

要救助者調之二（十月中）

給米所	十月十五日現在被救助者數		同月三十日現在被救助者數		備考
	世帯數	人員	世帯數	人員	
區役所	二、三〇二	一三、一六七	三、〇四〇	一六、九三三	
西神田警察署	—	—	—	—	十月十一日閉鎖
小川小學校	五四三	三、二八五	八六八	四、七六八	〃　十二日開始
昌平橋簡易食堂	—	—	—	—	〃　十三日閉鎖
外神田警察署	—	—	—	—	〃　〃
芳林小學校	一、〇九二	五、四六八	一、四六四	七、六〇一	〃　十四日開始
千櫻小學校	六五五	三、三八一	一、四七二	七、七二三	〃　十九日千櫻青年分團閉鎖に依り十月二十日開始
駿河臺懇和會	四六	二四五	—	—	十月十六日閉鎖
豊島町々會	四九二	二、三六〇	—	—	〃　十七日〃
五軒町會	一三〇	五七〇	—	—	〃　十六日〃
松永町五 石原金作方	一五七	一、〇〇〇	一七九	一、二四五	
佐久間町二丁目 細谷鎌太郎方	二七五	一、一九二	一〇五	五〇五	
佐久間町四丁目 奥住甫介方	四四八	一、九二六	四〇〇	一、七〇〇	
和泉町一 青木榮次郎方	六四九	二、六八九	三六六	二、一〇五	
佐久間小學校	三五	六四	—	—	〃　二十三日〃
計	六、八〇一	三四、一七七	八、一三五	四三、四七二	

斯くて各配給品は、十月末日限り之を閉鎖し、全部區役所に於て施行することとす、同月以後に於ける要救助者數左表の如し。

要救助者調のみ

年	月	日	世帯數	人員數
大正十二年	十一月	一日現在	一、〇一六	三、九六二
〃	〃	十五日	一、〇一六	三、九六二
〃	十二月	一日	九一九	三、六六九
〃	〃	十五日	七四一	二、七八三
大正十三年	一月	一日	七〇八	二、五九七
〃	〃	十五日	七〇八	二、五九七
〃	二月	一日	四六六	一、五五五
〃	〃	十五日	四七六	一、五八五
〃	三月	一日	二八七	八二一
〃	〃	十五日	二八九	八二六

災害當時に在りては、全區殆んど焦土に化し、混亂狀態にありたるを以て、被救助者の困窮狀況等深く調査の暇なく、單に世帯の人員數に應じて給米をなしたれども、漸次秩序を整ふに從ひ、九月中旬より吏員は勿論、小學校教員等の救助を得て、數回に亙り被救助者の家計狀況を調査し、豫め救護事情調査表を作製し、之に家族數を記入して給米傳票を交付し置き、食料品及其他の物資交付の際、吏員をして之を點檢せしめたる上、其家族數に應じて給與したり、又罹災者は避難先より逐日著しく復歸し來り、被救助者激增したるも、引續き配給をなし、衣類器具類の救恤品も時々之を配給したり。

災後月餘を經て十月中旬に至りては復興氣運日に濃厚となり、一旦地方に避難したる罹災者も歸還し、宿地に假建築をなすもの或は集團バラックに入るもの等日々增加し、甚だしく缺乏したる各種の物資に漸く充實し來り、一面又失業者の減少と共に購買力も恢復し配給上緩和を見るに至りたるを以て、從來施行の積極的救護方針を變更して大に縮少するの要あるを認め、一般配給は十月三十日にて一先づ打切り

以後は左記各項に該當する極貧者に限り之を救助することゝなし、被救助者各世帯主より給米申請書を徵し、數日に亘り吏員を派して申請書の家計の實狀調査を嚴にしたる上、要救助者のみを十一月一日より更に救助することゝせり。

記

(一)鰥寡孤獨にして扶養を受くる見込なき者。
(二)一家の主働者傷病等の事故あるが爲め容易に收入を得る見込なき者。
(三)罹災の爲め一家を支ふるに足る收入を得る事能はざる家庭に於ける滿十五歲以下の小兒及六十歲以上の老人姙産婦及傷病者。
(四)其他救助の要ありと認めたる者。

是に至りて、其の人員數は激減したるも長期間に亘り、救助の要あり、且復歸者には救助を要するものありて常に增減ありしも、要救助者に對しては、吏員を派し或は警察官に依託して家計の實狀を調査して濫給を防止し、漸次縮少して大正十三年三月三十一日を以て物資配給は閉鎖したり。

前記配給に要したる米又副食物は、東京市役所より送付のものを一且假廳舍倉庫に受入れ、更に給米所より所要數量の請求に應じて交付したり、又衣類寢具家具及燃料等寄贈品其他の物資も同樣の手續を經て或は給米の際又は特に日時を定めて配給したり。

自大正十二年九月一日
至大正十三年三月三十一日

物資受拂集計表（食糧品の部）

品目	單位	受入							拂出									殘
		繰越	事務局より	府より	市より	徵發買入	寄贈	計	救助 直接	救助 其他	販賣 直接	販賣 其他	腐毀	紛失	減損	返戻	計	
澤庵	樽	—	—	—	七八九	五	五	七九九	七九一	—	—	—	八	—	—	—	七九九	—
梅干	〃	—	—	—	三四〇・五	三	一	三四四・五	一八六・五	—	—	—	—	—	—	—	一八六・五	一五八
漬物	〃	—	—	—	四二四	—	一〇	四三四	四三四	—	—	—	—	—	—	—	四三四	—
甘諸	俵	—	—	—	一〇	—	—	一〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—
味噌	樽	—	—	—	四七〇	三三	—	五〇三	四九五	—	—	—	—	—	—	—	四九五	八
醤油	〃	—	—	—	三三九	—	—	三三九	三三九	—	—	—	—	—	—	—	三三九	—
ラッキョウ	〃	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
果物	箱	—	—	—	一三五	—	—	一三五	一三五	—	—	—	—	—	—	—	一三五	—
パン	〃	—	—	—	六八九	—	一一	七〇〇	六九五	—	—	—	—	—	—	—	六九五	五
煉乳	〃	—	—	—	二一	—	—	二一	一〇・五	—	—	—	—	—	—	—	一〇・五	一〇・五
麵類	〃	—	—	—	三六〇	—	四〇	四〇〇	四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四〇〇	—
鹽	叺	—	—	—	二四八	二	—	二五〇	二五〇	—	—	—	—	—	—	—	二五〇	—
玄米	俵	—	—	—	三、一五〇	五一	—	三、二〇一	三、二〇一	—	—	—	—	—	—	—	三、二〇一	—
白米	俵	—	—	—	六、五三三	二四・五	—	六、五五七・五	六、三〇〇	—	二〇〇	三〇	—	—	一〇	—	六、五四〇	一七・五
外米	〃	—	—	—	一、八〇三	—	—	一、八〇三	一、七二三	—	—	八〇	—	—	—	—	一、八〇三	—
鮮米	〃	—	—	—	四三三	—	—	四三三	四三三	—	—	—	—	—	—	—	四三三	—
麥	〃	—	—	—	六二	三	—	六五	三三	—	—	—	—	—	—	—	三三	三二
鷄卵	箱	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	二
野菜	本	—	—	—	—	—	三一〇	三一〇	三一〇	—	—	—	—	—	—	—	三一〇	—
	俵	—	—	—	一、一〇二	—	三四	一、一三六	一、一三六	—	—	—	—	—	—	—	一、一三六	—
鑵詰	箱	—	—	—	一、二四三	—	一三〇	一、三七三	九七七	—	—	—	—	—	—	—	九七七	三九六
干魚																		
鮭	箱	—	—	—	三五七	—	—	三五七	三五七	—	—	—	—	—	—	—	三五七	—
鹽鰤	樽	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
鯣	俵	—	—	—	二八三	—	—	二八三	二八三	—	—	—	—	—	—	—	二八三	—
鰊	〃	—	—	—	一〇四	—	—	一〇四	一〇四	—	—	—	—	—	—	—	一〇四	—
鹽鱈	箱	—	—	—	四四	—	—	四四	四四	—	—	—	—	—	—	—	四四	—
鹽鯖	〃	—	—	—	五	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	—
豆類	俵	—	—	—	二八四	—	—	二八四	二七三	—	—	—	—	—	—	—	二七三	一一
馬鈴薯	〃	—	—	—	一七三	—	—	一七三	一七三	—	—	—	—	—	—	—	一七三	—
砂糖	斤	—	—	—	五、八〇〇	—	—	五、八〇〇	三、六一〇	—	—	—	—	—	—	—	三、六一〇	二、一九〇
茶	箱	—	—	—	一〇	—	六	一六	一六	—	—	—	—	—	—	—	一六	—
藥	梱	—	—	—	四七	—	—	四七	四七	—	—	—	—	—	—	—	四七	—
	個	—	—	—	—	—	四二、五三〇	四二、五三〇	四二、五三〇	—	—	—	—	—	—	—	四二、五三〇	—
餅	枚	—	—	—	八九〇	—	—	八九〇	八九〇	—	—	—	—	—	—	—	八九〇	—
雜品																		
煮干	俵	—	—	—	一五	—	—	一五	一五	—	—	—	—	—	—	—	一五	—
削節	箱	—	—	—	八	—	—	四	四	—	—	—	四	—	—	—	八	—
海藻	俵	—	—	—	九	—	—	九	九	—	—	—	—	—	—	—	九	—
海老	箱	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
佃煮	樽	—	—	—	二五	—	—	二五	二四	—	—	—	—	—	—	—	二四	一
氷	匁	—	—	—	—	—	三〇〇	三〇〇	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇〇	—

自大正十二年九月一日至大正十三年三月三十一日　物資受拂集計表（材料の部）

木炭	俵	—	—	—	九、三四三	一〇	—	九、三五三	八、六四八	—	—	—	—	—	二〇	—	八、六六八	六八五
薪	束	—	—	—	四、九〇〇	六〇	—	四、九六〇	三、六四八	—	—	—	—	—	四〇〇	—	四、〇四八	九一二
繩	〃	—	—	—	三五	—	—	三五	三五	—	—	—	—	—	—	—	三五	—
莚																		
莚	束	—	—	—	六三	—	—	六三	六三	—	—	—	—	—	—	—	六三	—
	枚	—	—	—	一三六	—	—	一三六	一三六	—	—	—	—	—	—	—	一三六	—
アンペラ	巻	—	—	—	二九	—	—	二九	二七	—	—	—	—	—	—	—	二七	二
花莚	束	—	—	—	一〇	—	—	一〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一〇	—
疊表	〃	—	—	—	八〇	—	—	八〇	三六	—	—	—	—	—	—	—	三六	四四
寝具	枚	—	—	—	九、八四〇	—	—	九、八四〇	九、〇六六	—	—	—	—	—	—	—	九、〇六六	七七四
被服																		
衣類	梱	—	—	—	四、四三六	—	四	四、四四〇	四、四三六	—	—	—	—	—	—	—	四、四三六	四
	枚	—	—	—	—	—	六、一〇一	六、一〇一	六、一〇一	—	—	—	—	—	—	—	六、一〇一	—
襦袢	枚	—	—	—	三、九〇〇	—	—	三、九〇〇	三、九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、九〇〇	—
勞働服	枚	—	—	—	三、七〇〇	—	—	三、七〇〇	三、七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、七〇〇	—
	梱	—	—	—	四七	—	—	四七	二五・五	—	—	—	—	—	—	—	二五・五	二一・五
毛布	束	—	—	—	—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—
	枚	—	—	—	六、〇三七	—	三四	六、〇七一	五、九三五	—	—	—	—	—	—	—	五、九三五	一三六
風呂桶	個	—	—	—	一〇	—	—	一〇	九	—	—	—	—	—	—	—	九	一
反物																		
ネル	梱	—	—	—	三四	—	—	三四	三四	—	—	—	—	—	—	—	三四	—
	枚	—	—	—	三、七一六	—	—	三、七一六	三、七一六	—	—	—	—	—	—	—	三、七一六	—
木綿	梱	—	—	—	一	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—
	反	—	—	—	八、五五〇	—	—	八、五五〇	八、五五〇	—	—	—	—	—	—	—	八、五五〇	—
衣類地	反	—	—	—	三、四〇〇	—	—	三、四〇〇	三、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、四〇〇	—
鐵器																		
バケツ	個	—	—	—	五〇〇	—	一四三	六四三	六四三	—	—	—	—	—	—	—	六四三	—
釜	梱	—	—	—	一二	—	—	一二	一二	—	—	—	—	—	—	—	一二	—
	個	—	—	—	三七五	—	—	三七五	三七五	—	—	—	—	—	—	—	三七五	—
洗面器	束	—	—	—	—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—
鍋並び蓋	個	—	—	—	二、〇〇〇	—	一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二、一〇〇	—
飯流	梱	—	—	—	七〇	—	—	七〇	七〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇	—
綿	貫	—	—	—	八五	—	—	八五	八五	—	—	—	—	—	—	—	八五	—
天幕	張	—	—	—	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五
蠟燭	本	—	—	—	三七、〇〇〇	—	三四	三七、〇三四	三五、六七三	—	—	—	—	—	—	—	三五、六七三	一、三六一
コークス	俵	—	—	—	四〇〇	—	—	四〇〇	二一〇	—	—	—	—	—	—	—	二一〇	一九〇
紙	梱	—	—	—	二三二	—	四	二三六	二三六	—	—	—	—	—	—	—	二三六	—
	枚	—	—	—	—	—	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	八、〇〇〇	—
郵便切手	枚	—	—	—	三、六〇〇	—	—	三、六〇〇	三、六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、六〇〇	—
〃葉書	〃	—	—	—	一八、〇〇〇	—	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二〇、〇〇〇	—
シャツズボン下	〃	—	—	—	一五、二三〇	—	—	一五、二三〇	一三、一四八	—	—	—	—	—	—	—	一三、一四八	二、〇八二
雜品																		
石鹸	箱	—	—	—	三〇	—	—	三〇	二九	—	—	—	—	—	—	—	二九	一
曹達	叺	—	—	—	五	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	—
足袋及靴下	束	—	—	—	二	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
子供前掛	枚	—	—	—	三〇	—	—	三〇	三〇	—	—	—	—	—	—	—	三〇	—
おしめ	包	—	—	—	一	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—
擂鉢	個	—	—	—	—	—	七〇	七〇	七〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇	—
飯櫃	束	—	—	—	—	—	五	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	—
眞綿	枚	—	—	—	—	—	七〇	七〇	七〇	—	—	—	—	—	—	—	七〇	—
風呂敷	〃	—	—	—	—	—	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三、〇〇〇	—
少年讀物	冊	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	—
ノート	〃	—	—	—	—	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一、〇〇〇	—
鉛筆	本	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	四、〇〇〇	—
コーヒー茶碗	梱	—	—	—	—	—	二	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	—
燐寸	包	—	—	—	一、四四〇	—	—	一、四四〇	一四八	—	—	—	—	—	—	—	一四八	一、二九二
タオル	梱	—	—	—	六	—	—	六	六	—	—	—	—	—	—	—	六	—

手拭	筋	—	—	—	—	—	三00	三00	三00	—	—	—	—	—	—	—	三00	—
陶器小鉢	箱	—	—	—	六二	—	三	六五	六五	—	—	—	—	—	—	—	六五	—
傘	〃	—	—	—	四	—	一	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	—
メリヤス	〃	—	—	—	一	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—
提灯	個	—	—	—	一	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
	捆	—	—	—	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五
下駄、草履	捆	—	—	—	八七	—	三	九0	九0	—	—	—	—	—	—	—	九0	—
帽子	個	—	—	—	一	—	—	一	0・五	—	—	—	—	—	—	—	0・五	0・五
	捆	—	—	—	—	—	三	三	三	—	—	—	—	—	—	—	三	—
絲	束	—	—	—	一、七00	—	—	一、七00	一、七00	—	—	—	—	—	—	—	一、七00	—
針	本	—	—	—	五、一00	—	—	五、一00	五、一00	—	—	—	—	—	—	—	五、一00	—
荷札	枚	—	—	—	—	—	二、000	二、000	二、000	—	—	—	—	—	—	—	二、000	—
雜品	捆	—	—	—	七五	—	—	七五	七五	—	—	—	—	—	—	—	七五	—
土鍋	個	—	—	—	一、四00	—	—	一、四00	一、四00	—	—	—	—	—	—	—	一、四00	—
コンロ	〃	—	—	—	四00	—	一六一	五六一	五六一	—	—	—	—	—	—	—	五六一	—
石炭	斤	—	—	—	—	八、000	—	八、000	八、000	—	—	—	—	—	—	—	八、000	—
慰問袋	捆	—	—	—	二、0五0	—	八六	二、一三六	二、一二一	—	—	—	—	—	—	—	二、一二一	一五

ハ、給水　災後水道斷のため、罹災者は孰れも飲料水窮乏し、殊に商科大學構內及附近路傍に避難せるもの最も甚しきを以て、九月二日より撒水喞筒井を利用し、之を煮沸して、區役所假事務所入口に於て公衆の飲用に供し、各所の撒水喞筒に應急修理を加へ、附近避難民及通行人の使用に任せ、市水道課に交涉して集團避難所病院及燒殘地域に極力上水の配給を努めたり。

B、屍體收容

九月二日東京市役所より屍體の處置に關し通牒ありたるを以て、吏員二人人夫四人を一隊とし、數隊を編制して全區に亙りて燒死者の收容を開始し、先づ商科大學構內に收容所を設け此所に收容したり。

次で三日朝に至り、神田驛構內及其附近に二百餘名の燒死者あるを發見したるを以て、同所にも收容所を設置し、一定期間保管し、引取人あるものは之を引渡し、引取人なき者は凡て町屋火葬場に送付して火葬に付したり、災後數日を經たる燒死者の屍體は、腐爛して臭氣殊に甚しく、取扱上實に困難を極む、尙ほ十月以降は行旅死亡人取扱法に準じ處理したり。

九月中に於ける收容屍體	三四六人	計三五三人
十月以降に於ける收容屍體	七人	

此等死體を處置すること左の如し。

男女別	收容	引渡	引取人なきもの
男	一七四	一〇二	七二
女	六一	三五	二六
性不明	一一八	—	一一八
計	三五三	一三七	二一六

C、傷病者救護

災害翌日に至り罹災者中負傷又は疲勞困憊の極罹病したる者等續出し、頻りに藥餌を求め來るものあり、偶々一橋高等小學校燒跡に於ける避難者中、當區多町一丁目八番地開業醫戸張幾三郎あり、同人に委託して不取敢輕症者の治療を開始し、重症者は直に泉橋慈善病院に救療を託したり、七日商科大學分教室の一部を借受け治療所を設備し、東京市技師輕部榮次郎及野村禮之、戸張醫師に代りて救療事務に膺り、重症病者は應急處置をなしたる上、日本赤十字社病院、泉橋慈善病院濟生會病院、東京市臨時病院等に送院し、輕傷者は日々共の治療を行ひたり。

十月に至り助産所設置の必要を生じ、同月二十一日より産婆二人を傭入れ救護所に併置し、罹災困窮者の姙産婦取扱を開始したり。

十一月四日神田橋際に於ける區役所假廳舎落成し廳舎と共に、救護所も亦移轉し、引續き救療をなし來りしが、十一月下旬に及び患者減少し、存續救療の必要なきを認めたるを以て、十二月三日に助産所は十二月二十八日閉鎖したり。

傷病者救療取扱數

男女幼別	重傷者	輕傷者延人員	重病者	輕症者延人員
男	二五	七一一	一七	九三四
女	一四	五八三	二三	一、〇八四
幼	三	一九九	二	六一五
計	四二	一、四九三	四二	二、六三三

助産所取扱數　五十一人

D、罹災證明

九月十二日東京市社會局より鐵道省（品川、新宿、日暮里、田端、龜戸各驛）海軍省（芝浦）日本郵船會社、大阪商船株式會社に於て、罹災民にして區役所の證明ある者を無賃乘車又は乘船せしむべき旨、又同月十六日鐵道省運輸局長より、來る二十一日より當分の間震災地より歸國又は避難する罹災者に對して、區長の證明書を携帶する者は無賃輸送すべき旨通知あり、尙東京市電氣局に於ても、九月十七日より罹災證明書を携帶せる罹災者に對しては無賃乘車を許容する旨新聞紙に廣告したり。

當時罹災者は、郡部又は山の手方面の避難先より燒跡整理の爲め朝夕電車にて來往するもの又地方に避難するもの等多數にして、隨て該證明を求むる者連日蝟集し、多きは一日に五千餘件の證明を交付したることあり、而して吏員の外小學校教員の援助を得て毎日午前八時より午後六時迄之を取扱ひたり。

右無賃乘車の許容期限後に於ても、集團バラック入舍其他の必要上罹災證明を申請するもの多數ありたり。

罹災證明書交付

種類	件數	發行期間
鐵道乘車無賃の爲め發行したる證明	一四、八一九	自九月十二日 至〃三十日　二七日
電車無賃乘車の爲め發行したる證明	二一、四七八	自九月十七日 至〃二十五日　九日
其他	一、八一二	自九月四日 至十二月二十八日　一一六日
計	三八、一〇九	

E、罹災者收容

震災救護事務局に於て區內市立各小學校燒跡に建築せる罹災者收容

所中、錦華外十一校跡は十月九日迄に、一橋高等小學校跡は同月二十四日落成したるを以て、先づ路傍假小屋居住者及各官衙、兵營、學校等に避難せる者を先にし、それより先願者を順次收容し、更に十二月四日に至り三井家寄贈に係る北神保町三井男爵邸跡に建築せられたる集團バラックの引渡を受け、即日より收容を開始せり。

各收容所の收容狀況左の如し。

記

收容所別	收容開始	十月十五日現在 世帶	十月十五日現在 家族	十一月十五日現在 世帶	十一月十五日現在 家族	十二月十五日現在 世帶	十二月十五日現在 家族	一月十五日現在 世帶	一月十五日現在 家族	二月十五日現在 世帶	二月十五日現在 家族	三月十五日現在 世帶	三月十五日現在 家族
錦華	十月七日	四〇	一八六	一〇四	四四四	一〇九	四四七	九三	三六五	九三	三五八	七六	二九九
法政	〃九日	四	一八	一七	七五	一五	六〇	一四	五四	一五	四四	一〇	五三
神田	〃九日	五〇	三三四	一三五	四八五	一三三	四七〇	一五一	四四七	一五〇	四四四	一三三	二九七
千櫻	〃八日	六九	三〇一	一四六	六〇五	一五五	六二七	一三一	四七三	一二九	四五一	一二〇	四一九
練成	〃六日	二九	二七	五三	二〇四	四四	一五九	五九	一五〇	五三	一五〇	二四	一〇五
橋本	〃七日	一八	七三	四八	二一〇	五一	三三八	四四	一六八	五九	一三三	五〇	一一一
小川	〃七日	三一	一四〇	一四一	五七九	一三四	四八七	一二三	四三五	一〇三	三五八	九二	三五〇
和泉	〃十日	一二	四三	二〇	七四	二〇	七〇	一九	六三	一八	四八	一八	四七
西小川	〃九日	三二	一六〇	九八	三五一	九七	三五七	七二	二五六	七〇	二七三	六〇	三三一
今川	〃七日	二六	一三七	一〇三	四五〇	二六	四三三	九三	三七四	八〇	三二八	七七	二六八
神龍	〃八日	六	三一	一九	八六	二〇	八六	一八	七六	一六	六七	一五	六五
芳林	〃七日	三四	一四七	七〇	二八七	六九	二五〇	五五	二〇七	五三	一九五	四八	一八一
一橋	〃二十四日	―	―	七〇	三五四	六一	二二三	五一	一七三	四四	一一八	五九	八八
三井	十二月四日	―	―	―	―	六五	一六〇	六四	一五七	六四	一五八	六四	一五八
計		三六八	一、五六五	一、〇一〇	四、一一〇	一、〇四五	四、〇二五	九五八	三、四二〇	九〇五	三、一三五	七七五	二、六九三

F、假建築材料拂下

東京市より假建築用諸材料拂下に關し左記の通り通知ありたるに付、之に基き配給の準備に着手したり。

一、材料は各區燒失戶數に比例して分配す。

二、各人への拂下數量は一人一戶十坪に當る數量を限度とす。

三、拂下希望者は區長に申込み區長は其の目的の爲に組織せる委員會の意見を聞き之を決定すること。

四、前項の手續を了したるときは、區長に於て拂下用材料に依り建築すべき坪數を記載せる證明書を交付し、最寄の本市材料配給所（當分築地明石町水上警察署燒跡地日本橋濱町河岸）を置くに付、代金引換材料を引取らしむること。

引取に要する費用は引取者の負擔とす。

九月十四日第一回假建築物材料配給に關する區長會開會せられ、同月十六日より該拂下願書を受理し、同月二十日を以て締切り、同月二十一日同拂下の委員會開會、拂下用材配給證明坪數を左記の如く定め證明書を發行することゝせり。

市より本區に配當せられたる總石數は一五、一二一石なり。

		願人數		石數
家族數十人以上	甲　六坪	八七七人	此坪數五、二六二坪	五、九三〇・二七四石
家族數五人以上	乙　五坪	一、三九七	〃　六、九八五	七、六九一・九六〇
家族數五人未滿	丙　三坪	三三八	〃　一、〇一四	一、四三二・四四四
	計	二、六一二	一三、二六一	一五、〇五四・六七八

同月二十二日より十月十日迄に一日二百名乃至三百名の割合を以て證明書を發行したり。

十月二十日假建築に要する板類拂下に關する配給委員會を開き、左記の如く決定し、證明書を發行のことに決せり。

板　類	四分板	最高三〇坪
	六〃	〃　三坪
亞鉛板		〃　五〇枚

申込期間　二十一日より三日間但品切れの時は中途にても締切ること

以上三日間に證明書を交付したる人員三百九十九人、十一月一日第二回假建築用材料拂下に關する委員會開會、左記の如く決定し、證明書を發行することに決せり。

第一回の拂下を受けたるものは第二回の拂下をなさず、但第一回に於て證明書の交付を受けたるのみにて用材の交付を受けさるもの（此場合に於て第一回の證明書を返付せしむ）及第一回に於て貸家建築の爲め拂下を受くること能はざりしものは此限りにあらず。亞鉛平板は五十枚を限度とす。

申込受付は十一月二日より六日迄の期間とす。

締切後尙用材の剩餘を生じたる場合は、第一回拂下を受けたるものと雖も拂下證明を交付することを得。

以上の如く決定し、十一月二日より六日迄に願書を受付くることに決せり、而して同期間內の證明發行數は、千百四十三件、此坪數五千七百十五坪なり。

G、恩賜金傳達

十一月二十日より御下賜金拜受に關する罹災申告書受付の事務を開始し、十二月一日御下賜金傳達式を擧行したり、式場狹隘にして一般拜受者を列席せしむること能はざりしに依り、區民代表の意味を以て各名譽職員、名譽職待遇者中の罹災者六十五人に參集狀を發す、參會したる者五十六人、區會議長堀內伊太郎總代として拜受を終り、區長より傳達に關する挨拶をなし、式を閉ぢたり。

次で午後一時より拜受者百八十三名に順次傳達をなし、爾來每日曜日或は土曜日に傳達をなす、六月三十日迄に交付したる人員及金額左の如し。

記

種別	交付人員	單位	金額
住宅全燒	二三、一三五人	一二・〇〇〇円	二七七、六二〇円
〃全潰	二	八・〇〇〇	一六
〃半潰	三	四・〇〇〇	一二
死亡	三九七	一六・〇〇〇	六、三五二
行方不明	一一七	一六・〇〇〇	一、七一二
負傷	二三三	四・〇〇〇	九三二
計	二三、八八七		二八六、六四四

H、功勞者表彰

救護實施に際し援助せられたる團體及個人にして功勞顯著なる者、並個人として傷病者の救護をなし又は人命救助をなしたる人々に就ては、夫々共事蹟を錄して共筋に表彰方を上申したり。

I、追弔祭

區は區會の決議を經て震火災の慘禍の爲め死亡したる區民並本區內に於て死亡したる區外民一千有餘名の靈を慰むる爲め、十二月九日午前十時より神田神社境內に於て追弔祭を擧行す、其式次第左の如し。

祭典

吊文（府知事、市長、區長、區會議長）

參拜（區長、區會議長、市長、遺族總代、來賓總代）

主催者挨拶の後閉會したり

參列者　遺族二百數十人、來賓百餘人、計三百數十人

第二項　名譽職員の活動

大正十二年九月七日神田區役所假廳舍ニ名譽職相談會ヲ開キ、震災救護事務ニ關シ、府、市、區會議員ハ區ノ救護委員トナリテ救護事務ヲ援助スルコトトナリ、次テ十日各名譽職協議會ヲ開キ、區ノ復舊ヲ圖ルヲ緊急ノ要務トスルヲ以テ、當面ノ問題タル借地、借家燒灰ノ始末、假小屋建設、火災保險金拂戾、銀行預金回收等ノ件ニ關シ、種々協議ヲ重ネ、之等事項ノ解決ヲ促進スル爲メ、災害救濟委員會ヲ組織シテ左記ノ通リ委員ヲ置キタリ。

一、灰燼の處分に關する委員	八人
二、借地借家に關する委員	一一
三、保險金、銀行、低利資金に關する委員	一八
四、都市計畫建築法に關する委員	一一
五、物資供給に關する委員	一二
六、相談部及庶務部に關する委員	一二

同日區會協議會を開き左の決議をなし各區に通知す。

東京市を中心とせる今次の震災火災は、我國に於ける空前の災禍にして、善後の處置宜しきを得ると否とは、啻に東京市死活の岐るる處たるのみならず、實に帝國存亡の分るる處たることは勿論の次第に存候、而して救濟の方法固より多岐多端なりと雖も、最急最要にして救濟の根本義は、此際罹災民各自の火災保險金を交付せしめ、之れに依りて復活の方途を講ぜしむると共に、目下停頓せる金融の途を開くの外無之と確信仕候、玆に神田區會協議會の全會一致を以て之を決議し、死を賭してその目的の貫徹を期す。

大正十二年九月十日

神田區會協議會

九月十七日區會に於て木材供給に關する委員を設け、專ら東京市より配給に係る木材の配給方に付需用者の便宜を計ることに決せり。

委員長石和田八郞、理事小口米吉外六名。

右委員は數回委員會を開き、配給數量を決し、或は市當局に折衝して配給所を濱町川岸の外淺草藏前專賣局跡に設くる等大に盡す處ありたり。

十月十八日區會に於て從來の災害救濟委員會を神田區復興委員會と改むるの決議をなし、規程を設けて復興委員の部屬を定め之を七部に別ちたり、各部の主管事項及部屬委員數等左の如し。

第一部、火災保險金請求ニ關スル件

委員委員、委員長日下部三之介

因に、本件は後に至り各區聯合會を組織し、各町會代表者も參加し、神田區會よりは、日下部三之介外七名を該聯合會委員に撰みたり。

第二部、敎育に關する件

委員十二名、委員長日下部三之助理事畑村彪藏外一名

第三部、衛生保健、下水廁芥及糞尿に關する件

委員十一名、委員長高橋監輔理事桑立鄕外一名

第四部、都市計畫並特別市制區制促進に關する件

委員二十四名、委員長高橋秀臣、理事秋草愛一外一名

第五部、灰燼の處理並電燈水道瓦斯等の供給に關する件

委員十一名、委員長中川重政、理事久松恭治郞外一名

第六部、建築材料其他物資の供給に關する件

委員十一名、委員長石和田八郞、理事小口米吉外一名

第七部、公設市場及浴場の設定並商工業の發展に關する件

委員十一名、委員長桑原信助、理事小林巳之助外一名

以上各部署を定めて復興事業に膺り、各部每に其事業の性質に依り關係官衙を訪問陳情して區民心の安定を圖ることに貢献し、就中火災保險金請求問題に關しては、八名の理事を置き、各區聯合會の中心となり、或は政府當局に陳情し、或は火災保險會社に迫り、八ケ月の長きに亙り前後四十餘回の理事會を開き保險會社の反省を促がし、以て政府の補助を請はしめ、保險金支拂の途を講ぜしめたる如き、復興委員會活動狀況の顯著なるものなり。

第三項　團體の活動

區民は左の團體を組織して、罹災者救護其他の活動を爲したり。

團體名稱	組織ノ概要	活動狀況	
		爲シタル事業	援助期間
駿河臺懇和會	町內會ニシテ會長醫學博士金杉英五郞、理事長田邊政男ナリ	震災當日ハ本會常設ノ救護班二十名ニ依リ會員ノ避難援助及救護ニ從事シ九月九日ヨリ給米其他ノ物資配給事務ヲ援助ス	自九月九日 至十月十六日 四一日間
神田慈善協會 昌平橋簡易食堂	中村舜二指揮ノ下ニ菅沼慶藏三雲吉彥鈴木直太郞氏等衝ニ當ル	最初ハ東京市ヨリ食糧品ノ交付ヲ受ケテ配給ヲナシ後チ九月九日ヨリハ當區ノ配給事務ヲ援助ス	自九月九日 至十月十三日 三五日間
神田區靑年團千穗分團	分團長濱田國松氏ニシテ分團員森登久造外數名主トシテ衝ニ當ル	食糧及物資配給事務ヲ援助ス	自九月九日 至十月十九日 四一日間
豐島町會	豐島町會代表者ハ藤井得三郞ニシテ自ラ其ノ衝ニ當ッ配給ノ範圍ハ同町外數ケ町ニ及ヒ豐島町及東龍閑町柳原河岸ノ一部ハ藤井氏擔當シ橋本町一、二、三丁目及久右衛門町ハ近藤文次郞富松町及江川町ハ鈴木善四郞之ヲ擔當ス	上記各町ニ關スル食糧及物資配給事務援助	自九月十五日 至十月十七日 三三日間
大和町會	小林巳之助外數名其衝ニ當ル	主トシテ同町內ニ屬スル食糧及物資配給事務援助	自九月十四日 至十月二十二日 三八日間
五軒町會	伊藤彌吉和久井彥三郞外十數名其衝ニ當ル	〃	自九月十日 至十月十六日 三七日間
松永町有志團體	石原金作外數名其衝ニ當ル	〃	自九月二十二日 至十月三十日 三九日間
神田川自警團	災害直後附近住民ニ依リテ組織シ代議士作間耕逸ヲ團長トシ伴奧甫介ヲ警備部長トス	消防、警備、救護ノ爲ニ災後直チニ活動ヲ爲シ爲ニ天佑人力相待テ佐久間町其他ノ一帶ヲ災禍ヨリ救ヒ又爾後ノ警備ト救護ニ全力ヲ傾注シテ附近住民ノ安定ヲ期シタリ區ノ配給事務ハ九月六日ヨリ援助シタリ	自九月一日 至〃十五日 一五日間
和泉町自警團	神田川自警團同樣災後直ニ町內住民ニ依リ組織セラレ靑木榮次郞高田翰太郞等區會議員及在鄕軍人會員靑年團員等主トシテ其ノ衝ニ當ル	消防、警備、救護ニ活動シ同所附近ノ一帶ヲ災禍ヨリ救ヒ又警備救護ニ活動シテ住民ノ安定ヲ圖リタリ區ノ配給事務ハ九月十八日ヨリ援助シタリ	自九月一日 至十月三十日 六〇日間

佐久間町二丁目有志團體	細谷鎌太郎外數名其ノ衝ニ當ル	區ノ食糧其他ノ物資配給事務ヲ援助ス	自九月二十一日 至十月三十日 四〇日間
佐久間町三、四丁目有志團體	代表者奥住甫介外數名其ノ衝ニ當ル	〃	自九月二十一日 至十月三十日 四〇日間
表神保町青年團	有志團員田村松三郎外數名其ノ衝ニ當ル	罹災者調査及食糧物資等ノ配給事務ヲ援助ス	九月初旬ヨリ十月中旬マデノ間時々當廳ノ依頼ニ應シテ出動ス

以上區民團體の外區内西神田、外神田の二警察署は、配給事務を應援し、又左記地方青年團並在鄕軍人會は、食糧及物資配給の事務を援助したり。

團體名稱	人員	援助日數
栃木縣上都賀郡青年團 宇都宮市青年團	一三五人	九月四日　一日間
帝國在鄕軍人會 千葉縣佐倉八日市場町分會	二〇	〃九日〃
同 千葉縣匝瑳郡南條村分會	〃	自九月十一日 至〃十二日　二日間
同 千葉縣匝瑳郡須賀村分會	〃	自〃十三日 至〃十六日　四日間
同 千葉縣匝瑳郡日濱村分會	〃	自〃十七日 至〃二十日　〃

以上列記の外、東京基督教青年會並基督教三崎會館等は、自ら物資を全國信徒より募り、或は海外信者の寄贈を受け、政府及市當局より物資の交付を得て、罹災者の收容救護に盡瘁したり。

第四款　日本橋區

第一項　避災

九月一日午前十一時五十八分激震あるや、區長は直に所員の退出を止め、豫て規定する所の非常變災事務規定に依り、警戒及救護事務の分擔者を定め、一面區内の被害狀態を調査す、折柄火災起るを以て萬一を慮りて重要書類を内庭に出し、何時にても搬出し得る如く準備を整ふると同時に震災に罹れる人民に對し、焚出の必要を認め所内に於て焚出を爲し、小學校を罹災民の避難所に充つる事とし、所員を派出せしむ、然るに火は先づ常盤十思兩小學校を燒き、火焰次第に蠣殼町方面に向ひ、一面箱崎町に向へる火焰も等しく蠣殼町方面を襲ひ、區役所は忽ち西南北三方面を火焰に圍まれ、就中西方面の退路先づ遮斷せられたり、是に於て廳舍も愈危險に迫りたるを以て、豫定の避難所たる日本橋高等小學校及東華小學校に重要書類を運び、尋で兩校亦危險に陷るより更に濱町小學校に立退き、重要簿冊を轉送したるに、猛火は遂に濱町小學校にも襲來し、全書類は同校と共に烏有に歸せり。

翌二日早天、區長は參集したる所員を派して災害狀況を實査せしむると共に、救助米及天幕飲料の配給方を市府及警視廳に請求し、一面天幕張事務所を水天宮附近の路傍に設け、所員の部署を定めて救護事務を開始し、四日土州橋詰東京モスリン紡績株式會社建物の一部を借りて假事務所を移轉す。

所員は災害當時の重要簿冊搬出轉送以來、凡百の救護事務に從ひ日曜大祭其他の公休を總て廢止し、日々早出晩退し、夜間も所員八名以上每夜交替宿直して非常時に備へ、眞に不眠不休の活動を爲したり。

第二項　名譽職員の活動

區會議員三十九名市原求を委員長とし全員委員と爲り、理事者を援助指導して、各種の對災施設に貢獻盡瘁する所ありたり。

第三項　物資供給

帝都繁華の中心地たる區内も怖るべき劫火に嘗め去られて全部燒野原に變じ、元水天宮附近の路傍に天幕張假役所を開きたる際は、罹災者立退先の申出並に所在判明せざる者の所在問合せ續出するより、判明せるものは行先を懇示し、然らざるは之を記錄して指示に便する等、指導に關する事務最も多く、糧食供給の如き、三日市より米三俵の送付を受けたれども、給與を求むるもの極めて稀なる有樣なりき、四日午前二時半市より米二十俵の送付を受け、又陸軍より送られたる握飯等の配給に著手し、午後蠣殼町二丁目東京モスリン會社建物内に立退きてより續々握飯の配給を爲し、是日握飯七百顆、米十一俵を約二百十名に給與したり、五日は施米數を增して米十九俵を延人員五千四百名に給與し、澤庵餅茄子等を適宜に分配したるが副食物乏しきを以て之を市に請求せり、六日後は避難先より歸來給與を求むるもの俄に增し、七千餘人米三十九俵餘と爲り、副食物として味噌胡瓜茄子等を添へ、野田醬油會社よりは醬油五百樽の寄贈ありたれども、鹽其他の副食物依然缺乏せるに苦みたり、七日元水天宮前に給與場を新設して一般罹災者に給助米の交付を爲し、九日は二萬七千八百人に米百三十九俵、十日は雨天なりしため九千二百人に四十六俵を給與したるのみなりしも、十二日は一萬二百人に四十六俵、十三日は一萬三千六十六人に六十三俵を給與し、一方には販賣を開始して、是日白米三石八斗八升を百七十人に販賣したり。

此くの如くにして配給は、初め一般罹災者の出頭請求するものに家族男女老幼數を質して物資を交付せしが、重複又は配給漏の虞あるより被配給者の生活狀態を實査し、要救助者に對してのみ施米券を交付し更に罹災者中出頭不能のため配給を受くる能はさるものあるを以て特に巡回配給班を組織し、區内各方面を日々巡回せしめ、以て救護の徹底を期したり、例へば、

九月十四日

販賣及給與した物資

一、給與米	五十二袋、人員一、五一〇二名
二、販賣米	七俵、人員一一七名
三、鹽鮭販賣	六函、人員一三一名
四、副食物給與	らつきよ三樽、するめ一一叺、馬鈴薯一七叺等、人員一五、一〇二名

内巡回販賣及巡廻救與となしたるもの

一、販賣米	二俵、人員二七名
一、販賣鹽鮭	四函人員一三三名
一、給與	外米十二袋、副食物らつきよ三樽、人員六、八二二四名

九月十五日

販賣及給與物資

一、給與米	七十九俵、人員一八、八〇七名
二、副食物給與	らつきよ一樽、梅干一樽、するめ一三叺、甘藷類二三俵 梨二五函、人員一八、八〇七名
三、鹽鮭販賣	八函、人員二四〇名

四、巡回販賣給與分

一、給與米	一七俵、人員三、六五二名
二、副食物給與	らつきよ梅干各一樽、人員三、六五二名
三、鹽鮭販賣	四函、人員一三二名

の如し、十月十日前後に至り、配給額最も多く、米三百廿八俵人員四八、八九二名に及びたる事あり、又毛布寢具等は、願出中必要と認めたるものに配給せり。

本部及巡回配給班取扱の配給數十二年十月廿日現在左の如し。

（一）種類及數量

種別	數量	種別	數量
米	五、六七九俵	味噌	一六五樽
醬油	六四六樽	澤庵梅干其他漬物類	一、〇五二〃
食鹽	七七叺	野菜類	二八八函
薪	一、八五〇米	炭	三、八七一俵
慰問品	四、〇九六梱	衣類	八一梱
寢具	二六五枚	毛布	六二〇枚

（二）人員及戶數（延數）

種別	人員	戶數	備考
本部	八二、一八七	三一、六二三	當役所にて配給せるもの
巡回	一四、九五五	一七、五六六	巡回して配給せるもの
バラック	一〇、一九〇	二、五五四	バラック收容者に配給せるもの
合計	一〇七、三三二	五一、七四三	

十一月より巡回配給を廢し、配給人員亦甚しく減少す。

第四項　罹災者收容

市及區經營バラックに一般罹災者を左の如く收容したり。（十二年十月二日現在）

（一）バラック所在地　常盤、十思、東華、有馬、箱崎、千代田、久松、濱町、城東、日高、女子高等各小學校敷地內、坂本、淺草橋等の各公園地內、日本橋倶樂部城東幼稚園敷地內。

（二）收容人員　收容人員二、九八四名、世帶數六九七戶、多數なりしは十一月廿一日收容人員六、七一二名、一、四四〇世帶。

第五項　傷病救療

九月七日區役所內に傷病者救濟所を設け、醫員二名看護婦若干名之に當り、同九日までに胃腸病四十九名、外傷六十名其他二十九名計百三十三名を救療し、內重傷者三名を赤十字社病院に送りたるを初めとし、日に數十名乃至二三十名を取扱ひたり、十月二十日までの累計を擧ぐれば左の如し。

種別	男	女	計
外傷	三、六八七人	一五四人	三、八四一人
內科	八六五	一、一八七	二、〇五二
傳染病	五	三	八
其他	五五	四二	九七
計	四、六一二	一、三八六	五、九九八

第六項　死體收容

死體收容は、九月二日午後より着手し、路上に橫はるものは六日を以て大部分の收容を了り、九日頃より主として水中死體の收容に努め九日八十四體十日四十體を收容し、十二日水中四十四體陸上五體、十三日水中十六體、陸上三體を收め、次第に減じて、二十一日陸上、二十四日水中一體の收容を以て終了す。

（一）死體收容數五四七、（二）同燒却數五四五、（三）同引渡數一四

第七項　建築材料供給

區內罹災者に對する、假住宅建設用材料は、各區と同じく供給したるが、十月二十日までの數量左の如し。

（一）木材八、六三七石、（二）亞鉛平板六、〇九〇枚、（三）人員三八〇名。

第八項　罹災證明

鐵道汽船等乘車乘船用のため、將た建築材料其他物資の搬入に關し罹災者の申請に基き、罹災證明を交付す、其件數十月二十日までに二萬九千三百五十件なり。

第九項　保健施設

九月半頃より下掃除及塵芥掃除の必要を生じ、臨時處分を開始し、糞尿汲取は、九月十八、十九、二十日街頭便所延十八個所各戶六十二戶合荷數二百八十六荷を汲取り、塵芥大掃除は搬出塵芥量二百十貫を搬出したるを手初に、十月二十日までに左の如く實施す。

（上）糞尿汲取　（一）糞尿汲取戶數二、一二二戶、（二）同荷數一、一一九荷、（三）同石數一、二四七石

（下）塵芥處分　塵芥搬出量七七、五八〇貫

此外下水道路を整理し、石灰を撒して之を消毒する等、種々保健施設を爲せり、此等使用の人夫數を擧ぐれば、

塵芥搬出	五八五人	糞尿汲出	三五三人
屍體收容	四八四〃	下水整理	六七一〃
石灰撒布	二七〃	道路整理	三、二五八〃
計	五、三七八人		

第十項　御下賜金傳達

大正十二年十二月一日理事者名譽職員其他參集して御下賜金傳達式を擧ぐ、後十回に亙り之を傳達したり、金額二四四、五二八圓、拜受者二〇四、五六人なり。

第五款　京橋區

第一項　事務分掌

京橋區役所は、九月三日築地本願寺跡に假事務所を設け、左の分擔を定めて、救護事務を開始したり。

總務掛

文書	三人	文書ノ收發、出勤簿ノ整理。
調査	三〃	要救助者狀況調査、團體ニ對スル配給調査。
物資	二〃	配給物資受入交涉、並ニ配給所出張。
倉庫	五〃	物資受入、拂出、保管。
配給	四〇〃	施米、副食物其他恤救品ノ配給、不用品及容器整理。
證明	九〃	罹災證明、乘車乘船證明書下附。
相談	二〃	救護ニ關スル一般事務ノ相談。
兵事	三〃	軍事救護其他兵事ニ關スル一般。

營繕掛

建築材料收容所	一三人、	材料購入證明、バラック建設、收容ニ關スル事務
建築	四人	事務所倉庫其他臨時建設物ニ關スル事務。

衞生道路掛

作業	一〇人	物資ノ運輸及保管上に關スル作業。
衞生	一五〃	傳染病、死體處分、屎尿塵芥ノ處分。
道路	七〃	下水道路ノ整理。
傭人監督	一〃	一般配給作業等ニノミ使用スル傭人ノ監督。

戶籍掛

戶籍	一三人	死亡、埋葬、印鑑屆、證明、避難屆、其ノ他一般戶籍事務。

會計掛

出納	三人	出納事務
用度	二〃	需用品ノ購入保管受拂ニ關スル事務、給仕小使監督。

第二項　名譽職の活動

區內名譽職員は、京橋復興委員會を組織し、燒跡取形付、建築材料の需給、其他罹災民の救護に就き、奔走盡力すること多大なり。

第三項　救護

(一)物資供給　區内の罹災民は、多く日比谷公園宮城前濱離宮月島三號地及沿岸繋留船舶に避難したるが、三日には漸く減じて約五萬あり焚出は之に對する設備不可能なりしため實施に至らざりしも、直に施米を開始し、被給與者一人につき一食分約一合として家族代表者に直接交付するを原則とし、警察署又は各種團體を通して交付したり、數量は三日十一石八斗餘を延人員一萬千八百人に給付し、四日は四十二石餘を四萬二千餘人に、五日は九十八石六斗餘を九萬八千六百餘人に給付す。

尋で一方に大阪市より白米三百六十二俵、罐詰五十箱、市(佐久間町河岸)より玄米三十俵古著二包、千葉縣より佃煮類百十九樽、住友倉庫より酒六樽鷄卵五箱、日本製氷會社より氷四十貫ミルク百二十五箱(一斗入)を受入れて米百五石二斗を延人員十萬五千二百餘人に、及佃煮其他雜品を適宜に配給し、米は一般罹災民に略普及したる模樣なりき、六日より在鄉軍人分會配給を應援す、七日の受入は海軍省(陸軍配給班を經)より白米二〇〇袋(七貫入)、陸軍配給班より同一一〇袋(三斗入)罐詰五七箱、澤庵一〇樽、味噌一〇樽、市より玄米一〇〇俵、味噌六樽、同公園課より罐詰一五箱、味噌四樽、大阪市より罐詰五〇箱三井物產會社より梅干一樽、南瓜五俵、里芋四〇俵、渡邊倉庫會社より鹽六俵、日本製氷會社よりミルク三八罐、氷一三〇貫、住友倉庫會社より卵一三〇箱なり。

此くの如くにして、一方に本願寺境内に於て米穀其他を小分けすると同時に、一方には警察及各團體の手を經て之を給付し、八日米百九十一石九斗餘其他、九日百四十四石五斗餘其他を給付し、十日より販賣を開始し、五十七石九斗五升を給與し、七石九斗五升を販賣し、十一日は七十三石七斗九升を給與し、六石一斗一升を販賣す、販賣は二十七日を以て中止せり、試に九月末日の配給狀況を擧ぐれば、左の如し。

配給（九月三十日現在）

品名	繰越高	受入高	拂出	殘
白米	三二二俵	—	九二	二三〇
玄米	二〇八	一〇〇	二〇八	一〇〇
うどん、素麵	六八四	—	三〇	六五四
味噌	四一樽	—	二八	一三
漬物	一八七樽	—	二一	一六六
野菜	三〇	—	一五	一五
罐詰	一、六二三	—	一九二	一、四三一
鹽	三九	—	一一	二八
煉乳	六四	—	—	六四
醤油	二七八	—	七九	一九九
砂糖	五	—	—	五
繩	四四	—	—	四四
慰問品中古著	七一四	一	九五	六二〇
毛布	五三	—	—	五三
梅干	四七	—	一四	三三
衣類	一〇七(包)	八〇〇(點)	—	八〇〇(點) 一〇七(包)
蠟燭	四〇九(箱) 二四八(本)	—	六四 四〇	三四八 二〇八
薪炭	四八五	—	—	四八五
大豆	一〇〇	—	六〇	四〇
雜品	六九四	七	六一	六四〇

十月二十四日配給範圍縮小のため實地調査完了まで一旦救恤品給與を中止し、二十七日再開す、是日の救助者三〇世帶一一三人(大人六二、小人五一)なり。

配給物資總額は、

米	四、三〇四石
醤油	一、八二四樽
	二、〇〇〇本
漬物	一、二二五樽
	一三六包
毛布	六、八七一枚
蒲團	九、〇二九枚
木炭	九、八六三俵

野菜	二、六二一俵
味噌	二、〇〇二樽
罐詰	二、二五四函
鹽	五二二叺
薪	七、五六五把
延人員	二、〇三七、三〇二人

(二)救療　九月四日陸軍衞生隊の救助を得て百七十四名を救療したるが、五日より日本赤十字社茨城支部救護班、同十五日より市救療班出勤し、築地本願寺跡に救療所を開設し、傷病者の救療を爲し、救療人員左の如し。

赤十字社茨城支部救護班	七、六四六人
東京市救療所	一五、九二五人

(三)罹災者收容　區內各所にバラック收容所を設け、住家なきものを收容したり、試に十二年十一月十日の現況を擧ぐれば左の如し。

所在地	名稱	棟數	世帶數	現在收容人員	收容餘力人員
金六町	會館收容所	三	四	三	四六
〃	京橋〃	一四	一四九	六五九	二五
築地二丁目	築地〃	九一	一一三	五七八	八
明石町	京高〃	一〇〇	三二九	一〇八	一四六
〃	京高第二〃	六四	七七	三四五	三九
〃	明石〃	七二	八二	三九七	三九
越前堀二丁目	越前堀〃	一二四	一六二	六四九	三九
元島町	京華〃	九六	一三九	五九五	一三過剩
本湊町	鐵砲洲〃	六七	一一〇	五三三	一三三〃
築地一丁目	文海收容所	一八	三二	八八	三〇
南横町	南横〃	一六	一七	五六	四〇
月島二號地	月島〃	二八四	二九五	一、三三五	四三三
計	一二	一、〇五九	一、二八八	五、七四八	八五五

第四項　衞生保健施設

(一)死體收容　區內燒死者無慮一千餘名、之を本願寺境內に蒐集して火葬に附するの計畫を樹て、三日三十四體を蒐集し十六件の埋葬認可を與へたるが、人夫不足のため、作業捗らず六日より火葬の準備に著手し、本願寺僧侶の讀經を受け、午後八時點火、七日朝までに五十七體の火葬を了す、即ち男三十七體、女二十體なり、內六日收容の分十六體引續き收容す、十四日午後五時より火葬を執行したるもの死體五十四、馬二頭、十五日死體二十一、十七日二十、二十二日八、二十五日四。

(二)屎尿汲取　各戸の屎尿汲取は、無料を以て九月二十七日より十一月二十五日まで實施す、其支辨は市經濟臨時部震災應急施設費罹災救護費により、臨時人夫は一荷標準請負を以てし、四萬一千二百九十荷此石數一萬六千五百十六石を處理したり、尙十一月二十七日より十三年三月末日までは一荷十二錢の有料を以て各戸の委託に應じ汲取を行ひ、延數一萬二千六荷此石數四千八百二石四斗を處理す。

街頭便所は、九月二十七日豫算の配付を受け、燒失便所跡は假小屋を設置し、十月一日より一般公衆の使用に供し、上下掃除を施行す。

(三)塵芥掃除　區內に於て燒失を免れたる佃島を始め復歸各戸に對し九月十日頃より蒐集を行ひ、十月九日までは區內の各塵芥取扱場に於て吏員の監督下に之を燒却し、以後は運搬船の廻配を得て、深川區平久町處分地に輸送す。

(四)道路下水清掃　道路は倒壊家屋の壁瓦礫又は半燒電柱電線等あらゆる障碍を存したるを以て、九月四五日頃より之が清掃に著手し、交通の便を圖り、下水は瓦礫壁土其他溝內を塡塞し疏通を缺きたるを以て、九月中旬頃より浚渫を爲し、十三年二月十七日一週し了り、引續き浚渫す。

(五)消毒　震災直後傳染病豫防の爲め、九月二十より十月二十日迄便所內外及道路廣場空地等に於ける不潔物其他不潔の箇所へ生石灰を撒布し、蠅の撲滅を計りたり。

下水消毒浚渫は、大正十三年三月一日より同月三十一日迄市より配付の生石灰を撒布したる後、地內私有地下水の浚渫に着手、私有地下水延長一八、六〇七間汚泥量八五坪を處理す。

驅蠅劑撒布は、大正十三年三月四日より同十三日迄驅蠅劑「クレオソード」油三十倍に攪拌し、浚渫後の下水、便所、塵芥、並に容器の內外、各戶流れ口附近、其他不潔の箇所等へ撒布せり、施行戶數一六、三四八戶、一戶當り約四升撒布す。

第五項　建築材料拂下

區內に於て建築材料拂下に證明を與へたるもの二、八六五件、坪數二四、六九七坪、石數二六、八九六石。

第六項　罹災證明

九月三日罹災者中歸國を希望し救助を求むるもの約四百件に達し、立退先を申告し來るもの百七十二件ありたるが、七日は歸國のため乘車證明書を交付したるもの八百十人に及び、九日は三百五件五百四十八人、十日は三百五件四百六十五人、十一日は四百四件九百四十三人、十二日は四百九件七百八十人、十三日は五百二十二件一千二百十一人、十四日は五百八件一千百九十三人、十五日は一千二十三件一千五百八十三人、二十日前後は愈多く、總計一萬一千二百五十件を發行せり。

第七項　御下賜金傳達

御下賜金を罹災者への傳達は、人員二萬九千六百四十九人、金額三十五萬六千二百六十四圓、十二年十二月一日擧式すること各區に同じ。

第六款　芝　區

第一項　區役所の活動

第一目　臨時事務分擔

大災當日區役所に在りては、災直後吏員を各方面に出して區內の被害狀況を調査せしむると共に、所內に臨時焚出所を設け、即時に焚出救助を開始し、一面第一師團司令部に吏員を派して麵麭鑵詰等食糧品の分讓及び天幕の借受方を交涉し、讓受麵麭鑵詰を握飯に添へて各避難者に給與したり、然るに日沒後午後八時頃に及ぶや、廳舍亦類燒の危惧あるを以て、直に擔任吏員を督して重要書類を整理し、搬出の準備を整へしめ、且金庫の耐久力を危ぶみて、在中の書類有價證券什器等の貴重品を取出し整頓せしむ、午後九時廳舍危殆に瀕す、乃ち吏員以下を指揮して豫て各掛に配車しつゝありたる塵芥運搬用荷車五臺づゝに、戶籍簿、課稅臺帳、徵收簿、選擧關係書類、吏員自分に關する秘密書類、陸海軍動員書類、徵兵關係書類、其他重要書類物品を積載し、避難者の間を押分けつゝ吏員監視に芝公園內豫定地に避難し、萬一を慮り、移動計畫を定めて看守せしめり、廳舍は午後十二時頃より東北隅に火を蒙り午前一時頃全部を燒失したり、倉庫格納內の戶籍除帳簿印鑑簿等年度經過の簿冊全部燒失す、損害建物約七萬圓、書類其他約五萬八千四百二十圓に及ぶ。

是に於て區は、假事務所を芝公園協調會館內に設け豫て定むる災害事務分掌規程に遵ひ、

總務掛　係長一名、係員書記七名、書記補五名、雇二十一名。

災害調査ニ關スル事項、災害報告ニ關スル事項、文書及電信收受並ニ發送ニ關スル事項、救民調査鑑別ニ關スル事項、上級官廳其他外部トノ交涉ニ關スル事項、各係トノ連絡ニ關スル事項、配給ニ關スル事項、罹災證明ニ關スル事項、バラックニ關スル事項。各係ニ屬セサル事項

救護係　係長一名、係員書記十一名、書記補三名、雇十八名。

警戒防止避難ニ關スル事項、焚出其他救助ニ關スル事項、衞生救療汚物汚水灰燼掃除ニ關スル事項、死體收容ニ關スル事項。

運送係　係長一名、係員書記九名、書記補四名、雇十八名。

交通ニ關スル事項、運搬配達ニ關スル事項、バラック建築材料販賣證明ニ關スル事項。

用度掛　係長一名、係員書記五名、書記補一名、雇五名。

救護用物資勞力ノ調達ニ關スル事項。

の四係を設け、係員を部署して活動を開始し、晝夜兼行以て任務に盡瘁したり。

第二目　罹災者救護

イ、炊出

九月一日災直後、區役所內に臨時炊出所を急設し、二日よりは芝公園內市設水泳場並に協調會館前に於て、八日よりは增上寺境內並に琴平町に於て、一箇所乃至三箇所の炊出所を增設し、十一月十七日まで間斷なく炊出救助を爲したり、其所要米副食物量及救助人員左の如し。

玄白米六百五十三石六斗、味噌百八十五樽、醬油百七十三樽、食鹽二十五俵、澤庵百十六樽、漬物百五樽、梅干百二十九樽、ラツキヨ四十一樽、馬鈴薯二百七十二俵、生野菜百六十五俵、鹽魚二百五箱、干魚六十五俵、鑵詰類六百五十五箱、乾麵麭五箱、給與人員五十一萬四千七百廿五人。

ロ、物資供給

配給米副食物慰問品の配給は、配給に先ち區內在鄉軍人分團青年團町總代自衞組合名譽職等に依囑し、罹災程度、罹災人員等を調査せしめ、之を基準として配給の品名數量を定め、九月一日より四日までは區內及麻布區內の米穀商を調査し、其貯藏米四百三十七俵を買收して之を給與し、五日より東京市、九日より陸軍並に震災救護事務局の配給を受けて之を給與したり、又燒殘區域內の避難民は、初殘存者の同情に依り其所藏に係る殘米の分與を受け、辛うじて饑を凌ぎ居たるも日を經るに從ひ、殘米盡きて救助人員を增加し、配給米多量を要するに至れるを以て、三田四國町二番地南海尋常小學校屋內體操場を慰問品、三田通新町聖坂尋常小學校屋內運動場を配給米及副食物の格納庫に充て、主任書記一名、係員三名乃至五名及人夫數名を配備し、受託者在鄉軍人分團、青年分團、自衞組合總代名譽職員の請求に依り、配給主任發する所の傳票(配給標準の範圍內に於て定めたる數量を記載し)に依り授受し、以て配給の普偏と公平とを計り、尙三田警察署、芝高輪警察署管內罹災者の救助には、之を當該警察署に依賴して援助を受け、以て玆に受入れたる配給米を分給したり、芝三田警察署の如きは署員の總動員を行ひ、午前七時頃より午後六時頃まで配給に當れり受給者群を爲して共列日々三四十町に延び、蜿蜒長蛇の横はる如き有樣を見たりき。

九月十日物資の公賣を開始すると同時に、施米を要救助者に限れる際の告示、左の如し。

被施者認定標準告示

罹災者ニシテ本區住民タリシ者及他區ヨリノ避難者等ニ對シ、本區ハ急救策ト

シテ生活直接資料ノ施與ヲ實行シ來リタル處、九月九日限リ之ヲ廢止シ、十日以後ハ物資ノ公賣ヲ開始シタルモ、罹災者中ニハ購買資力ナク又ハ之ガ資金調達ノ途ナキモノアルベシ、之等窮民ニ對シテハ相當期間內施與ノ方法ニ出ヅベシト雖モ、左記ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ窮民ト認メザルコトニ決定候也。

一、殘燒者ノ家ヘ避難シタルモノニシテ其親族故舊ノ緣故者タルトキ、但殘燒者ガ窮民ナル場合ハ此限リニアラズ。

二、避難者ニシテ二名以上ノ雇人ヲ同行シタルモノ。

三、現在所持金ヲ有セザルモ調達ノ途ヲ講ジ得ルモノト認メラルル者。

四、雇人アルニ拘ラズ、故ナク其業ニ就カザルモノ。

急救策施行方法

(一)米公賣區域ト指定シタル本區內十一區ヲ各自治區トシ、左ノ取扱ヲ依囑ス。

(イ)各自治區ハ、有志聯合シテ米其ノ他物資ノ公賣ニ從事ス、但米以外ノ物資ハ其ノ公賣物ヲ制限ス。

(ロ)購買資力ナキ窮民ニ限リ一人一日二合宛ノ玄白米ヲ施與シ又ハ炊出ヲナス。

(ハ)施米ヲ受ケントスルモノハ所轄警察署ノ證明アルヲ要ス、但シ其自治區幹部ノ證明アルモノハ警察證明アルモノト看做ス。

(ニ)前項施米ハ今後五日間ヲ最高限度トス。

(ホ)各自治區ノ幹部ハ所轄警察署ハ協力シテ窮民ノ員數ヲ急速ニ調査セラレタキコト。

(ヘ)有產家ガ親族故舊タルノ故ヲ以テ其ノ家ニ避難セシメ居ルモノニ對シテハ窮民ト認メズ。

(二)各自治區又ハ警察署ニ於テ募集セラレタル金額（別ニ指定シタルモノヲ除ク）ハ本區全體ノ救濟費トシテ芝區役所ヘ提供セラレタキコト。

米公賣實施方法

來ル九月十日ヨリ、左ノ方法ニ依リ白、玄米ノ公賣ヲ爲スモノトス。

一、公賣箇所　芝區殘燒區域內トス、但シ適宜各町又ハ各團體ニ責任者ヲ定メ之ヲ爲ス事ヲ得。

一、公賣價格　玄米一升ニ付金四十錢、白米一升ニ付金四十五錢トス。

一、公賣方法　一戸一回二升五合宛トス。

一、買受人ノ資格芝區在住者及避難民ノ全部トス。

右公賣ノ開始竝ニ之ガ實施ニ付テハ、其附近各町會長又ハ幹部ノ斡旋ニ依リ責任アル有志ノ努力ヲ乞フコト。

而して配給品は、市及陸軍並に救護事務局より神田佐久間河岸倉庫、芝浦配給所京橋明石町倉庫新宿驛澁谷驛にて受領し、貨物自動車一輛乃至三輛、荷車十輛乃至廿輛を備入れて之を運搬し、一旦格納庫へ收納の上、要救助者に配給したり。配給米及副食物其他救恤品の主なるもの左の如し。（大正十二年十二月二十日）

玄米三千七百四十三石六斗、味噌五百七十五樽、醬油六百九十九樽、食鹽百三俵、澤庵五百四十四樽、漬物二百二十七樽、梅干二百三十三樽、牛肉佃煮四十樽、馬鈴薯五百四十六俵、甘藷百七十八俵、生野菜二百三十四俵、鹽魚四百十俵、干魚百三十三俵、麪類七百十九俵、乾物類八十六俵、雜穀類百四十七俵、罐詰類千三百十二箱、鷄卵百三十二函、鰹節三十函、乾麪麭百三十函、砂糖十五函、小麥粉三百五十八袋、果實類二百六十函、晒木綿四千三百四十二反、衣類二萬二十六枚、毛布千二百八十二枚、布團三千五百七十八枚、タオル六萬二千二百六十四枚、反物千八百八十八枚、綿ネル千九百十八反、冬襦袢上下六千二百二十三組、勞働服二千二百五十七枚、帽子二千二百五十七枚、綿ネル襦袢三千七百枚、足袋二百足、皿四千五十六枚、茶碗九萬二十八個、慰問品千點、同三千四百六十三個、鍋四千百七十三個、敷莫蓙千二百九十八枚、コークス九百六十四俵、洗面器六百八十個、杓子九百三十一本、擂鉢三十個、擂子木二十本、飯櫃六十五個、各作業衣袴五千百三十一組、米國慰問シャツ三千二百三十二枚、蠟燭四百四十四箱、提灯五十個、草履三千二百五十五足、莚四百五十枚、繩五十四束、薪二千四百四十三把、木炭三千七百三十四俵、釜五百十七個、バケツ八百七十六個、箒九百二十二束、コンロ千四個。

八、給　水

震災に因り水道破壞し飲用水に窮せるは區內一般の狀勢なり、殊に上の手方面の高台は困憊甚し、依て應急施設として道路撒水車を使用し、或は第二消防署の應援を得て消防用喞筒自動車を利用し、井水又は撒水用水を運搬し、一人に付一日約五合位の平均に依り、給水し以て渴を醫するに努めたり。

第三目　傷病者救療

稀有の災害のため傷病者夥多なるより、之が救療に關して鋭意畫策せしも、如何せん藥資を得るに道なく、各方面の斯業者を苦心檢査の末、若干の醫療材料を入手し、漸く九月七日より芝公園內に臨時救療所を開設し、以て一般傷病者の救療を開始せり、九月七日より同三十日に至る間區直營救療所に於て取扱ひたる傷病死者は、燒死者男百六十五人女十六人、男女不詳九人、計百九十人、傷者男六百八十七人女百六十四人計八百五十一人にして、十月一日より同三十日まで芝私立衛生會區事業を繼續して救療したるもの男九百七十五人女二百八十一人計千二百八十六人なり、又十一月一日より十二月廿五日まで宮內省救護班の同所に出張救療したるもの男二千三十四人、女千五十四人計三千八十八人に及ぶ、尤も此等は多忙の際危急を救ふための應急施設なれば十分なる設備を有せざるのみならず、重症者を入院せしむべき裝置なきを以て、之を他に輸送するため乘用自動車一輛乃至二輛を雇入れて之に充てたり。

第四目　罹災證明

鐵道省海軍省並私設汽船會社に於て、罹災者中歸鄕するもの又は避難する者に限り、無賃輸送の旨發表するや、之が恩典に浴せんとするもの、或は市販賣の建築材料を購買せんとするもの、市直營の市內電車に乘車せんとするもの、若くは罹災救助を受けんが爲めに罹災證明書の交付を請ふもの等、日々殺到し、九月十一日以來其發行數約四萬通に及べり。

第五目　假住宅建築援助

區民の過半數は、燒失跡地にバラックを急造して、災前の業務に復せんとせしも、交通運輸の機關職能を失ひ、地方よりの材料輸送困難なるのみならず、市販賣の建築材料も十分需用を充すに足らず、罹災者の一部は燒跡或は寺院境內墓地公園內路傍等に堀立小屋を作り、飲食物販賣業其他の業務を復しつゝある有樣にて、十二日末までにバラックの建築せられしもの、九月中三百戸十月中二千戸、十一月中四千三百七十戸、十二月中三千九戸計九千六百七十九戸、復歸居住者男二萬三千九百七十四人女一萬九千六百十五人計四萬三千五百八十九人なりき、而して市販賣の建築材料購買者に證明書を與へたるは、第一回十坪分二百五十七名、六坪分三百九十八名にして、殘留四分板六分板取交ぜ約五百石、亞鉛引平板二千枚は、之を平分して二百五十三名に交付したり、第二回分は區配當額木材二千九百四十石トタン平板六千七百五十八枚あり、證明書交付方法は申込順に依り第一回に準じて之を交付したるが、其數は二百九十九名なり。

第六目　恩賜金分配

區は九月一日の大震火災に住宅の全燒せしもの一萬六千四百十四戸半燒せしもの十戸、全潰せしもの九百九十二戸、半潰せしもの九百六十戸、計一萬八千三百七十六戸、死亡者三百六十二人、負傷者五千三百四十九人、行衛不明者百七人、計五千八百十八人にして、之に對する御下賜金配當額貳拾參萬七千六百八拾四圓なるが、大正十二年十二月一日傳達式を擧行し、爾來罹災者申告の提出に伴ひ調査を進行し、大正十三年二月末日迄に傳達せしもの一萬七百人、此金額拾貳萬五千圓餘に達せり、尚罹災申告は大正十四年十一月十九日迄受理し、調査

濟次第順次恩賜金を交付する事としたり。

第二項　名譽職員の活動

區選出府市會議員、區會議員、公民選出區學務委員全部は、救護委員を囑託せられ、乃ち芝區救援委員會を組織し、職務權限を定めて、

芝區救援委員會

第一分科	保險金併ニ金融
第二〃	衣食住材料配給
第三〃	燒跡整理
第四〃	警備整理
第五〃	窮民鑑別及救助

とし、全員委員會の定數四十八名、內一名を委員長に推し、分科會は第一分科七名、第二分科十九名、第三分科九名、第四分科七名、第五分科十三名にして各分科會何れも所屬委員互選して委員長一名を置き全員委員會は更に委員中より理事八名を互選して、事項の緩急輕重に依り理事會をして審議せしめり。

全員委員會理事會及各分科會は、區の補佐機關として、區長の諮問に答へ、或は自ら進んで所信を建議し、以て救助並に復興計畫に關する大綱の確立に資し、區長をして其歸趨を謬らず、克く機宜適應の處置を講ぜしめたり。

第七款　麻布區

第一項　區役所の活動

第一目　臨時事務分掌

九月一日區役所前民有空地に區役所假事務所を設け、職員一同を集めて、部署を定め救護事務を分掌せしむ、三日總務用度救護の三掛を置き、各掛長を命す。

總務掛　二十二人

災害調査報告文書ノ收受等ニ關スル事項

救濟方法ノ決定ニ關スル事項

各掛ノ連絡ニ關スル事項

上司其他外部トノ交渉ニ關スル事項

用度掛　二十五人

救助用物資勞力ノ調査ニ關スル事項

救助費ノ收支并ニ寄附金品ノ取扱ニ關スル事項

交通運搬配達ニ關スル事項

救濟掛

警戒防止避難等ニ關スル事項

炊出シ其他救助ニ關スル事項

衞生救療併ニ汚物汚水掃除ニ關スル事項

而して各掛を甲乙二班に分ち、午後八時より翌日午後八時までを勤務時間と定め、救護の事に當らしむ、職員何れも自己の被害を顧みるに暇なく、徹宵罹災者の救護に盡瘁し、疲勞甚しく到底此儘に永く繼續すべきに非ざるを以て、九月十日班別勤務を改めて日勤とし、勤務時間を午前八時より午後六時までに定め、一掛毎に四名の宿直員を置き晝間勤務者に多少休養を與ふるの途を講ぜり、然るに當局より配給せらるゝ食米並に副食物は、日を逐ふて其數を增し、食米一日六百俵以上副食物六百個以上を配給せらるゝに至りたるより、當該事務擔任者を增加するの必要を生じ、九月十五日用度掛中會計事務を分離す。

用度掛　二十人

救助用物資ノ調達配給并ニ寄附物件ノ取扱ニ關スル事項

會計掛　十人

諸物資ノ運搬配給ニ要スル車馬勞力ノ調達并ニ事務用物品ノ購入ニ關スル事項救助費ノ收支并ニ寄附金ノ取扱ニ關スル事項

總務救護二掛は故の如し、九月十九日に至り、宿直員數を半減し、各掛を通じて十名となしたり、是より先死傷者火災家屋の調査等職員之を調査したるも、倒潰家屋數の如き、手不足の職員のみを以て、之を精査すること難きを以て、區內各小學校職員援助を求め、九月十八日よる部署を定めて之を調査したり、十月十二日臨時編成の五係を解き庶務掛に於て救護事務を處理し、以て十月二十日に至る。

第二目　罹災者收容

九月一日震火災起るや、直に區役所前の空地を借入れ、數個の天幕張を設け、附近避難民並に各區避難民を收容救護し、其數七百名に及べり、而して一方に區內各小學校を開放して、避難民の收容所に充て、人夫使丁を配備して當用を辨じ、同時に大邸宅庭園所在地等にも難を避くるもの蝟集し、其數幾萬に達せり、四日より四月十八日に至る間小學校內避難所に收容する所三萬四千四百五十人、即ち

各避難所收容人員數

收容所	九月一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	
天幕內	七〇五	七三四	五六〇	三〇五	三二一	一三六	六七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、七七八
麻仲小學校	—	六三〇	六八〇	六〇〇	六〇〇	四〇〇	三八二	三六〇	三六〇	四一五	三七八	三七八	三六三	三三九	三三七	三二八	三三一	三二七	七、三三七
麻布〃	—	五四	一三六	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二三〇	二三〇	二三〇	一九六	一四八	一三八	一三六	一四三	一四二	一三九	一四八	一四六	二、七七六
三河臺〃	—	一六〇	一五〇	一五〇	一五〇	九〇	一五〇	一三八	一三〇	一三〇	一〇五	一三六	一三四	一〇一	一〇一	一〇三	一二五	一二五	二、一三一
飯倉〃	—	五〇〇	五三〇	五五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五五〇	五五〇	六三〇	五八九	五三七	五三八	五二五	四八六	四八六	四七三	四七三	八、九〇五
絶江〃	—	三一七	三〇八	六〇	六〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一七〇	一六四	一五一	一六〇	一三六	一二七	一二七	一三〇	三、三七〇
東町〃	—	四	五〇	七八	四〇	八二	一〇二	九一	九九	一〇八	一二五	一二六	一三一	一三〇	一三一	一三一	一三三	一三四	一、六三二
本村〃	—	二〇〇	二七六	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一六〇	一六九	一四六	一七六	一三八	一三五	一五〇	一四一	一四五	一三〇	一三〇	一二八	二、七五七
南山〃	—	三八	三八	一〇〇	一〇〇	四〇	五一	五五	六八	六八	七二	七二	七二	七一	七二	七二	六四	六九	一、一二〇
笄	—	一二	二六	八〇	八〇	一二〇	一三六	一三四	一三四	一四七	一四七	一三三	一二八	一〇八	一〇五	一〇一	九三	九三	一、七五四
計	七〇五	二、六六七	二、七五四	二、三二三	二、二五一	二、〇六八	二、〇七八	二、〇二七	二、〇一七	二、一七〇	一、八七二	一、八二九	一、七七三	一、六九一	一、六五五	一、五九六	一、五九五	一、五九四	三四、四五〇

にして、其より十月七日各小學校開校準備のため、之を各寺院又は特志者邸宅に移すまでの延人員を加ふれば、總數實に四萬六千五百八十一人に及びたりき。

第三目　物資供給

イ、炊出　避難所收容者及其他の罹災者にして自ら炊爨し、能はざるものに對して炊出を爲したるが、罹災者の數刻一刻と激增するを以て糧食の充實を圖らざるべからざるより、直に歩兵第三聯隊に交渉して軍用パン並に牛肉鑵詰一萬人分の供給を受け、深夜自動車にて避難所並に區內の罹災者集合箇所に配給し、二日更に歩兵第一聯隊より軍用パン並に牛肉鑵詰八千人分を得、同じく之を避難民に給與したり、而して其翌四日よりは市の米穀配給に接し、乃ち軍用パンの給與を止めて配米の準備を爲すと同時に、區役所內に炊出所を設け、九月二十日

までに玄米一三八石四〇〇の炊出をなし、乾麵麭二十六箱、鑵詰一一六箱、澤庵八樽、味噌一五樽、野菜類二三個と共に之を分給したり、內人夫は漸次其數增加せるを以て十三日より炊出給與を廢して現品給與を爲す。

ロ、配米　九月四日始めて米の配給を受く、乃ち之を區內現在の罹災者及區外より避難し來れる避難者に頒たんとせしも、未だ其數を詳にする能はず、依りて最近の區內現住人口を假に標準とし、各町內に設置しある青年分團在鄉軍人會分會の各班、及町會並に町內有志に諮り、各團協議の上、一ヶ町每に一名の代表者を選み、區役所は其代表者に對し、假定標準により算出したる俵數に應じ、米穀を給與し、內約三分の二を有料米として賣らしめ、約三分の一を無料米として罹災者中の貧困者に施與せしむる事とし、五日より之を實行し、八日まで同一方法に依り之を實施したり、然るに市役所の配當米次第に石數を增加するに至れるを以て、八日よりは各町への配付米も亦石數を增加する事としたり、是より先一方に各町青年團在鄉軍人分會其他をして各部內の避難民數を調査せしめたるに、八日に至り、其數四萬四千四百八十一人あるを明かにし、之に統計上の現住人口九萬六千九十餘人を合し、總人口十四萬四百餘名に對して、九日配米の標準を改め配給石數を增加し一日一人一合五勺宛の給與を爲す、十一日よりは一日一人當り二合づゝの配米を爲せり、寺院民家等の避難者に對しても、同く既記の配米を爲したるが、中には各町有志團體の厚意に依り炊きて之を配布するもありたり、區內十小學校の避難民に至りては、多く區外火災地より來りたるものにして、炊具の用意なきものなれば、所要石數を各小學校に送り、學校職員以下使丁等をして炊事の任に當らしめ、或は避難者中當番を定めて炊爨分配を爲し、若くは震災の止むと同時に家具を取纏めて校內に運び來りて自炊するもありき。

而して有料米の配布は、九月十四日を以て之を打切り、十五日より區內白米商組合に托して販賣せしむる事とし、價格は市役所の通牒に基き之を定め、取扱白米商の店頭に定價表を揭示せしめり、是に於て各町內配給の無料米石數は、十六日以降從來の配布石數に半減す。

十八日各町民家所在の罹災民を主として學校に收容し、其餘を寺院に容れて引續き救護し、十九日より町內一般の罹災民に對して配給したる無料米の給與は之を廢し、止むなき事情あるものに限りて特に給與する事としたり、因に芝浦配給所より受領したる配米中、數百俵の濡米あり、開俵して出來得る限り食用に供せしも、其多數は全く食用とする能はず、已むを得ず區は九月十七日を以て田島助役の指揮を仰ぎ、之を廢棄したり。

九月四日より十八日まで避難所收容者を除き、區內一般の要救助者延人員百四萬四千餘人、十八日無料米配給中止後、十月二十日までの要救助者延人員九千八百三十人、即ち九月四日より十月二十日までの救護人員は總計百十一萬四百餘人、一日平均二萬三千四百餘人なり。

配給米の總量は、

配給米總量　一〇、三九九俵六二五
內
有料米數量　三、八〇九俵一二五
1、一般町內一、八六三俵七五　2、白米商へ拂下一、八八六俵
3、職員拂下四一俵三七五　4、其他直接拂下一八俵
無料米數量　六、五九〇俵五
1、一般町內四、二五四俵　2、救護米六二一俵五
3、市へ返納一、七一五俵

にして、內九月二十二日までの日計を表示すれば左の如く、同じく二十日までの明細表別紙の如し。

米配給一覧

		飯倉町一丁目	〃二丁目	〃三丁目	〃四丁目	〃五丁目	〃六丁目	狸穴町	飯倉片町	我善坊町	市兵衛町一丁目	〃二丁目	仲ノ町
九月一日	無料												
	有料												
二日	無料												
	有料												
三日	無料												
	有料												
四日	無料												
	有料												
五日	無料	・七	・七		四・〇		・七		・七	・七		・七	
	有料	・四	・四		三・六		・四		・八	・四		・八	
六日	無料		・八	・八		二・四	・八	・八	一・六	・八	二・四		
	有料												
七日	無料	・八	・八	・八		一・六	・八	・八	一・二	・八		二・〇	
	有料	・四	・四	・八		一・二	・八	・四	一・〇	・八		二・〇	
八日	無料	・四	・八	一・二	一・二	二・〇	一・二		一・六	一・二	二・四		
	有料	・四	・四	・八	・八	一・二	・八		・八	・八	二・一		
九日	無料	・八	・八	二・四	三・二	六・四	一・六		四・八	三・二	一八・四		二・四
	有料	・六	・六	・六	一・八	四・八	・六		三・〇	二・四	一二・七		一・八

		箪笥町	谷町	今井町	宮下町	新網町一丁目	〃二丁目	永坂町	南日ケ窪町	北日ケ窪町	鳥居坂町	東鳥居坂町	材木町
九月一日	無料												
	有料												
二日	無料												
	有料												
三日	無料												
	有料												
四日	無料												
	有料												
五日	無料			・七		・七		・七	・七				・七
	有料			・四		・八		・八	・四				・四
六日	無料	四・八		一・六	一・六		一・六		・八	・八	一・九		・八
	有料									・八	・四		
七日	無料	四・〇		・八	一・二	二・一	二・〇	一・二	・八	一・六			一・二
	有料	三・二		・八	・八	一・二	一・七	・八	・四	一・二			・八
八日	無料	四・八		一・二	一・六	一・六		二・〇	・八	一・二	一・二		一・六
	有料	三・二		二・〇	・八	一・二		・八	・八	・八	一・六		・八
九日	無料	七・二	七・二	三・二	四・〇	四・八	二・四	四・〇	二・四	三・二	・八		四・〇
	有料	九・六	四・八	一・八	二・四	三・〇	一・八	二・四	・六	二・四	・六		四・〇

		龍土町	新龍土町	櫻田町	六本木町	霞町	三河臺町	三軒家町	本村町	田島町	笄町	盛岡町	廣尾町
九月一日	無料												
	有料												
二日	無料												
	有料												
三日	無料												
	有料												
四日	無料												
	有料												
五日	無料			・七	・七	・七	・七	・七			二・一		
	有料			・八	・八	一・二	・八	・四			二・〇		
六日	無料	一・六		二・四	一・六	三・二	一・六	・八	三・二	一・六	四・〇		
	有料						一・六						二・四
七日	無料		一・四	一・二	・八	二・四		・八	二・〇	一・二	二・八		二・〇
	有料		一・二	一・二	・八	二・〇		・四	二・〇	・八	二・四		一・六
八日	無料	二・〇		一・六	一・二	二・八	一・六	・八	二・〇	一・二	二・八		
	有料	一・二		一・二	・八	二・〇	・八	・八	一・六	・八	二・八		
九日	無料	八・八		六・四	五・六	一五・二	五・六	一・二	一三・二	三・二	二〇・〇		四・八
	有料	五・四		五・六	三・〇	九・七	三・〇	・九	九・〇	一・八	一五・八		四・五

		新廣尾町一丁目	〃二丁目	〃三丁目	富士見町	坂下町	山元町	新堀町	竹谷町	東町	一本松町	西町	網代町
九月一日	無料												
	有料												
二日	無料												
	有料												
三日	無料												
	有料												
四日	無料												
	有料												
五日	無料	・七	・七			一・五			・七				
	有料	・八	・八			一・二			・八				
六日	無料	一・六	一・六		一・六	一・六	一・六	二・四	一・六	・八	・八	・八	一・六
	有料												
七日	無料	一・四	一・二	二・一			一・二	一・六	一・二	・八	・八		一・二
	有料	・八	・八	・八			一・二	一・二	・八	・八	・八		・八
八日	無料	二・四	一・六	一・六	一・二	一・二	二・〇	二・〇	一・二	一・二	一・二	・八	二・四
	有料	一・七	・八	・八	・八	・八	一・二	一・二	・八	・八	・八	・八	一・六
九日	無料	一・二	四・八	四・八		六・八	五・六	五・六	一二・八	三・二	二・四	一・六	八・〇
	有料	一二・九	三・〇	三・〇		四・四	四・二	四・二	一〇・二	・九	一・八	・六	四・八

		宮村町	森元町一丁目	〃二丁目	〃三丁目	北新門前町	公衆食堂	雑	救護掛	會計掛	白米同業組合	米配給石數	〃四斗俵換算
九月一日	無料												
	有料												
二日	無料								・四			・四	・一
	有料												
三日	無料								一・二			一・二	三・〇
	有料												
四日	無料								・九六			・九六	二・四
	有料												
五日	無料								一一・二			三二・〇	八〇・〇
	有料											一九・二	四八・〇
六日	無料	二・四	四・〇	一・六	・八	一・六		一・四	九・二			八一・三〇	二〇三・二五
	有料											五・二	一三・〇
七日	無料	一・六	二・六	一・六		一・二		一・九	八・六			六九・一〇	一七二・七五
	有料	一・二	一・六	一・二		一・二						四四・三〇	一一〇・七五
八日	無料	二・〇	三・二	二・〇		一・六		七・七	八・四			八七・七〇	二一九・二五
	有料	一・二	一・九	一・六		一・二						五〇・一〇	一二五・二五
九日	無料	八・八	七・六	三・二		四・八		三・六	六・四			二六二・四	六五六・〇
	有料	五・一	四・五	二・四		三・〇						八二・〇	四五五・〇

覧表

（自大正十二年九月二日
至大正十二年九月二十日）

八日	無料	・四	・八	一・二	一・二	二・〇	一・二		一・六	一・二	二・四			四・八		一・二	一・六	一・六		二・〇	・八	一・二	一・二		一・六	二・〇		一・六	一・二	二・八	一・六	・八	二・〇	一・二	二・八		二・四		一・六	一・六	一・二	一・二	二・〇	二・〇	一・二	一・二	一・二	・八	二・四	二・〇	三・二	二・〇		一・六		七・七	八・四			八七・七〇	一九・二五
	有料	・四	・四	・八	・八	一・二	・八		・八	・八	二・一			二・五		二・〇	・八	一・二		・八	・八	・八	一・六		・八	一・二		一・二	・八	二・〇	・八	・八	一・六	・八	二・八			一・七	・八	・八	・八	・八	一・二	一・二	・八	・八	・八	・八	一・六	一・二	一・九	一・六		一・二						五〇・一〇	一二九・二五
九日	無料	・八	・八	二・四	三・二	六・四	一・六		四・八	三・二	一八・四		二・四	七・二	七・二	三・二	四・〇	四・八	二・四	四・〇	二・四	三・二	・八		四・〇	八・八		六・四	五・六	一五・二	五・六	一・二	一三・二	三・二	二〇・〇		四・八	一・二	四・八	四・八		六・八	五・六	五・六	三・八	三・二	二・四	一・六	八・〇	八・八	七・六	三・二		四・八		三・六	六・四			二六二・四	六五六・〇
	有料	・六	・六	・六	一・八	四・八	・六		三・〇	二・四	一・七		一・八	九・六	四・八	一・八	二・四	三・〇	一・八	二・四	・六	二・四	・六		三・〇	五・四		五・六	三・〇	九・七	三・〇	・九	九・〇	一・八	一三・八		四・五	一二・九	三・〇	三・〇		四・四	四・二	四・二	一〇・二	・九	一・八	・六	四・八	五・一	四・五	二・四		三・〇						八二・〇	四五五・〇
十日	無料	・八																																												二・〇									・八	四・七			八・三〇	二〇・七五
	有料	・四																														・五						八・〇									一・二												九・九〇	二四・七五
十一日	無料	・八	一・六	三・二	四・八	八・〇	一・六	四・〇	四・八	四・〇	九・六		一・六	七・六	七・六	三・二	四・〇	五・六		五・六	二・四	六・四	三・二		五・六	八・八		一〇・〇	六・四	二〇・〇	五・六	一・六	一六・〇	四・〇	三五・二		九・六	四・〇	八・八	六・四	六・四	二・八	七・二	七・二	八・〇	五・六	二・〇	・四	一一・二	一一・九	五・六	六・四		四・〇		二・七	一一・六			三三五・四	八三八・五
	有料	・四	・八	一・六	三・二	五・四	・六	五・六	三・二	三・二			一・六		四・八	二・四	二・四	三・二		三・二	一・六	四・〇	一・八		四・〇	五・六		七・二	四・〇	一五・六	五・六	一・八	一〇・七	三・二	二四・〇		六・五	三・二	五・六	四・八	四・二	二・〇	四・八	四・八	四・八	三・二	一・二	・四	七・二	九・六	四・〇	四・〇		二・四						一九七・四	四九三・五
十二日	無料																		三・二																																						二・〇	一五・三			二〇・五〇	五一・二五
	有料															一・六			二・四																四・〇																													八・〇	二〇・〇
十三日	無料	一・二	一・六	二・[illegible]		八・〇	一・六			四・〇			一・六	一四・〇		三・六	四・〇	四・八	五・二	五・二	二・四	六・〇	二・八		五・二	七・六		九・六	六・〇	一八・四	六・〇	二・〇	一五・二	四・〇	三五・六		九・二	四・〇	八・〇	六・〇	六・八	五・二	六・八	六・八		四・八	三・二	・八	一〇・〇	一〇・四	九・六	四・八		四・四		・九	八・〇			二八五・七〇	七一四・二五
	有料	一・二	一・二	二・〇		六・四	一・二			五・二			二・四	一・二		八・五	五・六	三・六	二・八	四・〇	二・〇	四・八	二・四		四・四	六・四		八・〇	四・八	一五・二	五・二	一・六	一三・四	三・二	二六・八		七・六	五・六	六・四	四・八	五・二	四・〇	五・六	五・六		四・五	二・八	・八	八・四	八・八	七・六	二・六		三・六						二三三・四	五八三・五
十四日	無料	・九	・九	一・二	二・〇	三・六	・九		二・一	二・一	八・〇		・九	六・四		一・八	二・一	二・四	一・八	二・一	一・二	二・〇	一・二		二・四	四・五		四・四	二・八	八・四	三・二	二・〇	六・八	二・〇			四・四	二・〇	三・六	二・八	三・二	二・四	三・二	三・二	一・六	二・〇	一・八	・六	四・八	四・八		二・一	・三	二・四		四・七	六・八			一三八・〇	三四五・〇
	有料																																・九																							・八					一・七〇	四・二五
十五日	無料	・八	・八	一・二	二・〇	三・六	・八	二・〇	二・〇	二・〇	八・〇		・八	六・四		一・六	二・〇	二・四	一・六	二・〇	一・二	二・八	一・二		二・四	四・四		四・四	二・八	八・四	三・二	・八	六・八	二・〇	一六・〇		四・四	二・〇	三・六	二・八	三・二	二・四	三・二	三・二	三・二	二・〇	一・六	・四	四・八	四・八	二・四	二・〇	・四	二・四		四・七	一四・四			一五九・六	三九九・〇
	有料																																																						一・六				一・六	四・〇
十六日	無料																																																						一・二	六・八			八・〇	二〇・〇
	有料																																																						三・二			二三四・〇	二三七・二	五九三・
十七日	無料	二・〇	二・〇	二・八	四・八	八・八	二・〇	四・八	四・八	四・八			一二・〇	一六・〇			四・八	六・〇	四・〇	四・八	二・八	六・八	二・八		六・〇	一〇・八		一〇・八	六・八	二〇・八	八・〇	二・〇	一六・八	四・八	四・〇		一〇・八	四・八	八・八	六・八	八・〇	六・〇	四・八	八・〇	八・〇	四・〇	四・〇	一・二	一二・〇	七・二	六・〇	四・八	一・二	六・四			八・〇			三三五・二	八三八・〇
	有料																																																						・一二五			一九四・〇〇〇	一九四・〇五〇	四八五・一二五
十八日	無料																																																						二・〇	七・九			九・九〇	二四・七五
	有料																																																												
十九日	無料																																																							九・六			九・六	二四・〇
	有料																																																								一六・四	一七八・〇	一九四・四	四八六・〇
二十日	無料																																																										三・六	九・〇
	有料																																																												
計	無料	九・二	一〇・八	一六・〇	三三・〇	四五・二	三三・〇	三二・四	二三・六	二三・六	四八・八	二・七	九・五	七・二	一四・八	一七・七	二四・五	三〇・四	一九・八	二七・六	一五・五	三・八	一五・一	—	二九・九	四八・五	一・四	三一・五	二七・九	三〇〇・七五	三七・一	二一・七	八一・六	二四・〇	一六八・五	—	四七・六	二四・一	二四・七	三三・五	三〇・四	二九・九	三六・七	四〇・一	三八・五	二五・二	一九・八	七・〇	五六・〇	四六・七	四三・〇	二八・五	二・七	二八・八		二六・九	一四・八	〇		一、八四七・五〇	四、六一八・七五
	有料石數	三・八	三・八	五・八	九・四	一九・〇	四・四	四・〇	八・八	一〇・八	一三・八	二・八	五・八	二七・二	九・六	一七・五	一〇・〇	一五・〇	八・七	一三・〇	五・八	一四・〇	六・八	—	一三・四	一八・六	一・三	二四・〇	一四・二	一〇九・三五	一五・四	六・八	四〇・四	九・八	七三・八	—	一〇・二	三一・〇	一七・四	一四・二	一〇・二	一三・四	一七・〇	一七・〇	一七・四	一〇・二	八・六	二・二	三三・八	二五・九	一九・六	一三・八	〇	二一・四	・八	四八・五	〇	一六・四	六〇・九	一、三七八・四五	一、三七八・四五

米配給日計表

月日	受領石數	前日繰越	配給石數（有料）	配給石數（無料）	計	殘高
九月一日	—	—	—	—	—	—
〃二日	一・六	—	—	四・〇	四・〇	一・二
〃三日	—	一・二	—	一・二	一・二	—
〃四日	七九・六	—	—	九・六	九・六	七〇・〇
〃五日	七六・〇	七〇・〇	一九・二	三二・〇	五一・二	九四・八
〃六日	九八・〇	九四・八	五・二	八一・三	八六・五	一〇六・三
〃七日	一七二・四	一〇六・三	四四・三	六九・一	一一三・四	一六五・三
〃八日	三二〇・〇	一六五・三	五〇・一	八七・七	一三七・八	三四七・五
〃九日	二五二・二	三四七・五	一八三・〇	二六三・四	四四四・四	三五五・三
〃十日	二一五・四	三五五・三	九・九	八・三	一八・二	五五二・五
〃十一日	三六二・〇	五五二・五	一九七・四	三三五・四	五三二・八	三八一・七
〃十二日	二九三・〇	三八一・七	八・〇	二〇・五	二八・五	六四六・二
〃十三日	四三一・四	六四六・二	二三五・四	二八五・七	五二一・一	五四八・五
〃十四日	三三〇・〇	五四八・五	一・七	一三八・〇	一三九・七	七三八・八
〃十五日	三八四・〇	七三八・八	一・六	一五九・六	一六一・二	九六一・六
〃十六日	三九〇・〇	九六一・六	二三七・二	八・〇	二四五・二	一、一〇六・四
〃十七日	一八〇・〇	一、一〇六・四	一九四・五	三三五・二	五二九・二五	七五七・一五
〃十八日	—	七五七・一五	—	九・九	九・九	七四七・二五
〃十九日	—	七四七・二五	一九四・四	九・六	二〇四・〇	五四三・二五
〃二十日	六〇・〇	五四三・二五	—	三・六	三・六	五九九・六五
〃廿一日	八四・〇	五九九・六五	四・〇	五・二	九・二	六七四・四五
〃廿二日	—	六七四・四五	二二・〇	六・五	二八・五	六四六・四五

八、副食物　九月九日より副食物の配付を受く、乃ち配米の標準に依り區內住民數と區外よりの避難民數とを基礎とし、按分して各種の副食物を無料配給し、學校收容の避難民に對しても、無料米配付の例に倣ひ、別に之を配付給與したり。

副食物の內、罐詰、煮干、味噌、醬油、鮭、鱒、澤庵、梅干、壽留女、干瓢、麥粉の類は、給與品全部を夫々配分するを得たるも、梨、玉子の類は、多く已に腐敗し、大半之を廢棄するの止むを得ざりしは遺憾なりき、九月一日より十月二十日まで配給したる副食物左の如し。

罐詰類二八、七一〇函、漬物類四〇九樽、素麵一、〇五一函、乾饂飩三〇〇函、馬鈴薯九六五俵、小麥粉二七〇袋、生野菜六三二俵、豆類一九二俵、味噌五九一樽、澤庵一四七樽、南瓜五二〇俵、いりこ一三八俵、醬油五〇六樽、梅干一三三樽、果物四九六函、鰯一二九函、ローストビーフ四三四函、鮭九五函、鰊四二〇包、干瓢六〇梱、甘藷三〇俵、食鹽四三俵、鷄卵三三函、煉乳二〇函、するめ二九包、鰹節二〇函、佃煮八函、干野菜一二包、鹽鰯二函、削節一〇函。

尚救護用物資として左記の通り受領し、夫々罹災者に配布したり。

被服類一二七梱、被服類一三六〇枚、毛布二一五〇枚、木炭六〇〇俵、蠟燭九〇函、バケツ一一七個、合羽五枚、白木綿二包、紙類二〇梱、氷四〇束、陶器四三〇梱、履物七包、賣藥三九、四〇〇丁、石鹼一〇箱、燐寸二〇函、タオル二五梱、ネル地八函。

ニ、慰問品　九月十日始めて其配給を受く、乃ち之を各小學校收容の避難民に配與し、續て寺院民家に在る罹災者に交付す、十月二十日までの總數一、三三二梱、內一六七梱は、市に返納す。

ホ、給水　災直後應急處置として、撒水用堀拔井戶水を雜用水に配給し、四日第一消防署に交涉して各所の水道消火栓を開き、蒸氣ポンプ數臺を以て之を撒水車に移し、撒水人夫をして每日各戶に配水せしめたり。

四、物資調達及會計

用度掛所屬職員二十五名、米穀其他食糧品の調達配給事務に從事し並に之が運搬に要する人夫車馬の雇上げに奔走し日夜寢食を忘れて活動したる結果、糧食の運搬配給上何等の支障なく之を遂行し得たり、

表[illegible]米[illegible]

（自大正十二年九月一日
至大正十二年九月二十日）

[illegible]

且同掛は現金の出納保管事務にも當りしも、現金の出納機關たる金庫の開設なき際、敏活を要する用度掛をして周到綿密ならざるべからざる會計事務を兼ねしむるは、取扱の遺憾なきを期する所以に非ざるを以て、九月十五日より會計事務を分離したること、上記の如し、而して後會計掛は、事變に對する寄附金の收受、賣却米代の收入、俸給給料其他車馬人夫賃の支拂より平常事務に屬する手數料收入等をも併せ處理し、傍ら諸用品購入車馬人夫の調達等に從事したり、九月二十日使用の人夫及車馬數左の如し。

一、乘用自動車延二六臺　一、貨物自動車延二二臺
一、荷馬車延七七臺　一、人力車延五二臺
一、人夫延一、二〇〇人

第五目　救療及死體處置

罹災者收容に際し、傷痍疾病に罹れるものは、應急處置として麻布區醫師會の來診を乞ふや、直に同會の活動となり、次で市救護班赤十字社臨時病院の開設あり。

麻布區醫師會に在りては、大災即日會員全部を救療員とし、救濟部を組織し、區內五區域に分ち、救療員の擔任を定め、區域內の罹災者に對する自宅診療を無料にて爲すと共に、一面三日より十一日まで街頭救護所を六本木町十字街頭及山本町上野病院前に設け、以て各戶所在の避難者及通行人中の傷病者を救療し、各小學校收容の避難者に對しては、午前午後各一回づゝの出張診察を爲し、又急患發生の場合は最寄救療員共都度往診したり、內救護班取扱患者外傷五八四名、內科七九名。

區內は災火に襲はれたるもの僅に十數戶に過ぎざるを以て、慘死者に身元不明の者少く屍體引取人なく、區に於て處置したるは四體のみ。

第六目　保健施設

イ、淸掃整理　震後下町方面の罹災者一時に襲來し、知己緣故を有するものは之に寄寓し、其之無きものは、區の罹災民收容所に入り、或は道路材料置場若は道路沿ひの廣場等に小屋掛けを爲して居るもの等ありて、頓に人口を增したる結果、各戶塵芥夥しく堆積し、一方屎尿の停滯を見るに至りたるより、九月四日一部の屎尿汲取を開始し、五日塵芥掃除に着手せしめ、撒水は暫く之を休止して區內水道不通個所に對する飮料水配給の補助勤務を爲さしめ、下水人夫をして屎尿汲所を應援せしめり、即ち

A、屎尿汲取　麻布區屎尿處分協會の事業として委託者より一定の料金を徵し汲取に應じ來りたるものなるが、災後は料金の基礎たる家族員數變更したるが上、數日間汲取を休止したる爲め、停滯個所甚だ多く、衞生上看過し難き狀態なりしを以て、臨機の處置を採る事とし、委託の有無を問はず一般的臨時汲取を開始し、處分協會の器具のみにては不足なるを以て、新に四斗入空樽百五十本を購入し之に加工して汲取桶代用とし、馬車及人夫を臨時に雇ひ、全區を五部に分ちて平押に汲取を爲すと共に、別働隊を編制し、停滯甚しくして特に申告し來りたるものゝ汲取に當り、九月十一日市衞生課より市費汲取の通告後は、作業を擴張して、同月二十二日全區の第一回汲取を了し、引續き第二回汲取を實施す。

臨時糞尿汲取作業成績（自九月十一日至同廿三日）

月日	人夫數	汲取荷數	月日	人夫數	汲取荷數
九月十一日	二五	二五七	十二日	二八	二九八
〃十三日	四〇	三三五	十四日	一三	一三〇
〃十五日	七九	三七四	十六日	八〇	四四三
〃十七日	九〇	五一九	十八日	九二	七一四
〃十九日	九八	七五〇	二十日	九八	八〇四
〃廿一日	一二二	九三一	二十二日	七四	五六四
〃廿三日	一三二	九一九	計		七、〇三八 （二、八一五石二）

B、塵芥掃除　九月六日掃除從業者の救護應援を止めて掃除に從事せしむる事とし、全員を六班に分ち、第一班を別働隊として道路上の投棄塵芥蒐集運搬に專當せしめ、他の五班は全區を五分して分擔せしめ、一度に平押方法を以て各戶の塵芥を蒐集運搬せしむ、而して塵芥取扱場の整理は、市衞生課に定備船四十艘餘の配備を求め、多數の積込人夫を雇上げ、九月十六日全區の第一回掃除を完了し、第二回は二十三日終了、引續き第三回の掃除を施行したり。

各戶及街頭堆積塵芥掃除成績

月日	人夫數	塵芥重量	月日	人夫數	汲取重量數
九月五日	三七	七、六五〇貫	六日	三五	八、九一〇貫
〃七日	三五	八、九一〇	八日	三三	七、八三〇
〃九日	三六	八、九一〇	十日	三五	一〇、八九〇
〃十一日	四七	九、二七〇	十二日	五一	七、九二〇
〃十三日	八九	一四、一六〇	十四日	四五	八、二八〇
〃十五日	七九	一四、七五〇	十六日	七三	一四、〇二〇
〃十七日	七六	一二、九五〇	十八日	九二	一二、九二〇
〃十九日	七六	一四、四一〇	二十日	七八	一五、九六〇
〃廿一日	九九	一四、〇五〇	廿二日	九一	一三、八七〇
〃廿三日	一一六	一七、一一〇	計	一、二二三	二二二、七八〇

C、道路整理　災後道路は、破損建物の煉瓦土砂崩壞のため步道境界下水等閉塞せられ、交通上の支障は勿論、衞生作業の施行上にも障碍尠なからざるを以て、九月六日救護應援を打切り、七日後は連日道路の障碍物撤去に從事せしめ、倘下水破損個所の修理崩壞物の搔上等の作業に任ぜしむ。

D、下水浚渫　從業者は六日まで救護應援、七日より十三日まで屎尿汲取應援を爲したりしが、十四日より下水中の墜落瓦礫土砂の取片付に從事せしめり。

E、撒水　道路撒水從業者は、救護及塵芥掃除、飮料水配給補助等に從事せしも、九月二十三日より撒水作業を開始す。

第七目　罹災證明

罹災者中地方に避難せんとし、汽車汽船の無賃乘車に關する罹災證明書を申請するもの、一時に刹到し、市內電車の無賃乘車に要する罹災證明を求むるもの亦沓至し、所は爲に非常の繁忙を極めり。

一、汽車汽船無賃又は五割引乘車	二、四二四件
一、電車無賃乘車	一、八六二件

第二項　名譽職員の活動

麻布區會は、九月三日緊急區會を開き、罹災者救護に關し救濟費として金一萬圓を限度として支出することを決議し、倘議員全員を罹災救護に關する委員とし、更に特別委員を選擧す。

九月四日、區會の決議に基き、東北地方（埼玉栃木兩縣）へ米穀其の他の物資購入の爲め區會議員特別委員四名、吏員二名、出張夫々用務を辨し六日歸所す。

同　八日、區會議員に區災害救濟委員並に區災害に關する臨時方面委員を囑託す、各員乃ち擔任部署を定め、救護に從事す。

同　十二日、區會會員委員會開會、遭難死者弔慰金に關する委員五名を選擧す。

同　十三日、罹災者救護に關する特別委員會開會

同　十四日、區會全員委員會開會、遭難者審査に關する委員七名を選擧す。

九月十五日、遭難者審査に關する委員會開會。

同　十六日、區會全員委員會開會、傷病者調査に關する特別委員七名、燒失倒壞家屋調査に關する特別委員十五名を選擧す。

同　十七日、傷病者調査に關する特別委員會燒失倒壞家屋調査に關する特別委員會等開會す。

同　十九日、救護に關する特別委員會開會。

同　二十日、遭難死者弔慰金に關する委員會開會。

同　二十七日、燒失倒壞家屋調査に關する特別委員會開會。

同　二十八日、傷病者調査に關する特別委員會開會。

同　二十九日、區會全員委員會開會。

十月二日、區會全員委員會開會、建築材料に關する委員七名を選擧す。

同　三日、燒失倒壞家屋調査に關する特別委員會開會。

同　四日、建築材料に關する委員會開會。

第三項　各種團體活動

區內各團體の活動したるもの左の如し。

團體名	種類	代表者	人員	作業開始月日	作業日數	作業ノ大要	備考
在鄕軍人會麻布區分會	診療	分會長 秩山常介	醫師五名 助手十名	九月五日	四十五日	罹災者、避難者ノ傷病者ヲ救療シ又一般傷病者ノ診療ニ盡力セリ	十月二十日之ヲ廢止ス
〃	焚出給與	〃	從事者二百名	〃一日	三日	罹災窮民、避難民並避難行路者ノ爲メ十三ニ亙ル各班毎ニ焚出シ救助ヲ爲ス	九月三日廢止後ハ各班ノ必要ニ應シ任意救助實施シタル向モアリ
〃	寄贈品收集及配給	〃	同分會ノ從事者三十五名	〃十一日	二十日	各班其區域毎ニ寄附物品ヲ募集シ之ヲ分會ニ於テ整理シ市內各區ノ罹災者ニ配付ス其數各品所混セ六、三〇〇	九月三十日打切レリ
〃	燒死者ノ搬出死者ノ發掘其他防火、老幼婦女ノ搬出等	〃	三百名	〃一日	四日	區內森元町及北新門前町ハ最モ被害激甚ニシテ死者ノ搬出其他ニ全力ヲ傾注セリ尚市兵衞町、及隣區神谷町葺吉町方面ノ延燒ニ對シ防火ノ爲メ家屋ノ破壞或ハ逃ケ迷フ婦女子ノ救助等ニ努力ス	
麻布區飯倉青年團	炊出其他	團長 坂田定治	三百六十名	〃一日	約九十日	一、炊出ヲ爲シ一般避難者ニ配付ス 一、野菜及物資ヲ實費ヲ以テ分與ス 一、スイトン及湯接待 一、交通整理警戒及傷病者救護 一、消防ノ爲メ家屋ノ破壞等其他一般	
麻布區醫師會救療部	一、自宅救護 二、街路救護 三、避難者收容所及巡回救療	醫師會長 上野信四郎	九十六名	上欄種類ノ內 一、九月一日 二、〃三日 三、〃	同上 一、六十一日 二、十一日 三、十八日	一、救護ハ其附近又ハ通行者並ニ避難者一般傷病者ヲ救療ス 二、救護ハ交通頻繁ナル場所ニ救護所ヲ設ケ外來傷病者ノ救療ニ從事ス 三、救護ハ避難者收容所避難者屋外所在地等ヲ巡回シテ救療ヲ爲ス	救療セシ患者數 三、一三一人 延一三、五五四人 經費總額二、五三〇圓餘
麻布區飯倉町九丁目自衞會	炊出其他	鈴木瀧藏	三十名	九月一日	七日	一、一般避難者ニ炊出ヲ爲スコト震災直後ヨリ七日間ニ亙ル其他野菜類ノ廉賣、夜警其他一般救護ニ從事ス	
麻布區本村町會	配給其他	會長 石井久米吉	十五人	〃	六十一日	一、配給品ノ受領配布 一、飯米廉賣等	飯米指定價格ヲ一升二十五錢ト定メ町內窮困者ニ之ヲ分チ其ノ不足額ハ町會費ヲ以テ補充セリ
麻布區今井町會	配給品其ノ分配其他	會長 鹿島利左平	百五十餘名	〃	約六十日	一、配給品ノ分配及衞生夜警等	
麻布區森元町青年團	配給品ノ分配其他	團長 高野逸郎	百四十七人	〃	七十六日	一、町內夜警衞生 一、配給品ノ分配等	
麻布區坂下青年團	焚出其他	團長 清水尙雄	二十五名	〃	約三十日	一、焚出ヲナシ一般避難者ニ配布 一、配給品ノ分配其他警戒	
麻布區三河臺青年團	〃	會長 政本龜吉	約五十名	〃	約十六日	一、炊出及飲料配與 一、交通整理 一、消毒 一、夜警 一、其他一般	
麻布區網代町會	〃	會長 安藤茂春	約二百名	〃	六十六日	一、九月一日ヨリ十日間連日炊出ヲ爲シ一般避難者ニ配布ス 一、九月六日ヨリ同月三十日迄町內及避難者ニ白米二百五十俵ヲ配布ス 一、區役所ヨリノ配給品ノ分配其他警戒作業	
麻布區谷町三谷町會	警備救護	會長 中村中郎	二百八十三名	〃	約六十二日	一、配給品ノ受領分配 一、夜間ノ警備 一、其他衞生一般	
麻布區六本木町會	救濟其他	會長 高橋助次郎	三百四十八名	〃	約四十日	一、玄米十俵ヲ購入シ實費ヲ以テ町內困窮者ニ頒ツ 一、區役所ヨリ配給品ノ分配 一、夜警實施 一、其他衞生等一般	
麻布區霞町々會	焚出其他配給一般	會長 長谷部新藏	七十四名	〃	〃	一、焚出ヲ爲シ一般避難者ヲ施與ス 一、配給品ノ分配 一、夜警其他	
麻布區霞町青年團	焚出其他	團長 田中鄕造	六十名	〃	〃	焚出ヲ爲シ一般避難者ニ施與シ其他配給品ノ配分及夜警等	
麻布區新堀町會	〃	會長 益田左右治	四百三十八名	〃	約九十六日	一、焚出ヲ爲シ一般避難者ニ施與ス 一、配給品ノ分配其他救護 一、町內ノ警戒其他消毒法勵行 一、右ノ外救濟全般ニ亙ル作業	焚出等要シタル費用ハ町內有志ノ自發的厚意ヲ以テ物資ヲ得テ全部救護費ニ充當セリ（全然寄附ヲ勸誘セサルモノニ付此旨添記ス）

麻布區一本松町會	焚出其他救護	會長 安場保健	約六十名	九月一日	約七十日	救護、警戒、衞生、作業	九月一日震災突發スルヤ直チニ青年團幹部及ビ町會役員ヲ集合シ青年團ト聯合シテ避難者ノ救護並ニ是等ニ對シ焚出ヲ爲シ其他配給品ノ分配等各種ノ救護事務ニ全力ヲ擧ゲテ從事ス
麻布區一本松青年團	焚出其他救護	團長 山內勝夫	六十名	〃	約七十日	焚出、救護、警戒、衞生、作業	九月一日大震災突發スルヤ直チニ青年團員併ニ町會幹事ノ總動員ヲ行ヒ町會ト聯合シテ避難者ノ救護ト此等ニ對シ焚出ヲ爲シ其他配給品ノ分配等各種ノ作業ニ一同寢食ヲ忘レ死力ヲ盡シテ從事セリ
麻布區北新門前町青年團	焚出其他	團長 辻高重	四十五名	〃	約六十一日	焚出ヲ爲シ一般避難者ニ分與ス其他夜警火災防止、衞生及配給品ノ分配等	
麻布區飯一會	焚出救助其他	會長 鈴木久三郎	十五名	〃	約五十一日	一、焚出ヲ爲シ一般避難者ニ施與ス 一、配給品ノ分配其他救護ノ處置	
麻布區田島町々會	配給作業	會長 片岡靜雄	四十名	九月七日	約三十日	避難者ヘ配給作業ニ從事ス	
麻布區看護婦會組合救護班	傷病者救護	組合長 市野堪	八十二名	〃 一日	五日	罹災傷病者ニ對シ救急手當及看護ニ從事シ藥餌ヲ要スルモノハ元海軍々醫正大坪氏ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ給與ス、救護シタル人員 負傷者　一三五名 病者　八一名 姙婦　二名 計　二一八名	九月一日震災直後組合長ハ附近鍋島家ニ交渉シテ救護所ヲ設ケ飯倉青年團ニ連絡ヲ求メテ傷病者ノ收容ニ努メ兼テ區內組合員及所屬會員ノ出動ヲ乞ヒ專心救護ニ奔走シタルモ藥品其他材料ノ缺乏ニ苦シミタリシカ同月三日麻布區醫師會ノ救護所設置セラル、ニ及ヒ事業ノ一部ヲ同會ニ引渡シ其後解散ス
聖ヒルダ養老院	老婦人救護	デクソン	二人	〃	繼續中	震災ノ爲メ孤獨トナリタル老婦人ヲ收容ス	當養老院ハ現在ノ建物ニテハ多數ノ收容力ナキヲ以テ增築ノ計畫中ニ付完成ノ上ハ是等ノ薄倖者ヲ多數收容スルコトヲ得　救護人員二名
東京市齒科醫師會麻布區支部	診療	支部長 弘田義三郎	四十四名	〃 十日	二十一日	九月九日緊急役員會ヲ開催シ其ノ決議ニ依リ各會員ハ九月十日ヨリ同月末日ニ至ル二十日間自宅治療所ニ左ノ「ビラ」ヲ掲ケ避難者ノ爲メ診療ニ從事セリ 避難者無料診療所	
麻布區市兵衞町會	配給品ノ分配其他	會長 野村斐大郎	約二百名	〃 一日	約九十日	一、配給品ノ分配其他衞生夜警等	

第四項　御下賜金傳達

御下賜金區の配當額は、五三二圓、大正十二年十二月一日區長以下名譽職員其外參列して傳達式を擧行したり、拜受するもの一、一一三世帶一五七人。

第八款　赤坂區

第一項　區役所の活動

第一目　臨時事務分掌

地震突發の際中野區長は外出の途にありしが、直ちに引返へし吏員一同を集め、病氣その他萬已むを得ざる事故ある者の外は、全員居殘り救護事務の部署に就くべき旨を命じ、次いで奧野主事、佐藤、遠藤宮村、村上の各書記を召集し、救護方法に就き協議を凝し避難所の開設、炊出及診療部の開始を急務とし、直ちに救護班を組織し、表町青山兩署察署とも打合せをなし、協力して事に當ることゝし　更に左の非常災害事務取扱規定を決定せり。

第一條　非常災害事務取扱の爲め左の事務を定む

一、總務掛　掛長は庶務掛長、掛員は庶務掛員を以て之に充つ
一、用度掛　掛長は會計掛長、掛員は會計掛員を以て之に充つ
一、救護掛　掛長は主席書記、掛員は衞生道路戶籍、稅務の三掛員を以て之に充つ

傷病者の治療は、區醫師會員に之を囑托す、救護實施に關し、青年團員及在鄉軍人其他に囑托する事あるべし。

△總務掛

一、災害の調査、並に報告に關する事項
一、救護方法決定に關す事項
一、電信及文書收護に關する事項
一、電信及文書收發に關する事項
一、官公衙其他外部との交渉に關する事項、但し各掛の主管に屬するものは此限りにあらず
一、其他各掛に屬せざる事項

△用度掛

一、救護用資勞力の調達に關する事項
一、救助費の收支並に寄附金品の取扱に關する事項

△救護掛

一、警戒、防止、避難等に關する事項
一、炊出其他救助に關する事項
一、各種團體との連絡に關する事項
一、衞生救護に關する事項
一、物資運搬に關する事項

第二條　各掛員事務分配は掛長之を命ず

而して總務掛長に奧野主事、用度掛長に遠藤書記、救護掛長に佐藤書記各々就任す。

第二目　救助施設

イ、收容及炊出　九月一日所員臨時事務の部署に就くや、時恰も田町四丁目及新町三丁目の火次第に燃擴り、附近住民競ふて避難の場所を求めて混亂一方ならず、折柄青山御所主馬寮分厩開放せられたるを以て取敢へず罹災者を收容し、一面極力奔走の結果、漸く白米十二石を買收し、且薪炭空樽等を蒐集し、近衞步兵第三聯隊に交渉して大釜十個を借受け、常備人夫七十一人を召集し、之を區役所構內に据附けて炊出を開始したり。

斯る間も餘震絕間なければ、區民發火を恐れて火氣を絕ち、飲食の

便を得す、其内猛火は八方に擴り、罹災者益增加するを以て、區内の各小學校を開きて避難所に充て、燒跡其他に建札を爲して之を周知せしめ、且近衞歩兵第三聯隊門前に、大釜數個を据附け軍隊の助力を得て此處にも炊出を開始す、折柄京橋日本橋森下町方面の罹災者猛火に逐はれて續々逃來り、爲に炊出の繁忙を加へたるを以て、更に第三聯隊に交渉して、軍用パン牛肉鑵詰二千人分の支給を受け、之を罹災者に給與しつゝある中、日暮れて瓦斯電燈點火せず、蠟燭さへ不足勝の間に係員一同家を忘れ身を忘れて、或は物資の蒐集に或は炊出に或は診療に徹宵救護に從事したり。

此時罹災者の避難所は何時しか增して、青山御所内分厩、中ノ町小學校、氷川小學校、赤坂小學校、青山小學校、青南小學校、近衞歩兵第三聯隊、九條邸、一條邸、黑田邸、梅窓院、井上邸、松尾邸、北町三丁目同愛會、女子學習院、青山師範學校、善光寺、電氣局七丁目車庫、明治神宮外苑、青山墓地、青山射的場　赤坂見附廣場、紀國坂、乃木坂、氷川神社境内を初め二十餘所となり、孰れも集團避難し、尙各自住宅附近に安全の地を求め、疊建具等を利用し假小屋を作りて避難し居るもの幾十萬なるを知らず、救護の掛員は、握飯パン牛肉鑵詰を齎らして各所を巡回給與し、此日の炊出十二石、救助延人約二萬一千六百人に向ふ。

二日朝は夜來の火災に罹災者益々增加したるを以て、青山方面へは青山警察署に物資を送りて、同警察署及電氣局青山出張所に於て炊出をなさしめ、第三聯隊内避難者は軍隊に於て救護する事となりたるより、區は早朝より其他各避難所に握飯パン飲料水等を配付し、且晝夜を分たず下町方面より避難し來る罹災者に出來得る限りの滿足を與へ米穀類は花井表町署長の臨機處置として、一日夜より二日朝に掛け、逸早く購入の内命を下し置きたる白米七十餘石の引繼を承け、同時に區内篤志家より寄附金其他菓子握飯等の寄贈を受け、在鄉軍人青年團員來て配給を應援し、人夫百二十七人、電氣局よりの來援三十八名、馬車五臺を以て運搬の用に供せり、是日市救護部より握飯搬入の依賴あり、且各避難所に朝夕二回の給與を爲したるより混雜一方ならず、夜は魚油、酒精等を炊きて作業を爲せり、炊出十七石六斗救助延人員約三萬八千七百十四人なり。

三日下町方面よりの避難者は前日に同じく、赤坂見附其他の屋外避難者は降雨のため、或は自宅に入り、或は最寄の避難所に入りて其數を減じたれども、蜚語流言百出し、大混雜を惹起したり、區救護班は市電氣局員の援助を得て、炊出十九石六斗、延人員約二萬一千八百人を救助す、是日より白米缺乏して玄米の握飯に更む。

四日下町方面の避難者は前日の三分一に減ず、區内の集合避難所も九條一條兩公爵邸を引拂ひて、豐川稻荷境内、松井道場、靈南坂敎會各避難所を增し、炊出十二石八斗、延人員一萬五千七百二十人を救助す、是日赤坂小學校職員室に區會協議會を開くや、託摩議員より激震後區理事者の取りたる救護方法は、最も機宜に適せるものなりとて、感謝の言あり、特別委員を設け、區理事者と協力して救護慰問寄附金勸誘官公署陳情、燒跡整理等の任務に當る事となり、中にも救濟實行參與特別委員は、二名づゝ交代し、連日出動して救濟實行に參與する事に決す。

五日市より通牒あり、燒失を免れたる各戶に罹災民收容勸誘を依賴し來る、區及各警察署亦同方針を以て事に從ひつゝあり、區民は十分に罹災者に同情し、避難者の引受は勿論、道路兩側に握飯飲料水等を配置して避難者に供給する等、用意夫々行屆きたり、此日の炊出は十七石三斗一升、救助延人員は約一萬五千四十人なり。

六日市救護部長吉田助役より、

食糧品ノ配給ニ就キテハ先般打合ノ結果、戒嚴司令部管理ノ下ニ貨物到着地點タル芝浦田端驛、新宿驛及兩國驛ニ配給司令部ヲ置キ、該司令部ヨリ別記市内各地ニ陸軍ノ手ニ依リ、配給致事ト相成候條右配給ヲ受ケラレタル時ハ、適宜ノ方法ニ依リ、之ヲ區内ニ配給相成候樣御取計相成度尙前記事務ニ就テハ、左項御留意相成度候也。

一、貨物受領地點ニ、區ノ掛員ヲ置キ受領ノ手續ヲ了スル事。

一、關係配給司令部ニ區ノ職員一名ヲ派シ、貨物ノ輸送割當其他ニ就テ打合セニ當ラシムル事。

一、區内ノ配給所要數量ハ、前日午前中ニ市役所ニ通報セラルヽ事。

別記

配給所名
芝浦
田端
新宿
兩國

配給先
麹町（半藏門前小學校）、赤坂（區役所）、麻布（區役所）、芝（協調會館）、京橋（本願寺）、下谷（自治館）、小石川（區役所）、本郷（區役所）、牛込（區役所）、四谷（大木戸御苑前）、淺草（竹谷町）、神田（一ッ橋小學校）、日本橋（水天宮前）、本所（國技館）、深川（岩崎別邸）

の通牒あり、關東戒嚴司令部よりも、六日より糧食分配所を設け軍隊にて糧食の輸送を行ふに依り、市吏員に就き受領せらるべく、罹災者定住者共に無償配給せらるゝ旨の通牒あり、區は芝浦配給所の管轄に屬し、前日中所要の食糧品請求書を市役所に提出し置き、翌日芝浦配給司令部に就き之を受領する事とし、配給事務全く緒に就く、爾來焚出の外施米を爲す、是日の焚出は廿七石八斗、救助延人員一萬四千五百人なり。

七日、炊出貳拾石、救助延人員壹萬三千八百拾貳人、八日、炊出貳拾四石八斗、救助延人員壹萬壹千貳百人、九日、炊出三拾七石九斗、救助延人員壹萬三千人、十日、炊出拾九石六斗、救助延人員壹萬三百人十一日、炊出拾八石五斗、救助延人員九千壹百八拾五人、十二日より玄米飯を廢して白米飯となす、此日の炊出貳拾八石三斗、救助延人員壹萬三千壹百人、十三日、炊出拾九石二斗、救助延人員壹萬三千四百五十人、是日青山理髪人組合より、避難者無料理髪の申出に依り、各避難所巡回理髪せしむ、十四日、炊出五石一斗、救助延人員壹萬壹百貳拾人、十五日、炊出拾壹石七斗八升、救助延人員壹萬四百九拾人、十六日、炊出參拾壹石六斗、救助延人員八千六百人、十七日、炊出五石、救助延人員六千壹百四拾六人、十八日、炊出拾壹石八斗、救助延人員四千貳百七人、此日三井家より氷川町バラックに壹百貳拾七人、福吉町バラックに貳百人を收容救助中なる旨届出あり、十九日、炊出貳石六斗、救助延人員三千五百四拾九人、二十日、炊出拾五石七斗、救助延人員二千七百七人、二十一日、炊出二石六斗、救助延人員二千七百七人、二十二日、炊出三石四斗、救助延人員二千九百十人、二十三日、炊出二石八斗、救助延人員二千三百二十八人、二十四日、炊出二石六斗、救助延人員二千三百二十人、二十五日、炊出二石六斗、救助延人員千六百九拾壹人、二十六日、炊出一石八斗、救助延人員壹千九百十七人、二十七日、炊出四斗、救助延人員貳千拾人、二十八日、炊出壹石二斗、救助延人員壹千六百八十六人、二十九日、炊出三石、救助延人員壹千七百人、三十日には炊出壹石二斗、救助延人員壹千五百人に減し、二拾餘個所の集團的避難所亦日を追ふて減縮し、僅々四個所となりたれば、區理事者は炊出打切の必要を認め、十月一日開會の區會協議會全委員會の是認を得て十月三日より炊出を打切る事となし、宣傳ビラを配附し、趣旨を罹災者に周知せしむ。

ロ、施與販賣及慰問　九月三日市役所より白米八石、玄米十二石、府より市役所を通して玄米五十二石の配給あり、中産以下の區民月給早々にて米麥の買入を爲さざりし際、大變に遭ひ、且つ親戚知人其他避難者入込みたる爲め、物資缺乏せるより、區は在鄉軍人赤坂分會に交渉して、中の班に十四石四斗、氷川班に一石六斗、青山班赤坂班青南班に各八石四斗づゝの玄米を交付し、資力あるものには之を販賣し、

罹災其他の事情にて困難するものは施與せしめ、販賣の場合は三升一圓の範圍に於てするの條件を以て之を委囑したるに、各班奮て其衝に當り、右の內三十六石を販賣し、五石三斗を施與したり、六日戒嚴司令部より區內住民に給與すべしとの命令の下に白米百廿石の給與あるや、再び在鄉軍人分會に託し、前同樣の條件を以て靑南班中ノ班、靑山班氷川班に各玄米十八石づゝ、赤坂班に十九石三斗を交付し、內廿六石三斗を施與し、其他を販賣す、斯くて物資次第に充足し、副食物を配給せらるゝに至れるを以て、七日より一般區民に對する施與救助を開始し、在鄉軍人五班、町會及町內總代の手を經て、人口に應じ各戶に施與せしめ、區救護班赤丹後町岡部邸を借り、一人當り五合づゝ合計九石を施米す、八日在鄉軍人五班一人當約二合づゝ、午前夜間兩回の施米を爲し、七日五十石四斗、八日四石六斗、九日六百廿八石、十日二百廿石四斗の施米と共に、米利堅粉、澤庵、梅干、鑵詰等をも給與したり。

市より十日以後無資力者の外有料給付の方針に依るべしとの通牒あり、米價玄米一升四十錢、白米四十五錢を以てする事と定めらる、乃ち資力ある區民には希望に依り米を販賣する事とすると同時に、嚮の救濟實行參與特別委員會の決議に基き、玄米一升廿五錢、白米三十錢なりし市價を市役所公定の市價に更む、市當局より、配給米は一人當り白玄米二合づゝ、勤務職員には、救護米より一人一回五升を限度として寄與し得るの通牒あり、府よりは半搗米奬勵通牒に接す、十一日第一師團より被服支給及毛布携帶天幕貸與の通牒につき、區は之が手配をなし、赤坂見附廣場に於て配給し、次て市の十日附通牒、

食糧品販賣方に就ては、去る九日附通牒致置候次第も有之候處、今般臨時震災救護事務局より通牒の趣旨に依り、左記の通り取扱ふ事と相成候條、右に依り可然御措置相成度、尙左記第二に依る販賣食糧の拂下に付ては罹災民の狀況に依り、各町又は必要と認むる場所每に、震災食糧品販賣部を置き、區長に於て選定したる販賣委員(可成名譽職員、方面委員、町會長、町總代、其他有志者)を配置し、之に對し拂下を爲さるゝも差支無之候間御了知相成度候。

食糧品の販賣組織要項

第一、食糧品の販賣方法に就ては、田端、芝浦、龜戶、新宿に於ける食糧部府市出張所、及配給司令部主任者聯合協議會を開き到着食糧品に付き、販賣と給與とに區分し、公設市場に交付するものを除く外、從來の取扱例に依り各區に交付する事。

第二、區に交付せられたる食糧品の內、販賣に振向くべき食糧品は、產業組合等の公益團體、若くは商業會議所商品同業組合等の推薦せる個人にして、確實なる信用を有する個人に對する拂下をなす事。

前項拂下價格は、事務局に於て之を決定する事

拂下食糧品の小賣價格は最寄の公設市場の例に準じ販賣する事

第三、救恤品以外の救助品目は、原則として米、麥、鹽、梅干、澤庵、味噌、醬油等の必需品に限り、其他のものは之を販賣する事。

第四、區長は區內に配給を要する食糧品の種類、數量の見込を救助と販賣とに區分し、配給の前日午前中に市長に申出づる事。

第五、救助並販賣に供する食糧品に付ては、區及販賣者に於て帳簿上其整理を明瞭ならしむる事。

を得るや、軍人分會五班及、田町六丁目、台町、新町三丁目、高樹町靑山南町五丁目、同六丁目に食糧品販賣所を設け、販賣委員を囑託し十二日販賣を開始したり。

十一日文部省より、市區の申込に應じ、學生生徒をして運搬配給を助力せしむべしとの通牒あり、市救護部よりは、區內警察署消防署食糧を區より配給すべき旨通知し來る、十二日米販賣を開始せしも、玄米のみなるを以て、成績思はしからず、十三日引續き玄白米及副食物を販賣し、區救護班は、罹災者三千人に慰問袋慰問品を配與す、施米は十一日七十石八斗、十二日十四石四斗、十三日四十二石、十四日廿八石二斗なり、十五日罹災者の生活狀態を調査し、尤も窮乏せる者に米其他を給與する事となり、米七十石七斗、味噌二樽、梅干一樽、馬鈴薯三袋、十六日米七十八石一斗、味噌六十一樽、澤庵廿四樽、梅干廿二樽梨二箱、鑵詰七箱、卵百三箱、漬物四十九樽、鹽四十俵、ミルク三箱木炭四百八十九俵、十七日米三十五石二斗、味噌一樽、醬油百廿四樽、馬鈴薯七十俵を給與す、此他被服毛布類を初めとし、釜バケツ、飯蒸狙板、笊、茶碗等より下駄、草履、燐寸、箒、細帶、タオル、塵紙、石鹼に至るまで、必要に應じ時々配給したり。

十七日市長よりの通牒ありて要救助資格につき嚴正に調査する事となり、廿日、廿二日にも通牒來る、廿三日販賣中止の通牒に接す。

從來區役所に於ては、食糧品及雜品等無償給與に充つるものの外、之が販賣方をも取扱ふ事と相成居候處、爾今右販賣の取扱は之を中止し、單に救助用給與品のみを取扱ふ事に決定致候、尙既に各區に引渡されたる物品の殘存せるものに付ては、之が整理の爲め、一部を從前の取扱例に依り、販賣に振向けらるるも差支無之候も、今後配給の分は悉く救恤用として取扱相成度、隨て所要配給見込額の申込も、救助用品に限局相成度候。

追て來る二六、二七兩日分の所要額は、二五日正午迄遲滯なく申告相成度、以後二日分の所要額を其前日の正午迄に申出てらるゝ樣致度。

乃ち販賣所其他を整理し、販賣作業の打切を爲す、十月廿日更に市長より救助範圍縮小の通牒あり。

救助範圍縮小の要項

一、從來の食糧品無償配附は、來る三十日を以て一旦打切る事とし、以後に於ては次項に依り、調査したる要救助者に限り給與を行ふ事。

二、要救助者の限定は大要左の要項に依る事。

罹災者中(一)鰥寡孤獨の者にして、扶養を受くる見込なき者(二)一家の働き手に傷病等の事故あるが爲め、容易に收入を得るの見込なき家庭(三)罹災の爲め、一家を支ふるに足る收入を得る事能はざる家庭に於ける、滿十五歲以下の小兒、及び六十歲以上の老人、妊產婦、及傷病者(四)其他區長に於て救助の要ありと認むる者ある時は、嚴重に其事情を調査し、救助期間の長きに渉らざる樣常に注意する事。

三、前項の救助資格調査は、原則として當人の願出を待ちて行ふ事。

四、右の要救助者に就きては、左記カードに記載整理し、爾後要救助狀態の變動を明確にし置く事。

五、前項の整理狀況は、當分一週間每に每火曜日に前週分を本市に報告する事。

六、別表カード樣式中、備考欄には衣類、寢具類、及主なる炊事用具の既配給數を記入し、尙今後配給する場合には其都度漏れなく之を記入する事。

(カード樣式は之を略す)

大正十二年中に於ける區の取扱米左の如し。

摘要	九月	十月	十一月	十二月	計
炊出	石 三七二・七九〇	石 二・四五〇	石 〇・八〇〇	石 —	石 三七六・〇四〇
救米	一七四九・五〇〇	三六四・八六六	四〇・九九〇	一九・六六〇	二一七五・〇一六
賣却	四四五・四七〇	〇	〇	〇	四四五・四七〇

其後大正十三年三月までに四十四石四斗八升四合を施米し四月一日より施米を廢して一人一口金十五錢づゝを給與す、是時要給助者二十五人、十三世帶なりき。

第三目　救療保健

イ、救療　九月一日激震中、中野區長赤坂醫師會に診療部開設を交渉するや、窪田理事快諾直に區と協同して、區役所構內東北隅に大天幕を張り診療部本部とし、區內藥舖より藥品を蒐集する折柄、上野看護會より、會長上野なせ、看護婦川上芳子同茂子の勞力提供あり、區民の多くが餘震と火災とに脅かされつゝある間に、早くも診療を開始したり、同時に區醫師會は、各會員に診療部開設を通知し、併せて其篤志出診を委囑す、此日診療に從事せしは窪田、澁谷、長各醫師にして

受療人員は壹百四十六人、係員村上書記以下徹宵事務を鞅掌す、二日青山南町六丁目野崎病院に、重症患者收容の交渉をなして承諾を得、爾後重症患者は總て同病院に送りて治療する事とし、更に區內散在の各避難所內患者に巡回診療を開始し、コールマン氏の篤志にて提供せられたる自動車を巡回乘用に供す、是日關根看護婦會、共愛看護會より勞力提供の申出あり、受療患者は本部百四十九名、巡回八十一名、合計二百三十名なり、三日以後診療は夜間も引續き從事することとし、看護婦の勤務時間を定め、二組に分ちて一晝夜每に交代せしむ。當時電燈瓦斯とも點火せず、又た蠟燭も缺乏甚しきを以て、懷中電燈を使用して僅に診療をなし得たり、是日より各小學校避難所に看護婦一名宛を配置す、診療は本部百二十八名、巡回百名、合計二百二十八名にして追々增加の模樣あり、四日、青山御所東門內主馬寮分厩の避難所に診療所を開始し、五日目氷川小學校內に診療支部を開始す、佐多醫師梅窓院に診療開始の報あり、六日中ノ町小學校に第二診療所を設け兼て氷川神社境內、一條邸、九條邸、黑田邸、松井道場を巡回診療せしむ、七日植松醫師赤坂小學校救護班に出診の通知あり、又滯京中の京城サヴラレス病院醫員ホプヤーク亦奮て本部に出張診療す、八日榎坂布山醫師自宅無料診療開始の屆あり、是日掛員の徹宵鞅掌を改め、當番宿直とし、十一日赤坂小學校教室に設備を加へて重症患者收容所に充て、直に各避難所の十數人を收容す、十六日田町一二三會にて花岡木村兩醫師、青山南町二丁目にて託摩醫師何れも、罹災者の無料診療をなしつゝある旨屆あり、二十日中の町小學校內第二救護班及青山御所內分厩診療所を閉鎖し、本部巡回診療班を以て之に代ふ、二十五日赤坂小學校內の重症患者收容所を閉ぢて患者を市救護班に送り、三十日氷川小學校內診療所を閉鎖す、九月一日以來是日までの診療總數九千六百五十六人、內傳染病患者五十一人あり。

斯くて十月一日區會場議會を開きて三日限り、從來の診療部を打切り、更に區の寄附金を以て規模を狹めて當分之を繼續する事とし、有給擔當醫員を定め、十三年二月に及ぶ。

區救療業務に對し、醫師會の努力多大なりしは言ふまでもなく、ホプアーク醫員の如き、たまたま上京中變災に遭遇し自ら進で救護に當りたるより、中野區長は其歸鮮に際し、沿道關係者に依賴狀を發して便宜を圖り、好意に酬ゆる所あり、自家乘用自動車を巡回診療用に提供したるコールマン歸國の際は、區長より英譯文を附したる左の感謝狀を贈れり。

> 拜啓　九月一日我東京地方に起りたる大震火災が有史以來の大慘害を現出致候際、貴下は率先東奔西走して、救濟の事に當り、且つ御乘用の自動車を以て當區救護用に供せられたるは、交通機關の杜絕せる際誠に機宜に適したる美擧にして、之が爲め種々の好結果を收め申候、貴下の獻身的御盡力は所謂共存共榮の奧義を揭示して、凡ての生物が他の生物の爲めに苦鬪せる、萬古不易の教訓を現實に說明せられたるものにして、其功績亦沒す可らざるもの有之候、即ち我東京市民は永久に貴下の美擧を、救護と教訓の二種に感銘して忘るゝ能はざるもの可有之候。
>
> 殊に米本國に於ては、一たび此慘事を耳にせらるるや、深厚なる同情と豐富なる物資とによりて逸早く之が救濟に着手せられ、罹災民は日々其恩澤に浴しつゝある折柄、重ねて貴下の崇高なる人格と眞摯なる行動を透して我國民が國際關係の情誼を味ひ得るの機會を與へられたるは、日米兩國の交誼を無窮に深厚ならしめられたるものにして、下名の深く感佩措く能はざる處に有之候。
>
> 今や貴下が暫らく日本の地を離れて歸國せらるゝに際し、下名は赤坂區民を代表して、謹んで玆に深厚なる敬意と感謝を、貴下及び貴下の母國民に對して表し度候　敬具

ロ、保健　緊急手配整頓せるを以て、進で衞生保健施設に著手する事となり、種々の準備を整へたる上、屎尿汲取は九月九日より、塵芥及び道路掃除は九月十二日より、下水掃除は十月十日より、孰れも之に着手したり。

A、屎尿の大汲取　激震後、多數の避難者區內に入込みしに拘はらず全然汲取中止の狀態にありたれば屎尿の滯溜夥しく、九日より臨時人夫十人乃至四十人を使役し、馬車及び貨物自動車にて、區內全般に涉り平押に汲取を開始し、之と同時に避難者の集合せる場所には、別働隊を編成して之を汲取らしむる事となせり、左れども設備の不完全なると滯溜の多量なるとに依り、一日の汲取戶數百五十戶より六百戶の上に出でず、之が處置に困惑する事連日に及べり、然るに九月十八日、二十一日二十四日の三日間は玉川村在鄉軍人三十名の來援あり、九月十九日、二十日の兩日間は山口縣青年團の應援ありて、稍ゝ其緩和を見九月二十四日より青山一丁目より六本木方面に至る電車線路以東を、東京生肥汲取會社に委託汲取をなさしめ、夫より以西の青山方面は區の直營となし、日々汲取を勵行したるに、九月中は時として遲延の恐れありたるも、十月に入りて以來、漸次良好なる成績を見るに至れり。

B、塵芥及道路掃除　八日より準備に着手し、燒殘りの車輛、器具等を搜索して之に修理を加へ、十二日より臨時人夫百五十三人、馬車二十五臺を使用して塵芥、道路とも同時に、大掃除を開始し、十三日亦人夫百十八人、馬車二十五臺を以て之を續行し、以後は大凡人夫二十人乃至四十人、馬車五臺乃至拾臺を以て、毎日少きは七八百貫、多きは七八千貫より一萬貫內外の塵芥を搬出し、九月中十八萬三千八百九十貫、十年中二十八萬五千九百四十貫を搬し、十月末に及び常態に復す、九、十兩月に於ける使役人夫數三千五百二十六人なり。

C、下水掃除及消毒　十月十日より燒失區域を除き其他の部分に於ける上下の下水掃除及び浚渫を開始し、連日人夫十一二人、馬車四臺を使役して、一日百五十間乃至三百間の掃除若くは浚渫をなし、十月中三千七百二十間の終了を告げ、爾後數月に涉り之を續行したり、次に震災後時として傳染病發生の兆あるを認めたれば、九月以後數回に涉りて下水及び塵芥箱、便所、臺所流口等に消毒を行ひ、之が豫防に勉む。

第四目　教育施設

イ、各小學校　區內小學校は何れも燒失を免れ、罹災者の收容所と爲り、教職員は吏員に協力して救護用務に當り、食料衣類等の配給に任したりしが、各校長は區役所內に常設校長會を設け、各校協力して救護及學校の復興を計り、市學務課と連絡して隨時會議し、

1、各校に於て其教員及兒童の被害狀況を精査すること
2、區內に避難せる他區罹災兒童にして當區小學校に入學を希望する者は全部之を收容し、二部又は三部教授をなすことあるも之を遂行すること
3、當區兒童と他區兒童とに差別を設けず平等に取扱ふべきこと
4、各校に就學相談所を設け罹災兒童就學に關する相談に應ずること
5 各校共其通學區域內各戶並にバラックに就き罹災兒童就學者を調査すること
6、大詔渙發の御聖旨に副ひ奉るべく協力一致して帝都の復興を圖るべきこと
7、各校協力して古本教科書を蒐めて罹災兒童に使用せしむること
8、罹災兒童の授業料免除の方法を講ずること

等各施設を協定實施し、十月上旬より準備に著手し、收容罹災者を集團バラックに移し、市より一校當り三千圓づゝの應急修繕費補給を受け、修繕及大掃除大消毒を行ひ、教員兒童の健康診斷をなし、十月十五日各校一齊に授業を開始す。

ロ、外苑小國民學校　神宮外苑バラック兒童のため、慰安教育を施す事とし、十月四日より十三日まで午前中第四號バラック兒童三百名を集めて、小國民學校を開催し、區內各小學校訓導交代出張して、毎日七名づゝ學科の復習、講話、體操、童謠、唱歌等を授け、參加兒童に學用品を給與し、懇切に指導して、好成績を收めたり。

八、小學校兒童數　大正十二年十一月十五日現在左の如し。

小學校兒童數（十一月十五日調）

校名	現在兒童總數	震災前ヨリ在學罹災兒童數	震災後入學罹災兒童數	震災前ヨリ在學非罹災兒童數	震災後入學非罹災兒童數	本年七月末在學兒童數
赤坂尋常小學校	一、二四五	二九一	一一五	八二七	一二	一、二二五
青山尋常小學校	一、六〇〇	八	三八〇	一、二〇五	七	一、二四六
中之町尋常小學校	一、一六三	七九	一三一	九四三	一〇	一、〇六五
青南尋常小學校	一、六一九	三	一七一	一、四一七	二八	一、四六五
氷川尋常小學校	六六五	二七五	七〇	三〇〇	一一	六九七
計	六、二九二	六五六	八六七	四、六九二	六八	五、七〇八
赤坂高等小學校	一七四	七	二二	一四三	三	二二七
青山高等小學校	二二五	四七	一一	一六二	五	一七〇
計	三九九	五四	三三	三〇五	八	三九七

第二項　名譽職員の活動

赤坂區會は、對震災善後處置に關し、協議會開催の必要を認め、九月四日午後十時赤坂小學校に開會す、出席員二十二名、藤原議長（俊雄）の挨拶及議員小島定吉腰越別莊に於て遭難死去の報告あり、區長より災害狀況救護經過に就きての報告及救護方法を詳述す、議員より、成るべく速に一般に糧食を配給する事、救濟は罹災貧民中家屋を失ひたるもの及區外避難者に限りたる事、傷病者救療を區醫師會に委囑する事燒失地片付方法至急區にて施行し、支拂能力あるものは費用を徵收する事等の意見あり、結局全議員を委員とし、內特別委員を選定し、各事項には具體的方針を決定する事となり、議長は左の委員を指名す。

燒跡片付方特別委員	水谷庄太郎外八名
慰問特別委員	藤原俊雄外二名
寄附金勸誘特別委員	北村元吉外八名
官公署陳情特別委員	川久保源治外四名
罹災報告編輯特別委員	高橋養助外二名
救濟實行參與特別委員	中村顯外十六名

六日午後二時赤坂小學校に全員委員會を開き、區內選出名譽職及同待遇者を委員に推薦する事（其何れの委員に推すかは委員長に一任す）燒跡片付方特別委員を災害地整理特別委員と改稱する事とし、委員長理事を互選して、

災害に係る各種委員會全員委員會	委員長藤原俊雄、理事詫摩武彥外三名。
災害地整理特別委員會	委員長吉田勘右衛門
慰問特別委員會	委員長藤原俊雄
寄附金勸誘特別委員會	委員長詫摩武彥
官公署陳情特別委員會	委員長川久保源治
罹災報告編輯特別委員會	委員長野口本之助
救濟實行參與特別委員會	委員長藤原俊雄理事德田久次郎外一名

とし、區選出名譽職及待遇者苗村又右衛門外十九名を推選し、全員委員會の形式にて救濟實行參與特別委員會を開き、左の方針を決定したり。

一、市の供給米は販賣及施米兩方法に依り、其公平なる普及を計る事

二、今後米の販賣は左の價格とす

販賣價格（白米一升　三十五錢
　　　　　玄米一升　二十五錢）

三、販賣方法は區會議員全委員監督の任に當り、在鄕軍人會と協力實施する事

四、配給は大體に於て一戶二升以下を標準として、二升を超過せざる事

但し供給米の多寡に依り、割當は其比例に減少する事あるべし

五、賣上金は區會議員に於て、勘定精算の責に任じ即日區長に引渡す事

六、施米は區長に信頼一任するも、區會の委員は區長に於て實施を容易ならしむる爲め、施米の必要あるものを通知紹介し公平なる普及を計る事

唯在鄕軍人會赤坂分會の議論と、九月八日に於ける市より米價指定とに依り、之が實行を不能としたりき。

十五日午後三時重ねて赤坂小學校に區會協議會を開き、（一）木材拂下特別委員は五名とし議長指名となす事、（二）區役所在米は區長に於て商人に拂下ぐるも差支なき事、（三）商業會議所の調査に依れば、赤坂區には暴利商人多しとの事なれば、調査委員を設けて之が調査をなす事、（五）川久保官公署陳情委員長の提議に係る放火强竊盜取締に關する具申書は、機宜に適するものなるを以て可決の上、直に之を其筋に提出する事、（六）災害地整理は一層嚴格なる調査を委員に囑望する事等の議定をなし、且議長より曩に委員會に於て協定せる罹災避難者調査票、並に說明書を全員に配付して其參考に供し、寄附金勸誘委員增員及、木材拂下に關する特別委員、暴利取締調査委員を指名し、委員は互選して、吉川勸右衛門を木材拂下委員長に、川久保源治を暴利取締調査委員長に推す、又翌十六日の全員委員會に、災害地整理委員提案の災害地整理費市補助請願其他を決し、火災保險金に關する特別委員を指名し、梅尾十七生を委員長に推し、協議會事業として向ふ三日間を期し、罹災避難者調査を行ふ事とし、二十三日には區會協議會に於て外苑鮮人バラックに關する請願を爲すに決し、十月一日の全員委員會は、救助の申請者に限り救助する事を協定し、十二月五日にも區協議會を開けり、同十九日救濟事業最終の全員委員會を開き、二十六日區會協議會を開きて、區會議員其他罹災者に見舞金贈呈の議を決す。

救濟實行參與特別委員は、九月六日の全員委員會、災害地整理特別委員は九月四日會合、寄附金勸誘特別委員は九月十日の會議、木材拂下に關する特別委員は九月十七日第一會議を初めとし屢々集議奔走する所あり、寄附金處分に關する特別委員は十二月十四日集會して、夫々決議する所ありたり。

〔附〕一、災害地整理　新町一丁目の一部、二丁目全部、三丁目一部田町一、二丁目一部、三四五六七丁目全部、溜池町、葵町、及榎坂町、靈南坂町一部の燒跡片付に關し、整理委員屢々會合して議を定め、九月十五日區長の名を以て鳶頭玉丸鶴吉に、七千圓を以て請負契約を締せしめ、期するに十五日間を以て完了するを以てす、請負人は直に着手二十五六日頃一部の終了を見しも、遂に十月二十日後に及びて完了す。

二、寄附金　勸誘委員議を定め、區內に趣意書を配布するや、何れも競ふて寄附を申出で、十一月十五日締切までに寄附者百六十四人金額六萬七千二百六十圓に達し、物品寄附二百三十餘名あり。

三、木材拂下　市當局より建築木材配給手續の通牒あるや、特別委員は會議して之に關する事項を協定し、燒失家屋戶數坪數を調査し木材拂下の標準を定め、申込者の參考に用材の石數及假住宅構造略圖を刷物にして配付し、拂下規程を決定す。

建築用材當區へ配給豫定額は壹千貳百七拾四石にして、到底罹災者全部の申込に割當て得ざる少額なるを以て九月十九日木材拂下に關する特別委員會の協定事項を參酌し、左記方法に依り申込者の抽籤を行ひ、當籤者を拂下許可人と定む

一、本區配給額壹千貳百七拾四石

一、拂下申込總石數貳千五百貳拾六石九合

一、申込數壹石に對し、配給し得べき步合（〇・五〇四）右比例を各號の申込人員、並に石數に乘じ、其配給の割合を定む

種別	割當石數	口數
甲號五坪	四五一・八	八二
乙號七坪	六〇二・三	七五
丙號十坪	二二〇・〇	二一

計　一、二七四・一

一、**申込書締切**　大正十二年九月二十八日午後三時

一、**抽籤**　大正十二年九月三十日午後一時於區役所

九月三十日抽籤を行ひ第一回の拂下を了す、抽籤總件數三百三件、當籤一七八件也、十一月一日板亞鉛引鐵板の拂下を爲し、十三、四兩日第二回木材四百九十石及亞鉛引平板日二千百枚洋釘二十八樽の拂下を爲したり、其後第三回木材其他の配給は買受人の資格を定めず、十三年三月迄何人にも販賣することゝなり、乃ち販賣品目を揭示し、自由に買取らしむ。

四、寄附金處分　寄附金六萬圓は恩賜金の標準率に由り罹災者に交付す。

第三項　追悼祭及恩賜金

（一）遭難者大追悼祭　十二年十二月九日午前十時府社氷川神社境內に執行す、中野區長以下主催者、來賓遺族著席、修祓式あり、祓主祓詞を敬白し、不淨を祓ひ、夫より招魂の式あり、區長追悼の辭を捧讀し府知事市長の追悼の辭、區選出市會議員、區會議長追悼祭委員長の祭文弔詞あり、主催者總代以下の禮拜ありたり。

（二）恩賜金傳達式　十二年十二月一日午前十時赤坂小學校に於て第一回恩賜金傳達式を行ふ、名擧職以下參列す、拜受者二百十三人、金額二千四百八十八圓、中野區長の挨拶あり、次て區會協議會の決議に基き見舞金を贈與す。

第九款　四谷區

第一項　區役所の活動

第一目　臨時事務分掌

九月一日强震あるや、四谷區役所は建物甚しく破損して危險なるのみならず、罹災者救護上、位置不便なるを以て、市水道課大木戶出張所內に臨時出張所を設置し、非常災害事務を開始し、吏員を部署す。

總務係　諸文書の受付、諸報告、應接案內、吏員の配當、罹災證明、其他の庶務一切

救護係　炊出、衞生、其他の救護一切

配米受領係　救助米の受領、其他物品の受領、運搬に關する一切

配米交付係　救助米配給に關する一切

物品交付係　副食物、薪炭、其他物品の配給

建築係　建築材料の徵發、買入、運搬、保管一切、其他建築に關する一切

而して此等各係は、區長統率の下に、各係何れも主任を置きて係員を分屬し、總務係一四名、救護衞生係一〇名、配給品受領係一三名、配給米受拂係一四名、配給品受拂掛九名、建築收容係四名、及經理係七名夫々分擔事務に鞅掌すると同時に、各係互に助力援助し合ひたり。

十月三十日救護事務要救助者に對するものゝみとなりたる後は各係何れも半數を常務に復せしめ、半數を以て交互に係別に活動し、十二月二十四日各係を全廢す共より救護事務は庶務係扱となせり。

第二目　罹災者收容

イ、假收容　九日一日の震災に、區は死者四名負傷者六五名家屋全潰六五五戶半潰四〇七戶燒失旭町新宿三丁目六五七戶を出したるを以て直に罹災者を四谷第五小學校に收容したるが、二日よりは下町方面の避難者波濤の如くに押し寄せ、新宿御苑の開放せらるゝと共に流水の如くに入苑し、區に於ても之を各小學校其他に收容したるが、民家寄宿者を併せて約八萬と稱せらる、後次第に他に移動して減少したり、共重なる避難所左の如し。

新宿御苑內
赤坂離宮外苑內
麴町天龍寺及分教場
明治神宮外苑
四谷第三小學校
四谷第五小學校
四谷電話局
區內各寺院
慶應義塾病院
府立第六中學校
學習院初等科
四谷第一小學校
四谷第二小學校
四谷第四小學校
四谷幼稚園
四谷郵便局
第一消防出張所

B、收容　學校其他に一時收容を爲すの一面、九月五日新宿御苑バラック收容所の建設に著手し、材料の蒐集意の如くならざるため種々の困難ありしも、兎に角材料を取纏め、同月廿三日には已に左の如く竣工收容し、兼て若干の附帶設備を爲したり。

	竣工月日	坪數	室數	收容人員	世帶數	電燈
第一收容所	九月　十日	二六一	六一	三八五	一三一	二〇
第二〃	〃　十五日	三〇六	六二	四二六	一〇五	三一
第三〃	〃　十七日	一二〇	二四	一六八	五一	一四
第四〃	〃　十九日	一一〇	二二	一六八	四〇	一二
計		七九七	一六九	一、一四八	三二七	七七

附帶設備

託兒所　九月二十一日竣工、三三坪、一棟、電燈　四

倉庫　九月二十三日竣工、七五坪、一棟、電燈　二

炊事場　二五坪、四棟、〃　二

病室　一一坪、〃　七

便所　五ヶ所、二七、〃　五

此等ノ各室ハ、全部床上ニ蓆ヲ敷キ、其上ニ花茣蓙ヲ敷キ、各收容所ハ貫ヲ以テ各室ニ區劃ヲナシタリ、而シテ總計九十七個ノ電燈ヲ付ケ二十四燭光ヲ以テ照セリ。

十一月廿四日に至り水栓二ヶ所を新設し、御苑用に係る給水栓の使用を止む、收容人員は十一月一日現在三一六世帶一、二一六名なりしが、十三年五月廿日には、左の如くなれり。

新宿御苑收容者及要救助者（十三年五月廿日現在）

區別	收容者 世帶數	收容者 人員	備考
深川區	三〇	九五	
京橋區	二八	九四	
本所區	二六	七八	
芝區	六	一六	
下谷區	四	二〇	
淺草區	一六	四六	
麴町區	一五	六七	
日本橋區	一三	三三	
神田區	二六 △一	一〇二 △四	△印ハ要救助者
赤坂區	一	四	
府下	三	一一	
區內	四六 △二	一八〇 △四	△印ハ要救助者
橫濱市	四	一五	

計　二八　七六一

第三目　物資供給

A、蒐集　九月一日午後六時第一回の焚出を爲すに米穀なき有樣にて、瀨川市會議員（光行）斡旋して三俵を得、更に吏員を派して區內各白米商に就き米穀調達を計りしも、已に職權を有する官憲の徵發する所と爲り、僅に白米商市川彥兵衞より玄米十五俵を得たり、八萬の避難者を擁し、斯くてあるべきにあらざれば、區長自ら各方面に交涉し、同時に區會議員の援助を假り、三日本田議員（義成）府より五十俵の玄米を得たれども運ぶに道なく、數回交涉して警察より一臺のトラックを假り、之を運搬したり、たまたま中野電信隊架設の電話成り、午後一時市役所の通話を開始し得て、市より廿九俵を受入れ、引續き需用に應ずべき旨回答あり、四日は市より救助米を神田佐久間河岸倉庫に受取り、六日までに一、〇二九俵を運搬し、六日後は新宿陸軍配給部より米穀其他を受領する事と爲り、人夫十名荷馬車十臺トラック二臺を以て運搬に從事せしめ、十月廿日までに、米一一、四一〇俵、麥一〇七叺、雜穀二〇叺二二袋、餠五〇箱及野菜及果物八種二〇六四點、副食物八、澤庵外五種六、八八六點魚類外四種一、一四一點、罐詰類一、六〇七點酒類六〇五點建築用材杉皮外六種二、一九四點、副食物の雜品パン及菓子外八種二、五七九點、衣類及寢具類は蒲團外五種二、〇五八點日用雜品は下駄外一〇種六、三二九點燃料は木炭外三種一七、五七四點容器類鍋外一五種九、六三〇點を受領せり。

B、焚出　災直後より一般避難者に焚出をなし、漸く米穀を調達し得ると共に、九月三日午後六時大釜六個を新宿御苑門前に据付け、徹宵區內罹災者及避難のため通行するものに一握約一合半のものを給與し食鹽缺乏に依り、醬油を以て之に代へ、一日少きは十俵多きは六十俵の焚出を爲せり、五日より各町內罹災者には飯米を與へ、握飯は避難所收容者及通行人に限り、十日よりは通人に給するを止め、單に收容者にのみ給す、

C、食糧其他配給　九月五日米其他の食料品漸く充實したるを以て區會議員三十六名區內を分擔し、靑年團在鄕軍人及町內有志の援助の下に救助米を副食物と共に各町並に避難所に配給す其方法は區役所に於て在米の多少を參酌し、一人一日一合乃至一合五勺の割合を以て配給したり、十日後は一般罹災者の配給を止め區內避難者並に罹災者中の救助を要するものを調査し、一人一日二合、十九日より二日間一人一日三合、以後は二合づゝ二十二日まで配給し、二十三日よりは區會議員の分擔を廢し、第一第二第三第四第五各小學校區域に依りて之を分ち區吏員をして、各小學校に出張して二十三日より二十五日まで一日三合以後二合の割合を以て、副食物慰問品雜品等と共に配給せしむ共間各小學校敎員は九月十五日十月二十日の兩度要救助者を調査したり、人員三二、六四四人より六、〇四〇人に減ず。

收容所內配給

1. 牛乳ハ九月七日ヨリ引續キ乳兒五〇名姙產婦及病者三三名ニ對シ、午前午後各一斗宛、警視廳衞生部ヨリ配給ヲ受ケ配付ス。
2. 米及其他ノ食糧配給ハ、九月二日ヨリ引續キ之レヲ行ヒ、三二七世帶ニ對シ炊事具、及一一四八人ニ對シ米一人一日二合宛配給シ、其他慰問品衣類ハ都度之レヲ與フ、外寢具類ハ吏員ガ深夜巡回シテ其ノ之レナキモノニ與フ方針ヲ取ルコト既記ノ如シ。
3. 明治神宮外苑收容所ハ、市社會敎育課ノ直營ニシテ、區ハ只食糧品其他ノ配給品ヲ送付スルニ止マル十月二十日現在收容所、世帶數一、八〇二、人口九〇九人ナリ。

一面區は九月十日より區役所大木戶出張所、第二小學校、第三小學校、第五小學校に飯米販賣所を設け、市指定の價格を以て一般住民に米穀を販賣し、以て同月十五日に至る販賣石數約一九五石なり、十六日より大木戶出張所に於て白米を區內白米商に拂下げ、市の指定價格を以て販賣せしめ、二十五日に至る、其數一、四七七俵なり、而後、常態に復す。

十一月一日より、市長の訓令に基き、要救助者の範圍を縮小し、罹災者の申請に依り給與する事とし、新宿御苑收容所及區內各町家の避難者は吏員出張調査の上救助し、明治神宮外苑收容所は其報告に就き米一人二合づゝ及副食物を配給したり。

十一月十日より毛布蒲團の配給をなし、十二月末日までに一〇五帶五〇四名に蒲團二七〇枚毛布八〇枚を給與し、別に要救助者一〇世帶十五名（二十歲以上男女子に綿入及各世帶に年末歲暮用炭薪葉書切手佃煮麵類を配給す。

收容所に對しては十一月一日以後收容世帶三一六、人員、一一一六名中、要救助者六五世帶七九名に米一日一人二合及副食物其他を配給し、（十二月末日現在一一世帶一五名）蒲團毛布は收容者に申請せしめて三〇〇世帶一、〇二一名に對し、蒲團五三四枚、毛布三六四（十二月末日現在）を給し、又木炭約一俵、薪一束の割合にて配給す、又要救助者には、年末歲暮餠葉書切手佃煮麵類を給與したり、牛乳の配給は、十二月三日より市府合局の直接取扱となる。

明治神宮外苑收容所に對しては十一月後も舊に依り、配給品の不足申請ある每に所要額を送付す、十二月末日現在は收容者一、九八〇世帶六、三三九名にして、要救助者一四一世帶三七〇名なり

配給品受領係は九月末日廢止し、以後は配給品受拂係受領配給を爲す、九月三日受領配給開始より十二月末日に至る間の受拂取扱數左の如し。

品目		受入總數	拂出總數	殘高
米	俵	一二、三九五	一一、八四五	五五三
麥	叺	一〇九	〇	一〇九
豆	數	二〇	二〇	〇
味噌	樽	二、四一五	二、四〇六	九
醬油	樽	二、四九六	二、四六六	三〇
澤庵	樽	八一一	七八〇	三一
漬物	〃	三四一	三二四	一七
梅干	〃	一、〇三八	八八八	一五〇
干魚	包	五〇九	五〇七	二
食鹽	叺	一〇	一〇	〇
	函	二〇	〇	二〇
	俵	四〇	四〇	〇
罐詰	函	二、二一四	二、一六九	四五
佃煮	樽	二九八	二九六	二
鹽魚	函	三二四	三三二	三
鰹節	〃	四三	四三	〇
生魚	〃	九	九	〇
生野菜	俵	一〇九	一〇九	〇
	包	二四〇	二四〇	〇
	〆	一、〇三四	一、〇三四	〇
干瓢	包	二七八	二七八	〇
馬鈴薯	俵	二、三〇六	二、三〇六	〇
甘藷	〃	三一〇	三一〇	〇
麵類	函	六一五	六一五	〇
木炭	俵	一一、一一八	八、〇九〇	三、〇二八
コークス	〃	八〇〇	五五七	二四三
蠟燭	函	六八	六八	〇
	本	一〇〇	一〇〇	〇
燐寸	函	二〇	二〇	〇

毛布	個 枚	三一 一、三一〇	二七 一、一七〇	四 一四〇
蒲團	包 枚	三六二 一、四〇〇	二八八 一、三九八	七四 二
被服	包 點 枚	一、二〇二 二七六 二、二〇〇	一、〇三六 二七六 一、〇〇〇	一六六 〇 一、二〇〇
メリヤス類	包	二五	二三	二
古軍服上下	枚	二、七二〇 一、六八七	二、五二〇 一、六七〇	二〇〇 一七
古シャツ	上 下 枚	四、五九七 五、〇〇九	四、〇七〇 三、七七〇	五二七 二三九
履物類	包 箱	一七三 二	一七二 二	一 〇
洋傘	梱	一	一	〇
雨傘	束	六三	六三	〇
晒木綿	反	三五〇	〇	三五〇
反物	包 反	四五 一、四〇〇	六 七三四	三九 六六六
針	本	二、一〇〇	八五一	一、二四九
絲	匁	四、二〇〇	二、二〇二	一、九九八
綿	包 匁	七八 三五、〇〇〇	七八 一八、三五〇	〇 一六、六五〇
鐵器類	包 箱	八八三 一	七九二 〇	九一 一
家具雜品	包 束 個	七〇 一二〇 八一	六七 一一五 八一	三 五 〇
瓦斯コンロ	個	八〇〇	七五五	四五
土器	束	五三	五三	〇
漆器	箱	二七	二七	〇
空樽	個	一、二六七	一、二六七	〇
罐詰品	梱	二、〇一一	一、九九七	五四
菓子類	箱	二五一	二四一	一〇
果物	〃	二七八	二七八	〇
氷	個 貫	八五 一〇	八五 一〇	〇 〇
茶	箱	五三	五三	〇
菓子原料	袋	二〇	二〇	〇
練乳	箱	三〇	三〇	〇
清涼飲料	〃	一五七	一五七	〇
餅	箱 枚	五〇 一八〇	五〇 一八〇	〇 〇
藥品	箱	六	五	一
鉛筆	〃	三	〇	三
紙類	包	七八	七五	三
葉書	枚	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇
切手	圓	一〇	一〇	〇
脫脂綿・	箱	五	五	〇
雜品	點 枚	二、四五三 二、〇〇〇	二、四五三 二、〇〇〇	〇 〇
疊表	束	八七	三四	五三
アンペラ		五	〇	五

十三年に入りては、二月二十六日現在要救助者二三、八世帶七二七名內七〇〇名は神宮外苑收容者、新宮御苑收容者及各町家庭避難者要救助者は一三世帶二七名、玄米二合味噌十匁醬油三勺澤庵1/3本の割合を以て給與す、時價一日一人約十二錢也、寢具類は一月中四八世帶一五三名に蒲團九〇枚毛布一七枚、二月中一四世帶五一名は蒲團二八枚毛布七枚、炭は四世帶一一名に十日一俵の割合を以て給與す。

收容者は二月二十六日現在二五二世帶八八三名、內要救助者九世帶一六名、配給上記の如く、外に一般收容者に每週一世帶一俵の割合を以て炭を配給したり、神宮外苑收容所は、同日現在收容者二、〇六一世帶六、四〇九名要救助者二二五世帶七〇〇名。

斯くて區內各町罹災者及避難者に對する糧食給與は三月末日を以て廢止し、而後は市方面委員集團バラック管理所主任及警察署員の嚴密なる實地調査に成る要救助者に一日一人十五錢の救助金を付與する事となり、四月一日より五月末日までの第一回配付を每月二十四日終了す。

新宿御苑バラック收容所一世帶五名、神宮外苑バラック收容所九一世帶一六二名、區內各町罹災者及避難者二世帶四名。

木炭配給は要救助者に對し引續き給與せしも、四月末日を以て打切りたり。

D、給水　震災に依り水道斷水したるため、區民は各自井戶水等を以て辛うじて凌ぎ來りしも、九月四日より一部の給水あり、第三消防隊喞筒にて汲取り、吏員と共に區內各所に供給したり。九月十四日より一般に涉り、給水することを得、時々斷水ありしも、十月末日に完成す。

第四目　救療保護

イ、救療

1　東京市四谷區醫師會救護部救護班

組織　醫師每日二名、交替　看護婦二名。

九月一日午後一時開設、三日まで四谷警察署內に於て、執務四日より三十日まで四谷區役所大木戶出張所內に於て、十月一日より新宿御苑バラック收容所內に從事し、十月二十日までに外傷一、〇七三人、內科一、三七九人を救療したり、醫師會正副會長理事は每日出張して諸般の設備及藥品器具の補充、重症者の入院其他手續上遺憾なきを期せり、十二年一月市救療所囑託と爲り、二月十六日より府醫師會簡易診療所と改む、一月八日兒童に、十一日一般收容者に十二日勞働者に種痘を行へり。

2.　大阪府醫師會救護班

組織　醫師一三名、藥劑師四名、看護婦七名、人夫一名、事務員三名

九月七日より二十六日まで新宿御苑內天幕中にて診療に從ひ、延二五六九名を救療す。

3.　愛知縣岡崎市醫師會救護班

組織　醫師四名、藥劑師一名、看護婦六名、看護人六名。

九月十二日學習院初等科に於て救療に從事す。

4.　慶應義塾大學病院

組織　醫師一七六名、藥劑師一七名、看護婦一六六名、看護人一名、事務員九名、人夫一九三名。

九月一日より同大學病院內に於て診療に從事す。

5.　東京市救護班

組織　醫師二名、看護婦三名。

九月十八日より十月十八日迄新宿御苑前天幕中に於て從事し、延一二〇二名を救療す。

6.　東京市救療所

組織　醫師二名、藥劑師一名、看護婦四名、人夫一名。

九月十七日より府立第六中學校庭內に於て診療に從事す、十月二十五日まで開所救療延人員一九〇二名なり。

7.　警視廳救護班第八十班

組織　醫師二名、看護婦二名、事務員一名。

九月十八日より四谷區第五小學校分教場及明治神宮外苑に於て診療に從事し。十月二十五日を以て引上ぐ患者延人員數一、九〇二名。

8.　警視廳第二十一班救護班

組織　醫師二名、看護婦二名事務員一名。

九月十四日より四谷區鮫橋小學校及永心寺內に於て診療に從事す、十月二十五日引上までに延人數五、二八八名を救療したり。

9.　南滿洲鐵道株式會社

組織　醫師一二名、藥劑師三名、看護婦二四名、人夫八名、其他一一名。

九月二十四日より明治神宮外苑に於て診療に從事し、延三〇一〇名を救療し、十月二十五日を以て引上ぐ。

10　大日本赤十字社大阪支部

組織　醫師二名、看護婦一一名、事務員一名、人夫二名。

九月二十九日より明治神宮外苑に於て診療に從事す、十月二十日引上救療延四八二一名。

ロ、保健

1.　**道路下水整理**　九月一日地震に續きて、區內旭町に起りたる火災は消火栓停止して消防意の如くならざるに乘じ勢頓に加はり、附近一帶刻々危險に瀕するを以て、道路掛吏員は、偶々同方面に於て作業中の定工夫十四名を指揮し、直ちに天龍寺橋附近の消防に努めたるも及ばず、僅かに身を以て逃れ午後二時三十分一旦役所に引上げ同三時定傭夫の非常召集を行ひ、一同に當分廢休の旨を示達し、同五時應召定工夫十七名を二方し、一隊を廳舍附の警戒に一隊を大木戸區役所臨時出張所設置作業に使役し、何れも徹宵す翌二日早朝同作業の終了と共に衞生常傭夫を併せて、焚出準備に使役し正午準備を了りて救護部を新宿御苑入口に設け、焚出並に配給に着手したるが、夜に入り避難者愈々多く、遂に同夜を徹す三日朝石垣崩壞のため四谷高等小學校校舍倒壞の虞あるを發見し直ちに全工夫を督して午後四時までに應急施設を了す、是時吏員工夫共疲勞甚しく、引續き服役に耐へざる臨時夫を加へ、交互休養を行ふ此くの如くにして十日に至り救護事務の緒に就くを見乃ち道路工夫下水夫を合し始めて路面並に下水道の整理に取掛れり、一日以降設置したる道路下水は瓦礫土砂其他堆積散亂し加ふるに運輸交通の頻繁のため破損甚しく、急速整理の見込なきを以て、之を三期に劃し、先づ主要等級及之が下水を施工し、次を以て支線に及べり、搬出物は遠距離に搬送する能はざるに依り、便宜之を四谷見附外濠の一隅大宗寺裏及第六小學校建築敷地に內投棄したり、毎日定工夫の外臨時人夫を使用し更に警察よりの依賴に依り鮮人十二人を雇入れ九月十五日宮城縣登米郡南方村の勞力奉仕團の三十二名の援助を受く、團員は自ら希望して夜間勤務にも當り、毎夜九時まで活動したり。

2.　**塵芥處分**　災後之に關する吏員人夫の全員救護事務に從ひ、塵芥作業を顧みるに遑なかりしが、多數避難者を收容したる事とて塵芥の排出非常に多量に上り八日頃早くも容量に溢れ路傍に投棄の保建上極めて憂慮すべき狀況を呈せり是に於て塵芥夫を救護事務より引離して作業を開始し、散逸破損せる運搬容器を搜索して手車十數臺を得、十一日作業に着手し當該公署に交渉して、塵芥を便宜閉場中なりし柏木處分地に搬送したるが、遠距離且道路損壞交通頻繁のため容易に作業の進捗を見る能はず已むなく四谷見附外濠に投棄して作業を進めたり。

九月中作業　人夫一、五九五人、馬車一三輛、牛車四四四、塵芥搬出量三一二、三七〇貫。

十月中作業　人夫二、〇一二人、馬車一三四輛、牛車四四四輛、塵芥搬出量四七、四七四貫。

3.　**糞尿汲取**救護事務に忙殺中、各戸及街頭の便所溢流するに至り、汲取計畫を立てしも、用具を蒐集するに手車六臺を得たるのみ且搬出先閉塞して至大の困難を感じ、漸く隣接町村の同情を得、所要器具を借り、之を世田ケ谷町杉並村石神井村方面に搬出する事とし自動車二臺馬車一臺を雇入れ、九月八日區內各戸の無料汲取を開始す然るに通路雜閙作業の進捗を見る能はず、十一日一部搬出を水道橋糞尿溜に轉したるも、十三日は同溜亦充溢し十四日は馬車一臺を增傭して、市兵衞河岸肥料船に移し、更に府下千歲村青年團に交渉して十六日以降手車十數臺の來援を得、新宿御苑內バラックの汲取を開始し、既にして市兵衞河岸肥料船滿載して、再び水道橋に變更する等幾多の支障を見たり、十七日市より馬車數臺、自動車三臺の應援あり、二十三日更に神宮外苑の汲取を開始す、二十六日東京糞尿組合千歲村應援團に代りて馬車の使用を中止し、十月八日五臺を復活し同十一日以降自動車一臺、馬車五臺糞尿組合手車及常傭夫を以て作業を續け常態に復す。

九月中作業　自動車六四、馬車一二七、牛車一三八、手車二三七、人夫一、一六一汲取荷數九、四二二。

十月中作業　自動車三三輛、馬車七二輛、牛車六九輛、手車四九一輛、人夫一、三七九人、汲取石數五、二八〇石二斗、汲取荷數一三、〇一〇個半。

第五目　バラック材料販賣

バラック材料販賣は、十二年九月十五日之を開始し買入希望者に罹災證明書を交付したり、交付數一〇八通、材料販賣のため市吏員三名區吏員五名之を取扱ひ十月十八日までに六十九名に對し配給す、

第六目　罹災調査及證明

(一)罹災者調査　總務課之に當り、各小學校教員全員をして九月十五日第一回の調査をなさしむ、第二回は十月二十三日現在を調査したり。

區內罹災者及避難者調

町名	大正九年十月一日國勢調査人口	大正十二年六月末現在人口	九月十日現在各町報告避難者數	九月十五日現在避難者數	十月二十三日現在避難者數
傳馬町一丁目	一、三七九	一、四八四	七三〇	六〇〇	三五六
〃二丁目	七二四	七五七	二九五	二二四	二八〇
〃三丁目	六六七	七九三	二一八	一六八	〃
〃新一丁目	五三六	五九七	二九三	二二一	一一六
鹽町一丁目	八六三	一、〇五一	五一三	四四五	三五八
〃二丁目	六四七	六八〇	三五八	五三五	三四四
〃三丁目	一、五六〇	一、九四七	四三五	〃	〃
麹町十一丁目	五四〇	六〇〇	一七五	一六九	六九
〃十二丁目	一、〇八一	一、五六一	五〇八	四九一	一八〇
〃十三丁目	六七三	七四〇	三五六	二四四	一〇七
谷町一丁目	三、一七一	四、〇二二	一、七六八	五五七	五一七
〃二丁目	一、七〇六	二、三二一	五六八	五二五	九四
東信濃町	一、七九六	二、三三三	四六九	四三一	二六五
西信濃町	八四三	一、〇八一	三二六	一九八	一四六
南寺町	八五一	一、一五五	五四四	二八一	一九一
寺町	四六八	六二三	五四四	五五七	一六二
南町	一、六八八	二、二五五	七八五	三三五	三三〇
元町	三九一	五一七	九八	八一	六九
南伊賀町	二、六二八	三、五三〇	一、七〇〇	九〇八	四九一
北伊賀町	八五四	九六五	二六三	三七六	二六五
左門町	二、一九七	二、九〇三	一、三二九	九四一	三八四
須賀町	八六六	一、〇七三	五五三	四五九	二〇九
簞笥町	二、六三〇	三、四九七	二、五〇〇	九八	四六六
平長町	一八〇	二一〇	四四	四六	八
右京町	九一三	一、一六五	六三〇	三九五	一七

大番町	二、二九三	二、九〇八	一、四七五	七〇三	四六一
內藤町	一、〇四一	一、三六八	三三三	四二〇	二三八
永住町	三、六三五	四、四三五	八一五	一、三八七	五六〇
愛住町	一、八四三	二、五四四	九四〇	九一七	四四五
舟町	一、二二六	一、五八九	五六二	七五三	二九五
忍町	七五三	九二〇	三二一	三五五	一〇五
荒木町	三、〇四〇	三、八五四	一、七一〇	一、〇五三	五九七
新堀江町	四三三	六〇八	三五〇	一〇八	六一
片町	一、六二一	二、三六五	二四七	四三三	二五三
本村町	九〇〇	一、〇四〇	三三〇	三五三	一九九
七軒町	一三一	一七一	七五	八二	四三
尾張町	二七四	二八三	一三〇	一三四	一一七
仲町二丁目	二七〇	二四五	六八	九〇	六四
〃三丁目	五八五	七五三	二五三	二〇五	一三七
霞ヶ岡町	三三五	七一三	七八	七八	二四
新宿一丁目	二、六四三	二、六九三	一、三五七	一、一六六	六六一
〃二丁目	二、八七〇	三、六〇三	一、三六五	四、一〇四	九四四
〃三丁目	二、六七五	二、八五九	三、九〇〇	一、〇三〇	二八九
花園町	四、七八一	三、七七一	一、三四〇	一、四四七	七五八
番衆町	一、四〇〇	一、五八六	四六五	四四五	三三八
旭町	三、四〇七	三、六九三	七九八	七三三	二四五
三光町	一、一二六	一、二九〇	一、六〇〇	五六八	五二九
坂町	三、〇五三	四、二七四	一、五〇〇	一、四二八	七八六
新宿御苑收容所	—	—	八〇〇	九〇〇	一、一五七
明治神宮外苑收容所	—	—	一、三〇〇	三、〇〇〇	七、三六五
各學校寺院病院其他	—	—	二、三六五	一、三三五	—
合計	七〇、一〇九	八六、三五八	三九、八六九	三三、七二四	二六、四六五

（二）要救助者調　十月十六日現在を以て第一回調査を爲し、配米券を交付したり。

配米券交付避難者調（十二年十月十六日現在）

地別	世帶數	人口	地別	世帶數	人口
神田區	一〇七	四〇六	下谷區	五〇	一四三
淺草區	一三三	五九一	芝區	四三	一五九
深川區	九六	四〇九	本郷區	三三	四三
本所區	一〇一	四〇一	赤坂區	八	三三
京橋區	九一	三九五	小石川區	二	二
日本橋區	九八	四四三	麻布區	一	六
四谷區	六九	二三六	橫濱市	七七	九六
麴町區	四四	一七〇	其他	三五	七五
合計	六九九	二、三七〇	合計	一八六	五三八

第二回調査は十月三十日現在を調査七十八世帶百六人を得。

（三）罹災證明　十二年九月十七日より二十四日まで、各小學校教員四名吏員三名をして之に當らしむ、九月二十四日までの證明書交付數一〇五通なり。

第七目　教育施設

區內各小學校教員は、避難就學兒童の調査を爲すと同時に區役所吏員を應援して、各校避難者の救護を爲し販米販賣を助力し、九月二十三日後區に於て直接販米及副食物其他を避難者に配給するや總員之が應援を爲し、又町內避難者調査に任じたり避難兒童の就學申込を爲したるもの千百十九名、之を區內五校に收容し、六學級を增設し、各校二部教授を行ふに決し、高等小學校及第五小學校の大破したるを初め各校に應急修理を施し、收容者を移し、大消毒を行ひ、十月十五日を以て授業を開始す。

第八目　社會施設

（一）託兒所　幼兒を育て勞働する能はざるもの及區內各小學校二部教授のため、罹災者子弟の授業は午後一時となり、午前の時間を空過せざるべからざるより、關屋正彥、學習院幼稚園主任宇佐美敬子及高木少將等計畫して託兒所を設く。

幼稚園は宇佐美敬子の手に七歲以下三歲までの幼兒九三名を收容し十月末日より專任保姆二名、午前九時より、午後三時頃まで出張して園兒を預り學齡兒童に對しては、荻野學習院教授託兒室に於て學科の豫習及講話を爲したり。

十三年三月四日より市社會局主催の幼兒榮養食給與（晝食）を開始す同二十八日託兒所第一回卒業式を擧行し、小兒二十三名に卒業證を授與したり。

（二）浴場開放　區內浴場三十六ケ所は、罹災者のために開放し、九月廿三日より十月廿八日まで、毎日一ケ所づゝ日割を定めて無料入浴を爲さしめたり。

（三）寄附慰問　九月十六日宮內省より菓子袋及軍用パンの寄贈ありたるを初め、團體又は個人多數金品の寄贈あり、又慰問として音樂會活動寫眞講演等の慰問あり。

第九目　恩賜金傳達

大正十二年十一月二十日恩賜金申請受付事務を開始し、十二月一日第一回傳達式を擧ぐ、十三年三月二十九日までに申請受付をなしたるもの全燒五一一七、半燒七、全潰四三、半潰一一六、死亡八、負傷二二一。

第二項　名譽職員の活動

四谷區會は全議員罹災救護委員となり、日夜區役所出張所に詰切りて區長を援助し、區內罹災者並に、避難者の救助配給等に盡力し、殊に暴利取締に就きては逸早く、

此非常時に際し、不當の暴利を食る商店ありと聞く、是れ四谷區の將來を阻害すること大なりと信ず、萬一右の如き商人あらば、的確なる證據を添へ、其人名を申出でられたし。

との警告を區內外百箇所に掲示し、暴利を未然に防止するの方法を講じ、特別委員を設けて、常に商店の物價に留意し、時に本人に注意する等之が取締を嚴にし、又御苑內避難者の收容に盡力する等只管災害に關する救護事業に盡力したり。

第十款　牛込區

第一項　救護

第一目　概要

大正十二年九月一日大震災突發するや、牛込區は、午後五時より區內要所に炊出所を設け、吏員名譽職員協力して徹宵避難者に握飯其他を給與す。

六日區を八方面に分ち吏員、及名譽職員、各町總代有志、青年團員、在鄕軍人等部署を定めて、戒嚴司令部新宿配給所より給付されたる物資を一般に分與す。

十一日救助を罹災者に限る事とし、一般區民に米其他を有價販賣す、十五日要救助者を嚴選し、區內各小學校に、配給所を設け吏員學校職員をして物資の配給に任ぜしむ。

十月一日要救助者の減少と共に配給所を減じて六箇所とし、漸減して二十八日に至り全く之を廢止したり。

三十日よりは區役所內に配給所を設け一部吏員をして之に當らしめ十三年四月五日物資の配給救助を止む。

第二目　吏員分擔

臨時掛員の任命は、區長及代理者口頭を以て之を爲せり、九月一日午後三時三位區長（甚造）出廳臨時事務を總括指揮し、百花書記を所內救護事務庶務掛主任に、河合書記を津久戶小學校炊出事務掛主任に、白土書記を江戶川小學校炊出事務掛主任に、田尻書記を山吹小學校炊出事務主任に、坂下書記を長延小學校炊出事務掛主任に大園書記補を富久町炊出事務掛主任に高橋書記を早稻田小學校炊出事務掛主任に、高田書記を火災取締及狀況調査事務掛主任に、吉村技手を市谷谷町炊出事務掛主任に任ぜしめ係員を配し、二日は所內救護事務庶務掛、津久土、江戶川、山吹、長延寺、谷町各炊出所事務掛主任前日の如く、更に福田書記を辨天町炊出所小坏巡視を余丁町小學校炊出所各主任に栂野巡視を飲料水配給掛主任に任じ、三日は庶務掛、津久土、江戶川、山吹、牛込各炊出所主任前日の如く、坂下書記を余丁町、福田書記を牛込小學校、大垣書記補を長延寺小學校、吉村技手を辨天町各炊出所に主任たらしめ、高田書記を災害調査掛、新井書記補を配給物資受入掛に主任たらしむ、四日は庶務掛江戶川小學校炊出所、長延寺、辨天町各炊出所、災害事務調査掛各主任前日の如く、河合書記を救護事務用度掛に、石部書記を津久土、福田書記を柳町炊出所に、坂下書記を傷病者救護掛に富岡巡視を余丁町、井田巡視を市谷各小學校炊出所に主任たらしめ、五日は庶務掛、用度掛、津久土、江戶川、山吹、長延寺小學校、柳町、辨天町各炊出所及傷病者救護、災害調査主任前日の如く、柴崎書記を市ケ谷、小坏巡視を余丁町各小學校炊出主任に、六日は庶務、用度、調査、傷病救護及津久土、柳町、市ケ谷、各炊出所前日の如く、白土書記を配給掛、吉村技手を早稻田、村田雇を余丁町炊出所主任に任ず。

七日より十四日までは三位總務の下に、庶務百花、配給白土、傷病死者取扱坂下、警戒調査高田、調度河合各書記之に主任し、北島書記其他委員部係員たり、十五日より二十日までも之に同じく、廿一日三十日までは山田書記を委員主任に、總務三位區長の下に、庶務百花主任をして、兼ねて寄附取扱を主任せしめ、同係員坂下書記を余丁町配給主任に川崎書記を江戶川配給主任、福田書記を配荷主任、中野書記を津久土配給主任、柴崎書記を新宿配給所主任、大垣書記補を傷病死者取扱主任、大園書記補を市ケ谷配給主任、塚田書記補を長延配給主任、吉本技手を修繕材料取扱主任たらしめ、配給白土主任の下に、係員原田書記を牛込配給主任、山口書記を場內整理主任、白水書記を愛日配給主任、石井書記を山吹配給主任とし、高田書記を災害調査主任、同係員田尻彌七を赤城配給主任とし、船原書記を調度主任、同係員杉野書記補を早稻田配給主任、河合書記を現金出納主任とす。

十月一日より十六日までは、臨時事務を總務、庶務、配給、調度、災害調査、現金出納の六部とし、總務部は區長部長となり、山田書記を主任庶務部は百花書記を主任に、部員小松書記を諸證明並文書取扱主任、坂下書記を災害統計事務主任、吉本技手を建築材料取扱主任に、配給部は白土書記を主任に、部員田尻書記を赤城、原田書記を牛込、和田書記を長延、林書記を市ケ谷、川崎書記を江戶川、福田書記を余丁町柴崎書記を津久土、諸隈書記を愛日、杉野書記補を早稻田、新井書記補を山吹各配給主任とし、調度は船原書記、災害調査部は高田書記、現金出納部は河合書記を主任とす、十七日より三十日までは、總務部總務を區長、主任を山田書記、庶務部主任兼寄附取扱主任を百花書記、救助者調所主任を坂下嗣主任、材料取扱主任を吉本技手、配給本部主任を白土書記、各配給所掛員區役所配給所を百花、愛日配給所を原田、余丁町配給所を福田、江戶川配給所を中野各書記、津久土配給所を柴崎、山吹配給所を高柳各雇主任し、調度部は船原、災害調査部は高田、現金取扱は河合各書記主任し、十月三十日より十三年三月末日までは

庶務掛百花書記外三名、配給掛坂下書記外二名、倉庫掛川崎書記外二名調査掛柴崎書記外四名、調度掛船原書記外二名之に當りたりき。

傭人　九月一日に起りたる大震災は、次ぐに大火災を以てし、延燒三晝夜、數十億圓の富を燒失し、十數萬人を殺傷す是に於てか、輕傷者は杖に縋り、壯者は老幼を扶け、蜿蜒たる列を爲して、晝夜の別なく避難し、區內十二萬七千の人口も一時は倍加するに至り、食料は缺乏し、水道は破壞し、一片の食、一滴の水も之を得ること容易ならざる有樣を現はせり、三位區長は、一日夜人夫の非常召集を行ひ、食糧の徵發を爲し、衞生道路所屬の傭人を使役して、區內市立小學校其他樞要の個所に救護所を設け、以て避難者を救護し、一面撤水下水人夫をして區內高地の飲料水を求むる方面へは之が配給を爲さしめ、晝夜兼行、六日までは全く之を救護事務に使役したりき、塵芥屎尿人夫は七日より各所屬作業に復したれども、其他は九月半若くは九月中猶救護事務に從ふ。

道路工夫	自九月二日 至同十五日　十四日間	延人員一、二六〇人
撤水人夫	九月中	〃　五七一人
下水人夫	〃	〃　一八五人
塵芥人夫	自九月一日 至同　六日　六日間	〃　二〇九人
屎尿人夫	〃	〃　一一八人
計		延人員二、三四三人

第三目　救護委員

牛込區會は、九月二日開會し、救護費豫算を議決し、更に議して區內を八方面に分ち、委員を定めて分擔し、以て救護事務を援助したり。

委員長小島七郎

本部詰委員天利庄次郎、坪谷善四郎、立川太郎

第一方面（本村、市谷八幡、佐內、鷹匠、長延寺、砂土原一、二、三丁目、田町一、二、三丁目）委員杉田武藏外一名。

第二方面（船河原、若宮、神樂一、二、三丁目、揚場、下宮比、津久戶、築土八幡、肴、袋、上宮比）委員天利庄次郎外六名。

第三方面（東五軒、西五軒、新小川一、二、三丁目）委員本橋端外四名

第四方面（白銀、通寺、横寺、赤城元、赤城下、簞笥、岩戶）委員野原太郎治外二名。

第五方面（矢來、天神、中里、築地、水道、改代）委員井上善人外二名。

第六方面（山伏、南山伏、北山伏、南、北、中、細工、納戶、拂方、加賀一、二丁目、二十騎、甲良、柳、藥王寺）委員坪谷善四郎外四名。

第七方面（原一、二、三丁目、若松、戶山、河田、余丁、臺、谷、富久、仲之）委員田村和三郎外四名。

第八方面（喜久井、馬場下、高田、鶴卷、早稻田、早稻田南、辨天、榎、東榎、南榎、山吹）委員高島彌七郎外五名。

十月七日救助縮小の結果解散す。

第四目　炊出所

九月一日より六日左の如く炊出所を設け、炊出を爲して罹災者に給與したり。

江戶川小學校內　　市谷小學校內
山吹小學校內　　牛込小學校內
早稻田小學校內　　長延小學校內
余丁町小學校內　　市谷富久町
市谷谷町　　辨天町

第五目　配給所

九月十五日より十三年四月五日まで、左記配給所を設け、食糧其他

の物資を配給したり。

赤城小學校内　愛日小學校内
早稻田小學校内　余丁町小學校内
津久戸小學校内　江戸川小學校内
市谷小學校内　市谷小學校内
牛込小學校内　山吹小學校内
長延小學校内

第六目　避難所

區内に左の避難所を設け、家なき罹災者を收容し、收容者の漸減に伴ひ、避難所を減じ、十三年三月末日を以て全部閉鎖す、收容人員は十二年十月五日現在一、四七六人なりき。

市立各小學校　將校婦人會　愛光幼稚園
贊育會　早稻田座　牛込亭
三井家　經王寺　感通寺
宗圓寺　淨榮寺　長嚴寺
來迎寺　誓閑寺　德久寺
常徹寺　南春寺　常樂寺
蓮秀寺　綠雲寺　多聞院
自證院　安養寺　敎藏院
放生寺　南藏院　光照寺
法正寺　專念寺　大養寺
大願寺　建勝寺　清源寺
法身寺　道林寺　濟松寺
芳心院　洞雲寺　盛高院
清久寺　大龍寺　寶祥寺
宗參寺　龍門寺　長源寺
善慶寺　源慶寺　專行寺
積德寺　龍善寺　善國寺
常立寺　常泉寺　幸玉寺
妙泉寺　正法寺　淨輪寺
宗柏寺　圓福寺　眞清淨寺
月桂寺

第七目　施療所

九月二日より區内要所に各救護班來援し、部署を定めて傷病者を救療したり、醫療材料は持参せるもあり、區より供給したるもあり、牛込醫師會は、兵庫縣救護班九月十五日引揚げたる後を承けて、救護に從事したり、

陸軍救護班施療部東京第一衛戍病院牛込分室
私立至誠病院救護班
市谷臨時病院
贊育會東京市救護所　（二ケ所）
警視廳救護班　（四ケ所）
栃木縣警察部救護班（二ケ所）
兵庫醫師會救護團（五ケ所）
近衛歩兵第三聯隊救護班
同愛社救護班
牛込醫師會救護班（五ケ所）

十月五日全く廢撤す。

第八目　救護物資及救助人員

（イ）救護物資　九月一日より四日までは、米穀其他炊出所所要品を區内商店の在庫品より買入れたり。二日より市に於て佐久間河岸其他より購入したる米穀の交付を受く。

六月より九月末日までは、新宿驛に於て戒嚴司令部及臨時震災救護事務局より食料品、衣類、器具類、慰問品、建築材料、其他の給付を受けたり。

其れより以後は市よりの配給品を以てす。

（ロ）救助人員　罹災者救助數左の如し。

炊出救助	延人	九四、三二六人
物資配給	〃	三、一二〇、八二九人
施療	〃	一七、九五九人

（ハ）統計中に就て炊出救助人員及救護物資の數量を擧ぐれば左の如し

炊出救助人員（概數）

	赤城	早稻田	余丁町	津久戸	江戸川	市ヶ谷	山吹	長延	富久町	神樂坂警察署	計
九月一日	二八	二、〇〇〇	二、三〇〇	六、二〇〇	三、一〇〇	—	四、九〇〇	四、一五五	二、五三八	二、六六〇	二七、八八一
〃二日	—	—	—	三、二〇〇	九、四六〇	—	二二、六六〇	三、九〇〇	一、七五〇	—	四〇、九七〇
〃三日	—	—	—	—	九、〇七五	—	九、五〇〇	—	—	—	一八、五七五
〃四日	—	—	—	—	一、五〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	—	—	—	六、四〇〇
〃五日	—	—	—	—	五〇〇	—	—	—	—	—	五〇〇
合計	二八	二、〇〇〇	二、三〇〇	九、四〇〇	二三、六三五	二、四〇〇	三九、五六〇	八、〇五五	四、二八八	二、六六〇	九四、三二六

（備考）赤城は赤城小學校内に設置せしもの、以下同し。富久町は富久町市ヶ谷監獄跡明地に設置せしもの。神樂坂警察署は該警察官の手に於てなされたるもの

救護物資

米	二〇、三九九俵	麥	一一俵
大豆	一一〃	小豆	八〃
味噌	二、五二六樽	醤油	二、三〇六樽
漬物	一、六三〇樽	梅干	二三一〃
食鹽	三俵	鹽叭	三八五俵
千魚	二九三叺 六函	佃煮	一一七函
鑵詰	一、八二八	ビスケット	二三六〃
パン粉	七九〃	ミルク	一八九箱
レモン	一四七〃	乾饂飩	一、七六〇函
蒟蒻	一四五〃	茶	八八〃
葡萄酒	一五本	干瓢	六四九俵
野菜	三、一一八俵	餅	八二枚
牛乳	二、四〇八石	衣類	九一八個 二二自動車
反物	二、六五一反 六自動車	ネル	三、四〇〇反
ネル襦袢	六〇〇枚	メリヤスシャツ	一四五枚 九組
晒木綿	六一六〃	腹冷不知	一函
袴下	八〇〇〃	冬作業衣	四〇〇枚
單衣	四〇〇〃	綿	二個 五五貫
絲	六、六〇〇匁	木綿針	三、三〇〇本
蒲團	三、四九二枚	毛布	二、六九五枚
米國軍服	三六着	平釜	六三個
鐵釜	八四五個 一七五包	茶釜	一九〃
牛鍋	一、八〇〇個	瀬戸引鍋	一、五六三〃
土釜	六二包	藥罐	七九九〃
鍋ツル	八〇把	バケツ	二、二四五〃
桶	二一九個	柄杓	二〇七
洗面器	一一五〃	土瓶ツル	一、〇〇〇〃
湯呑	八〇〃	茶碗	九〇〇〃
塗椀	二四〇〃	飯櫃	四〃

茶碗皿	四〇二個	包刀	一〇個
御飯蒸	三〇〇〃	瓦斯七輪	六二〃
七輪	五〃	旅	七〇〃
賣藥	四函	石炭酸	一〃
下駄	二二三梱 一、一〇八足	鼻緒	二梱
蠟燭	六函 六梱	ゴム靴	六足 六梱
ゴムセキダ	一〃	燐寸	一五函
塵紙	一〇五〃	花筵	五〇枚 二一捲
木炭	一三、八九六俵	薪	一一、四九六本
コークス	一〇〇袋	繩	七九本 五一臺
空樽	一一二個 一臺	草履	二五梱 九一四足
はがき	三、〇〇〇枚	郵便切手	六〇〇枚
衞生材料	一三六梱	古新聞紙	九包
慰問袋	二、八一八梱	日本紙	六、六五〇帖 七梱
乳首器	一函	天幕	一〇張
雜品	一〇梱	手拭タオル	二、〇一三本
生子板	一〇〇枚	釘	六樽
鐵ポート	一一五把	針金	二本
杓子	三、三一七	鍋蓋	九三〇個 二包
釜蓋	七三個	提灯	二六〇張
傘	二、八八六本 五梱	電球	五〇〇個
水枕	一函	鐵瓶	三五個
杉角三寸五分九尺	二六三本	杉 四分板六坪角	七四四坪
松 六分板六尺	一四六坪	エゾ六分板六尺	一〇六坪
中貫 二間	三六五丁	杉 小舞貫九〃	一、一四四丁
松 小舞貫九尺	五、三八〇〃	松六本三寸二間	一一六〃
〃 九尺	五六本	松 六本六尺	一一三本
杉 三寸角九尺	二二一〃	杉 二寸五分角九尺	三八五〃
〃 二寸角九尺	四二四〃	柿板(白)	五四〃
柿板(赤)	五一〃	亞鉛板	四〇枚
杉板	八〃	安平良	四〇〃
疊表	五束 四八疊		

第二項　衞生施設

（一）塵芥掃除　大震災のため九月六日まで作業休止の已むを得ざるものありたるのみならず、人口倍加し、塵芥亦倍加するに至れるより、七日は散在せる器具の蒐集を爲し、八日より作業を開始したるが、災前一日の排出量九千貫なりしもの、災後は一躍二萬貫を超え、堆積塵芥約八萬貫と推定せられたり、馬車人夫を臨時に傭ひ督勵努力したれども、水運梗塞して通ぜず、砲兵工廠前の河岸地に搬して燒却せんとしたるも、雨水塵芥に浸潤し、漸く約五分の一を燃燒したるのみ、數日にして忽ち搬出の餘地なからんとす、乃ち陸軍戶山學校校長及陸軍東京經理部に交涉し、同校構內に七百坪二十八萬貫を投棄す、然るに傍近近衞騎兵聯隊の食糧倉庫あり、投棄塵芥より發生したる數十萬の蒼蠅、同倉庫を襲ひ、聯隊より交涉を受くるに至り、豫防策として石灰乳を撒布し、其上震災に墜落したる瓦石土塊を覆ひ、爾後投棄せざる事として漸く解決す、已むを得ず、神田區龍閑橋塵芥取扱場に搬出したるも距離を隔て丶作業意の如くならず、十月中旬僅に堆積せざるまでに至り、十一月初雉子橋、中旬神樂川岸兩取扱場開始し、是より三取扱場を利用す、九月より十三年一月迄の成績左の如し。

一、人夫延數　一一、八〇九人　一、馬車延數　八〇八臺
一、自動車延數　五五二臺　一、手車延數　四、一七〇臺
一、搬出塵芥量　一、九一七、一八〇貫

（二）屎尿汲取　災前區の受委託戶數は七千戶、市の分（天神、山吹、鶴卷、早稻田、早稻田南、喜久井、馬場下、高田の八町）三千五百戶、會社又は個人營業者及隣接町村農家取扱一萬三千五百戶なりしも、災後農家の營業者の汲取に來るものなく、且避難者入込みたるため、九月五日頃は已に溢出する程度に停滯したり、されば委託の有無に拘らず全部汲取の必要を生じ、肥桶代用に四斗樽を使用し、臨時人夫を傭ひ、約六十人四輪馬車十臺を以て、十月下旬まで每日千四百餘の搬出を爲し、一面九月二十七日より東京屎尿組合に依託し、每日約六百荷の汲取を爲さしめ、稍緩和するを得、十一月下旬頃より隣接町村農家營業者も從前の通り汲取るに至りたるより、十一月二十六日後は有料汲取に復せり、十二年九月二十七日より十一月二十五日までの成績は左の如し。

一、人夫延數　六、五六九人　一、馬車延數　三五四臺
一、自動車延數　七六臺　一、汲取荷數　七六、四七三荷

（三）下水浚渫　九月中人夫を救護作業に使役し、且實行豫算に於て經費を節減せるため、大下水浚渫は、豫期の作業を爲す能はざりしも、十三年三月下旬消毒に關する豫算配付せられたるを以て消毒を兼ね浚渫を爲せり。

（四）道路下水整頓　震災に依り家屋倒壞三百五十四戶、半壞五百六十戶、陷沒道路面千五百坪、其他屋瓦壁土墜落して道路に千七百三十坪を堆積し、之が取片付に九月十五日より十三年二月に達し、更に大下水護岸石垣崩壞三十三ケ所二百九十八間を修理したるため、道路維持は殆ど顧みるに遑なく、僅に十三年二月までに之が凹凸龜裂の應急修理を爲したり、此等に要したる人夫以下左の如し。

一、工夫延數　一五、一五八人　一、馬車延數　二、一六六臺
一、砂利坪數　三〇二坪　一、木材　一七七本
一、大谷石　一三本　一、セメント　五樽

（五）傳染病　災後狀態甚だしく不良に陷り、九月十月中最も多く、患者は多く赤痢にして、十三年三月下旬現在腸チブス百四十三名、赤痢十五名あり、市より災後の衞生施設として、十三年三月より蠅の驅除、下水消毒浚渫を施行す。

第三項　教育施設

（一）授業開始　災後校舍を罹災者收容所物資配給所等に使用し、且人心不安の際なりしを以て、九月二日より授業を休止したりしも、人心稍沈靜するに及び、避難者を各寺院に移し、配給所を縮小し、施療所を廢止したるを幸ひ、校舍の大掃除消毒を施し、市內各區に先ちて、十月一日授業を開始せり。

（二）避難兒童入學　避難兒童を區內小學校に入學せしむること左の如し十二年十月十五日現在

一一三人	赤城小學校	一一二人	愛日小學校
一七六人	早稻田小學校	一八三人	余丁町小學校
二一四人	津久戶小學校	八七人	江戶川小學校
一七五人	市谷小學校	一六一人	牛込小學校
二一五人	山吹小學校	二九人	長延小學校
三四人	牛込高等小學校	計	一、四九九人

區は此等兒童を出來得る限り保護を加へ、便宜を與へ、學用品を給し、

教員をして在來兒童との接觸に深甚なる注意を拂はしめたり。

學用品配給數

靴	一、四九九個	西洋紙	一、八〇〇帖
鉛筆	一、〇三二打	色鉛筆	一五二打 一、二六九函
雜記帳	一〇、七五〇冊	算盤	五九〇挺
古教科書	一三函	草紙	二、六一二冊
筆洗	六四〇個	繪具	二〇〇函
繪具皿	八〇〇〃	辨當函	四一六個
ゴム消	四〇〇函	硯	八六四〃
筆	三、〇〇〇本	インク	三〇函
帽子	三函	畫用紙	八、八六〇枚
學用品	三〇〃	裁縫道具	三三二組
學生用マント	八一九枚	墨汁	七二〇個
半紙	一、一〇〇帖 三〇〇綴	ペン軸	五〇打
ペン先	二一六打	古雜誌	三、〇〇〇冊
綴方用紙	五帖	ナイフ	一、二〇〇挺
茣蓙	二綑	ゴム靴	二綑
運動靴	二包	裁縫針	六、〇〇〇本
足袋	一綑	草履	一、二〇〇足

第四項　經費

震災救護事業に要したる經費を擧ぐ。

金三萬四千七百四十五圓五十錢　支拂總額

內（金二萬六千四百六十九圓九十一錢　府負擔額
　 金八千二百七十五圓五十九錢　市負擔額

種別內譯

金一千五百二十圓 但避難所に充てたる各寺院修繕料	避難所費
金二千三十一圓十八錢 但九月一日より五日まで炊出所使用のもの六日後の分は政府及府市給與品	糧食費
金四百三十九圓十九錢	薪炭費
金二百七圓八十一錢 但施療材料の一部なり	醫療費
金二百七十五圓 延人員百三十六人、最高賃金九圓、最低二圓	產婆看護婦給
金一萬一千一百八十四圓七十錢 延九千五十八人、最高賃金三圓、最低一圓	人夫賃
金一萬四千三百十四圓七十七錢 延三百四十一臺、最高賃金六十五圓、最低二十八圓	自動車賃
金三千三百五十七圓五十錢 延三百九十臺、最高賃金十二圓、最低七圓	荷馬車賃
金一千四百十五圓三十五錢 但政府及市供給のものは此の外なり	諸雜費

第五項　御下賜金傳達

大正十二年十二月一日御下賜金傳達式を擧ぐ、金額三千四百六十圓、世帶數四百一世帶、人員七十三人なり。

第六項　牛込區震災善後會

大正十二年十月七日の區會決議に依り成立する社會事業として吏員の手に依り、左の寄附金及若干の物品を募集す。

金一千七百四十四圓　罹災善後會寄附

金八千七百八十一圓八十錢　震災義捐金

計　一萬五百二十五圓八十錢

第十一款　小石川區

第一項　聯合救護委員會

小石川區は、九月二日午前八時區役所に緊急區會を召集し、小石川區役所、小石川區會、大塚、富坂兩警察署聯合協議會を開催し、一致協力、罹災民の救護に努力することを協定し、救護所を駕籠町、明化、御殿町、指ケ谷、柳町、礫川、林町、金富、黒田、小日向、大塚の十二小學校に設置するの議を決す、三日決定通知左の如し。

決議事項

一、小石川區會、金富、大塚兩警察署ハ、聯合協力、罹災民ノ救護ニ努ムルコト

一、聯合救護本部ハ之ヲ小石川區役所ニ設置ス

一、小石川區會議員、區役所吏員及警察官ヲ以テ小石川聯合救護委員トス

一、聯合救護委員ヨリ五名ノ常任委員ヲ設置シ、之ニ府市議員ノ參加ヲ乞ヒ、救護ノ目的ヲ貫徹スルコト

常任委員ノ氏名左ノ如シ。

添田增男　瀧澤直治　石井義重　新倉高藏　尼子止

一、聯合救護委員會ハ、區內在鄕軍人會、青年團、町會等ニ對シ救護ニ關スル協力方ヲ依賴スルコト

一、區內小學校ヲ救護所ニ充ツルト共ニ、一面區內ノ富豪及寺院ヲ開放シテ救護所ニ充ツル樣努力スルコト

五日罹災者救護及各戶飯米の供給に關し、左の取扱を爲すことに決す。

記

一、他區ノ避難者及區內罹災者中炊爨ノ途ナキ者ニ對シテハ、炊出救護ノ方法ヲ採ルコト

二、各戶（罹災者ノ避難者ヲ含ム）ニ於テ飯米購入ノ途ナク差支フル向ニ對シテハ區役所ニ於テ供給スルコト

飯米ノ供給高ハ一人一日ニ付三合ノ割トス、但シ目下搬入力不足ニ付、一兩日ノ間一人當二合トス

四、炊出用米ハ、區役所ヨリ收容人員數ニ應シ、適宜供給スルコト

五、飯米ハ町會長ノ要求ニヨリ供給ス、但シ町會ノ設ナキ所ハ、此際適宜ノ團體ヲ組織シ（可成一ケ町以上）責任者ヲ定メ要求セラレヘキコト

六、前項ニ依リ要求セラルル場合ハ

一、要求俵數　月　日分

一、救護者延人員　人

一、購入者延人員　〃

ヲ明記シ、代表者ヨリ受領書ヲ提出セラレタキコト

七、購入代金ハ、追テ市ヨリ通知ヲ俟テ拂込ヲ受クルモノトシ、此ノ際ハ現金ノ受授ヲナサザルコト

八、配米整理其他一切ノ事項ハ、代表者ニ於テ責任ヲ負ハルルコト

七日救護常任委員會を開き

一、借地權交渉　（否決）

二、借家權交渉　（〃）

三、燒跡取片附方ノ件　（〃）

四、假建築ハ可成便宜ノ方法ヲ講スルコト

五、各家ノ雨漏修理ハ各家ノ自由

六、道路ノ修理ハ各自ノ自由

七、屎尿處置ノ件、區役所ニ於テ通常ノ方法ヲ講セラルル樣懇談スルコト

の諸件を審議したり。

第二項　區役所事務分掌

大災當時區役所は震火近く迫り、危險狀態に陷りたるを以て、重要

書類其の他簿冊を牛込天神境內に搬出し、同境內亦危險に瀕するや、再び之を金富小學校に移し、只管防火に努め、幸に燒失を免る、是に於て九月三日救護事務の分掌を定め、六日更に庶務掛の事務分擔を定む。

分掌事務	配屬掛名	人員	備考
總務掛			
主任	庶務掛長	一	
配給		九	救恤米及食料品其他給與米及食料品販賣
救護	庶務掛 三〇八 税務掛 二人	一〇	救護所の設置避難の救護
文書處理		二 兼二	災害事務の處理
記錄		四	日誌報告の作製
罹災證明		四	
自轉車隊		一 兼一	自轉車隊は各町會救濟所及本部との連絡を図る
其他一般		一 兼二	
經理掛			
主任	會計掛長	一	
配給品出納	會計掛七人 庶務掛二人 學校事務掛七人 税務掛五人 戸籍掛五人	二六	
配給品保管			
金錢收支			
救護掛			
主任	衞生掛長	一	
救護	衞生掛	二五	傷病者の救護　死體運搬
運輸			配給品輸送　屎尿取扱
人夫供給			
被害調査			
警備掛			
主任	税務掛長 戸籍掛長	二	
警衞	税務掛	二〇	廳內の警衞
被害調査			燒失倒潰家屋の調査
警衞	戸籍掛	一三	廳內の警衞
炊出			炊出の給與

白鳥區長（德之助）の下に、吉井庶務掛長（豊藏）總務掛を主任し、市川會計掛長（守吉）經理掛を主任し、安本衞生掛長（伊之助）救護掛を主任し、山本税務掛長（史良）西村戸籍掛長（良道）警備掛を主任す

第三項　救　護

第一目　收　容

區內に於て火害を被りたるは、諏訪町、新諏訪町を中心として大和町、水道町、江戸川町、櫻木町、音羽九丁目及小石川町、市兵衞河岸の一部に亘りたる江戸川沿岸の地にして、震害を被りたるは柳町方面の小石川沿岸地なるが、內新諏訪町方面の罹災者は江戸川畔及傳通院に避難し櫻木町方面の罹災者は江戸川畔及久世山に避難す、區は臨機の措置として差向き區內小學校を救護所に充て、柳町小學校に約六百名（內重傷一名）指ヶ谷小學校に五十名（內區內三十五名區外十五名）を始とし、京北中學校に約百名其外の收容を爲し、二日區會協議會に於て十二小學校開放の議を決するや、救護所に充てたる學校の職員を委員に、學校長を委員長に任じ、町會、青年團、在鄕軍人會に助力を依賴し、一面盜難、火の元豫防を警察署、麻布區會議員、町會、青年團、在鄕軍人、小學校救護所に通知し、各戸の夜警を名譽職以下に依賴し、又連絡隊を組織して救護の行屆方を計り、併せて（一）被害の實況、（二）食料品供給の狀況、（三）居住の狀況、（四）傷病者救護の狀態、（五）其他を調査すると同時に、左の如く宣傳して避難者の收容を努む。

(1) 罹災者ニシテ御困リノ方ハ、左ノ處ヘ御出下サイ

記

（市立小學校救護所三ヶ所ノ名）

(2) 鮮人放火ニ各自注意セヨ

護國寺亦境內建物全部を開放して罹災者約四千名を收容し、仁王門前に於て一般往來者に麥酒を接待し、植物園は約一萬五千を容る。

三日礫川小學校收容所約五百人を收容し、益ゝ增加の傾向あるを以て、稻垣病院、西川料理店及傳通院を調査し、滿員せる場合の準備を爲し、又富家を訪問して邸宅開放、食料品供給等を交涉す。

次いで左の救護所開設の申出あり。

九月八日申出

	收容人員
水道端二丁目本法寺	二〇〇人
久堅町善仁寺	〃　未定
白山御殿町新福寺	〃　五〇〃
戸崎町念蓮寺	〃　一〇〃
原町寂圓寺	〃　六〇〃
白山御殿町安閑寺	〃　二〇〃

九月九日申出

音羽町五、六、七丁目有志會　　關口自治會

指ヶ谷町込蓮華寺救護所　　竹早町北部自警團

各學校等の罹災者收容數左の如し。

金富小學校	二七〇人	黒田小學校	一〇〇人
青柳小學校	二〇〇〃	大塚小學校	六八〃
駕籠町小學校	三二〇〃	明化小學校	一二〇〃
御殿町小學校	一、〇〇〇〃	礫川小學校	四〇〇〃
高等師範學校	六〇〇〃	第五中學校	八〇〇〃
植物園	三、〇〇〇人	護國寺	三〇〇人

バラック收容所は、植物園內に市設バラック建設せられて罹災者を收容し、音羽町新坂下には西脇濟三郎所有家屋をバラック收容所とし、渡邊治右衞門は關口町にバラックを建設して、同じく罹災者を收容したり、十月三日福音教會內救護所收容者を植物園バラックに移す。

收容者（十二年十月十日現在）

バラック收容者

植物園內バラック　一、八三一人　　渡邊バラック　三四〇人

西脇バラック　三〇〃

寺院收容者

本傳寺、善光寺、護國寺其他　八六人

第二目　物　資　供　給

イ、炊出　九月一日罹災者江戸川畔傳通院、久世山等に避難するや、區は附近の米店より米を徵發して非常に備ふると同時に、午後六時頃より炊出を開始し、握飯として一個（約一合）づゝを分給したるが、炊事道具の不足と、四面暗黒とは配急意の如くならざるものあるを免れざりき、引續き炊出は區役所及各學校に於て之を爲すと同時に、青年團、警察署、看護婦人會等へも米を配給して炊出を爲さしめ、植物園救護所へは、在鄕軍人東部分會に玄米を供給して炊出せしめ、柳町青年團にも同樣區より炊出用玄米を供給したり、而して避難者の增加と共に、食料品次第に缺乏を來したるも夫々適當の方法を講じて之を與へ、一面特志家の寄附に依り、完全に救護を續行したり。

護國寺救護所に於ては、朝飯四百五十人、晝飯三百九十人、四日晝飯は群馬縣伊勢崎町進交會握飯約四千個を寄贈し、區へも同町より飯二千人分外に菓子一俵を寄贈あり、區內特志家大塚上町、和田、福島、三軒町、小澤、竹早町、川崎醫院等夫々粥、ミルク、葡萄酒、砂糖湯

等の接待を爲す、七日は足利市長取扱に係る足利佛教和合會の衣類十三梱、足利市通七丁目の衣類四梱と共に、足利形付職工組合より食麺麭七箱の寄贈あり、埼玉縣飯能町小熊六郎より握飯六俵、同名栗村より雜穀、雜品二十八個の寄贈あり、炊出給與は、延人數約八萬六千八百人、米穀八十六石八斗、副食物、梅干、其他なり。

(二)食糧配給　區は九月三日市より玄米四十五俵を受入るゝや、直に罹災者に配給すると共に、飯米購入の途なきものに對して區役所に於て玄米一升四十錢を以て販賣を開始し、五日聯合救護委員會に於て各戸飲米の供給方法を定め町會共他團體扱と爲し、七日以後田端及巣鴨兩驛及神田より輸送を受くる事となりたるを以て、區役所の販賣を六日限り打切り、七日田端、巣鴨兩驛に救助米受渡事務取扱のため區役所假出張所を置き、左の方法に依り、町會、青年團、在郷軍人又は臨時組織の團體に責任を定めて要求せしめ、調査の上之を供給せり。

(一)本部ハ各團體ノ請求ニ依リテ數量ヲ定メ傳票ヲ渡シ、其ノ傳票ニ依リ交付場所ニテ夫々受領ス

(二)出張所ニ於テハ、時々受渡ノ數量ヲ直ニ本部ニ通知スルコト

(三)受付場所

　巣鴨驛、區役所、大塚小學校、駕籠町小學校

(四)各團體請求ノ際ハ、購買米、救護米ノ數量ヲ區別シ、又其ノ人員數ヲ記載シテ申出スルコト

而して副食物其他は本部に於て之を交付したり、九日午後七時區役所に救護委員會を開き

一、秩序モ追々ニ整頓ニ向ヒタルニ依リ米販賣ヲ打切リ、區内米穀商ヲシテ區ヨリ原料ヲ供給シ、市公設市場ノ價格ヲ以テ販賣スルコト、但シ罹災者ニ對シテハ、是迄通リ給與スルコト

二、屎尿汲取ニ付、區當局ニ於テ適當ノ處置ヲ考慮セラレタキコト

三、小數ノ罹災者ヲ收容セル救護所ハ可成取纒メ取扱上ノ便宜ヲ計ルコト

を議決す、是日區米屋組合代表者西澤仙太郎外十六名より米拂下願を提出す、十日午後四時、白米同業組合各部代表者協議會を區役所に開き、白米商に於て區役所供給米を販賣することに協決し、價格は市公設市場の價格に依ることとし、各町團體の販賣を止む、尤も罹災者に對する救助米は副食物と共に、區役所、柳町小學校、青柳小學校、駕籠町小學校に於て引續き給與す、要救助人員は、九月十日現在十五萬一千二百三十五人なりき、米穀商への原料米交付は、二十六日を以て打切る。

十月三日町會の手を經て配給したる救助米交付を區役所及三小學校に於て直接交付する事とし、名譽職及各町會に通知す。

記

(十月五日ヨリ實施)

一、救恤品ノ配給ヲ受ケントスル者ニハ、救護願ニ相當事項ヲ記入セシメ、町會其他從來ノ救護事務取扱團體ニ就テ證印ノ上、本人ニ交付スルコト、(救護ヲ受クル資格ハ、自力又ハ他ノ扶助ニヨルモ自活シ得サル者ニ限ル)

二、交付所ニ在リテハ、救護願(團體ノ證印アルモノ)ニ基キ各世帶別「カード」ヲ作製シ置キ、配給品交付ノ際ハ、一々照査ノ上、交付品及月日ヲ記入スルコト

三、救護品ハ、交付所ニ於テ本人ニ交付スルコト

四、救恤品ノ配給ハ、午前八時ヨリ正午十二時迄トス

五、救護品交付場所

　小石川區役所、柳町小學校、駕籠町小學校、青柳小學校

六、五日ヨリ區役所及三小學校ニ於テ罹災者ニ直接救助米ヲ交付スルコトトナリタルヲ以テ、桝取方ヲ區内白米同業組合ニ依頼シタリ

同時に救護願樣式を定め、各町會に交付し、各自に共配給品交付所に提出せしむ。

〔樣式〕　救護願

前住所

現住所

氏名

外家族　名

右

年月日

小石川區長殿

五日配給品交付方に關し左の注意書を作製す。

一、救護願ヲ提出シタル時ハ、町會又ハ從來救護事務ヲ取扱ヒタル團體ノ證印有無ヲ檢査シ、證印ナキモノニ對シテハ之ヲ求メシムルコト

二、救護願ニ證印アル者ニシテ救護ノ必要アリト認メタル時ハ、救護願ト引換ニ要救護人員ニ相當スル恤救品引換券ヲ交付スルコト

三、救護願ニハ必ズ世帶主ノ職業年齢及救護ヲ要スベキ家族アリタルトキハ世帶主トノ續柄、氏名、年齢、職業ヲ記入スルコト

四、救護所ノ上欄ニハ、要救護人員ヲ數字ヲ以テ記號シ置クコト

五、罹災者「カード」ニハ(三)(四)ト同樣ノ事項ヲ記入スルト共ニ、參考トシテ(イ)從來ノ職業、(ロ)今後ノ方針、(ハ)今後救護ヲ受ケントスル日數、(ニ)各戸避難者ニ付テハ、縁故關係等ヲ調査シ、之ヲ「カード」ノ裏面ニ記入シ置クコト

六、救護願ハ、町會又ハ從來ノ救護事務ヲ取扱ヒタル團體(又ハ代表者)ノ證印アルモ、救護ノ必要ナシト認メタル時ハ、願人ノ現居所氏名ヲ區役所ニ報告スルコト

七、恤救品ノ交付方ハ、當該交付所ノ受持區域内ニ居住スル要救護者ニ限ルコト

八、交付スベキ恤救品ハ、前日午前八時マデニ區役所ヨリ通知スルコト

九、交付スベキ恤救品ノ數量ハ、當分左ノ通トス

(イ)米一人　一日ニ付　二合

(ロ)味噌、三人以下世帶ニハ、二日分トシテ所定ノ杓子　一盛

同　五人〃　二〃

同　七人〃　三〃

同八人以上ノ世帶ニ對シテハ、大體ニ於テ一人ニ付二日分トシテ半盛位ヲ増スコト

(ハ)醬油、三人以下ノ世帶ニハ二日分トシテ所定ノ杓子　半杯

五人以下〃　二〃

七人以下〃　三〃半

八人以上ノ世帶ニ對シテハ大體ニ於テ二人ヲ増ス每ニ半杯位ヲ増スコト

一〇、交付ヲ終リタルトキハ、別紙樣式ニ依リ即日交付ノ狀況ヲ區役所ニ報告スルコト

是時救護人員は、小石川區役所救護人員四千三百八十六人、救助米約二十一俵半、柳町小學校救護人員七千百九十三人、救助米約三十六俵、駕籠町小學校救護人員六千二百六十七人、救助米約三十一俵、青柳小學校救護人員六千七百五十八人、救助米約三十三俵半、桝取は各個所三名、日當一人一日一圓五十錢、空俵は區役所人夫之を始末したり。

七日慰問品分配に關し、在郷軍人聯合分會より照會あり。

植物園内「バラック」　衣類其他ノ用品　百梱包

養育院跡「バラック」　同　五十梱包

八日聯合救護常任委員會の決議に基き、青柳、柳町、駕籠町三小學校交付所は、授業開始の都合上十月十日を以て交付を打切る事とし、當日は特に午後一時半より五時までに恤救品を交付し、而後は區役所に於て午前九時より午後二時迄に之を配付する事とす。

要救助者(十二年十月十五日現在)　一、六七五世帶　五、九八八人、(男二、七〇六人、女三、二八二人)

(三)給水　水道斷水中、井戸水を撒水車にて各方面に配給したり。

第三目　救療

九月一日午後三時より表町傳通院内に救護所を設け、警視廳醫師と共に傷病者救療を開始す、是日救療者八十餘名、主として火傷、打撲なり、其他各町會に於ても救護所を設置し、醫師會並に個人醫師亦夫々努力する所あり、九月二十六日よりは、舊養育院内に於て警視廳救護所を設置す。

第四目　罹災證明

區は九月二日より左の樣式に依り證明書を交付し、罹災者の便益を計れり。

第　　號　　證明書

現住所

行先　　氏名

年齡

右者今回ノ震災ニ罹リ當區ヘ避難シ救護ヲ受ケタルモノナルコトヲ證ス

年　月　日　　區長

第四項　衛生保護施設

(一)死體收容　區は富坂警察署と協議し、死體收容所を傳通院墓地内に設置したり。

(二)塵芥處分　區の臨時塵芥掃除は、九月七日より三十日までに之を施行す、各戸其他の分取締人夫六十人、掃除人夫二千五百八十六人、路面の分掃除人夫三十人、使用馬車百九輛三百二十七回、牛車千百六十二輛三百十九回、自動車七十一輛、塵芥重量四十四萬一千三百十貫なり。

(三)屎尿汲取　人夫七百九人を要す、荷數二萬一千七百四十五荷五、石數八千六百九十八石二。

(四)下水淸掃　人夫九百十四人、馬車二十輛、手車百十一輛千六百六十五回を要せり、浚渫は地先下水四千五百間、境界下水二百五十間、計四千七百五十間。

第五項　教育施設

區内各小學校は變災と共に罹災民救護所又は配給所となり、校長は救護委員長、教員は救護委員を囑託せられて救護に任じ、九月四日校長會を開いて蠟燭及食糧品を各小學校に供給せられたき事、授業は當分休止し、開始の時は打合はする事等を本部に希望したりしが、後避難者配給所を撤し、礫川、柳町、御殿町各尋常小學校、高等小學校の收容所を消毒し、青柳、柳町、駕籠町各小學校交付所は、十月十日を以て之を廢し、第一回兒童召集を九月十六日、第二回を十月二日、第三同を十月五日、通學區域内罹災兒童に對しては第一回を九月十八日、第二回を九月三十日、第三回を十月三日に之を行ひ、十月十日區内小學校全部の開始を爲せり、兒童數は

在籍兒童學年別調

（大正十二年十一月十五日現在）

科別	學年別	種別	罹災兒童數 震災前ヨリノ在學兒童 火災	倒潰	小計	震災後ノ入學兒童 火災	倒潰	小計	計	非罹災兒童數 震災前ヨリノ在學兒童	震災後ノ入學兒童	計	合計
尋常科	一學年	男	三一	七	三八	一三一	一二	一四三	一八一	一、三一二	一五	一、三二七	一、五〇八
		女	二四	九	三三	一五二	一七	一六九	二〇二	一、二〇一	一三	一、二一四	一、四一六
	二學年	男	二〇	九	二九	一六五	二三	一八八	二一七	一、三〇三	三	一、三〇六	一、五二三
		女	二三	九	三二	一三九	二三	一六二	一九四	一、二六六	六	一、二七二	一、四六六
	三學年	男	二六	一四	四〇	一六六	二二	一八八	二二八	一、三七七	一四	一、三九一	一、六一九
		女	三四	一五	四九	一五七	一七	一七四	二二三	一、二九三	二	一、二九五	一、五一八
	四學年	男	三七	一三	五〇	一三三	一七	一五〇	二〇〇	一、二七五	二	一、二七七	一、四七七
		女	三〇	一〇	四〇	一五二	一九	一七一	二一一	一、二五七	九	一、二六六	一、四七七
	五學年	男	三三	一三	四六	一四八	一六	一六四	二一〇	一、二三一	三	一、二三四	一、四四四
		女	二四	四	二八	一六四	一九	一八三	二一一	一、一五一	一三	一、一六四	一、三七五
	六學年	男	二六	二七	五三	一一三	一六	一二九	一八二	一、二五三	一一	一、二六四	一、四四六
		女	二六	一五	四一	一〇四	一九	一二三	一六四	一、〇七一	一〇	一、〇八一	一、二四五
	計	男	一七三	八三	二五六	八五六	一〇六	九六二	一、二一八	七、七四二	七五	七、八一七	九、〇三五
		女	一六一	六二	二二三	八六八	一一四	九八二	一、二〇五	七、二二八	七二	七、三〇〇	八、五〇五
高等科	一學年	男	一〇	三	一三	一七	〇	一七	三〇	三〇二	二	三〇四	三三四
		女	七	三	一〇	八	〇	八	一八	三一九	二	三二一	三三九
	二學年	男	九	二	一一	四	一	五	一六	二〇六	二	二〇八	二二四
		女	二	二	四	六	〇	六	一〇	二〇三	三	二〇六	二一六
	計	男	一九	五	二四	二一	一	二二	四六	五〇八	四	五一二	五五八
		女	九	五	一四	一四	〇	一四	二八	五二二	五	五二七	五五五
合計		男	一九二	八八	二八〇	八七七	一〇七	九八四	一、二六四	八、二五〇	七九	八、三二九	九、五九三
		女	一七〇	六七	二三七	八八二	一一四	九九六	一、二三三	七、七五〇	七七	七、八二七	九、〇六〇

罹災兒童の學用品配給は、十月三十日礫川、柳町、指ケ谷、御殿町、明化、駕籠町、大塚、青柳、窪町、黒田、金富、高等各小學校に、ニーム辨當箱五十箇、算盤五十箇、チューブ繪具五打、(六包)キダニ硯百三十箇、インク七打、黒ヅック製カバン三十箇、ネヅ茶色カバン六十箇、繪具皿五十箇、ナイフ六十挺、クレヨン十四箱（一箱一ダース）、半紙一梱づゝ、十二月十日雜記帳八百冊づゝを分配し、松ケ枝小學校は十一月五日クレヨン十五箱、辨當箱十五箇、繪具皿十五箇、インク二箱、算盤十五箇、繪具二打、小刀十五挺、キダニ硯十五箇、半紙三十メを配給す、十三年一月十九日の調査に據れば、マントの二回分配給、駕籠町三十五、指ケ谷七枚、青柳十七枚、駕籠町二十枚、明化十九

枚、柳町十八枚、黒田十三枚、小石川高等十四枚、礫川七枚、金富七十枚、小日向臺十二枚、大塚三枚、計二百三十五點にして、十三年十一月六日調には左の如くあり。

市立小學校（罹災兒童）配給品分配表（大正十三年十一月六日調）

學校名／品目	運動靴	針箱	ハサミ	裁縫箆	絲卷
駕籠町	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
明化	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
御殿	二八〇	四〇	二〇	四〇	一〇〇
指ケ谷	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
柳町	七〇	一〇	五	一〇	一〇
礫川	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
金富	二八〇	四〇	二〇	四〇	四〇
黒田	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
臺町	七〇	一〇	五	一〇	一〇
青柳	一四〇	二〇	一〇	二〇	二〇
大塚	七〇	一〇	五	一〇	一〇
高木	一〇〇	一〇	五	一〇	一〇

第六項　建築援助

市販賣の假住宅建築材料購買に對し、區に於て證明を與へたるもの人員八十八人、總坪數七百六十四坪なり。區內災後の復興狀態を見るに、九月中假建築をなしたるもの約五十戶、十月中約百戶にして十三年五月末日には左の如し。

假家建設居住　世帶數四五六、人口二、四五二、棟數三六四、坪數五、四一八、（大部分商業者）

第七項　御下賜金傳達

十二年十二月一日御下賜金傳達式を擧ぐ、金額一萬四千三百八圓、人員百五人、世帶數一千二百九十六世帶なり。

第十二款　本鄉區

第一項　區役所の活動

第一目　經過

激震のため區役所本館は處々に龜裂を生じ破損甚しく危險を感ずるを以て、吏員全部を構內前庭に集合せしめ、震動稍ゝ微弱に至るを待ち、部內各方面に吏員を派して災害の狀況を視察せしむ、午後二時部內元町二番地に火を發す、時しも風勢猛烈を極め、火脚頗る急迅にして瞬間に同町並に東竹町を燒き盡し、西竹町、湯島五丁目、本鄉一、二丁目に及ぶ、一方新花町に發したる火は、湯島一丁目、妻戀町、三組町に延燒し、猶勢威衰へず、本鄉一、二、四丁目を烏有にし、遂に春木町一、二、三丁目に及べるより、吏員及定傭夫を召集し、重要書類を部內岩崎男爵邸內に搬入し、以て萬一に備へ、徹宵區役所を警備す。

九月二日未明より罹災者救護の爲め、臨時に總務、救護、應接用、度の四掛を組織し、救護擔當事務を分擔し、即時に部內追分高等學校、誠之、駒本、根津、本鄉の各小學校に避難者を收容し、死者並に傷病者を當區役所內に運搬收容の上、帝大醫學部より派遣せられたる醫師、常吉、本間、河原、伊藤、壁島諸人の應援を得て、夫々救療を加へ、一方區役所內に炊事場を設置し、各收容所に食糧を送付し、翌三日早朝茨城、栃木兩縣に向け食糧購入の爲め片岡、高橋及曾木屬をして出張せしめ、一方一部吏員をして區內各町を歷訪せしめ食糧の蒐集に努め、夜間の警備に關しては、部內本富士、駒込兩警察署並に各町會、青年團、軍人分會其他諸團體と協調連繫、彼此相扶け、殆んど不眠不休全力を傾注せるに、避難者續々增加の爲め、更に眞砂、富士前、千駄木の各小學校を開放して避難者を收容せり、當日取扱ひたる死者六名、傷病者百七十名なり、內重患者は大學病院に送院して應急の手當を加ふ、一方市衞生課より醫師並に看護婦應援せられたるを以て、直ちに區役所內に診療所を開き一般傷病者の救療を開始したり。

翌四日早朝市救護部より救助米の輸送を受けたるにより、即時區役所內炊事場に於て一般避難者に對し玄米握飯の給與を開始し、折柄來援したる栃木縣芳賀郡青年團員三十三名の應援を受け、夫々應援の限度及手段等に關し協定の上、前日に引續き掛員各自擔當事務に從事し、一面罹災者にして府下並に近縣を指して避難するもの〻中、親戚知己の救濟に賴ること不能して唯々安全なる地區を指して逃ぐる者食糧其他に付き困難多大なりしを以て、出來得る限り適當なる救護方法を講じ、若し個人に向つて避難の懇請を受けたる場合は、止むを得ざる理由ある者の外成るべく之に應ぜらる〻樣致度旨、周知方燒失各町會長並に總代宛依賴し、翌六日各收容所に炊事場を分設し、夫々所屬避難者に對し、玄米握飯、玄米汁を給與し、七日早朝陸軍省より配給せられたる副食物を各町會長並に總代に向け部內罹災者に對し配給を依賴せり、特に屋外避難者に就ては救護の及ばざるを慮り、擔當掛員を派して之が調査に從事せしめ、給米其他副食物の配給等に就き充分なる注意を加へたり、越へて十日更に避難者收容の爲め部內元町二丁目興安寺、駒込富士前町長源寺並に教元寺、同蓬萊町專西寺並に眞淨寺の五ケ所を開放の上、避難者を收容し、一面部內湯島小學校燒跡に罹災者收容バラツク建設に著手す、因に救助人員の最も多きは本月三日にして、其員數四萬四千三百八十七人を算す、右要救助者に對し同十九日より嚴重事情精査の上給米券を交付することに決し、本票引換へに給米を開始せり。

越えて十月十九日區長は糧品配給委員會に諮り、明二十日各給米所に於て向ふ三日間の食糧を給與したる上、一旦之を打切り、眞に救助の止むを得ざるものに對しては、各自本人の申出に依り、嚴重事情精査の上給與し、右交付及調査期日を來る二十一日より向ふ三日間即ち同二十三日迄に每日午前九時より午後三時の間、左記の三ケ所に於て取扱ふことに協定し、調査並に當該掛員事務分擔を左の如く定む。

調査の順序

一、受付　罹災者たる世帶主本人なりや否やを確めたる上、氏名及世帶人員（男何人女何人）計何人を記入し、順次調査所に廻る、記入事項を明答に能はざる者に對しては更に明答し得る者の出頭を求む

二、調査所　別紙要項を調査票に記入し主任席に廻る

三、調査主任

（イ）主任は立會名譽職の意見を徵し配給の要否を決定す

（ロ）主任に於て決定不能の場合は調査票携帶區役所に回送す

（ハ）給與の要を認めたるときは調査票末尾を切取り、住所、氏名及給與を記入して本人に交付し、給米の場所を指定す

調査事項

一、世帶主氏名

一、世帶人員（世帶主共）以上は受付にて調査

一、現住所（同居者は同居主との關係）例令「親戚、緣故」等を備考欄に記入

一、罹災以前の土地、家屋所有、借用の別

一、罹災所

一、世帶主並に家族の狀況

1、氏名、2、世帶上の地位（續柄）、3、年齡、4、健否、5、職業（前職現職）

6、收入、7、無職業者は勞役に堪ゆる否（摘要欄に記入のこと）

一、衣類其他所持品

一、火災保險契約金額（家屋動產の別）

一、配給を受けたる種類及受給回數

配給不要と認定すべき標準

寬大の考を以て「生計を支ふるに定むる丈の收入の取得あるもの」を前提として判斷決定するものとす

一、職業收入ある者

家族の人員老幼病者の有無等參酌

二、無收入の狀態のものにありては身體强健にして壯年の者家族の人員老幼病者の有無參酌

三、收入の有無に係らず下婢、下僕、店員等を有する者

四、相當收入ある家屋、土地を所有する者

五、自力に依り假小屋を建設居住する者

六、有價値の所持品を多數に有する者

七、相當の扶養者ある者

八、其他種々の狀況に鑑み配給の要なしと認めらるゝもの

九、不足の分に對しては適當の給與を爲す

臨時調查事務分擔

第一調查所　主任桑原主事、副主任柳川書記、受付沼尻書記外一名、調查員熊川書記外四名

第二調查所　主任佐藤庶務掛長、副主任松山書記、受付山本雇外一名、調查員大都書記外六名

第三調查所　主任犬飼衛生道路掛長、副主任村田書記、受付柿崎雇外一名、調查員岡田書記外四名

各主任ハ受付調查所主任席等ニ付テ適當ニ設備スベシ

要救助者は、十月二十日現在三萬三千二百九十七人なりしが、二十四日には三千五百七十五人に減ず。

而して一方に岩崎男爵家寄附建築の部內、湯島新花町靈雲寺並に同町御靈社兩境內に於けるバラックは何れも竣工して、十月八日罹災者收容を開始す、收容人員前者は百八十四名、後者は三百四十八名なり、外に市設に係る部內元町小學校燒跡バラックは、同十八日開始したり、收容人員三百三十五名、湯島小學校は十一月一日より收容す、人員二百十七名、靈南寺境內は十一月一日より收容、人員百三十二名、三井男爵家寄附建設右京ヶ原バラックは十六日開始、收容人員百六十九名、合計千四百四十二名なり。

十月二十二日市長より救助範圍縮小の通牒あり、銳意範圍を縮小し、千三百六十二名とす。

第二目　臨時常務分掌

九月二日吏員全員を召集して罹災者救護事務を開始し、臨時に左の掛を組織す。

（イ）總務掛　（ロ）救護掛　（ハ）用度掛

主事桑原稅務掛長區長代理なり、總務掛は佐藤庶務掛長を掛長に、高橋書記を庶務主任に、橫尾書記を記錄主任に、安本戶籍掛長を傳票交付主任に、村田書記を罹災狀況調查主任に、齋藤書記を官公署交涉に、笠井書記を應援團接待主任に、片岡書記を配給食糧受入及搬入主任に、柳川書記を現品受入主任に、猪瀨書記を寄附受付及罹災證明主任に、島田書記を避難書類保管主任に、救護掛は犬飼衛生道路掛長を掛長に、浦田書記補を死體及傳染病者收容に、小磯常務掛を大學內救護に鏡書記を傷病者救護に、金田書記を區役所內米販賣及給米主任に、熊井書記を第一給米交付所（伊東卓夫倉庫）主任に、大都書記を第二給米交付所（高等小學校內）主任に、甲斐雇を第三給米所（根津小學校）主任に、米澤雇を第四給米所（坂下町車庫內）主任に、岡田書記を第五給米所（富士神社境內）主任に、松山書記を第六給米所（天台宗大學內）主任に、入江書記を第七給米所（誠之小學校內）主任に、柏木書記を炊事本部主任に、丹羽書記を糞尿及塵芥掃除主任に、用度掛は幸島會計掛長を掛長に、笹原書記を現品出納及物品購入主任に、池川書記の平常事務主任に、應接掛は桑原稅務掛長を掛長に、夫々分掌す、後九月二十六日、九月三日、六日、十一日多少の變更有り、二十三日桑原主事を掛長として住宅掛を設く。

災害事務分擔　（本鄉區）

分擔事務	配屬掛名	人員	備考
區長			區長ハ大正七年七月東京府訓令第十九號非常災害事務取扱規程準則ニ基キ各掛ヲ統轄ス
總務掛			
總務掛長	庶務掛	一	庶務掛長之ニ當リ主トシテ災害ノ調查並ニ報告救濟方法ノ決定、文書及電信ノ收受發送各掛トノ連絡、食糧ノ配給並ニ救助用諸物資勞力ノ調達寄附金ノ取扱、上級官廳其他外部トノ交涉並ニ交通警戒防止等ニ關スル事項ヲ掌ル
掛長付	庶務掛	四	上席掛員一名ヲ主任ニ充テ總務掛長指揮ノ下ニ總務ニ關スル諸般ノ事務ニ從事ス
記錄	〃	二	前斷同上災害事務一切ニ關スル日々ノ項要ヲ記入登錄スルモノトス
傳票交付	戶籍掛 稅務掛	一 一	前斷同上窮民又ハ罹災ニヨリ住居ヲ失ヒ自力又ハ他ノ扶助ニヨリ生計ヲ維持スルコト能ハザル者ニ對シ給米劵ヲ交付スルモノトス
罹災狀況調	庶務掛 稅務掛	二 五	準團、町會訪問ノ二分隊トシ災害實況ヲ調查ス〆員外ニ小學教員若干名
官公署交涉	庶務掛	一	上級官廳其他外部トノ交涉ニ關スル事項但各部ノ主管ニ屬スルモノハ此限リニ非ス
配給食料受入及搬入	庶務掛 戶籍掛	五 一	前斷同上戒嚴司令部各配給所ヨリ食糧ノ搬入各給米並ニ罹災者收容所ヘノ運搬
現品受入	庶務掛 會計掛	一 一	前斷同上前記各配給所ヨリ搬入セル諸食糧ノ點檢受入區吏員ノ外人夫若干名從事ス
寄附受付及罹災證明	戶籍掛	二	前斷同上現金及諸物品ノ受納、鐵道乘車並ニ罹災ノ證明交付區吏員ノ外小學校女敎員及幼稚園保姆若干名掛員トナス
避難書類保管	庶務掛	一	岩崎男邸ニ搬入セル公簿ノ保管
應接掛			
應接掛長	稅務掛	一	稅務掛長之ニ當リ主トシテ關係軍隊並ニ救濟、應援ノ青年團在鄉軍人分會、消防組、學校、慈善團體其他諸團體及一般關係者ノ應接其他バラック建築用材ノ配付
掛長付	稅務掛	三	上席掛員一名ヲ主任ニ充テ應接掛長指揮ノ下ニ應接事務ニ從事ス
救護掛			
救護掛長	衛生道路掛	一	衛生道路掛長之ニ當リ主トシテ罹災民ノ避難炊出シ衛生、救療、死體及傷病者救護、收容給米交付並ニ汚物、汚水掃除其他救助ニ關スル事項等ヲ掌ル
掛長付	衛生道路掛	一	救護掛長用達
死體及傷病者收容	庶務掛	一	死體ハ指定ノ火葬場ニ送致傷病者ハ當區役所並ニ大學病院ニ收容
傷病者救護	衛生道路掛	一	區役所內ニ救護所ヲ設ケ市救護班並ニ本區醫師會ヨリ醫師看護婦各二名出張救護ニ從事
給米交付	庶務掛 戶籍掛 稅務掛 會計掛	四 六 四 一二	區役所內外七ケ所ニ交付所ヲ設ケ玄白米諸副食物並ニ慰問品等ヲ交付ス區吏員ノ外町會員並ニ人夫若干名從事ス

炊事	衞生道路掛	五	炊事本部ヲ設クル外各掛員ノ爲區役所內ニ炊事場ヲ置ク其ノ他收容所ニ炊出場ヲ設ク
	學校事務掛	五	吏員以外ニ青年團員町會員小學校教員人夫若干名從事ス
糞尿及塵芥掃除道路整理	衞生道路掛	二一	上席掛員一名主任ニ充テ監督ノ任ニ當ル
用度掛			
用度掛長	會計掛	一	會計掛長之ニ當リ主トシテ救助費ノ收支並ニ現金出納及物品購入等ニ關スル事項ヲ掌ル
現金出納及物品購入	會計掛	五	上席掛員一名主任ニ當ル
平常事務	戶籍掛	八	前斷同上

1、總務掛長、佐藤庶務掛長其任ニ當リ、主トシテ災害ノ調査、諸報告、救濟方法ノ決定、食糧ノ配給並ニ救助用諸物資、勞力ノ調達、寄附金ノ取扱、上級官廳其ノ他外部トノ交涉並ニ交通警戒防止、文書及電信ノ收受、發送等ニ關スル事項ヲ掌ル

2、庶務擔任、總務掛長指揮ノ下ニ文書ノ處理、諸報告書ノ作製、其他主管ニ屬セザル諸般ノ事務ニ從事ス

3、記錄擔任、前斷同上災害事務ニ關スル一切ノ取扱事項ヲ精細記錄保存簿ニ記入登錄スルモノトス

4、傳票交付擔任、前斷同上罹災者ニ對シ、嚴重事情精査ノ上、即チ罹災ニヨリ住居ヲ失ヒ自力又ハ他ノ扶助ニヨリ生計ヲ維持スルコト能ハザルモノニ對シ給米券ヲ交付スルモノトス

5、罹災狀況調査擔任、前斷同上、集團並ニ町會訪問ノ二分隊トシ、災害實況調査ノ任ニ當ル

6、官公署交涉擔任、前斷同上主トシテ上級官廳其他外部トノ交涉ニ關スル事項、但シ各部ノ主管ニ屬スルモノハ此限リニアラズ

7、應援團接待擔任、前斷同上宿所並ニ應援團ノ限度及手段等ニ關スル協定ノ任ニ當ル

8、配給食糧受入及搬入擔任、前斷同上戒嚴司令部所屬各收容所ヘ運般事務ニ從事ス

9、現品受入、前斷同上前記各配給所ヨリ搬入セル諸食糧ヲ豫テ請求書並ニ送付書ト對照ノ上現品點檢受入ノ任ニ當ル

10、寄附受入及罹災證明擔任、前斷同上現金及諸物品ノ受納罹災證明ニ關シテハ、鐵道乘車用ノモノニ限リ、豫テ鐵道省運輸局長ヨリ通達ニ基キ嚴重調査ノ上、眞ニ地方ニ避難セントスルモノニシテ資力ナキモノト認定セルモノニノミ右證明書ヲ交付セリ

11、避難書類保管擔任、前斷同上部內岩崎男爵邸內ニ搬入セル公簿保管ノ任ニ當ル

12、救護掛長ニハ、衞道路掛長之ニ當リ、主トシテ罹災民ノ避難誘出シ、衞生救護死體及傷病者收容、給米交付並ニ汚水掃除其他救助ニ關スル事項ヲ掌ル

13、掛長付擔任、救護掛長直屬救護ニ關スル各部ノ主管ニ屬セザル諸般ノ事務ニ從事ス

14、死體及傷病者收容擔任、救護掛長指揮ノ下ニ死體ハ本市指定火葬場ニ送致、傷病者ハ當區役所內救護所並ニ大學病院ニ收容セリ

15、傷病者救護擔任、前斷同上當區役所內ニ設置シタル救護所ニ於テ、本市ヨリ派遣セル救護班並ニ本區醫師會ヨリ應援セラルル醫師、看護婦ト共ニ救護事務ニ從事ス

16、給米交附擔任、前斷同上當區役所內外七ケ所ニ該交付所ヲ設ケ、食糧品其他諸物資並ニ地方ヨリ同情慰問ニ係ル救助品ノ交付事務ノ任ニ當ル

17、炊事擔任、前斷同上擔當掛員ノ爲メ當區役所內ニ炊事場ヲ設クルノ外、區役所西側ニ該本部ヲ置キ、各收容所ニ於ケル炊出用食糧品其他副食物配給ノ任ニ當ル

18、糞尿及塵芥掃除道路整理、前斷同上各自擔當ノ事務ニ從事ス

19、應援掛長、稅務掛長其任ニ當リ、主トシテ關係軍隊並ニ救濟應援ノ靑年團、在鄕軍人分會、消防組、學校、慈善團體其他諸團體及一般關係者ノ應接ヲ兼テ建築用諸材料配付ノ任ニ當ル

20、掛長付擔任、應接掛長指揮ノ下ニ諸應援團體並に一般關係者應接ノ任ニ當ル

21、用度掛長、會計掛長之ニ當リ、主トシテ救助費ノ收支並ニ現金ノ出納及物品購入ニ關スル事項ヲ掌ル

22、現金出納及物品購入擔任、用度掛長指揮ノ下ニ各自擔當事務ニ從事ス

第三目 罹災者收容

九月二日區內小學校、高等、追分、誠之、駒本、根津、本鄕、六校を開放して罹災者二千二百十九名を收容し、三日更に眞砂、富士前、千駄木各小學校に避難所を增設し、七日阿部伯爵家より、八日西片町十番地誠之舍代表高島平三郎より避難者收容を申出で、九日市より市內激ケ所に天幕張避難所設置の通知あるや、區內個人宅に何等因緣なきものの避難者を順次移轉せしむる樣各町會に依賴し、同時に區內寺院を開放し、同樣個人宅無緣寄寓者の收容方を町會に依賴す、十日區內元町二丁目興安寺・駒込富士前町長源寺 同教元寺・蓬萊町眞淨專西寺に罹災者收容を依賴したり、十五日湯島小學校燒跡に建設するバラックに罹災民收容の旨を各町會に通達し、一般周知方を依賴す、二十九日高木、追分、富士前各小學校並に第一高等學校內收容者全部を舊富士學校舍に移す、十月に入るや漸次各所の收容バラック建築成り、八日は岩崎男爵寄贈湯島新花町靈雲寺御靈社南境內建築のバラックに岩崎邸收容罹災者の一部を移し、十一日は帝國大學及本鄕高等小學校內避難者の一部を、十二日は本鄕小學校內避難者の一部を湯島小學校跡のバラックに收容し、十八日は眞砂、本鄕兩校收容者全部及追分小學校收容區罹災者を元町小學校跡バラックに、同校收容區外罹災者を駒本小學校に移す、二十五日には、本鄕小學校內の 殘員及湯島小學校の市營バラックに、駒本小學校內の一部を舊富士前校舍內に移轉收容したり

他區罹災者 大災當時、上野公園及池の端に避難したりし他區罹災者は、猛火に迫られ再び區內各方面に避難したるか、共町名及集團場合は

本鄕二三丁目各住宅五百人、本鄕四丁目同千人、本鄕五丁目同九百人、本鄕六丁目八百人、本富士町同百四十人、弓町一丁目同六百人、二丁目同五百人、眞砂町同三千九百人、田町同八百人、臺町同二千人、菊坂町同千六百人、森川町同千六百二十九人、龍岡町同千人、多門町同六百人、追分町同四千六百八十四人、靑町同三百人、淺嘉町同千三百九十八人、東片町同二千五百二十九人、西片町同八百九十人、丸山福山町同千人、曙町同二千一百人、駒込片町同千百九十二人、富士前町同二千人、上富士前町八百八十一人、蓬萊町同三千五十八人、千駄木町同六千五百九十一人、坂下町同四千人、林町同五千三百人、動坂町同七千五百人、神明町同七千三百人、富永町同九千人、八重垣町同千五百人、彌生町同千人、清水町同三百五十一人、須賀町同千人、西須賀町二千三百人、根津片町九千九百三十六人、藍染町同六百五十人、御茶ノ水公園六百人、麟祥院七百人、魚十三百人、天神境內八百人、錦秋女學校五百人、帝大七千人、一高五千人、理化學研究所三百人、岩崎邸五千人、松本邸二百人、淺野邸四千人、前田邸三千人、間藤邸二百人 郁文館中學五百人、蓬萊町瑞雲寺等十六寺一千四百 七十人、阿部邸二百人、櫻木神社二百人、藥師二百人、根津權現五百人、本鄕小學校千四百七十人、眞砂小學校六百五十人、追分小學校三百五十六人、本鄕高等小學校二百六十九人、誠之小學校三十一人、駒本小學校一百六十八人、根津小學校四十四人、富士前小學校三百人、千駄木小學校二百九十二人、東京地方專賣局三百人、計十二萬五千四百三十三人

第四目 物價供給

（一）蒐集 食糧購入のため九月三日吏員を茨城縣水戶方面に派遣すると同時に、區內各町を歷訪して食糧の蒐集に努めたるが、四日は市より玄米の輸送あり、是時蠟燭購入のため吏員を埼玉縣大宮町桶川町方

面に出張せしむ、六日食糧は戒嚴司令部管理の下に、貨物到著地田端驛より運輸する事となり、吏員を遣きて受領の手續を爲さしむ、同時に關係配給司令部に吏員一名を派して貨物輸送の割當其他に就き打合を爲す、又軍人會より第七班長長谷川金藏罹災者供給の食糧品購入の爲め千葉縣に出張するを以て白米購入を囑托す、七日は陸軍より副食物の配給あり、米購入のため栃木縣太田原町に出張したる吏員は、那須郡長及栃木縣社會課長と協議し、購入米を田端驛に受取る事として歸所す、八日陸軍糧秣廠より鮮魚二百貫の配給を受く、市內記課よりは陸軍省借用の天幕貸付の通知あり、十二日篤に買入れたる米四十俵受取のため、吏員二名午前八時荷馬車を率ひ大宮町に出張、午後十二時歸所す。

（二）焚出　九月二日區役所に炊事所を設置し、各小學校內避難所に糧食を送附す、四日は罹災者一般に玄米汁の給與を開始し、希望者に對して暫く之を給與し、五日は翌六日より各避難所に炊事場を分設するに決し、吏員の分擔を定め、炊事其他の用具を送附し、之が準備を整へ、六日實施す、內根津小學校避難所は食糧配布其他の都合上之を廢して避難者を駒本小學校に合せて引續き一般罹災民に玄米汁を給與すること、七八日頃皆同じ、粥の焚出は十一日限り廢止す。

焚出しに要したる米及副食物調

米總數量　二百二十三石七斗四升

內譯

品目	數量 石
白米	六九・七四〇
玄米	五四・〇〇〇

副食物

罐詰類總數　五千二百二十七個

內譯

品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量
鱒	三三八個	鯖	四八個	蛤	二四〇個	鰈	九六個	福神漬	二〇個
鰯	五四〇	牛	五	鮭	一、七一六	鯨	二、二二四		

漬物類總數　七十八樽

內譯

品目	數量	品目	數量	品目	數量
澤庵	五二樽	福神漬	九樽	梅干	一七樽

魚類總數　二百二十八本　三俵一樽　六箱

內譯

品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量
鹽鮭	二二八本	鹽鰯	一樽	乾魚	二俵	鮮魚	六箱	鯨	一俵

其他の副食物

內譯

品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量	品目	數量
醤油	七九樽	鹽	二俵	味噌	六九樽	野菜	二〇一俵	干瓢	一二把

麵類總數　二十六箱ト二袋

品目	數量	品目	數量	品目	數量
饂飩	二二箱	メリケン粉	二袋	素麵	四箱

以上は主要食物の代用物として使用せしもの

（三）食糧配給　九月四日市より玄米を輸送し來るを以て一般罹災者に對する食糧の配給を開始し、區內各町會に分配方を委囑す、蓋し食糧品の配給を行渡らしめんとする場合、町會の活動を待つこと最も便利なるを以て、區設置收容所及集團以外の被救助者に對する直接配給は、全部之を町會に依賴し、日々町會よりの申出人員に應じ、所要の概數を消極的に見積り配布したるなり、四日罹災民救護に關し、吏員を各町に派し、五日又吏員を各町會に出し、給米に遺漏なきや否やを調査せしめ、六日より購買力あるものに分量を限り米の販賣を開始す、七日は副食物をも配給し、八日は屋外避難者に救護の及ばざるを慮り、吏員をして調査せしめ、給米及副食物等の配給にも注意を加ふる所ありたり、八日一班希望者の玄米及白米販賣を開始し、玄米一升四十錢、白米一升四十五錢を以てし、救濟米は一人當り白米玄米共二合つゝとす、十日食糧品販賣に關し、本部の指示に基き、產業組合等公益團體若くは商業會議所、商品同業組合等の推薦に係る個人中信用あるものに拂下ぐることを協定し、救恤品以外の救助品目は原則として米、麥、鹽、梅干、澤庵、味噌、醤油等の必需品に限り、其他を販賣する事とす、十一日區役所の外、富士神社境內、根津小學校、高等小學校、坂下町電車庫跡、本鄉五丁目伊藤卓夫倉庫內五ケ所に販賣所を增設し、係員を定む、販賣時間午前八時より午後五時まで、價格一升四十錢也、十二日實施す、是日區內白米商組合罹災者のため無賃を以て玄米を精白するの申出あり、乃ち電氣局に電力供給を依賴す、又玄米購買者整理の必要上、各町會に購買券を送付して配付方を依賴し及販賣價格を各町會に通知す。

記

品目	單位	價格	摘要
白米（三分搗）	一升	圓.四五	一人當二升五合を限度とす
玄米	〃	.四〇	〃
〃	〃	.三〇	不良品
鹽鮭（洗）	一貫匁	一.二〇	洗はさるものは一貫一圓の割
鹽鱒（〃）	〃	.九〇	七十錢の割
ロースビーフ	二斤	一.八〇 .八〇	
牛肉大和煮	二磅	一.一〇	
鯛デンブ	半斤	圓.三五	
福神漬	大	.三五	
卵　內地 　　上海	一貫匁	.〇八 .〇五	
大根	一本	.〇五	以下
馬鈴薯	一貫匁	.三〇	〃
甘藷	〃	.五〇	〃
澤庵	百匁	.一三	〃
鹽	當分無料		

十三日、翌十四日より米穀商人に對し、公定相場を以て委託販賣を爲すことに決し、同商組合總代の來所を求めて協議し、左の要領を提出す。

記

（イ）一人一日ノ賣下量ハ、玄米貳俵トス、但動力ヲ有セル者ニハ白米ヲ賣下ルモノトス

（ロ）賣下代金ハ現金拂トス

（ハ）購買券ヲ發行スルニ依リ、證券ト引換ニ非レハ各個人ニ賣渡スコトヲ得ズ

（ニ）小賣商人賣下ヲ求ムル前ニ、賣下ヲ受ケ各米ノ數量ニ購買券ヲ提供スルコトヲ要ス

（ホ）玄米ノ搗減ヲ一割ト見倣シ、購買券ノ計算ヲナスモノトス

（ヘ）玄米ノ代價ハ、壹升金四十錢ノ割トス

（ト）白米ノ賣價ハ壹升四十五錢トス

（チ）前項價格ノ差格一升當リ金五錢ノ外、一切小賣商人ニ對シ、何等ノ支給ヲナササルモノトス

（リ）白米ノ賣下ヲ求ムル小賣商人ニ對シテハ、何等ノ支給ヲナササルモノトス

（ヌ）區役所ヨリ小賣商人ノ受取リタル運賃ハ、小賣商人ノ負擔トス

同時に各町會長及總代に、調査證明の上購買券配布方を依賴し、左の要項を提示したり

（イ）購買券ハ購買シ得ル者ニ對シ必要ニ應シ一日分ツヽノ發行月日ヲ記入シ、毎日交付スルコト

（ロ）米購買券一枚ニテ米二升五合ヲ限度トシ購買シ得ルモノトス

（ハ）給米券ハ、購買シ能ハサル者ニ對シ、一人一日二合ノ割合ヲ以テ、一日分ツ、毎日町會長又ハ町總代ニ於テ其數量及發行月日ヲ記入審ノ上交附セラルコト

（ニ）購買券ヲ交付スル者ニハ、給米券ヲ交附セサルコト

（ホ）米購買券及給米券ハ、發行當日限リ有効ノコト

從て區役所及五ケ所の販賣所閉鎖の見込なる事を各町會に豫告す。

十四日販賣米價格を變更し、町會及小賣商人に通知す。

（イ）玄米賣價三十六圓五十錢、（ロ）白米、牛搗〃四十圓、（ハ）白米四十二圓、

但各人ニ對スル賣却最高制限ハ從前ノ通リ

十五日各町會に通知して米購買券を廢止す、又十四日より玄米一升三十五錢の割を以てすべき事を各小賣商人に通知し、外米（白米）は施米に使用し、購買希望者へは一升二十錢を以て販賣する事の周知方を町會に依頼す。十七日副食物殊に罐詰を公定價格に依り販賣するに決し町會に通知す、又救助米配給に關する市長の通牒に依り要項を提示す。

要するに當初は配給物資極めて少なく配給に多大の困難を感じたりしが、漸次物資の増加に伴ひ、自然救助を要せざる者にも配給する如き傾向あり、屢食料品の無償給與は、自力又は他の扶助に依り生活する能はざるものゝみに行ふべき旨各町會に通知し勵行を求めたれども各町會の行動統一を缺き、現物取扱を町會に委するの不可なるを認め、九月十九日給米所を設置し給米券を發行する事に改め、給米券取扱のみ各町會に依頼したり、所謂給米所は

本郷區役所　本郷五丁目伊藤卓夫倉庫内
富士神社境内　坂下町養草庫前
根津小學校内　天台宗大學構内
高等小學校内　眞砂小學校内（二十日増設）

同時に區内罹災者全部の調査を所轄兩警察署に依頼し、調査完了と共に、市所定の調査票を作製し、給與を繼續したり、九月廿五日より同調査票に依りて、救助を要するものに對し、該票に依り各世帶を訪ひ、又不要救助者に對しては、慰問票を作製して、生活狀態を視察せしめ、參考に資し、更に要救助者へも、重ねて「食糧品の無償給與は自力又は他の扶助に依り生活をなす能はさる」のみに限るの趣意を洩なく通知し、自主自活を促し、之が減少に努む、而も其效果著しからざるを以て、二十日三日分の米其他を給與して打切を決行し、眞に止むを得ざるものには、本人の申出に依り調査の上給與する事とし、町會及受給者に注意書を交付す、而して注意に基く救助申出を受くるため區内三ケ所に調査所を設置し、二十一日より三日に亙り申出を受け、別に定めたる調査票に該當事項を記入し、現往所に就ては、同居主との關係、世帶内の各人に就ては勞働の能否をも調査し、左の標準に依り救助の要否を決定したりき。

配給不要ト認定スヘキ標準

寛大ノ考ヲ以テ「生計ヲ支フルニ足ル丈ケノ收入取得アルモノ」ヲ前提トシテ判斷決定スルモノトス。

一、職業收入アル者、家族ノ人員老幼病者ノ有無等參酌
二、無收入狀態ノモノニアリテモ、身體强健ニシテ壯年ノ者家族ノ人員老幼病者ノ有無等參酌
三、收入ノ有無ニ係ラス下婢下僕店員等ヲ有スル者
四、相當收入アル家屋土地ヲ所有スルモノ
五、自力ニ依リ假小屋ヲ構設居住スル者
六、有價値ノ所持物品多數ヲ有スル者
七、相當扶養者アル者

八、其他種々ノ狀況ニ鑑ミ配給ノ要ナシト認メラルヽモノ
九、不足分ニ對シテハ適當給ヲナス

要救助者數左の如し。

種別	九月七日	十月三日	十月二十二日	十月二十四日
罹災者人員	九〇、八九九人	六一、七六五人	五二、五八八人	五二、八〇〇人
要救助人員	六五、〇五〇	四七、一〇七	三三、八八〇	三、八八七

（三）慰問品其他配給　食料品以外の慰問品其他の救恤品は、其の性質及數量等に應じ、時々適宜の方法を以て配給を爲したり、殊に寢具の配給に就ては、一層細密に意を用ひ、罹災者殊に困難と認むる被救者に對し、三人以下の世帶に敷蒲團一枚、三人以上四人以下の世帶に掛蒲團一枚、五人以上の世帶に一組の割合を以て、十一月九日一千五百四枚を配給し、引續き實地調査の上、該品窮乏甚しきものに配給し、殘八百餘枚亦同方法を以て配給す。

（四）給水　上水道は、六日午後一時一部通水したれども、水量頗る少なく、乃ち消防署の應援を求め、避難者に對し給水に努めたり。

（五）要救助者外の配給　慰問品其他の寄贈品にして、性質上不要救助者に對しても配給するを相當と認めたる物品は、十一月二十五日を期し、區内現住罹災者一萬百餘世帶に對し、三人迄の世帶に一票、四人以上の世帶に二票の割合を以て、抽籤を爲さしめ、同日迄の在庫品殆ど全部を配給したり、爾後受入の物品に付ても大體同方針を以て配給す。

第五目　救療

九月二日正午帝國大學醫學部より常吉、本間、河原、伊藤、壁島等の醫學士看護婦を伴ひ來りて、傷病者を救療すること九十三名、三日は市衞生課より醫師並に看護婦來所、直に救療所を開きて、傷病者の救療を開始し、是日百七十名を救療す、四日も市衞生課菅原醫員引續き看護婦二名を伴ひ來援、終日救療に從ひ、二百五十名を救療し、震災のため發狂したる精神病者四名は之を王子腦病院に送り、五日も同醫員來援、六日より區醫師會二名づゝ救療に從ひ、市看護婦は七日を以て引揚げ而後區より二名を傭ひて之に代へ、九月三十日に至り、區救護所救療事務を廢止す、成績左の如し。

一、診療所開設期間　九月三日より同三十日迄の二十七日間。

二、救助傷病者　内科六八九人、外科（輕微なる外傷）九七五人、重患にして入院せしめたるもの八人（醫科大學の病室を專用す）、眼科四二人、齒科一四人、皮膚科一一人、此の患者延員數一、七三九人。

三、從事員（醫師、看護婦）　醫師一人、延二七人、看護婦二人、延五四人。

開設當初九月三日より五日まで市診療部醫師一名、看護婦二名出張應援し、六日よりは區の醫師會より特志に依り毎日午前八時より午後五時まで醫師一名の派遣を得、これに看護婦二名を附して救療せしめ、入院患者の治療は醫科大學の醫員之に當り、藥品材料亦同大學より供給を受く、九月三十日閉鎖に際し事務を龍岡町麟祥院内に開設の市診療所に移囑す。

第六目　衞生保險施設

（一）死體收容　死體は九月二日より區役所内に運搬收容したり、同日收容者男十一名女三名、性不詳一名、計十五名、三日六名、四日六名、五日三名、六日八名、七日三名、八日六名、十日一名、十一日一名、十二日三名なり。

（二）塵芥掃除　九月中施行したるもの、取締五〇名、掃除人夫二、二九八名、馬車二九七輛四二〇回、手車三四五輛一、二〇五回、自動車六三輛三五三回を以て、塵芥四三七、七六〇貫を處分す。

（三）下水浚渫　十二年九月中、取締人夫三一名、浚渫運搬夫四四〇名上掃除人一八八名、計六五九名を以て之を施行したり。

第七目　證　明

九月七日夜間通行者に對し、身分證明書交付方、戒嚴司令部參謀長より通牒あり、是日より證明書交付を開始す。

十二日罹災者に對し、罹災證明書交付を開始す。

十七日、鐵道無賃乘車證明書に關し、市の通牒に基き區民罹災者にして資力なきものに對してのみ交付を開始す。

十月十日罹災者にして一旦便宜の地に避難し、更に鄉里其他に避難せんとする者に對する鐵道乘車賃半價證明書交付は、鐵道省運輸局長の通達に依り是日を限り之を廢止す。

第八目　教育施設

災後小學校は授業を休み教職員は九月十二日より市の指示に基き救護事務を援助する事となり、第一幼稚園保姆は十六日より證明事務を援助す、是に於て教職員は十七日より各小學校救護所の炊事を擔當し吏員は全部引揚げたり、同時に吉田助役小學校長教員を以て區內に建設するバラック收容者の救護監督に充てたしとの通知あり各教員は各學校に三名乃至五名、出勤して給米事務に從ふ、二十一日は小學校女教員中より臨時に十餘名應援して警察署調査の罹災者調査表を謄寫す、此くの如くにして教職員及保姆の應援執務は、十月十日に及ぶ、是より先區は九月二十六日各小學校長に

記

（イ）學校內ニ罹災者收容ノ如何ニ拘ハラス、授業開始ニ先チテ必ズ校舍內外ノ清潔消毒法ヲ施行シ且登校スル職員、生徒兒童ノ健康診斷ヲ實施スルコト。

（ロ）健康診斷ハ、授業開始ノ時ノミナラス引續キ時々之ヲ行フコト。

（ハ）學校內收容ノ罹災者中傳染病患者發生シタル場合ハ法ニ據リ嚴重消毒ヲ施スコト。

（ニ）學校職員ハ學校醫ト協力シテ生徒兒童及家庭ニ對シ傳染病豫防法其他一般衞生ニ關シ、日常注意ヲ與フル外、災害以來、物資缺乏ノ結果衣食住共ニ不攝生ニ陷リ易キニ鑑ミ、衞生上夫々最善ノ方法ヲ講シ以テ患害ヲ未然ニ防遏スル樣努ムルコト。

の通牒を爲して、授業開始を準備すると同時に、二十九日救護に關し各校長に

記

區內各小學校內收容中ノ避難者救護ニ就テハ貴校職員ノ御援助ニ依リ支障ナク今日ニ至リ候得共、近日授業開始可相成候ニ就テハ一層ノ御迷惑ト存候ヘ共、殘留セル罹災者ノ救護ニ付テモ、充分御盡力相成候樣御配慮相成度此段特ニ御依賴候也

を依賴す、授業開始は十月五日なり。

學校修繕は左の如し。

殘存小學校修繕費（十二年九月二十七日市建築課長ヘノ報告）

校名	金額	校名	金額
根津尋常小學校	円五、四七九・五〇〇	千駄木尋常小學校	円二、二四〇・〇〇〇
富士尋常小學校	三、六二五・七〇〇	舊富士前小學校（高等富士前分教場）	七三六・四〇〇
坂本尋常小學校	三、二九二・七〇〇	追分尋常小學校	一、七九九・六〇〇
本鄉高等小學校	四、五五二・八〇〇	眞砂尋常小學校	三、五四八・〇〇〇
本鄉尋常小學校	八四・〇〇〇	計	二七、一〇三・二五〇

燒失湯島、元町兩小學校は、燒跡にバラック式假教室を建設するため十月十一日本鄉小學校に學務委員特別委員會を開きて協議し、實地踏査を爲したり。

又罹災兒童への給與、教科書、學用品に關しては、十月二十一日消毒方を學校長に移牒し、配給衣類に關しては、十月十九日馬渡助役に左の如く回答す。

衣類ノ配給ヲ要スル兒童數調

學年別	尋一	二	三	四	五	六	高一	二	計
男	一一九	一三二	一四一	一四五	一四一	一二五	六二	四〇	八七三
女	一〇八	一一三	一二六	一二〇	一二四	一二六	三九	四〇	八六四
計	二二七	二四五	二六七	二六五	二六五	二六九	一〇一	八〇	一、七三七

第九目　建築援助

九月十四日住宅に關する區會委員會あり、假住宅用材の分配に關して協議す、是日建築用材料配給に關して左の要項を各所に掲示すると共に町會に周知方を依賴す。

記

（イ）各人ヘノ配給數量ハ一人一戶十坪ニ當ル數量ヲ限度トス。

（ロ）配給希望者カ區長ニ申込ミ、區長ハ其ノ目的ノ爲ニ組織セル委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ決定ス。

（ハ）前項ノ手續ヲ了シタルトキハ區長ニ於テ拂下材料ニヨリ建築スベキ坪數ヲ記載セル證明書ヲ交付シ最寄本市材料配給所ニ至リ代金引換ニ材料ヲ引取ルコト。

（ニ）引取ニ要スル費用ハ、引取者ノ負擔トス。

十六日區會委員會の意見に依り拂下條件を左の如く變更す。

（イ）數量　可成多數ノ者ニ配當スル趣意ニ依リ一人五坪ヲ標準トスルコト。

（ロ）使用目的　可成建築ヲ速カナラシムル趣旨ニ依リ必スシモ自家用ニ限ラサルコト。

（ハ）希望申出期日　九月二十日中。

十七日隅田川配給所材料交付を開始し、京橋區明石町水上警察署跡配給は十八日より、開始する事と爲り、是日證明書交付を開始す。

二十五日住宅に關する委員出張監督の下に假住宅建築用材料拂下證明書交付者に、トタン一萬枚の拂下を爲す、特別會計豫算一萬六千七百圓を支出し、東京亞鉛鍍金株式會社より買入れたるものなり。

各町會各學校長ヘノ通牒

假住宅建築用材拂下證明書ノ交付ヲ得タルモノニ對シ、左ノ方法ニヨリ「トタン」板ヲ賣却スルコトニ相成候ニ付、御部內該當者ニ周知方可然御配慮相煩度此段御依賴候也

（イ）總數量　壹萬枚

（ロ）價格　壹枚ニ付壹圓六拾錢

（ハ）場所　第四消防署構內

（ニ）期間　自大正十二年九月二十五日至九月二十八日　午前九時ヨリ午後三時マデ

（ホ）一人ニ對スル數量　十五枚ヲ限度トス

追テ二十八日締切後御殘數アルトキハ、二十九日ヨリ區內一般罹災者ニ販賣可致ニ付申添候也

第二項　名譽職員の活動

本鄉區會は九月九日午前十時本鄉高等小學校に區會協議會を開き救護に關する協議を爲し左記委員を設け部署を定めて區當局に協力するの議を決す。

（イ）食料配給に關する委員　十二名

（ロ）衞生に關する委員　十二名

（ハ）住宅に關する委員　十一名

十日、本鄉小學校內に食糧の配給に關する委員會及住宅に關する委員會を開く。

十一日、同校內に衞生に關する委員會を開く。

十二日、衞生に關する委員區內の衞生狀態を視察す。

十五日、假住宅建築委員、神田區主催の保險金問題に關する各區名譽職聯合會に出席し同問題に關して委員會を開く。

十七日、假住宅建設に關する委員は、之が調停委員となりて罹災地

の借地、借家上の爭議に對し、調停斡旋の衝に當る事となる。

十八日、本鄕小學校に於て食糧配給に關する委員會、住宅に關する委員會並に火災保險金支拂解決に關する委員會開催、內火災保險に關する委員は神田區役所開會の各區聯合會に出席す。

十九日、住宅に關する委員會開催、用材分配並に保險金支拂の件を協議す。

廿一日、本鄕小學校に於て住宅に關する委員會、衞生に關する委員會開催。

廿三日、住宅に關する委員長長町康夫外十名龜戶警察署の紹介を得府下砂村東京亞鉛鍍金株式會社よりトタン一萬枚購入を協定す。

廿四日、住宅に關する委員會購入トタン一萬枚賣却方法を協定す之が販賣は特別會計となし、決算殘高を生じたる場合は之を罹災救助金に繰入るゝ事としたり。

廿六日、本鄕小學校に食糧に關する委員會を開く、各委員受持給米所を視察す、住宅に關する委員はトタン賣却を監督す。

三十日、本鄕小學校に住宅に關する委員會を開き火災保金支拂解決に關する委員會を開く。

十月七日、住宅に關する委員會開催收容バラック建設地視察、八日食糧配給に關する委員會、九日火災保險支拂解決に關する委員會、十三日住宅に關する委員會、各バラック視察、十九日食糧に關する委員會、二十一日臨時區會協議會、罹災兒童授業料協議、自警團檢擧事件陳情委員選定、二十三日自警團檢擧に關する委員會、二十五日自警團檢擧に關する陳情委員會、二十七日食糧に關する委員會、區會、區會協議會、尙ほ振興に關する實行委員及燒跡整理に關する委員設置自警團に關する陳情委員會。

第三項　御下賜金傳達

大正十二年十二月一日より御下賜金を傳達す、金高八萬一千七百十二圓、拜受者六千九百十四世帶、五十人なり。

第十三款　下谷區

第一項　臨時事務開始

下谷區役所は、九月一日午後、淺草方面の火は區內に侵入し、區役所廳舍亦漸次危からんとするを以て鈴木區長（紀二）以下吏員大部分は居殘りて夜を徹し、重要書類を整理し之が保存方法を講じ、土地臺帳、會計書類等は、敷地內の土砂中に埋め、戶籍簿類、庶務、衞生關係書類は、車に積みて二日朝より上野驛構內に搬出し、二日は區長以下鐵道構內に在りて重要書類を監視したるが、猛火は更に同驛にも及び、再び之を公園近く搬送したれども、夕刻同驛を襲へる急火の爲め戶籍簿の大部分を燒きしも、土砂中の書類は全部完たきを得たりき、而して火は同日午後四時四十五分廳舍に燃え移れり、區長は吏員一同を整列せしめて、廳舍に告別す。

三日上野公園自治館に假事務所を設け全吏員を以て臨時震火災救護事務を開始し、左の如く分擔を定めて活動したり。

總務部	配給事務、文書の授受事務等を取扱ふ。
衞生救護部	傷病者の救護等に關する事務を取扱ふ。
統計調査部	罹災に關する各種の調査統計をなす。
諸證明部	罹災證明其他に關する證明をなす。
會計部	會計に關する事務を取扱ふ。

九月、十月は殊に事務多忙を極め、各係員徹宵すること珍しからず眞に不眠不休の活動をなしたり。

第二項　名譽職員の活動

下谷區會は、九月五日開會罹災者救護に關し、左の如く決議す。

一、下谷區救護會ヲ組織ス。
一、全員ヲ委員トスルコト、議長ヲ委員長トス。
一、事務所ハ自治館樓上。
一、救護班組織及其實行法案ハ、區長ニ一任スル事。
一、救護ニ關シ、府市會議員ハ府市トノ關係ニ就テ、區委員ハ區民トノ直接關係ニ就テ努力スル事。
一、救護徽章　下谷區救護委員ト白布ニ墨書セル襷章ヲ懸クル事。
一、委員ハ當分每日正午十二時集合ノ事。

六日區選出府市會議員區會議員を以て下谷救護會を組織し、熟議して救護班組織及實行方法を決定す。

救護班ノ組織及其實行方法

救護班ヲ分ツテ三班トス。

1. 食糧配給班　食糧ノ配給ニ關スル一切ノ事項ヲ擔任シ、左ノ方法ニ依リ食糧ノ配給ヲ徹底的ニ實行ス。

（イ）府及市ニ交涉シ配給ノ數量（主食糧）ヲ最大限マテ豐富ニスルコト。

交涉擔當委員　府市會議員

（ロ）食糧輸送力ヲ最大限ニ增加スル爲メ現ニ市役所ヨリ輸送セラルルモノノ外別ニ於テ貨物自動車並ニ馬力ヲ調スルコト。

（注意）神田川東京市出張所ヨリ、當區ニ主食糧輸送力ハ、自動車一日約百俵乃至百二十俵、馬力一日約六十俵トス。

調辨擔當委員　猪瀨、高尾、大井、名倉、尾畑、伊木、饗庭、吉田、榎本

（ハ）炊出場ノ能率ヲ發揮スル爲、人夫ノ監督、炊事場ノ增設並燃料ノ供給ヲ無限ナラシムルコト。

擔當者　吉川、新居、小山、莊司、佐藤、矢翎、榎本、堀、坂井、山田、足助

（ニ）炊事ヲ自辨スル者ニ對シ、現品給與ヲ行フコトトシ、其給與ヲ受クヘキ員數ヲ調査報告スルコト。

（注意）調査ハ町會ニ依賴スルコト。

現品給與方法ハ、一人當一日二合宛トシテ、町會ヲ經テ委員ニ申出ルコト。

擔當者　全委員

（ホ）鹽、梅干、味噌、澤庵等ノ配給ヲ受クヘク市當局ニ交涉スルコト。

交涉擔當委員　市會議員

（ヘ）水道ノ開通ヲ敏速ニシ且配水所ヲ增設シ配水量ヲ豐富ニスヘク市ニ交涉スルコト。

交涉擔當委員　市會議員

（ト）配水所ニ要スル整理擔當者ハ、其地附近居住者ヨリ適當ノ者ヲ依賴スルコトトシ、之カ交涉ヲ爲スコト。

交涉擔當者　原田、三井、田中、長岡、松本、常盤、今井、矢翎、石垣

配給位置　1. 上野公園自治館前　2. 三橋附近、3. 坂本町二丁目停留場傍、4. 上根岸町交番前、5. 金杉上町戶田邸、6. 谷中善光寺坂上

2. 衞生班　衞生ニ關スル諸般ノ事項ヲ擔任ス。

目下救療ニ關スル事項ハ不完分ナカラ設備アルニ依リ、暫ク之ニ信賴スルコトヲ得ルモノトシ、主トシテ屍體發見並取片付ヲ行フコト。

擔當者　全委員

3. 收容所建設班　露天ニ避難スルモノヲ收容スルタメ、陸軍省ニ於テ五萬人ヲ收容シ得ル天幕設營ノ計畫アリ、右ニ對スル地點ノ選定並ニ援助ヲ爲スコト。

擔當者　全委員

場所　上野公園、黑門學校、御徒町學校、戶田邸內、前田邸內

參考

上野署內避難者
一、屋外避難者　三、七三〇
一、屋內避難者　一一、二三〇
內譯（寺院　四、〇三〇　學校　一五〇
　　（其他普通民家以外ノ場所　七、〇五〇

谷中署內
一、屋外避難者　無シ
一、屋內避難者　三五、〇〇〇
內譯（寺院　三三、〇〇〇　工場　一、〇〇〇
　　（學校　一、〇〇〇

坂本署內調査中

附帶決議　人夫賃ハ一人金三圓以上五圓以下ノ範圍ニ於テ支拂フモノトス。

決議に從ひ各委員何れも、救護に、救療に各方面に活動したり。

第三項　救護

第一目　物資供給

イ、炊出　九月三日府市より米百五俵其他肉類等の配給を受け主として市社會局炊出に任じ、罹災者に分配し、四日亦府市より米百十俵餅四十五袋の配給を受け、北多摩郡村山村青年團より握飯四石八斗の寄附を受け、現品配布を爲すと同時に、炊出を爲すこと前日に同じ、引續き炊出を爲し、七日は玄米八俵一六、〇〇〇人分を炊出し、八日亦炊出を爲し、市社會局之に當る。

ロ、食糧其他配給　四日より區役所に於て配布をなし、五日は府市より米二百三十俵、野菜一箱を配給され星製藥會社より胃腸藥白纖栃木縣上都賀郡眞名子村青年團より白米五斗六升の寄贈を受け之を罹災者に頒ち六日より田端配給部の配給を受く、同日配給米八百一俵並に茨城縣新治郡上大津村外一ケ村より米四俵其他雜品の寄贈あり、內米五百四十二俵其他雜品を町會を通じて罹災者に配布し、七日は田端配給部より玄米二百四十五俵、饂飩粉五十袋、市より玄米百三十俵外に茨城縣廳其外十六團體より白米三石二斗二升及雜品の寄贈を受け同じく町會を通じて玄米七百四十六俵、白米一斗並に雜品を給與し、八日は田端配給所南千住支部より玄米七百六十俵、專賣局より鹽百十五俵、外に荏原郡世田ケ谷町より野菜類七十點、味噌、醬油、梅干等の寄贈を受け、米八百五十八俵其他を配給し十日は玄米八百五十六俵、白米五十五俵（內十三俵寄贈分）魚三百貫外十五種類三百四十二點、餅二十五箱（栃木縣阿蘇郡植野村軍人分會寄贈）を受入れて玄白米七百四十一俵四升、鹽二十八俵半、梅干約二十樽を配給す、配給は何れも町會の手を經たり。

十日谷中、入谷小學校、下谷高等小學校、自治館三ケ所に於て米穀販賣を開始し、併せて施米す、十一日は谷中、入谷、公園、七軒町、下車坂、十二日、十三日は谷中、入谷、自治會館、七軒町、下車坂、十五日より谷中、入谷、自治會館、下車坂、七軒町、金杉下、御徒町、竹町、根岸に於て、十八日更に龍泉寺を加へ、十ケ所に於て販賣且施米す。

九月十八日分

場所	販賣石數 石	施米石數 石
谷中	玄 一五五 白 一・〇八〇	玄 — 白 —
入谷	— —	三六・四〇〇 —
自治會館	三五〇 —	三〇・八五〇 —
下車坂	— —	一八・〇一六 —
七軒町	三六〇 —	— —
金杉下町	— —	一七・二〇〇 —
御徒町	— —	八・七一四 —
竹町	一〇〇 —	一一・五六四 —
根岸	一・八八〇 —	— —
龍泉寺	— —	一三・九五〇 —
計	三・九二五	一三六・六九四

二十七日各販賣施米所を閉鎖す。

二十九日より自治會館內に施米所を設備し施米す、衣類等は從前通り方面委員の手を經て、罹災中貧困者より逐次配布したり。

十月十日分

各配給所其他ヨリ受入

米	受入ナシ	薪	千四百八十把	慰問品	百七十九個
漬物	三百三十七樽	木炭	三百二十五俵	雜品	七點

十圓　富山市吉田千代寄附

配給ノ爲メ拂出シタルモノ

白米　四百四俵　外米二十袋（一袋三斗二升入）、木炭百五十二俵
雜品　三點

自治會館ニ於テ施米シタル俵數

白米四百三十三俵、外米二十袋

十一月十日分

各配給所其他ヨリ受入シタルモノ

慰問品	一九三個	牛肉佃煮	一三〇樽	澤庵漬	四八樽
雜品	一六個	衣類	一三個	干饂飩	三九箱
ヘートツレド	三二箱	裏地	五三〇反	木綿縞	八反
ネル	五三〇反	絲	三一、五〇〇匁	針	一五、七五〇本

配給ノ爲メ拂出シタルモノ

白米	五〇俵	蠟燭	一二箱一〇本	木炭	一俵

ハ、給水　九月一日震災と共に水道斷水することを以て、區內殘存の撒水喞筒に小修繕を加へ「煮沸シ使用スヘシ」の掲示を爲して、自由に使用せしめ、同時に堀井戶所有に對して直に解放を促し、又市水道課に淨水の供給方を交涉し、九月十六日より左記場所に市設給水所を設置し、各空樽十個を備へ上野公園袴腰消火栓より自動車タンクを以て配水し、以て一時の急を救ひ、其他飲料水不足の場所に隨時供給す。

市設給水所
下谷神社前　御徒町二丁目加藤邸
上根岸町巡査派出所前　金杉下町坂本警察署前
龍泉寺町電車停留所前　入谷町荒井屋前

然るに殘存區域には、多數の避難者入込み、燒失區域亦歸來者增加し、飲料水の配給を請ふもの日に多く、到底以上の設備にて要求に應ずること不可能なるを以て、水道課に交涉し、區專屬の給水自動車を置き、十數個所の貯水所を設け、吏員及傭人を督勵して給水を續行せり斯くして水道復舊工事稍成るに及び、十月二十三日飲料水の配給を停止す。

第二目　救療

九月一日、二日に跨る震火災に、區役所は假救護所を區役所門前、上野公園入口、金杉上町三島神社々前に假救護所を設け、傷病者の應急手當を爲し、兼て避難者に飲料水を給與す、三日假事務所を上野公園自治會館に設置するや、傷病者の收容を爲し、三日二七名、四日三

四名、五日五五名、六日六四名、七日六八名を初とし、三日より十四日までに延人員數八〇五名、全治二〇名、家族引取一七名、死亡九名、殘存者は之を赤十字社及市救護所に送致したり。

救援救護班は、九月四日警視廳救護班、五日東北大學醫師團、十二日京都大學救護班開療したるを初めとし幾多の診療所收容所の開設あり、應援救護班引揚後は、市の診療所之を引受く。

第三目　罹災證明

罹災者に對する無賃乘船車其他の便宜のため、罹災證明書を發行したるもの、十二年九月中三四、八二〇件、十月中一、六六四件、十一月二八四件なり。

第四目　建築援助

十二年八月下旬より燒跡にバラックを建設する者激增し、九月二十七日調査の際は九、三七九戸あり、共後建築材料拂下の爲め益增加し十月中約一萬二千戸に達す、材料拂下は、十一月二十五日までの拂下人員三、二八一人、坪數一七、九二七坪、共外釘、亞鉛板等もあり、木材は六坪を最大限としたるを以て、希望者の大部分は六坪にして、四坪、三坪、五坪等の希望者は總拂下人員の百分の五內外なり、即ち四坪希望者百分の二・五、三坪百分の二、五坪百分の五の割合なるを見る。

第四項　保健施設

（一）臨時屎尿汲取　十二年九月中施行したるもの、馬車四六臺、手車一二二輛、人夫六一五人、自動車四四臺を以て八九、五〇〇荷三五、八〇〇石の汲取を爲す。

（二）臨時塵芥掃除　十二年九月十六日三十日を以て施行す要する所の人夫一、〇三一人、手車三五六臺、馬車七六臺、自動車四四臺にして搬出量一九五、四五〇貫に達す。

（三）下水浚渫　十二年九月中取締の人夫五七名、浚渫運搬夫七四名、上掃除人一八三名、計九八〇名を以て施行す。

第五項　教育施設

大震災に下谷區內に於ける市立小學校は、損害を被ること に達す、災後は十二年十月八日兒童の召集を行ひ、十五日露天教授を開始し、二十日天幕教授に移る、共バラック校舍下谷、練塀、東盛、西町、御徒町、山伏町、竹町、塞東、龍泉、黒門、大正十一校成りて、舍內に授業する事となりたるは、大正十三年二月なり、兒童の復校數は十二年十月二十五日現在左の如し。

市立小學校被害概算

學校名	損害額				
	校舍及附屬建物	損地	備品	計	
下谷高等	四八、八七六円	—円	一二、〇〇〇円	六〇、八七六円	
下谷尋常	一六六、五〇〇	一、四〇〇	九、〇〇〇	一七六、九〇〇	御徒町三丁目、仲御徒町四丁目、車坂町、上車坂町。
練塀	一六六、二五〇	一、〇五〇	九、五〇〇	一七六、八〇〇	練塀町、仲御徒町一、二丁目
東盛	二五六、八六五	三二〇	一五、〇〇〇	二七二、一八五	金杉下（自六五番地ニ至終リ）三ノ輪（自一三番地ニ至終リ）
西町	二一〇、八七五	五六〇	九、五〇〇	二二〇、九三五	西町、南稻荷町、北稻荷町
御徒町	二二五、〇五五	一、五二〇	一三、〇〇〇	二三九、五七五	御徒町一、二丁目、仲御徒町三丁目、二長町
山伏町	二〇〇、一二五	一、〇四〇	一一、〇〇〇	二一二、一六五	山伏町（自二至八）、（自五三至終リ）、新坂本町、入谷町（自一至七）、二九九、（自三〇二至三〇五）、（一三〇、一三一三、三三一、一一三
竹町	二二九、六二五	五八四	九、五〇〇	二三九、七〇九	
塞東	二五三、五二五	一、〇〇〇	一四、〇〇〇	二六八、五二五	坂本三四、坂本裏町、金杉上町、入谷町（自一〇一至一八二）、（自二二〇至二五〇）、箪笥町
龍泉	二〇六、七〇〇	八六〇	一五、〇〇〇	二二二、五六〇	
黒門	一六一、六二五	一、五〇八	一一、〇〇〇	一七四、一三三	
大正	二〇五、二五〇	九〇〇	一二、〇〇〇	二一八、一五〇	櫻木町（自一番地至五番地）、上根岸、中根岸（自一番地至五番地）
根岸	一、一九五	—	—	一、一九五	
忍岡	五、〇六七	三八〇	—	五、四四七	
入谷	一、四四〇	—	—	一、四四〇	
谷中	一、六二四	—	—	一、六二四	
金曾木	九、九三〇	—	—	九、九三〇	
合計	二、三三〇、二六一	一〇、九三三	一三五、五〇〇	二、四七六、六九四	

備考　校地損害ハ、震災ニ對スル跡片付及地均シ工費ヲ計上ス

根岸	一、二四〇（災前一、〇三七）	忍岡	八七一（災前八、八四）
入谷	五七四（〃五八六）	谷中	一、六七〇（〃一、四七八）
金曾木	九六七（〃一、二〇五）	練塀	四一三（〃一、〇〇八）
下谷尋常	五三七（〃一、〇五九）	東盛	八九八（〃一、五〇四）
西町	五〇三（〃一、一六七）	御徒町	六二五（〃一、五二七）
黒門	六七二（〃一、一一二）	山伏町	六六八（〃一、三三四）
竹町	四六〇（〃一、一一九）	塞東	七二一（〃一、五一四）
龍泉	六七四（〃一、四一九）	大正	七三三（〃一、四五二）
下谷高等	七九三（〃一、七〇四）	計	一二、〇二三（〃二一、一〇九）

又各學校への配給品は、

其一

品目／校名	練塀	御徒町	竹町	西町	黒門	忍岡	谷中	下谷	山伏町	入谷
天幕	一五張	一三	一三	一四	一三	一	一	一三	一三	一
寢臺	二個	二	二	二	二	—	—	二	二	—
毛布	五枚	五	三	五	五	—	—	五	五	—
衛生材料	一組	一	一	一一	一	—	—	一	一五種	一五
謄寫版	一〃	一	一	一	一	—	—	一	一	—
時計	一個	一	一	一	一	—	—	一	一	—
手工道具	八組	八	一	二一	一	—	四	一	七	四函
机	二八五脚	五二一	三一四	三〇四	職員用八 兒童用一二〇	—	—	三三二	三八〇	—
腰掛	三四九〃	六〇九	三一四	三〇四	職員用八 兒童用一二〇	—	—	三三二	三七七	—
茣蓙	一一〇枚	八〇	九	一八八	八九	—	—	一一九	一二〇枚 三卷	一〇
黒板拭	九〇個	一六	一〇	八	五	—	—	一八	一八	—

洋琴	一臺	一	一	一	一	―	―	一	一	一
掛圖數	一六枚	一七	一〇	二八	一〇	―	六	三一	二八	九綴
大算盤	一面	一	五	一	一	―	―	三	三	―
小算盤	一五五挺	一四四	一九〇	一三四	一六三	四三	七三	一五九	一七四	一三四
大辭典	一冊	一	一	一	―	―	―	一	一	―
いろは辭典	―	一冊	一	一	一	―	―	一	一	―
カバン	六七二個	五九八	五〇八	七七八	七〇〇	五七〇	四五〇	七五九	一、〇〇八	八四〇
帽子	五四〇〃	四三二	三六五	五三七	七〇〇	一四八	八三	四一七	五一七	三五〇
辨當函	三八〇〃	一〇五	二六九	三〇五	三〇〇	四三	一五一	三二九	五四〇	一四〇
クレオン	六六〇〃	二〇四	三五クロース	六四〇	六〇〇	一六打	二四三	八五三	一〇五函	六〇〇函
牛紙	七〆	一、〇五〇	二〇	一〇〆 三五六帖	一四〆	五〃	五一十帖	二一〆	三三〃	一、五〇〇帖
西洋紙	六〃	一五〇	九	九八五〃	八〃	四〃	四五〇〃	一、四〇〇	三〇〃	一、八〇〇〃
畫用紙	八、五〇〇枚	四、〇〇〇	一、五〇〇	二梱	二連	二、〇〇〇枚	一一〇	八ツ切二〇〇〇枚 一色(五〇〇枚)	四連	三、〇〇〇
ペン軸	一五八本	三六〇	三一打	五二八本	三一打	一九八本	二一五	一四打	四八〇	二七
ペン先	四八本	一〇〇	一函	六八四〃	三函	三〇〇〃	五クロス	六	六	五
尋讀(十二)	五〇冊	二七五	九二	四〇	五〇	一五	―	四五	一〇三	六〇
書方(六下)	五〇〃	九〇	一五一	四〇	四〇	一五	―	三三	五二	三五
國讀(十)	三三〃	七二	一〇	三二	四〇	五	―	四三	四〇	一二
書方(五下)	三八〃	四二	四〇	三二	―	五	―	四〇	四〇	一五
古教科書	七、五三〇〃	七、四四五	一、〇九二	一、四四六	一、五〇〇	三〇〇	一〇五	五、九四二	四、八一八	一、七六八
小刀	一三六挺	八八〇	六六〇	七六六	七〇〇	四九〇	三六三	九〇〇	七八〇	一二〇
繪具皿	三二個	二四	二五	一二二	二三	七〇	七五	二三	二四	二四
筆洗	一二〇個	一二八	二梱ト二〇個	一二七	六〇	八八	三七	一四八	一二〇	八
杓子	一二本	六〇	四三	七〇	三〇	五八	四二	三〇	―	八〇
足袋	二一足	六三	六八	一一九	五函	二四足	四〇	一〇二	一四八	一〇〇
慰問袋	九二三個	八〇六	六二八	五五三	七一四	二〇〇	一四五	六五九	九五一	一、〇〇〇
風呂敷	八四枚	一四〇	五七	一二五	一二〇	八〇	三一	一二五	九五	一八〇個
手拭	五六筋	一七〇	一六五	五四〇	一二〇	一六〇	四八	一九九	九五〇	一、〇〇〇枚
靴	九三足	八五	六九	七九	七〇	六〇	四四	五〇	一〇二	六〇
傘	三八二本	二八四	三九〇	四二二	六〇	一三一	三一一	四一三	三七〇	三八〇
新衣服	七〇着	七五	八三	四五	三九	三〇	三〇	一二〇	一〇〇	九九
草履	一二〇足	七二	五二	九六	五〇	一〇	六〇	八五	一〇八	二〇〇
雜記帳	二、一四〇冊	三、八五〇	二、七二一	二、三一一	一、三〇〇	一、二六〇	一、三五二	二、四八一	二、九五〇	三、八四〇
〃	―	五〇冊	―	―	―	―			―	四〇〇
鉛筆	一〇五打	三、三〇〇	九六	三、二四九	三、八〇〇	二二五	七八二	換算二六九	三三四打	四二クロス
〃	―	―	―	―	―	―	一三打	外二本	―	―
筆	二、〇〇〇本	二、二二〇	一、三三〇	二、〇八〇	一四〇	二、〇〇〇	一、六八六	二、四九〇	二、七五〇	三、九〇〇
墨汁	八五六個	八五〇	五〇四	六〇〇	四函	一、〇〇〇個	七七八	一、〇八六	八函	五〇〇個
キタニ硯	一、一四〇〃	九一二	九六〇	一、一五二	二〃	二〇〇〃	二八四	七九二	一、二五〇	六四〇
硯(石)	―	二〇個	―	一〇	二〇	一〇	一五	一〇	一五	―
消ゴム	四八〇個	九四	五〇一	一、一〇〇	三六〇	六函	七九〇個	一、〇五二	六二函	四四〇個
マント	三八二枚	五八〇	四〇二	三八三	四七八	一一三	一五八	四三八	四一四	三七〇
繪具	五〇個	八四	一五四	七二	―	一六	二五	七函	一四四	四〇八個
筆入	九四〃	八〇	三〇	三一	六〇	三四	三五	五九	―	一〇三
古着	六三着	二二〇	二〇	六五	二二〇	―	五六	二二〇	一五枚	―
インク	八四個	五三	六打半	四一六	三七〇	一一打	二〇九個	四九一	六二打	一〇六個
美濃紙	一〆	一	一	一	一	―	一〇〇帖	一〆	一	二〇帖
敎師用裁縫具	一組	一	裁縫函一、鋏一、篦一、 [illegible]一、[illegible]一、裁板一、 [illegible]抑一、[illegible]三本	一	一	―	二	一	一揃	―
裁縫函	一七八個	二二五	一五六	一五〇	一五〇	三九	四四	一七二	一八二	一七四
鋏	一七九挺	二二五	一二六	一六〇	大九五 小六〇	三八	五〇	一五八	一八二	一七四
篦	三〇〇個	二二五	一二六	一六〇	一五〇	四五	四四	一五〇	二〇三	一七四
絲卷	三三五本	二二五	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一一六	一〇〇	三六二	三六四	三四八
黑絲	一三五把	二	三綛	五〇把	一〇〇綛	三〇把	―	一一五	一二〇	一五〇
物指	八〇本	八〇	八五	八〇	メートル尺合 二尺一 一尺一	―	―	三	八〇	八〇
針	―	六〇〇本	五袋	一〇〇本	木綿縫半疋 くけ半尺	一、〇〇〇本	―	一、〇〇〇	一包	一、〇〇〇本

箸・枡	—	—	—	—	—	—	二六枚	—	—	—
書籍(受驗ト算術)	—	—	—	—	—	—	一五冊	—	—	—
古雜誌	—	—	—	—	—	—	一五〃	—	—	—
書籍(小本)	—	—	—	—	—	—	三二九〃	—	—	—
白亞	—	—	—	—	—	—	四函	—	—	—
日本紙	—	—	—	—	—	—	—			
半紙	—	—	—	—	—	—	—	換算一〆四分五厘		
中央半紙	—	—	—	—	—	—	—			
色鉛筆	—	—	—	—	—	—	—	三二函	—	—
雜誌	—	—	—	—	—	—	—	四三五冊	—	—
白墨	—	—	—	—	—	—	—	八函	—	—
色墨	—	—	—	—	—	—	—	一〃	—	—
小黑板	—	—	—	—	—	—	—	一八枚	一八	—
鏝	—	—	—	—	—	—	—	二個	二	—
針函	—	—	—	—	—	—	—	一〃	—	—
篦臺	—	—	—	—	—	—	—	一〃	一	—
鏝板	—	—	—	—	—	—	—	一〃	一	—
ミシン	—	—	—	—	—	—	—	—	一臺	—
尺	—	—	—	—	—	—	—	—	二本	—

其二

品目／校名	大正	臺東	龍泉	東盛	金曾木	根岸	下谷高等	下谷第一實務	下谷第二實務	練塀尋夜
天幕	一二張	一五	一四	一六	一區役所	一	一三	—	—	—
寢臺	二個	二	二	二	—	—	二	—	—	—
毛布	五枚	五	五	五	—	—	五	—	—	—
衛生材料	四五組	七	一〇	一	—	—	一函	—	—	—
謄寫板	一臺	一	一	一	—	—	—	—	—	二
時計	一個	一	一	一	—	—	一	—	—	一
手工道具	八組	一〇七	一〇九	八函	—	—	八組	—	—	木工具一函
机	四三九脚	四二五	三九九	六七二	—	—	四八三	—	—	—
腰掛	四三九〃	四二五	四〇〇	六七二	—	—	四八三	—	—	—
茣蓙	八〇枚	一〇八	一二〇	一枚物二〇枚 十枚續キ三枚	—	—	七	—	—	—
黑板拭	一〇個	二二	二一	三一	—	—	一〇	—	—	一四
洋琴	一臺	一	一	一	—	—	一	—	—	一
掛圖數	三〇軸	一六	一五	三〇	二	—	一六四	—	—	一五
大算盤	三面	二	三	三	—	—	三	—	—	一
小算盤	一八四挺	一一五	一九〇	二二六	一〇七	六三	一三五	—	五〇	三〇
大辭典	一冊	一	一	二	—	—	一	—	—	一
いろは辭典	一〃	一	一	一	—	—	一	—	—	一
カバン	八六一個	六二七	八八二	八八五	四六二	五〇七	八七四	—	—	二一六
帽子	五七七〃	四五五	五〇六	五一八	一四四	一三六	五〇四	—	—	一二五
辨當函	四一五〃	三四一	四〇七	三九六	一四七	一四一	五九四	—	—	一〇
クレオン	一、〇三九〃	一、三三六	九〇打	八九	三六	三六	四五五個	—	—	八四
半紙	二、四五五帖	二六〆	二一 一一〇枚	一、九五八帖	一、三七五	一九〆	二、四一四帖	二〆	二	三三
西洋紙	一、八〇〇〃	七〃	一九	四、五六〇〃	一七〇	七〃	一、五〇六〃	—	一〆	二七
畫洋紙	九、五〇〇枚	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	五、一八〇	五〆	一〇〇枚	五、一〇八	—	—	一、〇〇〇
ペン軸	四四四本	六〇打	二〇	六四九本	一九打	一〇八本	五四五	一五打	五	一五六
ペン先	八クロス	八	六	七	—	—	九五〇	二クロス	二クロス	五
尋讀(十二)	一九〇冊	一一〇	一二五	一八六	三八	—	—	—	—	六五
書方(六下)	一五〇〃	五五	五四	一八一	二〇	—	—	—	—	六五
國讀(十)	二一〇〃	八〇	三三	四五	七	五	—	—	—	—
書方(五下)	八八〃	四〇	四二	四五	五	五	—	—	—	—
古教科書	九、七九六〃	二、三二五	三、七六五	六、〇三四	二、〇〇〇	七六四	五、〇三七	—	—	九、三五〇
小刀	九六〇挺	八三〇	八八〇	九二八	五四八	四六〇	八二四	四〇	五〇	一二〇
繪具皿	七三個	六〇	一七三	二七四	一二	二三	一八一	—	—	一四四
筆洗	二三三〃	八〇	一八五	二五	一二九	六三	一八〇	—	—	六〇

杓子	六〇本	五〇	五二	四九	六〇	五〇	四三	—	—	—
足袋	七〇足	二〇四	七〇	一六三	五〇	三五	一九	—	—	二〇
慰問袋	九四〇袋	一、三〇六	一、四三六	一、二二五	六七六	二六七	六七三	—	六五	六三四
風呂敷	一四五枚	一六〇	一三四	一六八	一四八	五〇	一二七	—	—	二五
手拭	八〇〇筋	九一七	四五七	一五〇	二三七	二六六	四〇五	—	—	—
靴	八〇足	六〇	一一九	一四二	六〇	一〇〇	六〇	—	—	—
傘	四三二本	四三〇	四二五	四四〇	三二七	三一四	三九三	五〇	七〇	五〇
新衣服	一〇〇着	七五	九〇	九〇	七五	四二	七五	—	—	—
草履	八〇足	八〇	八四	八八	六七	五〇	八〇	—	—	—
雜記帳	—冊	四、八七五	、三六七	—	二、七〇〇	一、四四八	二、五七二	二〇〇	一一〇	—
〃	四、五七八〃		—	四、九六九	—	二九五	二七〇	—	—	二、二六〇
鉛筆	—	五四七打	—	—	二七・五クロス	一九一九	三、九五〇	二四	二〇〇	—
〃	五、五二六本	—	二、八二二	八、五三五		—	—	—	—	三、〇七五
筆	二、三六〇〃	三、〇〇〇	四、〇五〇	二、五七三	一、一六〇	一、四〇〇	二、七〇〇	—	—	九〇〇
墨汁	九九四罎	四三六	一、〇九六	一、二一七	二五〇	四五〇	八四六	—	六〇	九三〇
キタニ硯	一、一〇四個	一、一一〇	九二〇	一、〇〇四	二六四	二五〇	七二〇	—	六〇	一四四
硯（石）	一〇〃	三〇	一七	一〇	—	一〇	一〇	二〇	—	一〇
消ゴム	九五〇〃	一、五三〇	一、五三〇	二、二〇〇	二八打	四一六個	一、〇〇〇	一	六〇	四二〇
マント	六〇二枚	五八八	五一三	六〇二	三三六	一五八	四〇〇	三〇	一七	四六
繪具	八四個	八打	一〇八個	一四四	八四	—	八四	—	—	一六八
筆入	五二〃	一〇〇	六五	三〇	—	—	六二	—	—	—
古着	二包	五〇	二五	三二	七九	—	二一	—	—	—
インク	三七八個	九七	五一一	五二八	三二	二一四	一、〇五六	一六打	—	三八四瓶
美濃紙	二〆	二	二〇帖	二〇〇	一〆	一	一〇〇帖	—	—	—
教師用裁縫具	一組	五	七	一	—	—	一	—	—	一個
裁縫函	一六六個	一六三	一六〇	二六〇	一五六	七三	三四六	—	七	六二
鋏	二七三挺	一七四	一七五	二六〇	二〇	五六	三〇八	—	六	一一五
篦	三〇九本	一九二	一三〇	二二五	九一	五〇	三七一	—	七	六〇
絲巻	五三五個	四〇〇	三〇〇	五〇〇	一三四	八〇	五五〇	—	一〇	一〇〇
黑絲	一五五把	八九	五八ケ	二五〇把	大六	六〇	一八五	—	一一	一卷
物指	八〇本	—	八〇	三	—	—	五七	—	—	二
針	一包	九八八	六〇〇	三、〇〇〇本	一、〇〇〇	一包	一、〇九七本	—	二二	—
襦袢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
書籍（受驗ト算術）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
古雜誌	—	—	二五九冊	—	二六七	—	—	—	—	—
白墨	九函	—	—	—	—	五函	九	—	—	二一
色墨	—	—	—	—	一〇函	—	—	—	—	—
小黑板	一七枚	—	三九	—	—	—	—	—	—	七
鏝	—	—	—	—	三個	—	—	—	—	一
鏝板	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二
ノート	八冊	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教師用新本	二六〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
處生の伴侶	四〇〇〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—
解剖器	一組	—	一	—	—	—	一	—	—	—
蟲目鏡	一〇個	—	九	—	—	—	一〇	—	—	一六
運動靴	—	五八〇足	—	—	—	—	—	—	—	—
蒲團	—	—	四枚	—	—	—	四	—	—	—
裁縫用布	—	—	—	—	二二・五反	—	—	—	—	—
鏝	—	—	—	—	二個	—	—	—	—	—
火鉢（陶器製）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三個
バケツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〃
藥罐	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〃
尋常小學地理附圖	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四二冊
〃歷史一、二卷教師用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〃
〃理科四、五、六年用教師用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〃
高等小學理科書一、二年用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四〃

修身書一、二、三、四、五、六年用教師用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二冊
算術書〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一〃
戸棚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一個

其三

品目／校名	東盛尋夜	竹町尋夜	大正尋夜	谷中尋夜
毛布	二枚	—	—	—
謄寫板	一臺	一	二	—
時計	一個	—	一	—
手工道具	一組	—	一	—
机	—	—	一	—
腰掛	二脚	—	一脚	—
茣蓙	—	—	二	—
黒板拭	一四個	—	一七枚	三
洋琴	一臺	—	一〇	—
掛圖數	八枚	—	一	—
大算盤	一面	—	一一	—
小算盤	四五挺	—	二	四
大辭典	一冊	—	一七〇	—
いろは辭典	一〃	—	一	—
カバン	二九六個	一〇八	一	—
帽子	一二〇〃	四八	三九六	四八
辨當函	一三〇〃	—	一五六	六〇
クレオン	七二打	四八	一三〇	三〇
半紙	一、二〇〇帖	六〇〇	一二函	四打
四洋紙	一、二〇〇〃	九〇〇	二八〆	六〇〇帖
蠟洋紙	二、〇〇〇枚	—	一七	五〇〇〃
ペン軸	七打	—	二七	三
ペン先	四クロス	一	五	一
尋讀（十二）	一五〇冊	—	一二〇	五五
書方（六下）	八〇〃	—	一二〇	五五
國讀（十）	—	—	三〇〇冊	—
書方（五下）	—	—	三〇〇〃	—
古教科書	六、五八〇冊	三、八五〇	八、〇〇〇	二、五〇〇
小刀	五〇挺	—	一一〇	五函
繪具皿	九六個	七二	八打	六〇個
筆洗	—	—	三打	一〇〇〃
足袋	二〇足	一八	三〇	—
慰問袋	—	—	三六〇袋	五〇
風呂敷	二五枚	一八	一九	—
手拭	—	—	八六筋	古三〇
傘	五〇本	—	六〇	五〇
新衣服	—	—	二〇枚	—
雜記帳	一、二五〇冊	四〇〇	二、三二〇	一、〇〇〇
鉛筆	九クロス	三〇〇本	三七八打	三〇〇本
〃	—	—	—	九クロス
筆	六三〇本	—	八三〇	一、〇〇〇
墨汁	小三四四綴	一八〇	六九六	九四八
キタニ硯	一二〇個	九六	一〇八	一四四
硯（石）	一二〃	—	一一〇	—
消ゴム	四四〇〃	一九〇	四〇〇	一四打
マント	四四枚	一七	四六	四八
繪具	二〇個	—	三六	五
筆入	—	—	七〇個	六〇
インク	二四打	六	四三二〃	二三打
美濃紙	—	—	一〆	—
教師用裁縫具	—	—	一組	—
裁縫函	五〇個	—	一一〇	六
鋏	七〇挺	—	一〇〇	—
篦	八〇〃	—	一〇〇	—
絲卷	一〇〇枚	—	一〇〇	—
黒絲	一カケ	—	五把	—
物指	—	—	二本	—
白墨	—	—	六函	—
色墨	—	—	一個	—
小黒板	—	—	八〃	—
火鉢（陶器製）	三個	—	三	—
バケツ	二〃	二	二	—
薬罐	二〃	二	二	—
尋常小學地理附圖	—	—	—	八六冊
〃歷史一、二卷教師用	—	—	—	四〃
〃理解四、五、六年用〃	—	—	—	九〃
高等小學理科書一、二年用	—	—	—	—
修身書一、二、三、四、五、六年用教師用	—	—	—	一二冊
算術書〃	—	—	—	一二〃
戸棚	—	—	一個	—
蠟燭	二四本	二四	二四	—

第六項　御下賜金傳達

御下賜金傳達は、十二年十二月一日傳達式を擧ぐること、各區に同じ、金額三十九萬三千七百四十四圓、人員三百二十人、世帶二萬二千七百六世帶なり。

第十四款　淺草區

第一項　臨時事務分掌

淺草區役所に在りては、大震災に際し災害事務を分擔して、救護總務、木材拂下、白米廉賣、飲料水配給、糧米配給、保險、災害一般事務、傳染病死體收容、遺骨渡等とし、以て臨時事務を處理したり。

第二項　名譽職員の活動

淺草區會は、全員を以て淺草區災害救濟委員會を組織し、災害救濟委員及復興に關する委員は罹災者救護及復興のために活動したり、副議長村山賢作全員委員長たり、議員鈴木慶四郎災害復興委員長に推され、議員向山軍次郎外二十一名之が委員と爲り、内三名は復興に關する委員を兼ぬ、議員島本龍太郎復興委員長に當り、災害救濟委員を兼ね、鈴木市太郎外一名は復興委員兼災害救濟委員、議員深見榮太郎外十八名は復興委員として盡力せり。

第三項　救護

第一目　物資配給

區は九月四日南元町署管内外二ヶ所に配給所を設け食糧品其他を罹災民に配給し、漸次配給所を增設して九月九日には計八ヶ所に及べり。

南元町署管内　淺草寺

傳法院　以上九月四日開始
七軒町警察署
　以上〃　六日增設
富士救護所　　橋場救護所
車庫配給所
　以上〃　八日增設
公園救護所
　以上〃　九日增設

以上八ケ所に於て配給を行ひ、十月二十五日まで持續す、當時配給人員及世帶數實に左の多きに上る。

　人員總計一一〇、五四五人、世帶數二二、一三九世帶

爾後受給者の生活狀態及收入等を調査し、十月二十六日より左の數に減ず。

　人員總數六、〇一二人、世帶數二、〇八一世帶。

從て配給所は左の三ケ所に減じたり。

七軒町警察署　　富士救護所
橋場救護所

十三年三月六日には要救助者の數漸く減じて人員一一二五人、世帶數五五世帶と爲り、二月十四日には人員九人世帶二世帶に至り、斯くて三月三十一日を以て全く配給を終了す。

配給物資の總數概略左の如し。

白米　一四、六六八俵二斗　　玄米　二、六六一俵二斗
外米　二、三四一俵　　割麥　九九俵二斗三升二合
其他の食料品
　七、三四三函　七、一七五俵　八、九三四樽　二、六四六枚
　三二八個、
材料品
　一〇二、四七六枚　一〇〇、二八九點　七、〇四六束
　二九、八五八反

炊出は初め象潟警察署に於て之を取扱ひしも、九月六日より區役所に引受け、長谷清太郎、松下經勝、木下豐臣、渡邊實猛等を係員として傳法院に於て病人負傷者に限り給與し、他は何れも玄米を給與せり。

第二目　罹災者收容

最初區内の罹災者を救護したる避難所は、淺草公園、富士小學校燒跡、新谷町車庫を三ケ所にして、九月八日よりは區内市立小學校長及教職員に之が救護事務を手傳はしむ、即ち受持學校は、

淺草公園避難所	淺草、育英、精華、柳北、新堀、福井、小島、田原、濟美
富士小學校燒跡〃	富士、千束、山谷堀、石濱
新谷町電車車庫〃	金龍、待乳山、松葉、清島

なりしが、收容バラック建築の必要起り、九月十二日左の六ケ所の收容所を撰定し、他は追々增設して十一ケ所に及べり。

淺草公園内　待乳山小學校燒跡　金龍小學校燒跡
松葉小學校燒跡　育英小學校〃　新堀小學校〃

而して警視廳亦松清町東本願寺境内、七軒町府立第一高等女學校内に救護所を設置、大正十二年十月十二日現區役所設置收容所左の如し。

所在地	收容人員	所在地	收容人員
淺草公園	一、七七九	金龍小學校燒跡	九〇一
待乳山小學校燒跡	一九二	松葉小學校〃	二一三
新堀小學校〃	二一五	育英小學校〃	四一九
今戸公園	六二五	待乳山公園	三九九
本願寺	七七五	計	五、五一八

其外田中町小學校燒跡、今戸小學校燒跡亦收容所を設け、收容人員最高總計九千三百餘人に及びたる事あり。

第三目　建築援助

淺草區に於ける建築用材供給は、左の方法に依りて之を爲したり。

(イ)配當石數を豫め各町の人口戸數に依り、各々配當し、之が證明を爲す。

(ロ)町會長に於て、罹災者たるの證明を得せしめ、之に對して各町割當數に準據し、之が證明を爲す。

證明取扱數左の如し。

月別	種類	配當數量	證明數量	證明人員數	殘高
九月	建築用材	二七、一一九石	二五、八四八・一三〇石	五四二	一、二七〇・八七〇石
十月	〃	一、九〇〇石	一、八八九・七七一石	四三六	一〇・二二九石
〃	〃	二、五〇〇石	二、一二八・〇七五石	六八九	三七一・九二五石
〃	亞鉛平板	一八、九六一枚	一八、九二七枚	四一九	三四枚
十一月	建築用材	一三、九三〇石	一一、一三三・五一〇石	八、七〇五	二、七九六・四九〇石
〃	亞鉛平板	三九、七〇〇枚	二〇、九四九枚	七八三	一八、七五一枚
〃	洋釘	一二、七三六貫	三、一六九・五〇〇貫	一、〇四三	九、五六六・五〇〇貫
〃	杉皮	一五〇束	一五〇	三	—
合計	建築用材	四五、四四九石	四〇、九九九・四八六石	一七、三〇九人	四、四四九・五一四石
	亞鉛平板	五八、六六一枚	三九、八七六枚		一八、七八五枚
	洋釘	一二、七三六貫	三、一六九・五〇〇貫		九、五六六・五〇〇貫
	杉皮	一五〇束	一五〇束		—

外に豫定配當を受けずして證明書を交付したるもの二千百八十四石七斗七升九合を取扱ひたり。

第四目　死體處置

區内災死者の收容は、九月四日を以て開始し、約一週間にして其大部分を收容し、爾後各所に發見したるものは、其都度迅速に處置し、同二十一日を以て終了す、其數二千二百七十八名なり、收容方法は、區内六箇所即ち田中小學校敷地跡、吉原公園、待乳山公園、舊區役所内榮久町大下水沿、三好町河岸を收集所とし、累積したる死體を此處に火葬に附し、傍に六尺四方の納骨堂を設けて之を安置し、一般の燒香に便せり。

九月二十八日此等死者の靈を慰むべく救濟委員に議り、區主催の横死者弔魂祭を執行したり、區内各宗派より多數の僧侶出場讀經し、名譽職、一般有志其他參列して、尤も莊嚴に行はる。

其後十月十五日之を本所區被服廠跡に設置したる市納骨堂に移送し之を市の管理に引渡せり。

死體收容調書（大正十二年九月三十日現在）淺草區

收容場所	死體取扱數	死體性別						遺族渡			
		男		女		性不明		男		女	
		大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人
吉原公園	三三九	六八	三八	三三	四五	二	[illegible]	八	四	一四	七
田中町學校敷地	一、三二二	三	一	一四	—	九九九	三〇五	—	—	—	—
今戸公園	一二四	九	五	三	—	八五	二二	—	—	—	—
舊區役所跡	三一	二六	—	三	二	—	—	—	—	—	—
三好町河岸	一八	一四	一	一	一	—	—	—	—	—	—
七軒町署前	一四	七	—	三	—	三	—	—	—	—	—
待乳山公園	一二六	三九	八	二八	七	四四	—	—	—	—	—
河川收容　同所	一七八	四四	三	八一	一九	一	—	—	—	—	—
同　三好町河岸	二四	一〇	三	七	三	一	—	—	—	—	—
計	二、三三六	二九九	七七	四九二	七七	一、〇五五	三三六	一〇	五	一六	七

備考　遺族ノ收容シタル死體男四二名女六二名計百六名アリ
　　　燒骨ヲ遺族ニ渡シタルモノ一六九名

第四項　衛生保健施設

災後衛生保健施設として滯溜せる屎尿汲取塵芥掃除を爲し、其他下水道路の清掃等に努めたること、本區亦各區に同じ、左に屎尿汲取及塵芥掃除量を擧ぐ。

屎尿汲取　手車二一八臺、人夫五五八人、三、二六四荷、一三、〇〇五石六
塵芥掃除　人夫九七八人、手車二七九臺、馬車五五臺、自動車一二臺、量一四〇、四八〇貫

第五項　教育施設

區の小學校は、災前市立十七校、私立を合せて三十校にして、兒童總數二萬七千八百八十五名なりしも、變災のため市立十七校の如き全部燒失の厄に遭ひ（但、富士小學校は地下室だけ安全）、臨時休校の已むなきに至りしが、共後兒童次第に復歸するに及び、十月一日授業を開始し、一面十二年十月より十三年七月まで三回に分ちて假校舍を建設し、鋭意之が復舊に努む、而も假校舍の教室不足なるため、各校を通じて、第四學年以下二部教授施行の已むなき有樣なりしが、教職員努力の結果、學期末に至り、稍良好の成績を擧げたり、假校舍の建築は、

	假校舍落成年月日
淺草	大正十三年三月十七日
育英	〃　十四年四月廿五日
精華	〃　十三年三月十日
柳北	〃　〃　九月一日
待乳山	〃　〃　四月
富士	〃　十五年四月五日
新堀	大正十三年五月一日
福井	〃　〃　三月十日
松葉	〃　〃　四月二十日
千束	〃　〃　三月十八日
石濱	〃　〃　三月
小島	〃　〃
山谷堀	〃　十二年十月ヨリ着手 十三年三月落成
田原	〃　十二年十二月十九日竣工 十四年十一月十二日落成
金龍	〃　十三年四月廿五日
清島	〃　〃　二月廿九日
濟美	〃　十二年十二月
外に市負擔	
玉姫	〃　〃　十一月十日

にして、復歸兒童數は、區負擔尋常小學校十六校の在籍者一萬六千五百六十二名、高等小學校一校在籍者九百五人、市負擔特殊小學校一校在籍者七百八十四名、同尋常夜學校二校在籍者百八十七名、私立尋常小學校三校在籍者二百七名、同尋常高等小學校二校在籍者百二十五名小學校類似各種學校一校在籍者十七名、計二十六校一萬八千七百八十名あり、災前に比すれば四校（廢校二、休校二）九千九十七名を減ず

大正十二年十月一日現在兒童數左の如し。

淺草	三二〇	育英	六五四	精華	六五一
柳北	四八四	待乳山	三二九	富士	六七九
新堀	二九五	福井	一〇四	松葉	二三八
千束	九〇〇	石濱	七九〇	小島	三二五
山谷堀	九四九	田原	三五一	金龍	八七〇
清島	四六三	濟美	五三〇	尋計	八、四〇〇
合計	八、九三二（十二年七月末現在二五、五七六に比し三割五分弱）				

學用品配給を受けたるは、

十一月一日辨當箱二八、算盤五、インキ六、消ゴム二四、小刀四一、雜記帳二八六冊、帽子五、クレオン一一、筆入四三、墨八、繪具一、曲尺四、繪具皿七九（藥包二本）、硯五〇、筆洗五一、手拭一、鉛筆九六八、筆五〇本、古鉛筆七、色チョーク一、裁縫箱九、半紙七三〇帖。

同　三日　疊表六〇枚、蓙九七枚、藁草履九六七足、ゴム靴五五〇足。

同　五日　安平一六四枚。

同　七日　教科書並學用品四三個（箱入及蓆包）。

同　八日　クレオンチョーク箱入一九個、一一八八〇個、鉋同二二箇一三一三五個、繪具同一三箇七八〇〇個、墨汁同八箇、筆同一箇一〇〇〇〇本、鉛筆同一箇、黑板拭一七〇個、大日本地圖一七本、最新世界全圖一七本、國史地圖一七本、理科掛圖五年用一六本、同六年用一六本、讀本掛圖一年用一六個、同二年用一六組、教科書（教師用）二七二冊、教科書並學用品（箱入及蓆包）三三箇。

同　十日　紙蓆包四八箇、衣服（襦袢附）四〇〇〇着、教科書並學用品同五九箇。

同　十一日　教科書並學用品輸入及蓆包五四箇。

同　十四日　尋常小學讀本（卷十二）九八六冊、同書方手本（六學年用）四九三冊、尋常小學國語讀本四五〇冊、理科書（高等科用）二冊、算術書（同）二冊、帽子（箱入）七個。

同　十五日　教科書並學用品箱入及蓆包一〇六箇。

同　十六日　教科書並學用品箱入及蓆包一五一箇。

同　十七日　石炭酸一七、絆創膏一三、繃帶四九九、亞麻仁油紙一〇、硼酸末一七、カンフル注射液三、重炭酸ナトリウム一一、ピオヘオルマン七、グレグール二、クロールナトリウム一、グリセリン二、酒精二、オレーフ油二、酸化亞鉛二、硼酸軟膏三、包綿二〇、沃度丁幾一、リセリン一、澱粉一、ガーゼ六、ピック一〇、モルヒネ注射液三、脫脂綿四、教科書並學用品箱入及蓆包二二七箇、同二〇箇。

十一月十八日　教科書並學用品箱入及蓆包二七八箇。

同　十九日　教科書並學用品箱入及蓆包五三箇。

同　二十四日　教科書並學用品箱入及蓆包八箇。

にして、十一月中文部省よりの配給品を擧ぐれば左の如し。

教科書四八三四〇、小學讀本一五五一三、國語讀本八七三〇七、小學書方手本一七九四四、國語書方手本三五九九四、算術書一六七六七、國史四九四四日本歷史一一九三、地理書八一七六、地理附圖二七一三、理科書六一二八、家事教科書一八〇、農業教科書一八、新定畫帖一七四四一、唱歌一一〇六、通計二六三七六七。

教授用具、理科掛圖二、日本全地圖二、讀本掛圖二、世界大地圖二、國史地圖二、黑板一〇、黑板拭一〇。

涎掛一、手袋一、櫛一、慰問袋九二八、塵紙六一帖、ゴム靴七五、疊表八、ゴザ一三、藁草履一九五、衣服一三六、足袋二八五、靴下七三。

文房具、消ゴム二一〇六、鉛筆一六〇一八、繪具一一〇八組、筆九五〇、西洋紙二〇五帖、墨汁一二四、紙挾四三、石筆五一、コムパス四、指貫四五、雜記帳一四一五八、半紙二〇五帖、クレオン八九四組、クレオンペーパー四包、尺度二九、ヘラ四、辨當箱一一八、針サシ一、絲卷六四、箸入一三、針一把、帽子八一。

日用品、手掛二二七、風呂敷一五二、古雜誌一六四、古新聞一包、石鹼二四、下駄三、墨一一個、小刀一四二、硯一六二、定規二四、絲二四、筆入二八九、石盤五五、鉋一〇四八、畫用紙二二八〇枚、半紙四〆、インク一九二、色鉛筆一打、鉛筆の心一箱、繪具皿三、紐一八。

衛生材料、繃帶三六、脫脂綿四、硼酸硬膏一、絆創膏一、油紙一、包綿一、ガーゼ一、石炭酸一、硼酸一、重曹一、ピオフェルミン一。

第六項　團體の活動

罹災者救助に關し各地團體の援助頗る多かりしは言ふまでもなし、左に之等團體名を擧ぐ。

帝國在郷軍人會淺草區分會　九月二日より四月三十日まで燒跡警戒救療其他救濟事業に從事す。

區內各町會　災直後より一般町民の救濟其他善後の事務に當り、又復興事業に從事す。

區內青年團　災直後より炊出警衞其他一般の救濟に當り、或は迷兒保護、或は無料精米、或は飮用水供給、或は夜警等に從ふ。

七軒町警察協議會　九月二十二日より十月二十五日まで配給事務に從事す。

橋場町配給所　同所代表今井秀吉外有志の盡力に依り、九月四日より十月二十五日まで配給事務に從事す。

南元町配給所　代表佐藤藏三外有志に依り九月四日より十月二十五日まで配給事務を執る。

群馬縣碓氷郡救護團　九月四日より五日まで死體收容及食料配給に從事す。

群馬縣群馬郡水平社本部救護團　同上、栃木縣那須郡大內村青年團富士小學校燒跡整理、一日。

群馬縣新田郡太田町消防第三部　九月四日より五日まで食料品配給に從事す。

同縣佐波郡上毛正義會境支部通信班　端書七千四百通發送取扱、一日。

千葉縣匝瑳村在郷軍人分會　食料配給に從事す、一日。

同縣共興村在郷軍人分會　九月十五日より十六日まで食料品配給に從事。

同縣南條村在郷軍人分會　九月十三日より十四日まで同上。

同縣榮村同分會　九月十二日より十三日まで同上。

同縣高畑村分會　同上。

千葉縣須賀村同分會　九月十日より十一日まで同上、此等の諸團體に對しては、東京府知事より夫々禮狀又は感謝狀を發送したる筈なり。

第七項　恩賜金傳達

恩賜金傳達は、最も愼重なる調査を遂げ、之を交付したり、交付高左の如し。

御下賜金總高七三八、七〇〇圓

内　譯

死　亡	二八、七二〇圓	一、七九五人
行衞不明	四、一六〇〃	二六〇〃
負傷者	一、七四八〃	四三七〃
住宅全燒	七〇三、〇八〇〃	五八、五九〇世帶
〃　半燒	五二〃	一三〃
〃　半潰	五一六〃	一二九〃
〃　全潰	四二四〃	五三〃
計	七三八、七〇〇圓	計　二、四九二人 五八、七八五世帶 六一、二七七

第十五款　本所區

第一項　臨時事務開始

九月一日の强震に區役所廳舍は、各所の天井側壁に龜裂を生じ、稅務掛室の如き約一尺五寸墜落し、危險狀態に瀕するを以て、書類を整理して非常箱に格納したるが、吏員家族の安否を氣遣ひて退廳するもの多く、杉山主事(賢)久保田書記(友平)大野書記(守枝)以下居殘りて炊出の準備に著手す、然るに廳舍の東側中央屋根裏火を發す、各員協力消火に努めたるも水道は已に杜絕せるのみならず足場の利を失ひ如何ともする能はず、瞬間にして東側屋根裏一面火焰を以て覆はる、乃ち各自保管重要書類の搬出に從事したるも、周圍の窓硝子壁は破壞せられ、烈風黑烟を吹きて進退自由ならず、幾度か死地に出入して纔に選擧名簿書類吏員關係書類、土地臺帳徵收簿名寄帳其他の重要書類及衞生道路掛書類等を搬出し、手車に滿載して南方綠町小學校前通に至り次で林町河岸塵芥取扱場より塵芥舟に積載避難せんとせしに、此時竪川橋は燒け、道路亦混亂して如何ともすべからず、偶ゝ綠小學校裏手に火勢迫り、綠町三丁目邊より遽かに發火し猛火の包圍に陷りたるを以て、霜島區長(幸次郎)は會員に解散を命じ、書類は車輛積載のまゝ之を放棄するの已むなきに至れり、斯くて區長は大野書記及稻垣(善兵衞)雨谷(末男)兩工夫と共に辛うじて三ツ目通燒跡に脫出し、荒川土堤に避難し、杉山主事久保書記は、途を深川方面に取り、丸ノ內に迢れ、大場書記(泰吉)は竪川の河中に翌日まで浮沈しつゝ九死に一生を得たり、區廳舍は一日午後二時二十分を以て燒失す。

二日餘焰猶熄まず、小松川荒川土堤に避難したる區長は、大野書記等を區役所燒跡に遣はし、被服廠跡に假事務所の設置を命ず、大野書記等被服廠に至りて吏員の參集を待つに、杉山主事篠木書記(良藏)來り、善後策に腐心したるも、附近慘狀拱手浩歎の外なく、主事は救護派遣方申請のため市役所及赤十字社病院に出張し、殘餘吏員及常備夫等協力して傷病者を救護日沒に及ぶ。

三日國技館に區役所假事務所を設置し、救護及一般事務の部署を左の如く定めたり。

霜島區長

總務係長　杉　山主事　　配給係長　内　納書記

戸籍係長　塚　原書記　　衞生道路係長　藤　井書記

會計係長　久保田書記

而して各職員の配屬分擔は、

係名	分擔事務	從前所屬セシ係名	人員	處務事項
庶務	庶務	庶務係	九	兵事學事社救庶務其ノ他總務ニ關連セル事務
	一般受付	庶務係一部	三	遺失落失避難地點行方不明尋ネ人照會其他一般受付及案内
	證明	同上	三	罹災證明鐵道乘車證明其ノ他ノ證明ニ關スル事務
	用材配給	戸籍税務一部	五	建築用材配給ニ關スル申込ノ受付及證明書交付ノ事務
	バラック收容	庶務小學校教員一部	一二二	罹災民收容ノ申込及收容收容者ノ風紀衞生取締リニ關スル事務及管理配給品ノ交付
	遺留品	各係ノ一部	一五	遺留品整理保管交付ニ關スル事務
	遺骨分配	庶務係一部	四	遭難死亡者ノ遺骸ノ分骨ニ關スル事務
	食糧品販賣	庶務税務係一部	五	食糧品販賣ニ關スル事務
配給	糧食配給	税務係	三一	生活必需品糧食等ノ配給ニ關スル事務及税務ニ關スル事務
	衣類配給	小學校教員ノ一部	六	衣類寢具慰問品等ノ配給ニ關スル事務
戸籍	戸籍掛	戸籍掛	一二	埋葬認許證交付印鑑死亡其他戸籍ニ關スル一切ノ事務
衞生道路	衞生道路	衞生係	八	防疫醫師糞尿汲取汚物掃除下水其ノ他衞生道路ニ關スル事務及配給品運搬監視
	給水	道路係	六	給水ニ關スル事務
	死體處置	戸籍衞生及各係ノ一部	二〇	震火災屍體ニ關スル一切ノ處置及事務
會計	經理炊出	會計係	一〇	會計一般及炊キ出シニ關スル事務

此外區名譽職員は災害救濟委員を囑託せられて、救護其他各方面に活動し、小學校教員は何れも救護事務を援助し、吏員より常備人に至るまで寢食を忘れて奮勵努力したり。

第二項　救護

第一目　物資供給

（A）炊出　大災に際し、住民の大部分は隣接町村なる南葛飾郡及千葉縣に遁れ、其數十五萬を算したりしが、鎭火後漸次復歸し、九月四日には、多數の區民隨所に小屋を作り、雨露を凌ぎつゝあり、而も之等は着るに衣なく、食ふに食なきものゝみなれば、區は四日市より玄米二百俵の配給ありたるを以て直に炊出を開始し、引續き十月十三日に及びたり、其數量は、

炊出石數四六石四斗、　給與人員九二、八〇〇人。

副食物　味噌四樽、醬油七樽、漬物二三樽。

從事者延人員　男七八三　女一三六　計九一九人

參考　炊出應援として九月六日より十日まで五日間大角力協會の千葉ヶ崎を始め力士二十五名連日活動したり。

（B）食糧其他配給　は區直接に之を行ひたりしも、日を經るに從ひ復歸者益ゝ多く、直接配給のみにては之に應ずる能はざるに至れるを以て、各町團體の協力を求むる事となり、横網町一丁目青年團先づ之に應じ、次に各町會皆活動するに至れり、十月三十一日町會への配給打切りまでに配給したる數量左の如し。

米	二〇、二〇六俵	味噌	四、四〇四樽
醬油	三、六一〇樽	漬物	三、七〇五〃
蒲團	七三九枚	被服類	三、三二五行李
慰問品	九、〇三二袋		

區直接配給（罹災民各個人に）は、九月四日より十月三十日までに、

米	二六六俵	味噌	三樽
醬油	九樽	漬物	四一〃
野菜	五俵		

其他の恤救品

蒲團	一三、三九九枚	毛布	五、九〇五枚
慰問品	一〇二袋		

十一月一日一般の配給を打切り、爾後は要救助者に對し區より直接に配給する事とし、區役所、中和小學校跡、茅場小學校跡、本横小學校跡、外手小學校跡、小梅小學校跡、横川小學校跡、業平小學校跡の八ヶ所に配給所を設け之を實施したり、十一月廿日までの配給數量を擧ぐ。

米	一、八五九俵	味噌	三五九樽
醬油	五四九樽	漬物	八一九樽

其他の救恤品

毛布類	三、七二五枚	被服類	五七、六四一枚

是より先十月廿二日市長より救助範圍縮小の通牒あり。

非發第四五號

大正十二年十月二十二日

東京市長　永田秀次郎

救助範圍ノ縮小ニ關スル件通牒

要救助資格ノ調査並ニ之カ救助方法ニ關シテハ、從來屢々通牒致置候處、夫々受救者ノ減少ヲ計ル事ニ努力セラレシ結果、去十一月ノ救助人員ニ比シ、約拾萬人ノ減少ヲ見タルモ、尚未タ總數五拾萬人ヲ縮ニ、罹災現住人口ノ約六割ヲ占ムルハ、猶深ク考慮ヲ要スル事實ト被存候、就テハ爾今左ノ要項ニ依リ鋭意救助範圍ヲ縮小セラル、樣御取計相成度候、

救助範圍縮小ノ要項

一、從來ノ食糧品無償配付ハ、來ル三十日ヲ以テ一旦打切ルコトトシ、其以後ニ於テハ次項ニヨリ調査シタル要救助者ニ限リ給與ヲ行フ事、

一、要救助者ノ認定ハ、大要左ノ要領ニ依ル事。

罹災者中

1、鰥寡孤獨ノ者ニシテ扶養ヲ受クル見込ナキ者。

2、一家ノ働キ手ニ傷病等ノ事故アルカ容易ニ收入ヲ得ル見込ナキ家庭。

3、罹災ノ爲メ一家ヲ支フルニ足ル收入ヲ得ル事能ハサル家庭ニ於ケル滿十五歳以下ノ小兒及六十歳以上ノ老人姙婦及傷病者。

4、其他區ニ於テ救助ノ要アリト認ムル者アルトキハ、嚴重ニ其事情ヲ調査シ、救助期間ノ長キニ渉ラサル樣常ニ注意スル事。

三、前項ノ救助資格調査ハ原則トシテ當人ノ願出ヲ待チ之ヲ行フ事。

四、右ノ要救助者ニ就キテハ、左記「カード」ニ記載整理シ、爾後要救助狀態ノ變動ヲ明確ニシテ置ク事。

五、前項ノ整理狀況ハ、當分一週毎ニ—毎火曜日ニ前週分—本市ニ報告スル事

六、別表「カード」樣式中備考欄ニハ、衣類寢具類及主ナル炊事用具ノ既配給數ヲ記入シ、尚今後配給スル場合ニハ、其ノ都度漏レナク之ヲ記入スル事。

要救助者調査票　　月　　日調査

現住所	區　町　丁目　番地	世帯一日收入		資産
震災當時住所	區　町　丁目　番地	世帯主ノ氏名		

世帯人員狀態

世帯地位	體　性	年齢	災前職業	現職業	健否

備考	
救恤開始月日	
同終了月日	

臨時配給傳票

月　日調査	調査員	氏名印	
現住所	町　番地	世帯主ノ氏名	何誰
品目	數量	月日	認印
衣類			
毛布			
寢具			
其他			

要救助者調査票　月　日調査

現住所	町　丁目番地	世帶一日收入	資産			
震災當時原籍	區　町　丁目番地	世帶主ノ氏名				
世帶人員狀態	氏名	世帶地位	年齡	健否	職業	摘要（收入其他）
備考欄	月　日					

調査員氏名印

調査の結果、要救助者は十三年一月廿八日現在一、七八七戶四、二五三人、十三年二月十五日現在戶數二五、七八六戶、人口一一三、六一八人中、一、六七九戶、七、四五九人ありたり。

（C）給水　水道は區內一般に震災と共に杜絕したるを以て、市水道課派遣の撒水自動車及區直傭の自働車、馬車にて、初めは丸の內より、次は濱町河岸より飲料水を運搬し、之を各方面に給水したるが、距離遠く、供給不十分なるため、區は國技館內の鑿井を修理し、之に石油發動機を備附けて共井水を利用し、新に全區に給水するを得たり、九月十二日より十一月廿日廢止までの狀況左の如し。

種目	自九月十二日至十一月二十一日延數	一日平均數	備考
水道課係員	四八〇人	六人七六强	
區役所係員	三〇六〃	五人三一〃	
人夫	二、〇九六〃	二九人五二〃	
自働車	六三八臺	八臺九八	
馬車	三四三〃	四臺八三	
水船	六隻	二隻〇〇	
給水量	二八、五〇八石	七三〇石九八	
給水箇所	二、九九八ケ所		四二ケ所向島方面ヲ始メ

（D）配給品　區內に於て大正十三年三月一日までに配給したる物價總計左の如し。

本所區役所配給品受拂數量月別調（十三年三月一日現在）

品名	受入總數		拂出 九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計	殘高
白米	二〇、二四五、〇四四	有償	一七四	一七	―	―	―	―	―	一九一	六二、三六六
		無償	三五、一三一	二一、六二三	三、〇四一、三八六	一、二三五、〇三四	三九五、三六六	八三〇、二三〇	五〇一	二〇、四四九、二〇八	
玄米	三、八九〇	有償	九	―	―	―	―	―	―	九	〃
		無償	三、一六〇	七〇七	一三	一	―	―	―	三、八九一	
外米	四九四	有償	―	―	―	―	―	―	―	―	〃
		無償	二七九	二一五	―	―	―	―	―	四九四	
醤油	五、〇一三	有償	七	―	―	―	―	―	―	七	〃
		無償	一、六八一	一、三九一	八〇四	四七一	二八	三〇	一六	五、一二三	
味噌	四、九三五	有償	―	―	―	―	―	―	―	―	〃
		無償	二、一〇八	一、八四六	四八	一二三	二二	二三三	一六四	五、〇四一	
鹽	三八四	有償	―	―	―	―	―	―	―	―	〃
		無償	九五	二〇八	二九	五三	一八	四	八	三八四	
木炭	二八、九三〇	有償	―	―	―	―	―	―	―	三七、七三三	〃
		無償	三、六八四	五、一〇三	四、九一三	五、三三三	四、六一〇	三、三四九	七、六五一	三三、八三一	內三、九二一俵ハ四、五月記載
薪	三九、一八二	有償	―	―	―	―	―	―	―	二、九二一	三三〇
		無償	二八	一八、三〇八	二一、〇〇七	六、一八七	一、五三三	一、五七〇	三六〇	三九、〇六一	
毛布	三三、二三〇	有償	―	―	―	―	―	―	―	―	四〇
		無償	―	三、九〇五	一〇、三三一	三、三一七	―	四〇七	二、一八〇	三三、二二〇	
蒲團	四五、〇八四	有償	―	―	―	―	―	―	―	―	一三七 一〇九
		無償	―	七、四九九	一七、〇九三	一四、九九七	一、〇〇八	一、四〇四	六七〇	四四、九九一	內十八枚ハ憲兵隊ヨリ差入
合計	―		―	―	―	―	―	―	―	―	

（參照）

月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
罹災者數	九月一日 二七七、一七八	―	二月末日 六四、一〇六	―	―	―
避難者及ビ轉住者數	六二、六八三	八八、六六一	九八、三五七	一〇七、四三八	一二四、三五九	一三〇、二七〇
要救助者數	六〇、〇七三	八六、七三二	三八、四三三	九、八八五	四、七〇八	―
震災前戶數	六〇、〇〇〇戶	―	―	―	―	―
同人口	二六二、一〇〇人	―	―	―	―	―
非罹災者數	三、九二八	―	―	―	―	―

品名	數量	代價	取立金額	取立未濟金額	市へ納入金額	納入未濟額	備考
白米	三二・八三石	一、三七八・六四	一、三七八・六四	―	一、三七八・六四	―	本調査ハ三月十五日現在
玄米	六・二〇	一二六・八〇	一二六・八〇	―	一二六・八〇	―	
醤油	七樽	五二・五〇	五二・五〇	―	五二・五〇	―	
澤庵	三樽	二〇・〇〇	二〇・〇〇	―	二〇・〇〇	―	
計	―	一、五七七・九四	一、五七七・九四	―	一、五七七・九四	―	

物資受拂集計表（自大正十二年九月四日至同十三年三月三十一日）

品目	事務局ヨリ受	市ヨリ受	拂出 救助直接	販賣直接	廢棄	減損	計	差引殘
白米	二四、三六四	五〇〇	二四、三七三 二〇八	一〇〇	五四	二九七	二四、八二四 二〇八	三九、七九二
味噌	四、五三三	五一七	五、〇五一	―	―	―	―	―
醤油	四、三五〇	七八〇	五、一二三	七	―	―	―	―
澤庵	二、三〇六	四九〇	二、七八一	三	一三	―	二、七九六	―
食鹽	三八四	―	三八四	―	―	―	―	―
魚類	七六四	―	七六四	―	―	―	―	―
罐詰	一、二七二	―	一、二七二	―	―	―	―	―
卵	四四	―	二六	―	一八	―	―	―
澱粉	三四八	―	三四八	―	―	―	―	―
甘藷	二、三八二	―	二、三六七	―	一五	―	二、三八二	―
馬鈴薯	四、三八九	―	四、三七二	―	一七	―	四、三八九	―
野菜	一、八七八	―	一、四六九	―	四〇九	―	一、八七八	―

豆類	二九	—	二九	—	—	—	—	—
ミルク	四一	—	四一	—	—	—	—	—
食料雜品	八、〇六九	—	七、九〇七	—	—	二九	七、九三六	一三三
ブラシ	四、三一六	四〇、七八四	四四、九九一	—	—	—	—	一〇九
漬物	二、一三三	一〇〇	二、二二三	—	一〇	—	二、二三三	—
毛布	三、二八〇	—	三、二四〇	—	—	—	—	四〇
反物	—	二、九二四	二、九二四	—	—	—	—	—
被服	一四三、五六五	—	一四三、四九一	—	—	—	—	七四
慰問品	一〇、五四四	四五	一〇、五八九	—	—	—	—	—
木炭	一八、一五三	一七、六二九	三四、八二一	—	—	—	—	九六一
薪	三二、五三三	六、七五〇	三九、〇五三	—	—	—	—	二三〇
繩	三八、四三〇	—	三四、八九八	—	三、五〇〇	—	三八、三九八	三二
莚	四四、三四五	—	四三、六五六	—	—	—	—	六八九
雜品	四五、〇七六	—	四四、六一二	—	三四	—	四四、六四六	四三〇
梅干	一、六八〇	—	一、六七八	—	—	—	—	二
麥	二七	—	—	—	—	—	—	二七

備考　米ノ受高二四、三六四俵ノ內、一五〇俵ハ直接三井ヨリ寄贈分、拂出高二四、五七三俵二〇八ノ內麥二七俵ヲ含ム、救助トシテ拂出シタルニアラズ麥ノ綱ニ操替整理シタルニ過ギズ。

差引殘高三九俵一斗九升二合ト各町會ヨリ配給殘高二六俵七升四合ノ戾入分ヲ加算六五俵二斗六升六合ハ實際ノ現在殘高ナリ。

澤庵二、三〇六ノ內直接買入一二一ヲ含ム。

梅干一六八〇ノ內直接買入二〇〇ヲ含ム。

〔附〕

本所區役所罹災救助基金支出額（大正十三年三月一日現在）

	配付豫算額	支出額	殘額	備考
避難所費	二二、一四五・二七〇 円	二二、一四一・五四〇 円	三・七三〇 円	人夫賃雜費（支出未濟額 人夫賃三千百十五圓四十二錢 雜費六百五十圓）
食料費	三二、六九九・〇〇〇	三二、六一五・七九〇	八三・二一〇	人夫賃運搬費（支出未濟額 人夫賃七千五百四十一圓八十八錢 運搬費一萬七百三十二圓四十錢）
被服費	一、三五〇・〇〇〇	一、三五〇・〇〇〇	—	運搬人夫車輛賃
計	四四、一九八・〇〇〇	四四、一一一・〇六〇	八六・九四〇	支出未濟額 合計二萬二千二十八圓七十錢

第二目　救療

震災の爲め家屋に壓せられて生じたる傷病者を救療するの暇なく、續く火災に逃げ損ねて火傷を負へるもの數萬人、而も其の當時は救護の手を盡すべき見込なく、空しく不幸なる人々の苦惱を目のあたりに見るばかりなりしが、二日早朝杉山主事は被服廠跡に至り、傷病者の巨多なるに驚愕し、之を救護せんと欲して、市の赤十字社に救護班の派遣を申請せしも意に任せず、漸くにして救援軍隊の救療班來りて活動するに至りたり。

(1)千葉衛戍病院救護班　軍醫官一名看護卒三名を以て組織し、九月四日藤代町河岸に著し、同所鐵道會議所の兩國驛倉庫に於て、三日間に外傷三七〇人を救療し、六日歸任す、災後最初の救護班なりしため、診療の外、一般患者に慰安を與へたる事甚大なりき、此外軍隊は、押上方面業平方面に活動し、傷病者の收容を行ひ、之を龜戸方面の救療所に送りたるもの數千あり。

(2)群馬縣救護班　衛生課長一名、警部一名、巡査部長二名、巡査三名、醫員二名、藥劑士一名、看護婦三名、人夫一名を以て組織し、九月五日藤代町金物會社着、五日間に內科五〇〇名、外傷二、〇〇〇名を救療し、九日歸國す。

(3)近衛師團療養所　醫師一名藥劑師一名、看護卒三名を以て救護班を組織し、九月六日國技館着、八日間に內科一、〇〇〇名、外傷一、六〇〇名を治療し、十三日歸任す。

(4)石川縣救護班　衛生課長一名、醫師一名、巡査部長一名、巡査一名、看護婦四名を以て組織し、九月六日午後六時牛島小學校に救護所を置き七日より十三日まで七日間、二組に分れて向島及寺島警察署管內を巡回診療し、十四日發歸國す。

(5)金澤醫科大學救護班　醫學博士一名、醫師一名、藥劑士一名、事務員一名、看護婦十一名、人夫十一名を以て組織し、九月六日午後六時牛島尋常小學校着、七日より十五日まで九日間に、入院患者八十四名外來患者七百六十八名を診療し、十七日出發す。

(6)福井縣救護班　醫師三名、藥劑士一名、警部一名、巡査二名、看護婦二名、人夫二名を以て組織し、九月十日藤代河岸金物會社着、群馬班の後を承け、六日間に內科九百名、外傷二千名を救療し、十五日出發歸國す。

(7)福島縣救護班　醫師一名、藥劑士一名、事務員一名、人夫四名を以て組織し、九月十日著、藤代河岸東京電燈會社內に於て八日間に內科五百名、外傷二千名を診療し、十七日出發歸國す。

(8)愛知醫科大學救護班　(I)班、博士二名、醫師四名、書記一名、小使一名、(II)班醫師三名、藥劑士一名、書記一名、(III)班、博士一名、醫師五名、書記一名、小使一名、(IV)班、博士一名、醫師四名、藥劑士二名の四箇班なり、一班二班は九月十四日着十八日出發、三班は十七日着二十四日出發、四班は二十三日着、二十七日出發す、牛島小學校內外巡廻診療し、入院患者七〇名、外來患者一、八二六名を救療す。

(9)警視廳救療班第四十二第四十三　共に醫師二名、看護婦二名、書記一名を以て組織し、相生町警察署內に於て、九月十五日より十一月五日まで延人員六千九百名を診療す。

(10)警視廳救療班第三十八第三十九第五十七　第五十七班は醫師二名看護婦二名、助手二名、第三十八班第四十九班は醫師四名、看護婦四名、書記一名を以て組織し、牛島小學校內に於て救療す、第五十七班は九月十六日より十一月三十日まで、第三十八班第四十九班は十月二十日より十一月三十日まで從事し、內五十七班は柳島元町一六四に出張したり、患者延人員內科二千三百名、外傷九千五百名。

第三目　罹災證明

罹災證明書發行は、無料診療又は交通上の便宜のため請求に應じ、九月五日より開始し、初は四五十名なりしも、逐日增加して十日頃より新宿驛に於て證明書なきものゝ無賃乘車を拒絕したるより、請求者頓に增加し、日に千名を超えたり、十五日より鐵道省日本郵船會社罹災證明書所持者に限り九月末日まで無賃乘車を許可する旨公告し、十八日市內電車亦之に倣ひ、遂に一日四千枚を發行するに至る、乘車特典は九月限りなりしも、其他に要する罹災證明は其後も引續き發行せり。

九月中罹災證書二七、〇〇〇　罹災民證明書二〇、〇〇〇

第三項　死體收容

死體處置に關し、十二年九月三日吉田助役より左の通牒あり。

號外

大正十二年九月三日　東京市助役　吉田茂

本所區長稲島幸次郎殿

屍體ノ處置ニ關スル件通牒

罹災者ノ屍體收容ニ關シテハ、曩ニ通牒ノ次第モ有之候處、警察署ニ於テ人繰ノ都合有之、屍體收容ノ際一々立會不能ノ場合モ可有之ニ付、區ニ於テ發見若シクハ收容方通知ヲ受ケタル場合ハ、直ニ豫定ノ場所ニ收容シ、取纏メ一日一回檢案ヲ受ケ、取扱上萬遺漏ナキヲ期セラレ度、尙屍體收容所及收容人員ハ時

ヲ報告相成度候也。

追而、棺桶ハ現品ヲ以テ交付可致、若シ間ニ合ハサル場合ハ、適當ノ方法ニ依ラレ度、火葬場ハ最寄ノ既設火葬場ニ依賴スルノ外、左記ノ町便宜場所ニ送附相成度候。

記

平久町、芝浦、第三臺場

（樣形）

第何號

送附狀

住　所
發見場所　　年齡　　歲
衣　服
特　徵
男女別

右送附候也

大正十二年九月日　　發送場所
取扱者

同日馬渡助役より左の告示を通牒し來る。

東京市告示號外

今回ノ震災及火災ノ爲生シタル屍體ハ、所定ノ場所ニ收容シ、本月五日迄之レヲ保存ス、若シ引取人ナキ場合ハ區長ヲシテ便宜火葬ニ附セシム

大正十二年九月三日　東京市長　永田秀次郎

其後九月六日河川の屍體取扱方に關し、九日屍體送附に關し、二十七日屍體處置に關し、二十一日遺骨に關し、十一月二十四日死體處分費に關して通牒あり。

收容は、九月五日

屍體收容ニ關スル件報告

九月五日

一、收容開始月日　九月五日
一、收容屍體數　四八、八二一
一、屆出數　一、五六六
一、關係吏員延數　五九〇
一、同　人夫延數　三、九九五

右報告也

十月三十日　衞生道路掛長

庶務係長殿

を初めとして、五日より二十日まで警察署員と立會ひて檢視し、燒却を行ひたるが、夏日に際するより死屍腐爛し、臭氣眩暈を感ぜしむる程なるにも屈せず、之を整理して燒却を敢行したり。

屍體收容總數　四八、八二一人　吏員延員數　五九六人
人夫延員數　三、九九五〃　外ニ國粹會應援團總員數　七五〇〃
雜費二三、六六一圓（燒却用燃料ハ市ヨリ供給ヲ受ケタレハ算入セズ）

此の遺骨は全部被服廠跡に纒め、同所に納骨堂を建立して納む。九月二十一日同所に於て區主催の追弔大法要を執行し、其より十月十八日市主催法會までの間、殃死者關係人よりの求めに應じ、遺骨の分與を行ひ、十八日より事務を市公園課に引繼けり。

分骨數　男五、七三二人、女四、七三一人、計一〇、四六三人

第四項　建築援助

區內のバラック住宅は郡部隣接地及兩國橋附近より始まり、漸次中央區域に及び、九月中建築したるもの五、七一二戶、十月一〇、三四八戶なるが、市販賣の建築用材購買に對し、證明を與へたるもの

第一回材販賣　九月十八日受付開始、十月十五日締切、實需者四三四人、配給數量二四、七〇六石

第二回配給　各町會に依囑して申込及證明書の交付方を取纒め、左の如く取扱ふ（十月二十五日より十月三十一日迄）

申込受付七九團體四二〇人、木材配給一、六九六石、亞鉛引板一〇、〇二八枚

第三回配給　十一月一日より二十五日まで行ふ筈なりしも、一日三日五日の三日を以て豫定數に達し、締切をなしたり。

申込受付二、二七七人、木材配給一〇二、二九〇石、亞鉛板四四、一〇〇枚、洋釘五九八八樽

〔附〕

本所深川工業復興會

霜島本所（幸次郎）川部深川（爽介）兩區長斡旋し、大正十二年九月二十四日丸の內日本工業倶樂部に各工場主を會し、本所深川工業復興會を組織し、委員長一名委員十名を選任し、直に活動を開始し、十月四日日本工業倶樂部に總務を開き、委員二名を增員し、差寄り臨時震災救護事務局より工場バラック用木材一萬石トタン板一萬五千餘枚の拂下配給を受け、十月十一月中六千石（約九千坪建設分）を二百五十名に供給せり。

第五項　教育施設

區の小學校は、災後十二年十月十五日を以て授業を開始し、他の燒失區と同じく、最初は天幕若くは露天教授を爲し、尋でバラック校舍を建設せり。

バラック校舍は三期に分ちて建築し、第一期に

明德、本所、外手、横川、綠　十二年十二月十四日
江東、高等、中和、二葉　〃　〃　二日
柳島、柳元、業平、茅場、本横　〃　十一月三十日

第二期に、

江東、中和、外手、柳元　十三年一月十四日
業平、横川、綠　〃　〃　八日
茅場、本横、二葉　〃　〃　十二日

第三期に、

江東　十三年三月卅一日
小梅、横川、本横、本所　〃　〃　〃
柳島、二葉、高等、中和、茅場　〃　〃　七日
綠　〃　〃　十三日
小梅、外手　〃　〃　八日

成る兒童數は、十二年十月廿五日現在の如く、災害に比すれば一九、九九〇名の減少を見る。

學校	現在兒童數	災前兒童數
中和	四二二	二、〇一八
本所	三八八	一、九二二
本横	五八〇	二、二〇〇
明德	三九六	一、五五五
柳島	四四六	一、七五六
高等	八八〇	二、二〇七
柳元	八〇四	一、五二九
綠	一九八	一、四五一
二葉	一二四	一、六〇七
業平	六七八	一、六二〇
横川	四八〇	一、五四二
江東	四〇三	二、三五六
茅場	五四八	一、七〇三
外手	二三七	二、一四六
小梅	五〇二	一、四六四
計	七、〇八六	二七、〇七六

第六項　保健施設

震災のため塵芥取扱を始め、運搬車器具類も悉く燒失し、各種の人夫何れも罹災避難したるため出勤者少く、殆ど作業機關滅盡の姿にて

十分に能率を擧ぐる能はず、災後塵芥大掃除に當りたるは、取締人夫一八名、掃除人夫九四四名、濱路掃除人夫九〇名、手車二八輛一六八回塵芥量一九、四四〇貫にして、内七千六百八十貫は莚製擠荷を以て搬出し、共に便宜處分として燒却す、又下水浚渫は、取締三一名浚渫人夫五五三名。上掃除人夫一八〇名計七六五名、手車五〇輛二八回を以て之に當り、大下水九五〇間、地先下水一、五〇〇間、境界下水三四、五六〇間、横切下水四二〇間、計三七、四三〇間を浚渫したり。

第十六款　深川區

第一項　臨時事務分掌

深川區役所に在りては、變災に際し、臨時事務を左の如く分掌す。

一、庶　務　主任野崎
　1、庶務　佐藤（義）外五名
　2、受付　井上（民）六名
　3、統計　布施外四名
　4、案內　田村外一名
二、配　給　主任吉田
　1、支出　吉田外四名
　2、收入　増田外十一名
三、給　水　主任榛原
　掛員　上野外八名
四、宣　傳　主任矢部
　掛員　村松外十一名
五、衞　生　主任伊藤
　掛員　畑田外十四名
六、戶籍及相談所　主任西田
　戶籍　寺島
　證明等　藤井外十四名
七、會　計　主任大岡
　掛員　佐久間外七名

第二項　救　護

第一目　物資配給

區の物資配給は、

配給
　食料品其他……
　　第一期警察（自大正十二年九月三日至同二十日）
　　第二期團體（自大正十二年九月二十一日至同十月三十一日）
　　第三期直接（自大正十二年十一月一日至十三年三月三十一日）
　寄贈品其他……團體・直接（自大正十二年九月二十一日至十三年三月三十一日）
　給水…………直接（自大正十二年九月八日至同十二月三十日）
配給所
　清住町岩崎別邸內（自大正十二年九月三日至十三年一月十七日）
　靈岸町舊役所跡（自大正十三年一月十八日至同三月三十一日）

にして、配給したる物資額は、左の如し。

自大正十二年九月三日至大正十三年三月三十一日　物資受拂狀況

品目	單位	受入						拂出									殘高
		事務局ヨリ	府ヨリ	市ヨリ	徵發買入	寄贈	計	救助		販賣		廢棄	紛失	減損	返戻	計	
								直接	其他	直接	其他						
白米	俵	一五、八九八	—	三、三二八	—	一〇〇	一九、三二六	一八、三五六	三二〇	一〇七	—	一六八	—	—	—	一八、九五一	三七五
玄米	俵	一、四〇一	—	四、〇三三	—	—	五、四三四	一、二〇八	四、二一二	—	—	一四	—	—	—	五、四三四	〇
外米	〃	二三七	—	一三二	—	五〇	四一九	四一七	—	—	—	二	—	—	—	四一九	〇
味噌	樽	二、六四六	—	六〇〇	—	一五	三、二六一	三、一二四	一三六	—	—	—	—	—	—	三、二六〇	一
醬油	〃	三、二九〇	—	三五一	—	二	三、六四三	三、三二八	三一五	—	—	—	—	—	—	三、六四三	〇
漬物	〃	四、四七五	—	六五五	—	一	五、一三一	四、九八八	三三	—	—	一一〇	—	—	—	五、一三一	〇
馬鈴薯	俵	五、〇六八	—	三、八二九	—	四二	八、九三九	八、五二八	一一四	—	—	二九七	—	—	—	八、九三九	〇
甘藷	〃	二、〇四三	三	七六六	—	二七	二、八三九	一、〇四四	一、七九五	—	—	—	—	—	—	二、八三九	〇
雜野菜	〃	四四五	一七三	一二〇	—	一〇	七四八	四一三	三三五	—	—	—	—	—	—	七四八	〇
茶	箱	—	—	三	—	—	三	三	—	—	—	—	—	—	—	三	〇
食鹽	〃	四三七	—	五一	—	三	四九一	四六三	二八	—	—	—	—	—	—	四九一	〇
罐詰	〃	二六五	—	二九一	—	八三五	一、三九一	四九四	八九七	—	—	—	—	—	—	一、三九一	〇
パン類	〃	五七二	—	二七八	—	一〇	八六〇	七六一	九六	—	—	三	—	—	—	八六〇	〇
澱粉	袋	二一〇	—	—	—	—	二一〇	一〇五	一〇五	—	—	—	—	—	—	二一〇	〇
砂糖	箱	三	—	—	—	—	三	—	三	—	—	—	—	—	—	三	〇
餅	〃	八三	—	九	—	一五	一〇七	五六	五一	—	—	—	—	—	—	一〇七	〇
	枚	—	—	四、九八五	—	—	四、九八五	四、九八五	—	—	—	—	—	—	—	四、九八五	〇
梅	箱	一	—	一〇	—	—	一一	一一	—	—	—	—	—	—	—	一一	〇
鷄卵	〃	二三	—	一〇	—	—	三三	—	三三	—	—	—	—	—	—	三三	〇
鹽鮭	〃	三二六	—	五〇	—	—	三七六	三四〇	三六	—	—	—	—	—	—	三七六	〇
鮭干鱈	俵	一四一	—	二〇	—	—	一六一	八五	七六	—	—	—	—	—	—	一六一	〇
ヒヂキワカメ	〃	—	—	九	—	—	九	九	—	—	—	—	—	—	—	九	〇
鰊	〃	二五一	—	三〇	—	—	二八一	二七〇	一一	—	—	—	—	—	—	二八一	〇
若干	箱	一五	—	八〇	—	—	九五	九五	—	—	—	—	—	—	—	九五	〇
干瓢	俵	二二	—	一六〇	—	—	一八二	一八二	—	—	—	—	—	—	—	一八二	〇
麵類	箱	四〇八	—	二六九	—	—	六七七	六七七	—	—	—	—	—	—	—	六七七	〇
炎米	〃	二	—	—	—	—	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	〇
煉乳	〃	二〇	—	三〇	—	—	五〇	三〇	二〇	—	—	—	—	—	—	五〇	〇
牛乳	本	—	—	—	—	三四〇	三四〇	三四〇	—	—	—	—	—	—	—	三四〇	〇
レモン	箱	三〇	—	—	—	—	三〇	二八	二	—	—	—	—	—	—	三〇	〇

薬	箱	—	—	七	—	一五	二二	二二	—	—	—	—	—	—	—	二二	〇
氷	車	五	—	—	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	〇
電氣水	箱	—	—	四〇	—	—	四〇	四〇	—	—	—	—	—	—	—	四〇	〇
菓子	〃	—	—	一〇	—	—	一〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	一〇	〇
葡萄	〃	—	—	五	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	〇
蠟燭	〃	三六八	—	八	—	—	三七六	三七六	—	—	—	—	—	—	—	三七六	〇
箒	把	—	—	一	—	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	〇
湯風呂	個	—	—	一五	—	—	一五	一五	—	—	—	—	—	—	—	一五	〇
洗面器	巴	—	—	一	—	一	二	二	—	—	—	—	—	—	—	二	〇
簀	枚	—	—	二〇	—	—	二〇	二〇	—	—	—	—	—	—	—	二〇	〇
鍋	個	四四四	—	一四、〇三〇	—	—	一四、四七四	一四、四七四	—	—	—	—	—	—	—	一四、四七四	〇
コンロ及附屬品	〃	一、二〇〇	—	一五	—	—	一、二一五	一、二一一	—	—	—	四	—	—	—	一、二一五	〇
釘	樽	—	—	二〇	—	—	二〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	〇
繩	把	二、九五六	—	二四九	—	—	三、二〇五	三、二〇五	—	—	—	—	—	—	—	三、二〇五	〇
履物	包	二〇六	—	三〇	—	五	二四一	二四一	—	—	—	—	—	—	—	二四一	〇
杓子	〃	—	—	—	—	一	一	一	—	—	—	—	—	—	—	一	〇
擂鉢	〃	—	—	—	—	五	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	〇
擂小木	本	—	—	—	—	二〇	二〇	二〇	—	—	—	—	—	—	—	二〇	〇
飯櫃	包	—	—	—	—	五	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	〇
釜	個	七九	—	—	—	—	七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七九
バケツ	〃	六〇〇	—	二、九三三	—	—	三、五三三	三、五三三	—	—	—	—	—	—	—	三、五三三	〇
雜品	箱	二四六	—	五	—	—	二五一	二五一	—	—	—	—	—	—	—	二五一	〇
茶碗其他	個	四八	—	八〇	—	—	一二八	一二八	—	—	—	—	—	—	—	一二八	〇
紙類	〃	一二四	—	九	—	四	一三七	一三七	—	—	—	—	—	—	—	一三七	〇
空樽	個	二六八	—	—	—	一〇	二七八	二五四	—	—	—	二四	—	—	—	二七八	〇
莚アンペラ	枚	一五、九七四	—	九、〇六〇	—	—	二五、〇三四	二二、八六四	二、一七〇	—	—	—	—	—	—	二五、〇三四	〇
燐寸	箱	一	—	二	—	一	四	三	一	—	—	—	—	—	—	四	〇
傘	包	一	—	二	—	一	四	四	—	—	—	—	—	—	—	四	〇

石鹸	箱	四〇	—	—	—	—	四〇	二	三八	—	—	—	—	—	—	四〇	〇
天秤棒	本	七	—	—	—	—	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七
薪	把	一〇、四五三	—	二一、八五七	—	一、二〇〇	三三、五一〇	三三、五一〇	—	—	—	—	—	—	—	三三、五一〇	〇
木炭	俵	一七、〇九三	—	九、八八九	—	二〇〇	二七、一八二	二四、四七四	二	—	—	—	—	—	—	二四、四七六	二、七〇六
毛布	個	五五三	—	四三五	—	二七	一、〇一五	六二七	三八八	—	—	—	—	—	—	一、〇一五	〇
衣類雜品	〃	一、六三六	—	二、三四五	—	二五三	四、二三四	四、二三四	—	—	—	—	—	—	—	四、二三四	〇
慰問品	〃	四、二〇四	—	七三六	—	一六七	五、一〇七	四、八五四	一二七	—	—	一二六	—	—	—	五、一〇七	〇
蒲團	〃	五三三	—	九一	—	—	六二四	六二四	—	—	—	—	—	—	—	六二四	〇
雜穀類	俵	一六一	—	—	—	—	一六一	一六一	—	—	—	—	—	—	—	一六一	〇
鐵器	個	一〇〇	—	—	—	—	一〇〇	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇	〇
鍋蓋	〃	—	—	一四、〇〇〇	—	—	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一四、〇〇〇	〇
毛製シャツ	組	五	—	—	—	—	五	五	—	—	—	—	—	—	—	五	〇
綿ネル襦袢	〃	—	—	—	—	二四三	二四三	二四三	—	—	—	—	—	—	—	二四三	〇
切手(一錢五厘)	貫	—	—	二〇〇	—	—	二〇〇	二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二〇〇	〇
蒲團	枚	—	—	三五、九四七	—	—	三五、九四七	三五、七三二	—	—	—	—	—	—	二一五	三五、九四七	〇
晒木綿	反	—	—	二、八七五	—	—	二、八七五	二、八七五	—	—	—	—	—	—	—	二、八七五	〇
綿ネル	〃	—	—	三、六五〇	—	—	三、六五〇	三、六五〇	—	—	—	—	—	—	—	三、六五〇	〇
反物裏表地	〃	—	—	一一、五〇〇	—	—	一一、五〇〇	一一、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一一、五〇〇	〇
小袖綿	匁	—	—	二八七、五〇〇	—	—	二八七、五〇〇	二八七、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	二八七、五〇〇	〇
縫糸	〃	—	—	三四、五〇〇	—	—	三四、五〇〇	三四、五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三四、五〇〇	〇
縫針	本	—	—	一七、二五〇	—	—	一七、二五〇	一七、二五〇	—	—	—	—	—	—	—	一七、二五〇	〇

備考

一、受入中市ヨリノ欄ニ於テ味噌二〇樽、醬油六〇樽、漬物四七樽、ハ在倉品調査ノ結果增加セルモノヲ包含記載セリ。

增加ノ理由(大正十三年二月十四日在倉庫品調査)

味噌受入ハ大正十二年九月五日ニ始マリ、在庫品調査ノ日迄ニ三千二百四十三樽、拂出三千二百十八樽ニシテ此レニ對スル二〇樽ノ增ハ一〇〇ニ對スル〇・六二ノ歩合ナリ、此レ等ハ配給ノ際樽內ニ附着セルモノヲ始末シタル結果ニ依ル。

醬油受入三千五百八十三樽、拂出三千五百七十七樽ニ對シ六〇樽ノ增ハ拂出一〇〇ニ對シ一・六七ノ歩合ナリ。此等ハ大樽ヲ以テ配給セルニ多少ノ殘(附着セルモノ)ハ小樽ニ詰換ヘタル結果ナリ。

漬物受入五千七十四樽、拂出五千六十一樽ニシテ拂出一〇〇ニ對シ〇・九二ノ歩合ニシテ前項ニ同ジ。

二、拂出中廢棄欄ニ於テ白米百六十八俵、玄米十四俵、外米二俵、及慰問品

（白米）百三十六俵ハ腐濡米ニシテ拂下セルモノヲ記載セリ。

同欄ニ於テ空樽二十四個ハ配給困難ナルヲ以テ會計掛ニ引繼キ拂下セラレタルモノナリ。

因に、配給所に於て使用したる舟車人夫は、傳馬船二八、自動車二七〇、荷馬車五、人夫六、六七八、賃金傳馬船四百二十圓、自動車九千六百七十七圓、荷馬車四十圓、人夫一萬八千五十三圓廿八錢なりとす。

（二）食料品其他配給　九月三日より同二十日までは、各警察署の手を假りて配給したり、例へば

九月五日

一、罹災者現在數　約四萬人（五日午前十時調）

二、食糧及副食物受領高

イ、小牛罐一一、〇〇〇個、福神漬一、一〇〇個、食鹽三〇〇個（陸軍糧秣廠ヨリ受）

ロ、玄米三〇俵（東京市社會局ヨリ）玄米四〇〇俵、東神倉庫在庫農商務省米）、白米一〇〇俵（大阪府寄贈米、東京市ヨリ受領）計五三〇俵。

三、寄贈品

イ、牛罐大（二十個入）九十箱、乾麵麭十箱（六十束入）十箱、（關東戒嚴司令部ヨリ受領）

ロ、飲料水（葛西村青年團桑川新田分團ヨリ受領、直ニ岩崎別邸避難所ニ配給ス）

四、食糧品其他ノ配給高

配給先	小牛罐	福神漬	食鹽	玄米	白米
西平野警察署管內分同署渡	三、六〇〇ヶ	五八〇ヶ	一〇〇ヶ	一四〇俵	—俵
洲崎警察署管內分同署渡	三、七〇〇	三六〇	一〇〇	一六〇	三〇
扇橋警察署管內分同署渡	三、七〇〇	三六〇	一〇〇	三〇	—

五、飲料水　市ヨリ撒水自働者ニテ三回受領、岩崎別邸內避難者ヘ配給。

米ノ供給扇橋署管內ニ薄ク、飲料水ノ配給岩崎別邸內避難所ノミナルハ、陸上ノ運搬全然不能ナルト船舶及人夫ノ傭上ゲ意ノ如クナラザル結果ナリトス。

九月十日

一、罹災者現在數　約三二、九〇〇人

二、食糧及副食物受領高　玄米三五〇俵（東神倉庫在庫米受領）

三、寄贈品　餅三〇箱、澤庵一樽、古衣類一把（帝國在鄉軍人會本鄉支部）古外套一〇〇枚、古シャツ、ヅボン下四五〇枚、古靴二五〇足（步兵第三聯隊）古衣類雜品一五四點（陸軍大臣官房）玄米七〇俵、白米三俵、甘諸一〇〇俵、野菜三〇俵、漬物五樽、鹽二〇俵、味噌七樽、醬油小一〇〇樽（千葉縣恤救品、龜戶配給部ヨリ分配）

四、食糧品其他配給

配給先	平野署管內分同署渡	洲崎署管內同署渡	扇橋署管內同署渡	計
玄米	一三〇	—	一二〇	二五〇俵
白米	—	—	三	三〃
餅	三〇	—	—	三〇箱
澤庵	二	—	—	二樽
古衣類	一	—	—	一包
甘諸	三一	—	一二三	一五四俵
野菜	一	—	三三	三四把
漬物	一	—	七	八樽
鹽	—	—	二〇	二〇俵
味噌	—	—	七	七樽
醬油	—	—	三四	三四樽
鯨罐	二	—	—	二箱
梅干	一	—	一	二箱
馬鈴薯	三	—	—	三俵
衣類	四	二	三	九包
古靴	一五〇	一〇〇	一〇〇	三五〇足
古外套	一〇〇	五〇	五〇	二〇〇枚
古シャツ	九五〇	六〇〇	六〇〇	二、一五〇〃
古服	三〇〇	—	—	三〇〇〃

五、飲料水　撒水用自動車ニテ九臺市ヨリ供給ヲ受ケ、岩崎別邸避難所及西平野警察署管內仙臺堀以北及富川町方面ニ集合セル罹災者ニ配給シタリ、本區雇上ゲノ水船ニテ洲崎方面ヘ一艘分、岩崎別邸避難所ヘ二艘分ヲ配給ス。

六、牛乳配給　內務省ヨリ病者及乳兒ノ爲、牛乳一石一斗給與セラレタルヲ以テ、岩崎別邸內避難所擔當者ニ配給シタリ。

七、葉書無料交付　去ル八日以來、岩崎別邸避難所內ニ郵便預リ箱ヲ設置シ便宜ヲ計リ來リタルガ、供給スベキ葉書ナク罹災者ノ滿足ヲ期スル能ハザリシガ、本日遞信省ヨリ葉書壹萬枚ヲ給與セラレタルヲ以テ、請求ニ應ジ、之ヲ一般ニ供給シツヽアリ。

の如く、西平野、洲崎、扇橋三警察署及一部直接配給を爲したるものなるが、共重なる物品は、玄米四、三〇〇俵を受入れ、四、二三八俵を拂出し、白米一、六一九俵を受入れ、四二〇俵を拂出し、味噌三二二樽を受入れ、一三六樽を拂出し、醬油五二五樽を受入れ、二二五樽を拂出したる類にして、其取扱物資は、此外漬物、馬鈴薯、甘藷、雜野菜食鹽、罐詰、パン類、澱粉、砂糖、餅、糯、鷄卵、鹽鮭、するめ、干鱈、干瓢、麵類、粟米、ミルク、牛乳、鯡、煮干、藥、氷、梨子、葡萄、蠟燭、バケツ、雜品、莚及アンペラ、マッチ、石鹼、木炭、衣類、雜品、慰問品なり。

次は團體代表に依賴して配給したるものにして、十二年九月二十日より十月三十一日まで四十二日間、區內伊勢崎河岸通岩崎別邸內の一部に於て配給す、其方法は當時集合團體即ち臨時町會の戶數人口を豫め吏員を派して調査せしめ、配給日を毎三日と定め、場所の近遠交通の便否に依り、午前と午後、或は兩日に別ち、先着順に拂出傳票に配給品目員數を記入し、領收證を徵して引渡し、之を代表者若くは有志より各個人に配付する際は、吏員をして監視せしめ、以て其公平を期したり、之が配給團體は九十一個、其延戶數五十一萬三千五百十七戶人口二百五十一萬六千七百二十九人にして、一日平均一團體の戶數百四十七戶人口七百二十四人、即ち一戶に對し、四人九分の割合とす、而して全區一日の平均戶數は一萬二千二百七十四戶、人口五萬九千九百二十二名なり、配給物資の數量は、白米一萬一千三百八十一俵、玄米一千五俵、外米四百九俵、慰問米百七十五俵、計一萬二千九百七十俵（五千百八十八石）、味噌一千六百二十二樽、醬油二千八百十二樽、漬物二千四百五十六樽、團體の人員は、一日平均千人以上のもの十六、內二千人以上のもの七あり、配給從事者は、團體の外吏員十二名乃至十六名、人夫三十名乃至六十名、此間岩崎別邸內に於て、清澄園內の避難者、及收容所、明治小學校跡外二ケ所に在るものに直接配給を爲したるを併せて、延十五萬七千人、一日平均三千七百三十八人なり。

町會、團體名

伊勢崎河岸、伊勢崎町有志、石島町、一色松村伊澤町、入船島田町、一色町、蛤町一丁目、蛤町一丁目横、蛤町二丁目、西大工町、西平野町、西平野町河岸西町、西元町八番地、西元町二番地、西森下町、西六間堀町、西平井町、木村町、牡丹畑町、平久町、富川町、常盤町、富吉町、豐住町、御船藏前町、大島町（上）、同（下）、同瓦斯會社、扇橋町、和倉町、龜住町、數矢町、鶴步町、靈岸町（萩寺）、同（表）、同（靈岸寺）、同（中）、同（裏）、同（雲光院）、仲大工町、中島町、裏大工町、海邊町、熊井町、黑江町（一部）、同（東部）、大和冬木龜久町、八名川町、松賀小松町、萬年町、福住町、古石場町（西部）、同（東部）、深川公園北、越中島町、相川町、安宅町、猿江裏町（南）、同（北）、猿江猿江裏本村町猿江裏町（御料地）、材木町、佐賀町、猿江町、同（瓦斯會社）、猿江學校、清住町、木場町、鹽濱町、新安宅町、茂森町、平富町、東六間堀町、東平野町、東森下町、東扇橋町、東町、東平井町、東大工町（一部）、同（二部）、同（三

部)、東元町、元加賀町、門前山本町、門前町、門前東仲町、門前仲町、諸町、千田町洲崎辨天町。

既にして十二月二十二日市長より、非常第四五四號の通牒あり、十月三十六日を限り、一般配給を中止し、要救助者を罹災者中の

一、鰥寡孤獨ノ者ニシテ扶養ヲ受クル見込ナキ者。

二、一家ノ働キ手ニ傷病等ノ事故アル爲メ容易ニ收入ヲ得ル見込ナキ家庭。

三、罹災ノ爲メ一家ヲ支フルニ足ル收入ヲ得ル事能ハザル家庭ニ於ケル滿十五歳以下ノ小兒及六十歳以上ノ老人、姙産婦及傷病者。

四、其他區長ニ於テ救助ノ要アリト認ムル者アル時ハ、嚴重ニ其ノ事情ヲ調査シ、救助期間長キニ渉ラザル樣常ニ注意スル事。

に限り、當人の願出を待ちて救助する事とし、十一月一日より三十日まで區吏員及學校職員をして調査せしめ、十一月四日現在四、四〇五世帶、一九、五〇八人を得たり、乃ち配給區を六區に分ちて、

第一區配給場所　猿江小學校

猿江町、猿江裏町、本村町、東町、西町、千田町、石島町、東扇橋町、海邊町。

第二區配給場所　深川小學校

富川町、東元町、東森下町、東六間堀町、常盤町、西六間堀町、西森下町、八名川町、西元町、御船藏町、安宅町、新安宅町。

第三區配給場所　清澄公園

扇橋町、元加賀町、東大工町、靈岸町、萬年町、裏大工町、仲大工町、西平野町、東平野町、亀住町、清住町、伊勢崎町、西大工町、冬木町

第四區配給場所　臨海小學校

佐賀町一、二、福住町、相川町、熊井町、諸町、中島町、蛤町一、二、富吉町、黒江町、越中島町、門前仲町、門前山本町、小松町、松村町、松賀町、材木町、一色町、大島町。

第五區配給場所　數矢小學校

門前東仲町、深川公園地、門前町、數矢町、鶴歩町、入船町、茂森町、和倉町、亀久町、大和町、木場町、扇町。

第六區配給場所　平久町藤倉電線會社横

古石場町、平富町、牡丹町、豐濱町、佃町、西平井町、東平井町、豐住町、平久町一、二、洲崎辨天町、洲崎町。

とし、配給を爲せしも、十二月十二日之を縮小して三配域區

改定配給區

第一區　配給場所　東川學校前
猿江町外十ケ町及二收容所
第二區　配給場所　清澄園內
東森下町外三十六ケ町內五收容所
第三區　配給場所　平久町藤倉電線横
蛤町一丁目三十三ケ町及三收容所
外古石場町天幕村

に改む、三區域變更當時の要救助者は、四、六五〇世帶、一二、六〇七人なりき、定日配給は主として食料品、味噌、醬油、漬物等を三區三日間に亙り、一週間目毎に配給し、臨時配給は、衣類雜品、寢具類、燃料等にして、米は一日一人二合の割、味噌、醬油、漬物等は、味噌四斗樽一樽五百人、醬油一人一週間一合乃至二合、漬物(梅干大樽)一樽二百人見當を以て配給す。

配給品交付手順は、要救助者名簿に依り、配給傳票を作成し、町會に配布高を依賴し、豫め配給日品目を通知し置き、當日傳票引換に現品を交付するものにして、受領したる傳票には交付月日を記入し、之を町會別に分類整理し、次回之が使用を繰返したるが、之が交付には交通整理、受附、交付掛、傳票回收掛、監視掛、受入掛、報告、運搬の各掛を設けて其混雜を防ぎたり、而して臨時配給に係る衣類雜品、毛布、蒲團、薪、木炭等は、同じく要救助者名簿に依り、引換劵を作成し、之を町會代表者有志に配布方を依賴し、一定の交付日を豫告せしめ、受領者に捺印せしめて現品と引換したり。

(二)衣類雜品及慰問品　大正十二年九月六日より十三年一月十二日までに衣類雜品四千二百二十四箱、十二年九月十五日より同十二月三十日までに、慰問品五千百七梱を受入れたるものにして、內警察署配給期間三警察署の手に配給したるもの衣類雜品一四二、慰問品一三七、計二七九なり、十二年九月二十五日よりは、自動車二臺を以て、各町集合の便ある所に巡回配給し、一世帶一點の割合を以て一千十六梱を配給したりしも、十月十三日巡回配給を廢し、八名川、深川、東川、扇橋、元加賀、明治、明治第二、數矢東陽九學校に出張配給を爲す事とし、一家族一點乃至二點を交付す、數量は警察配給廢止後十二年十月三十一日までに衣類雜品九百三十三梱、慰問品一千九百三十四梱にして、各町四回づゝ配給したり、若夫れ一般配給中止後即ち十一月一日後は、要救助者名簿に依り、引換劵を作成し、又は連名領收書を徵して配給したり、衣類雜品及慰問品の交付總數は一九〇、〇六八點とす。

(三)特殊配給品配給　曰く米國寄贈品、十二年十月三十日より十一月二十日に至る間に輸送せられたるものにして、總數三百六十一梱、內十月三十日作業帽子一梱、勞働服四十梱、十一月十七日シャツ及ズボン下百八十梱、十一月十八日同七十八梱、十一月十九日同五十一梱、十一月二十日同十一梱を受入る、之が配給は、十一月二十日二十一日を米國寄贈品デーとし、清澄園內に於て、四千九百五十名に配給す、勞働服上着二、六六二枚、同袴二、〇三八、作業帽子七五二、毛シャツ(莫大小を含む)二、二七八、パンツ二、六六二個なり、曰く、同情會寄贈襦袢、受入二百四十二梱、一梱百枚入、外に十三梱千三百枚、內千三百枚は岩崎別邸內避難病人婦女子老人小供に配給し、八百九十一枚は同情會理事を案內して各戶に就き配給し、殘り四百三十一枚は各町代表有志に依賴し、一世帶一枚乃至二枚を配給す。

(四)衣服地其他　市買入品なり、品目は

衣服表地五、七五〇反、同裏地五、七五〇反、小袖綿二八七、五〇〇貫、綿ネル三、六三〇枚、晒木綿二、八七五反、縫絲三四、五〇〇貫、縫針一七、二五〇本、

一部は直接に、一部は收容所管理者に依託して配給したり。

(五)寢具類(毛布、蒲團)毛布は名古屋市寄贈二十五梱を始めとし、三井救濟部の二梱、市社會局の四百八十八梱、總數約八千を三警察署の手を假りて配給し、其後芝浦配給部より輸送せられたる五百廿五梱は要救助者及其他の無資力に引換劵を以て交付し、更に岩崎別邸內及藤倉電線會社横に出張配給したるもの二萬七十一梱七千百十八枚なり、上ノ大一枚、小ノ下二枚乃至三枚づゝ交付したり、蒲團は特別整理に屬する市購入配給三萬五千五百七十二枚、普通配給品市社會局よりの七十五梱四百五十枚、芝浦配給部より輸送の五百二十三梱四千九百九十五枚計五百九十八梱五千四百四十五枚を受入れ、區內を六區に別ちて擔當者を定めて之を配給せり、配給程度は、第一回は全く所持せざる世帶一世帶五人の家族に二枚、所持せるものに一枚、第二回は五人世帶に三枚、所持者へは一枚、第三回は一人一枚見當に配付したり、共數各町の部九、七六八枚、各收容所の部三、八二五枚なり、特別整理蒲團は町會代表者有志並に各收容所の手を經て、一世帶一枚乃至二枚を配給す共數二七、三八五枚。

(六)給水　區內井戶水の飲料に適するもの富吉町に一ケ所、大島町に一ケ所、清住町に一ケ所、靈岸町(淨心寺境內)に一ケ所ありたるのみなるより、震災當時最も渴望したるは飲料水なりしなり、されば區內にて最多數の避難者ありたる岩崎別邸內の如き、清住町電車線路側に埋沒せる消火栓內の溜水を汲上げ辛うじて飲料に供し、猿江、猿江裏町方面に在りては、大島町、小松川、砂町より運搬し來れる汚濁水を煮

沸若くは濾過して使用したる程なりき、九月八日に至り、市水道課の自動車タンク八臺、軍用自動車三臺、水船一艘の配給を受け、内自動車十臺分は岩崎別邸内に、一臺は富吉町、西町、東元町方面に、舟一艘は越中島川岸に配水したるを手始に、十二月三十日迄之を繼續す、此等の水は初め日比谷より、後神田和泉河岸、新大橋濱町及永代向より運搬したり、配給方法は、船又は自動車、馬車、撒水車を以て箇所を一定して巡回配水し、吏員四名乃至八名、人夫八名乃至二十名及市給水掛の運搬人夫を併せ、三十名乃至四十名を之に從事せり、配水量は、十二年九月八日より同十一月三十日に至る百十四日間に總量三萬二千六百九十七石にして、給水の最も多きは千田石島方面の六千九百八十四石なりき、水道は九月廿七日永代橋際より數矢町まで開栓したるを初めとし、次は翌廿八日高橋際、次は同三十日岩崎別邸内及附近、次は十月一日黑江町一圓、門前町、門前仲町一圓、數矢町、入舟町、木場町西平井町一部、次は十月二十五日深川公園内、他は十二月上旬に至り開栓す、亦巡回配水を爲したるが、其量九月より十二月まで三二、六九七石を算す。

第二目　救療

傷病者救療は、九月四日日本赤十字社群馬支部の岩崎別邸内避難所に開始したるを初とし、五日溝淵市衛生技師（忠雄）亦越中島避難所に診療を開始す、五日群馬支部は、火傷を主として三百一名を救療し、溝淵技師亦五十名を救療す、六日群馬支部は二百九十五名、溝淵技師の越中島避難所に於ける移動救護班は患者百五十九名を取扱ひたり、群馬支部は引續き岩崎別邸內救護所の救療に當り、八日には長野縣松本市の大日本日蓮主義青年團救護班、越中島避難所及岩崎別邸內避難所の救護に從事し、市の大久保醫師救護班は、岩崎別邸內の巡回救護を爲す、

十四日宮內省巡回救護班亦岩崎別邸內救護所の患者を救療し、十五日赤十字社宮城支部群馬支部に代り、長崎市救護班同じく岩崎別邸に是日より診療を開始す、十七日より深川區衛生會は、岩崎別邸外六ケ所に救護班を開き、市衞生技師救護班亦是日より四隊に分れて、猿江小學校內、瓦斯會社內、古石場市營住宅內、深川公園に巡回救護を開始したり、警視廳及岩崎別邸診療班は二十一日を以て設置す、

斯くて十月五日に至り、赤十字社青森支部宮城支部に代り、長崎救護班は是日作業を閉鎖す、六日市救療所長崎救護班の後を繼ぎ、青森支部十日を以て救護を閉づるや、赤十字社臨時深川病院翌十五日より之に代る、此外警視廳其他よりも救護班を出せり。

救療者數は群馬支部九月五日より十五日までの分三、六二四人、宮城支部十六日より十月二日まで四、四八六人、青森支部十月二日より十三日まで二、六一五名、長崎市救護班九月十四日より十月四日まで四、八〇四人、東京市救療所十月六日より二十七日までの分六、三一九人、臨時深川病院十月十五日より二十七日までの分二、四五三人なり、深川區史編纂掛の計算に據れば左の如し。

救療所成績表

	摘要	到着月日	引揚月日	從事日數	場所	組織ノ内容					救療シタル内容									
						醫師	助手	看護婦	書記	人夫	内科			外科			其他			合計
											男	女	計	男	女	計	男	女	計	
東京市赤十字社		九月三日	〃四日	二日	清澄遊園	不明	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
同上群馬支部	東京支部ニ交替セルモノ	九月五日	〃十四日	十日	同上	七	｜	八	｜	二、一三三	二、一三九	七七四	二、九一三	三二七	二一九	五四六	一〇八	七五	一八三	三、六四二
同上宮城支部	群馬支部ニ交替	九月十日	〃三十日	二十一日	同上	二	二	八	一	二	一、七四五	一、六二〇	三、三六五	四四八	一八三	六三一	一二六	八四	二一〇	四、二〇六
同上青森支部	宮城支部ニ交替	十月二日	〃十四日	十三日	同上	一	｜	六	一	二	一、三六〇	九〇八	二、二六八	二五五	一七〇	四二五	五六	八七	一四三	二、八三六
同上東京支部	青森支部ニ交替	十月十四日	〃卅一日	十六日	同上	九	｜	六	五	五	七七三	五八八	一、三六一	九四九	四〇一	一、三五〇	一八一	一四八	三二九	三、〇四〇
警視廳診療班第九二班		九月五日	十月卅一日	十六日	同上	三	｜	四	一	｜	二六六	一八〇	四四六	二三五	一二四	三五九	六〇	三三	九三	八九八
同上第五班		十月十九日	〃卅一日	十三日	森下町天祖神社內	二	｜	二	一	｜	二〇六	一五六	三六二	二一七	九二	三〇九	｜	｜	｜	六七一
東京市救療班		十月六日	〃卅一日	二十六日	清澄遊園	二	二	六	｜	二	一、九八七	二、二四七	四、二三四	一、〇一八	五一八	一、五三六	四一三	三七四	七八七	六、五五七
長野市派遣救護班		九月十日	十月五日	二十六日	同上	二	二	七	一	二	二、八五八	一、九〇六	四、七六九	五三五	三五八	八九三	一七九	一一四	二九三	五、九五五
深川衛生會救護班		九月十七日	十月卅一日	四十五日	東大工、森下、富川、石島、洲崎、大島、古石場	九	｜	八	一	七	五、六四七	二、九六一	八、六〇八	一、八〇八	八五七	二、六六五	四五九	二〇七	六六六	一三、八三九
合計						三七	｜	五五	一一	二三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四〇、五四四

第三目　罹災者收容

罹災者は初め靈岸町岩崎別邸越中島其他に救護所を設けて之に措きしも、バラック收容所建築と共に之を收容する事となり、九月十七日より罹災者收容所居住申込受付を開始し、是日一八二件、十八日三三四件、十九日三九六件、二十日三九八件、二十一日三〇〇件、二十二日二五七件、二十三日六五件、二十四日三四件、二十五日一四九件、二十六日一二三件、二十七日一一六件、二十八日七二件、二十九日九五件、三十日六一件、十月一日二四件、二日四件、三日三件、計二、八三三件、略豫定數に達したるを以て受付を中止す。

十月五日深川小學校跡罹災者收容所成りて收容を開始し、七日越中島收容所、八日深川公園收容所、十日明治第二小學校跡收容所、十九日明治小學校跡收容所、二十日東陽小學校跡、數矢小學校跡、東川小學校跡、二十八日元加賀小學校跡、三十日扇橋小學校跡、各收容所、何れも收容を開始す、試に十一月十日現在の状況を擧ぐれば左の如し

罹災者收容人員（十二年十一月一日現在）

收容所名	所在地	戶數若クハ室數	現在收容人員	收容餘力人員
深川小學校跡收容所	東森下町一〇二	二四九	一、〇〇六	四九四
越中島收容所	越中島町	三五八	一、〇九一	一、三〇九
深川公園收容所	深川公園地	三四九	一、一六〇	七四〇
明治第二小學校跡收容所	萬年町二ノ一八	一七二	七〇三	四九七
明治小學校跡收容所	同右	一四四	五九九	三五一
東陽小學校跡收容所	西平井町五	一六五	六五五	四四五
數矢小學校跡收容所	數矢町三六	一四九	六二八	一、〇七二
東川小學校跡收容所	猿江裏町九六	二四六	一、〇〇二	九八
元加賀小學校跡收容所	元加賀町一五	一一七	五二五	一七五
扇橋小學校跡收容所	石島町二三一	八一	三二二	六二八

第三項　死體處置

第一目　收容

深川區內に於ける收容したる死體散在の狀況は、深川區吏編纂掛の調査に據るもの左の如し。

深川區內所在殃死體

町名	摘要	員數	町名	摘要	員數
熊井町	（記入ナキハ散在ナリ以下同樣）	一	東森下町	六〇、六一番地內	二四八
東森下町	伊豫橋附近	一四二	〃	消防署附近	七七
〃		四六	伊勢崎町		三
伊勢崎町	岩崎邸內	二五	猿江町		一七
猿江町	猿江小學校內	三三	木村町		四三
東町		二	富川町	三六番地內	一〇八
富川町	三五番地內	二九八	〃	三一番地內	二〇
〃		六	西町		三
西町	仙臺堀內	九	〃	永代橋下	三三四
〃	同橋際	二八	御船藏前町		一
黑江町		七	福住町		一一
小松町		一一	富吉町		四
蛤町		一	門前仲町		一
材木町		二	越中島町	糧秣廠內	三二五
仲大工町	高橋附近	一〇二	仲大工町	三野村氏邸內	一〇
〃		一	東〃	大富橋際	四
大島町		二	龜久町	龜久橋際	八四
龜久町	山本橋際	一六	〃	末廣橋際	一三
〃	太田橋際	一一	〃	亥ノ堀	一
〃	扇橋際	一	扇橋町二丁目		八
〃	石島町	一〇	洲崎辨天町一、二丁目		一九
東平井町		一	東平井町	岡田橋際	一
西〃		二四	洲崎町		五
平久町		三	豐濱町		九
入船町		九	木場町	一番地內	二八
木場町	木堀內	二一	〃	八番地內	一六
〃		四四	〃	船木橋附近	三八
古石場町		一二	扇町		一七
鶴歩町		二四	門前町	深川公園地內	四
牡丹町		三	牡丹町	黑龜橋際	三三
〃	海邊橋際	一三	冬木町		二一
東平野町	川岸	四〇	東平野町		一九
萬年町	相生橋際	二	堀川町		一
一色町		七	一色町	福島橋際	一
清住町		一	清住町	油堀內	四六五
〃	萬年橋下	七	〃	千鳥橋下	五
〃	澁澤倉庫內	一	靈岸町		二〇
東大工町		七	東大工町	五七番地內	五四
猿江裏町		二二	猿江裏町	小名木川橋附近	二三
海邊町		五	東元町		五
東扇橋下	三二番地內	一八	東扇橋町		八
千田町		一一	扇橋町		八
扇橋町	大横川內	八	山本町		九
島崎町		二	龜住町		三
松村町		五	松村町	龜久橋川岸	九三
西六間堀町	北ノ橋際	一	洲崎町	警察前	一一
埋立地		二	豐住町		八
豐住町	商船學校內	一七	越中島町	相生橋際	二七
清住町		二	清住町	吉岡橋	三
八名川町		二	西元町		三
鶴歩町	三番地內	二三	越中島町		一三
茂森町		一	相川町		一
大和町		二	西大工町		一
和倉町		一	合計		二、九八七

備考　何レノ住民タルヲ問ハズ、深川區內ニ於テ收容シタル實數ナリ、收容前緣故其他ノ引取リタル者（大六ケ原ニ於ケル大日本紡績社女工ノ如キ其ノ著シキモノ）或ハ河川ニテ流失シタル者多カルベキニ依リ、殃死者ノ實數ハ更ニ多カルベシ

各町中ノ凡ソ十人以上集團セル所ハ所在ヲ記ス、但書類上ノ推定ナレバ確實トハ稱シ難キモ略推知スルニ足ランカ。

第二目　弔祭

大正十二年十月五日午後二時より區主催の下に區內靈岸町淨心寺燒跡に日蓮宗管長司宰佛敎各宗派聯合の大震災殃死者追弔大法會を執行し多數參列、殃死者の精靈を弔ひたり。

第四項　建築援助

區に於ける建築材料配給申込は、十二年九月十七日を以て受付を開始し、是日九七件、十八日三六五件、十九日三六五件、二十日三七二件、二十一日四六〇件、二十二日二九六件、二十三日三一六件、二十四日七一件、二十五日三四四件、二十六日三三七件、二十七日二七三件、二十八日一五八件、二十九日二九五件、三十日三五件、計、三八一一件、區配當石數に達するを以て、乃ち受付を中止す。

而して區費を以て購入廉賣したるは、材木四分板七百坪、六分板四百坪、八分板百坪、トタン板十萬二千枚なり。

第五項　證明

九月五日立退のため罹災者證明二二九名を取扱ひ、六日は三九五名を取扱ふ、前日來郡部又は近縣知己の許に立退くもの多かりしも、是日より鄕里に立退く者其數を增す。

七日より十六日までは每日百餘件乃至三百餘を取扱ひしも、十七日は俄に三千百二十件、十八日は四千五百十六件、十九日は三千七百三十件、二十日は三千五百八十七件、二十一日は千二百十六件を取扱ふに至り、二十二日より再び三百件內外に下り、十月十日よりは百件以下となれり、九月七日より十月二十七日までの分總計二萬二千九百三十一件なり。

此外九月二十日より二十九日まで、鐵道乘車の爲めの避難證明を取

扱ふこと八千二百七十七件なりとす。

第六項　教育施設

區內各小學校は、燒失後左の如く復舊す。

校名	所在	兒童數 災前	兒童數 直後	假校舍落成月日
深川高等	西永町	一、三七五	五三八	十二年十二月十四日
明治	萬年町	一、三七六	五四二	十三年三月三十一日
深川	東森下町	二、〇四二	九二九	十二年十一月三十日
東川	猿江裏町	二、四一七	一、一九八	十三年三月三十一日
東陽	西平井町	一、六五七	五三四	〃
六間堀	東六間堀	七三六	二九五	十二年十二月十三日
扇橋	石島町	一、二〇七	六八〇	十三年三月三十一日
臨海	蛤町	一、五二五	九三六	十二年十一月三十日
元加賀	元加賀	一、五六一	七六一	十三年三月三十一日
數矢	平久町	二、〇四三	一、〇一九	十二年十一月三十日
八名川	八名川町	一、二九五	四九七	十二年十二月十三日
川南	千田町	一、六二二	七八三	〃
明治第二	萬年町	一、二九七	五五六	十二年十二月十四日

第七項　保健施設

災後の塵芥掃除は、取締人夫三四名、掃除人夫六六〇名、道路人夫三名、手車一七二輛一、四七五四、自動車三輛一五四、拾塵芥船一三隻を以て、拾塵芥一二、九五〇貫、處分塵芥九九、六六〇貫、計一一二、六一〇貫を掃除し、下水浚渫は、取締人夫六名、浚渫運搬人夫三五九名、計三六八名を以て之に任ぜり。

第八項　御下賜金傳達

區の傳達したる御下賜金左の如し。

五十七萬九千九百七十二圓　四萬九千四百八十二件

內

死亡　二、八二〇件　行衞不明　三六二件
負傷　三二二〃　住宅全燒　四三、九七七〃
住宅半燒　一〃

第二章　郡部警察署の活動

第一節　活動の輪廓

大震災と共に、東京市民の第一に避難したるは准東京市たる隣接郡部なり、市民の一部は澎湃として怒潮の如くに市内より此の准市内に移動したり。

去れば隣接郡部の被害は概して輕微と稱すべき程度のものなりしに拘らず、市民移動の影響を受けて、俄に人口を增し、混雜を生じ、治安維持上、罹災者救濟上、市内同樣の活躍を要し、町村に於ても、警察署に於ても、競ふて蹶起せさるなく、警視廳下の十八警察署、六分署は、夫々防火に、人命救助に、罹災者收容に、物品の徵發配給に、流言の取締に、自警團の監督に、暴利の禁遏に、將た救療に、或は傳染病豫防に、一大活動を開始し、殊に安寧秩序の保持に關しては寧ろ市内以上の努力を爲したるものゝ如し、自警團其他の紛擾が多く隣接郡部に起りたりしを見ても略之を察知するに足らんか。

第二節　品川警察署

(1)罹災者收容　災時北品川三共製藥會社品川工場發火して一棟を半燒したる外火災なく、管內避難者を出さず、而も京濱兩方面の避難者陸續し、乃ち品川、大井兩町役場を促し、各小學校及寺院を開放して之を收容し、知己緣故を賴り來りたるものは、民家に寓寄し、其數三萬に上る、尤も收容所に入りたるは比較的多かりき。

(2)徵發配給　一日署は白米二斗五升を購入して炊出を開始し、二日町役場は署の要求に應じ、青年團、在鄉軍人、安全組合等の援助を得て、數ヶ所に炊出を行ひ、路傍に湯呑所を設け、握飯其他を供給す、署轄役場は茨城、埼玉、栃木各縣より白米約四千俵を購入し、食糧の配給潤澤となれり、六日より收容所以外の窮民にも玄米を配給す、又有志者の寄贈も多分にありたり。

(3)流言及自警團取締　九月二日午後二時二十五分橫濱方面よりの避難者に依り恐るべき流言始めて宣傳せられ、言ふ、橫濱の大火は不逞鮮人の放火に原因するもの多し、而して彼等は到る所に掠奪を恣にし、婦女を姦し、殘存建物を燒き盡さんとするが如く、同市の青年團員在鄉軍人等縣警察部に協力して防禦中なり、彼等の集團は、數十名乃至數百名漸次上京の途に在るものゝ如く、神奈川、川崎、鶴見の町村民擧げて警戒に從ふと、眞僞未だ知るべからされども、又等閑に付すべからさるを以て、之を廳に報告すると共に、署員を大森、六鄉川方面に派して形勢を視察せしむ、大森附近に於ては鮮人已に六鄉川鐵橋附近に迫り、在鄉軍人、青年團、六鄉方面に出動したりとの事なれども眞相詳かならず、鐵道沿線に避難中の群衆恐怖の餘り東京方面に遁るゝもの多しとの報告あり、之に前後して種々の流言行はれ、人心兢々たり、署は管內警備の必要を認め、警戒隊を編成して大井町に派遣すると共に民衆に對して堅く輕擧を戒めしも、凶戎器を携へて各所に屯在するものを出し、婦女子の如き難を署に避くるものあるを致せり、薄暮爆彈所持の鮮人ありとて重傷を負はせ拉し來りたるを調査するに、大和煮罐詰と二瓶の麥酒を所持したるに過ぎず、四日大井町方面に於

て鮮人管內に入りたりとて警鐘を亂打せるものあり、乃ち警戒隊を急派するに橫濱より來れる七名の鮮人と一名の邦人とを包圍して闘爭中なりしかば、民衆を戒め鮮人等を保護檢束し、透に鮮人の收容四十七名に及び、百方自警團を鎭撫し、漸く人心遂の安定を見るに至りたり。

(4)暴利取締　印刷物を配布し、又和服員をして取締を勵行せしめ、六件を檢擧す。

(5)救濟保健　一日管內の南條醫師城南小學校に救濟所を設けて約百名を救療す、署は二日を以て署內に救護所を開く、警視廳品川病院長高橋邦英、品海病院長柘植映五郎、亦共病院を救護所とし治療せしが、五日に及各救護班來援す、即ち長野縣上伊那郡醫師會救護班一は、廳の品川病院に九月十日より十五日まで、一は署內に九月七日より十二日まで、一は十四日より二十日まで、合せて三千六百九十八名を救療し、大井町醫師會診療班は大井町鮫濱小學校に、栃木縣病院救護班は署內に八日間一千五百名を、廳の衞生部員は品川病院に、廳の診療班第七十班は八ッ山巡査派出所前に、第六十九班は城南小學校に、第六十二班は大井町役場前に、何れも治療に從事し、內品海病院、大井町醫師會、品川病院、及廳の診療三班、計六ヶ所は、引續き十二月下旬に及び、濟生會亦共事務所に救療に從事す。

九月十五日廳の消毒班來りて品川、大井兩町全部の消毒を行ひ、二十一日更に他の二班增遣せられ、一ヶ月四回巡回消毒す、是より先署は檢病的に戸口調査を行ひ、飮食物の取締をなし、衞生宣傳を爲す。

第三節　品川警察署大崎分署

(1)防火　震災と共に上大崎陸軍衞生材料廠藥品倉庫發火するや、都築分署長(彌太郎)署員を急派し消防せしも、水利の求むべきなく、破壞消防をなし、三十餘棟を燒失せしのみにて鎭滅す、大崎町字谷山藤倉工業會社亦理化學研究室より發火せしも署員急行、工場員と共に消防し約一時間にして研究室一部を燒きて鎭火す。

(2)罹災者收容　一日東京方面の避難者に對し、町役場に協議し、各小學校、活動寫眞館、富豪邸宅を開きて收容す、外に知己親戚に寄寓するもの二萬五千名に上る。

(3)徵發配給　一日管內に避難し來るもの多きを見、町役場を促し、十五歲以上に一日一人米二合、同未滿米一合を配給せしめ、更に收容所を設くるに及び、炊出配給を爲す、有志者は、平塚村戸越製藥工場、大崎町白金猿樂島津公爵、下大崎池田侯爵、下蛇窪鈴木商店、戸越三井別邸、下蛇窪松平子爵、戸越有志、桐ケ谷有志、行光寺、木橋有志等炊出を爲し、又は金品を寄附し、大崎町平塚村に於て之を配給す、又廳衞生部よりミルクの交付ありたり。

(4)流言及自警團取締　流言飛語紛々たるより署員を派して偵察せしめたるも異變を認めざるより、民衆に告知したれども信せず、自警團を組織し、鮮人を迫害す、三日管內在住鮮人八十餘名を保護檢束し、四日長野縣應援警察官二十三名を得、直に巡察隊を組織して、平塚、大崎兩方面に分派し、五日各自警團幹部を第二日野小學校に招きて戒諭し、同時に印刷物を配付して宣傳をなし、是日目黑驛前に兵員二中隊駐屯するを以て相共に要地に檢問所を設くるに及び、民衆意を安じ、自警團亦態度を改む。

(5)暴利取締　檢擧四名。

(6)救療保健　一日町役場と協議し、第一、第二、第三日野及芳水各小學校に避難者を收容すると共に各收容所に救護所を設け救療す、廳第五十二診療班は、九月十九日より十月十六日まで大崎町新大崎館に千五百四十八名、第六十五診療班は、九月二十日より十月十七日まで、平塚村蛇窪富士館に千二百九十名を治療したり、署は又夙に安全組合を督勵して淸潔消毒方法を講じ、醫師會施療劵を配布し、又防疫を事とす。

第四節　大森警察署

(1)人命救助　家屋全潰千五百戸、半潰二千戸、壓死者五十二名、傷者多數なり、倒家中より救出したもの、大森町南原に於て二名なり。

(2)罹災者收容　家屋倒潰せしものを一時署の演武場に收容す、日夕京濱避難者來るに及び、大森入新井兩町役場と協議して寺院學校に收容す、其他會社繫留船內民家に寄寓し、九月中旬管內を通じて一萬七千八百餘名あるを見たり。

(3)徵發配給　一日演武場を臨時救療所として炊出をなし、町役場に交涉して各部落よりも炊出を爲さしめ、後芝浦に多量の食料品到着するに及び、各町村各戸人數に按分して之を配給す。

署は非常徵令出るや、管內の荷馬車六三臺(輓夫附)荷車三百六十臺を徵發して芝浦配給所に交付し、署非常用及配給用として乘合自動車(運轉手付)十二臺、自轉車三十臺を徵發し、又米穀を徵發す、大森町一有志より貨物自動車一臺、他の一有志より荷馬車一臺を數日間避難者京濱間往復救護用に無料提供を受け、民衆に便利を與へたり、此外署は米穀其他食料品を徵發して町役場より配給せしめ有志よりも幾多の寄附あり、飮料は、水道斷水後、町役場に交涉して配給の道を講じ、靑年會其他有志を勸誘し、二、三兩日給水を爲さしめ、且各要所に給水所を設けしめたり。

(4)流言及自警團取締　二日午後四時より鮮人に關する流言あり、乃ち署員を川崎署に派し、且つ遠く矢口、調布邊まで形勢探らしめしも事實を認めず、萬一を慮り警備隊二隊を、編成して東海道及六鄕川なる鐵橋其他矢口の渡を守らしむ、民衆蝟起して鮮人を署に同行するもの多く日夜已に八十餘名に及び、三日は流言更に甚しかりしも、署は軍隊と協力して武器の携帶を禁じて取締を勵行し、四日以後は靜穩に歸したり。

(5)暴利取締　檢事局送り七件、說諭十一件。

(6)救療保健　大森町字中原農工銀行字八幡瓦斯電氣會社、京濱電氣鐵道株式會社池上變電所、東京電燈株式會社六鄕變電所倒潰三十三名壓死す、署員收容して家族に引渡したり、又京濱の溺死者管內海岸に漂着するもの多く、九月中五十一體を收容し、町役場に引渡す。

是より先管內の傷病者は開業醫をして手當を加へしめ京濱の避難者通過者の救療には廳の第七十診療班大森藥師堂に四十日に亙り二千七百八十八人を救療し、署亦大森町役場と議り濟生會の援助を得て、字南山谷に救療に從ふ。

其外塵芥屎尿處分、井水下水消毒等、それ〳〵努力する所あり。

第五節　世田谷警察署

(1)罹災者收容　一日午後四時頃より、市內の避難者來り、管內に露宿するもの多し、二日管內の空家を調査し、三日午後一時署前に空家表を掲げて避難者に便したれども、到底其急に應ずる能はず、兵營工場等に交涉して一時の收容を圖り、二百四十名を收容す、十月一日管內の避難者二萬四十一名。

(2)徵發配給　九月二日炊出二日署內に設け配給を開始し、輜重兵大隊よりも救護申出あり、協力事に當る、有志よりの寄贈もあり、たま〳〵他町村にては無償配給なるに拘らず、世田ケ谷町役場は、避難者と居

住者とを問はず、白米（蘭貢米）一升四十錢、本邦玄米一升四十錢を以て販賣するより、郡役所に質し、同町長に照會して無償とす、又目黒町在住鮮人生計の途を失へるを知り、目黒町長に食料配給を依賴し、共堵に安ぜしむ。

(3)流言及自警團取締　九月二日午後四時三十分三軒茶屋巡査派出所に急訴するものあり、不逞鮮人神奈川溝ノ口方面を燒拂ひ、二子の渡を越ゆと、松本署長（米藏）乃ち秋本五十嵐兩警部補をして巡査十數名を率ゐ、自動車を馳りて同方面に赴かしむるに、途上異樣の壯士凶器棍棒を携へ、三々五々多摩川方面に向ひて走るもの、又警鐘を亂打するあり、殺氣の天に漲るを見、進で多摩河原に到るに唯住民の混亂するのみ、鮮人の隻影なし、之を高津分署に質すも要領を得ず、署長依りて部下に命じ、各方面を內偵して其流言に知りしも、一般民家は之を信せず、婦女子の如き難を兵營に避くるに至り、自警團蝟起して鮮人を拉致し至るもの二日午後八時已に百二十名に及ぶ、三日廳令を奉じて戎凶器携帶を禁じ、流言の防止自警團の取締に力を注ぎ、鮮人を目黒競馬場に收容して保護を加ふると同時に、注意人物は軍隊に托して習志野に送り、當時多數鮮人の居所たりし奧澤、等々力、瀨田、碑文谷、上野等には巡査を派遣して警戒の任に當らしめ、又廳命に基き、彼等の就職を斡旋せり、初め競馬場を鮮人收容所となすや、町民極力反對せしも、說諭して誤解を一掃し、廿四日町村長、靑年團長、在鄕軍人會長、消防組頭を署に招き、自警團に關する規約を定め、警察との連絡を約し、署長の指揮監督下に火災盜難の警戒非常時の防備に當る事とす。

(4)暴利取締　檢擧十六件、檢事局送り四件。

(5)救療保健　二日以來衞生保員をして傷病者を救療せしめ、七日より十三日まで陸軍第二衞戍病院、三軒茶屋巡査派出所、目黒町役場等三個所に於て診療するを以て、署員の手に同所に二百七名を收容す、又傳染病豫防消毒等各署に同じ。

第六節　淀橋警察署

(1)防火　代々木新町、代々幡町字幡ケ谷各一ケ所、西大久保町、千駄ケ谷町各二ケ所、淀橋角筈三ケ所、計十ケ所發火せしが、署員民衆と之を消止む、然るに隣接四谷旭町の火同日午後一時角筈に延燒し、擴大の兆あり、橫山警部補の一隊急行して淀橋消防署に力を協せ、燒失七十戶にて之を鎭火せしむ。

此時新宿貨物積卸場に靑山第四聯隊の火藥一萬五千打を保管したるが、僅に一町を隔つる旭町方面の火焰雨の如く飛來り、危險言ふばかりなし、時に同驛警備に在りたる石塚巡査（豊次）事の急なるを見るや、身を挺して火藥の上に立ち之を防ぎ、陸軍步兵中尉今岡靖夫、同鎌田浩の來るを見、援助を求めしも、二人は陸軍士官學校の火災に赴く途中なるを以て久しく留まる能はず、幾ばくもなく辭去せるより、萬一を慮り附近の住民に避難を慫慂すると共に、角筈方面の消防に從事中なりし千駄ケ谷消防組の來援を促し、辛うじて爆發を免かる。

(2)人命救助　倒家中より救出したるもの、角筈三名、千駄ケ谷町五名、代々幡町字代々木山谷三名、計十一名。

(3)罹災者收容　一日夕より市內より避難し來るもの刻々增加するを以て、戶山ケ原、淀橋淨水所の場內、明治神宮境內其他の廣場に收容するもの約三千名、二日以來愈多く總計七萬と註せられ、大半は民家に寄寓す、署は避難者の姓名員數を入口に標記して搜索に便し、七日德川公爵邸より避難者のため邸宅の一部を提供すべき旨申出あり、十六日には明治神宮北參道の路傍に市營バラック成り、共に即日收容を開始し、屋外避難者跡を絕つ。

(4)徵發配給　一日三千の避難者食料を得たるを以て、各町役場に炊出を促し、即日實施せらる、二日豊多摩郡役所及淀橋町役場の求に應じて、玄米千五百六十俵を徵發し、配給遍ねからざるを見るや、町役場を督勵して完備を期し、德川公爵邸亦附近の避難者に食料を給す、四日來四谷亦町役場の配給を受く、篤志家の寄贈物資亦多く、豊多摩牛乳組合有志者、芝浦陸軍糧秣廠、淀橋町役場、豊多摩郡役所等より、食料品其他の寄贈あり、之を一般避難者及罹災署員に配給したり。

(5)流言及自警團取締　九月二日午後十時頃今回の火災は、鮮人及主義者の放火に基因すとの流言ありたるを初めとし、飛語百出、自警團の蝟起となりたること、各署管內に關し、午後八時暴行者の取締檢擧及兇器押收に著手すると同時に、流言の實なきことを戶每に宣傳し、且私服員を出して流言者を內偵せしむ、當時最も騷擾を見たるは代々幡、代々木、富ケ谷方面なりしが、取締を嚴にせる結果程なく鎭靜したり。

(6)暴利取締　檢事局送致十四件。

(7)救療保健　一日警察醫に命じ救急材料携行管內を巡回救療せしめ、更に淀橋町役場と交涉し、警察醫を主任として、二日同役場內に救護診療所を設け、又巡回診療を行ひ、五日署內に移し、以て九月末日に至る、九月十日傳染病發生感冒流行の兆あるや、兒玉署長（勝一郞）は、即日町役場及開業醫と協議し、無料巡回診療を爲さしめ、靑年團、在鄕軍人をして傳染病の早期發見に努めしむ。

第七節　淀橋警察署戶塚分署

(1)人命救助　火災は早稻田大學理化學研究所より發火し、一棟燒失したるに過ぎず、倒家中より救出したるもの戶塚町字下戶塚二名、落合村字葛ケ谷三名。

(2)罹災者收容　一日管內の避難者を早稻田大學に七百二十一名、戶塚町第一小學校に三百二十九名收容す、別に近衞聯隊五六十名を收容し、二日之を戶塚第一小學校に移す、十五日各三十四名なり、三十日閉鎖し、此外民家に寄寓せるもの九月中旬九千百三十八名あり、十月上旬九千二百五十八名、概ね半永住の狀を爲す。

(3)徵發配給　一日午後炊出を爲し配給せるもの十五名、二日戶塚町睦會白米五俵、三島會三俵の炊出を三收容所中小學校の分食を得るに至らず、下戶塚長田寮止宿鮮人五十餘名も食に窮せり、同夜戶塚町役場を促して玄米數俵を徵發して炊出をなさしめ之を給與したり、六日より町役場の準備整ひ、炊出配給をなすと共に、民家寄寓者は玄米一升四十錢を以て販賣したり、幾もなく署は嚴密なる戶口調査を行ひ、十七日以降貧困者に限り配給し、他は公定相場を以て賣却せり。

署は又鮮人の窮境に在るを見、二日戶塚町役場をして配給せしめたる外、三日六十名に對して白玄米購買の途を開き、八日十名、十一日六名に署の食料を分與し、十五日文部省に交涉して鮮人學生に、二十一日六名の支那人に共に配米す、徵發は九月七日自轉車六臺其他を徵發したるが、戶塚町字源兵衞有志より自動自轉車運轉手附無償提供ありたり。

(4)流言及自警團取締　一日午後六時四十分上戶塚に放火せるものありとの訴に接したれども誤傳なりしが、二日未明鮮人放火の流言出で、遂に自警團起る、三日巡察隊數組を編し、戎凶器携帶を禁じ、四日自警團、在鄕軍人幹部を招き懇談し、警戒方法其他を指揮す、尋で臨時警備所二ケ所を設け取締に任じ、八日に至り自警團幹部に警告し、自警心得書を交付し、是より純然たる夜警となる。

(5)暴利取締　三日戶塚町落合村白米商組合長及理事を招きて警告し、

六日警告書を配布し、私服を出して之を取締れり、檢擧十五件、檢事局送致十二件。

(6)救療保健　七日戸塚町役場戸塚第一小學校內に救護所を設け、早稻田大學亦收容所を救療す、落合村火葬場の臭氣甚しきを以て是日應急措置を講ぜしめ、十日檢病的戸口調査をなし、同十六日廳の診療班第五十五班來りて署內に救護所を設け、同第三十三消毒班配置せられて消毒を實施す屎尿處分、塵芥處分も亦役場に交涉して之を爲さしめたり。

第八節　中野警察署

(1)罹災者收容　管內家屋全潰百四戸、半潰八十五戸、負傷者十一名、市內の避難者亦多し一日夜署の裏庭に罹災者救護所を設け二百名を收容し、又町村役場に交涉して寺院等を開放せしめ、二日調に寺院收容六百六十二名、民家寄寓五千名あり、署の救護所は六日を以て廢せしも、其他に於ては人員次第に增加し、十二日四萬八千餘名、十五日收容所二百四十八名、民家四萬千六百五十七名となれり、十二日に及び、民家に在るもの一萬九千四百十八名、收容所二十四名。

(2)徵發配給　一日夕刻、中野町役場、野方、杉並兩村役場と協議し、玄米を購ひ、中野町役場前、中野停車場前、其他數ヶ所に於て炊出を爲す、七日町村役場共玄米配給を開始するを以て、署員を派して之を援助す、配給して大正十三年二月初旬に及ぶ。

(3)流言及自警團取締　二日午前十時頃鮮人に關する流言あり、署員を派して情勢を探らしめ、訛傳飛語に過ぎざるを宣傳すれども、容易に信ぜず、益惡化の形勢あり、乃ち自警團取締の必要を感じ、署員を村落に派して輕擧妄動を戒むると共に、戎凶器携帶を禁ず、五日某白米店雇人等不良青年と氣脈を通じ、種々流言を放つを發見し、之を檢擧す。

(4)暴利取締　檢擧三十九件、檢事局送致九件。

(5)救療保健　即夜構內裏庭に救療所を設け、增田、宮原兩醫の好意治療あり、延人員五十名、二十三日廳の第六十救療班來りて救護所を中野町慈顯寺に開き、十月二十日に至り、三千八十一名を救療す。

檢病的戸口調査、飲食物取締、井水檢査防疫等、各署に同じ。

第九節　澁谷警察署

(1)人命救助　倒家二十戸、半潰三十八戸、死者十名、傷者十二名、倒家中より救出したるは澁谷二名、下澁谷七名なり。

(2)罹災者收容　一日澁谷町役場に交涉して、大向、臨川兩小學校を開放し、二日更に澁谷、長谷戸、大和田、猿樂、廣尾、加計塚各小學校、長泉寺、祥雲寺、澁谷公會堂、東京市電氣局青山出張所等をも開放して、避難者を收容す、其數二日に約三百名、二十三日現在避難者千九十五名を明治神宮裏參道東京府營バラックに移して、收容所を閉づ、民家には猶二萬九千五十名あり、內永住の見込あるもの約一萬九千名に上る。

(3)徵發配給　一日避難者收容所を大向、深川兩小學校に設くると共に、署は町役場に交涉して炊出配給を行ひ、收容所增設後は、米及副食物等、各區を經て配給する事とし、以て十一月下旬に至る徵發は、單に九月五日自働車五臺、荷馬、車荷車各二臺を徵發して廳に送り、材木商人金物商よりバラック建築材料販賣を禁止したるのみ、三日中澁谷有志外三名より各自働車一臺（運轉手附）の無償提供あり、下澁谷、中澁谷等の有志より蠟燭、玄米、甘藷等の寄附あり。

(4)流言及自警團取締　一日午後四時管內に接近せる芝區三田三光町衛生材料廠の火災將に相隣れる陸軍火藥に及ばんとす、火藥庫にして爆破せんか方一里は慘害を被るべし、速に避難せざるべからずと、宮澤署長（文作）之を聞くと共に、署員を派して偵察せしむるに其憂なかりき、翌二日午後四時頃鮮人に關する流言行はれ、自警團所在を警戒し、戎兇器を携へ、行人を誰何し、粗暴の行爲少なからず、署は町會議員自警團幹部を招き、其輕擧を戒め、戎兇器携帶拷問を禁ず、五日廳より自警團に對する指示あり、之を民衆に告諭して取締を勵行し、且一々流言の實なきを指摘周知せしめ、人心漸く安し。

(5)暴利取締　九月三日當業者に警告し、十一、十二兩日暴利取締部隊を編成し調査し取締を勵行す、檢事局送付二十八件、說諭四十七件。

(6)救療保健　一日署と町役場と協議し、大向、臨川兩小學校に救護所を設け、二日赤十字社病院より傷病者救護に當るべき旨照會あり、主として同院に送りて救療す、四日澁谷、長谷戸兩小學校に救護所を增設す、尋で各救護班管內に設置せられたり、即ち東京市電氣局救護班は九月八日より十一月二十八日まで青山出張所に延人員七千八百四十三名、聖路加病院救護班は九月八日より十月十三日まで青山學院內に百數十名、德島縣救護班は九月九日より十二日まで巡回救護をなして三十七名、廳第六十七、第七十二診療班は九月十六日より二十五日まで下澁谷惠比壽帝國內に三千二百二十七名、九月十七日より十月四日まで中澁谷天理教會內に四千二百八十四名を救療す、而して臨川小學校救護所は六十一名を治療して九月十八日に、長谷戸小學校救護所は十六名を治療して九月二十一日に、太田小學校救護所は五十七名、澁谷小學校救護所は十一名を治療して何れも九月二十二日を以て閉鎖す、赤十字社病院は、十二月二十日までに一萬八百四人を治療したり。

保健施設として塵芥屎尿處分、傳染病豫防宣傳、消毒、檢病的調査、牛乳取締等を施行す。

第十節　巢鴨警察署

(1)人命救助　全潰、半潰合せて二百四十七戸、危急を救ひたるもの、高田、雜司谷及高田町大字四ツ塚に各三名、同大字千登世に二名、巢鴨町大字巢鴨に一名なり。

(2)罹災者收容　二日各町役場に交涉して、豐島師範學校、文華女學校神學院、マヘナヤ學院、高田、巢鴨、仰高各小學校、養育院、松平邸各寺院、活動寫眞館等十八ヶ所に收容し、本亦演武場を開きて收容所に當てたり、十二日調に署以外のもの千百九十九名、外民家に寓するもの一時十五萬に上りたり、中旬には收容千二百八十二名、寄寓者七萬四千六十四名となり、十月三日には、收容者三百五十二名、民家寄寓者六萬六千五百三十二名となる、是より先署は演武場に保護鮮人をも同時に收容したるが、後其數增して六日に六百三十五名となりしを以て、西巢鴨町新田東亞綿絲工場に六百名、雜司ヶ谷水久保三榮活動寫眞館に二百名を移し、尋で綿絲工場の鮮人を雜司ヶ谷日華青年會館に移し、十一日廳命に依り更に之を目黑競馬場に移す、二十日署收容鮮人中百六十二名を相愛會に引渡し、六十八名を歸宅せしめ、殘り三十四名を保護す。

(3)徵發配給　二日署內に炊出を爲して避難者及保護鮮人に頒つと共に各町役場を促して炊出を爲さしめ、三日以來は十八日までに米一千百九十一俵一斗五升（內千七十三俵徵發解除）を始として物資を徵發し、以て救護用に供す、十九日配給を中止し、保護鮮人三十四人のみ巢鴨町役場と協議し、配給を繼續せり。

(4)流言及自警團取締　一日以來流言紛々、自警團蹶起に對し、署は非常巡査全部を六小隊に分ち、巢鴨、西巢鴨、高田各町役場、池袋警備

派出所、高田水久保三榮活動館外一ヶ所に配置して警戒し、高等係に命じて社會主義者及要注視鮮人を監視す、三日自警團のため重輕傷を負へるもの八名を出せり、乃ち之が取締を開始し、其容易に態度を改めざるを見、巡察隊を一組十名乃至二十名とし、又福島縣應援警察官四十名に署豫備員を合して二隊とし、管內警戒に就かしむ、七日勅令に基き、西巢鴨宗教大學內に自警團、在鄉軍人、靑年團の幹部を招きて戒諭し、警戒の方法を協議す、漸く自警團の反省を促すを得たり。

(5)暴利取締　檢擧四十九件。

(6)救療保健　三日分擔を定め、警部補を主任として巡査二名を專屬して救護事務に當らしめ、開業醫に警告書を發す、幾ばくもなく救護班の來援ありたり、赤十字社宮城支部、宮城縣衞生課混成救護班は署構內及西巢鴨王子電氣軌道會社庚申塚停留場際に九月三日より十三日までに千二百五十一名、赤十字社大分支部救護班は、庚申塚宗教大學內に、九月十六日より十月二十八日までに九千七百五十九名、廳診療班第十四班は、西巢鴨町役場內に、九月十四日より十月二十七日まで、第二十七班は巢鴨町役場內に、第三十班は高田水久保濟生會內に、共に九月十四日より十月十七日まで、第七十九班は署構內に九月十八日より十月二十七日まで合計一萬六百二十五名を救療す。

消毒、井水檢査、牛乳檢査及傳染病患者取扱等、各署に同じ。

第十一節　王子警察署

(1)防火　王子町字豐島に倒家、發火あり、附近に延燒す、隣接地火藥工場、關東酸曹株式會社工場延燒の虞あり、署員急馳して陸軍貯炭所員に力を戮せ、約三十七戶燒失を以て之を鎭火す。

(2)人命救助　倒家救出王子町八名、同町字舟方字堀ノ內各一名、尾久町字上尾久一名、岩淵町字本宿二名、同字稻村十二名、計二十五名。

(3)罹災者收容　二日午後より三日にかけ避難し來るもの十餘萬、之を高等蠶絲學校、西ケ原農事試驗場、瀧野川女子聖學院、王子第一、瀧野川第一、同第三、同第四、並に荒川、岩淵、上尾久各小學校、中里養老院、荒川遊園地、大久、大龍、圓勝の三寺外十一寺、西ケ原古河邸等に收容す、汽車開通するに及び、靑年團、在鄉軍人團の援助を得て各驛の乘降客を整理保護す、九月二十日七萬餘人、十月末日二十八人。

(4)徵發配給　一日王子町役場炊出を開始し、署員亦配給を受く、二日帝都の火尙熾なるを見、平岡署長（喜齊）町役場に協議し、米穀販賣組合より米穀の提供を受け、三日以來署及各小學校に炊出を開始す、署は配給事務を受持ち、四日徵、發配給兩掛を設け、之に專從せしむ、後廳よりミルクの送付あり、管內傷病者、老幼者に頒つ。

(5)流言及自警團取締　九月一日午後四時突如鮮人放火の流言あり、二日以來益甚しく民衆鮮人を署に拉致するもの百餘名、三日午前五時には町村要所に關門を設けて通行人を誰何す、遂に署員の戒諭に反抗するに至れり、三日夜凶器携帶を嚴禁し、通行遮斷、流言を禁ず、中には名を自警に假りて暴行を行ふものあり、尾久町方面に於ける土工親分二十餘名の如き、二日以來南足立郡河北村、西新井村農家十四戶より食料品を强奪せるを始めとし、掠奪竊盜をなし、或は物資配給所を襲擊し、或は殺人をなす等、純然たる暴徒なりしを以て三日直に之を檢擧し、巡察隊を組織して非違を警む、五日廳命に依り、徹底的取締をなし、若干人を檢擧し、既にして社會主義者に關する新なる私語を生じ、其身邊危險なるもの檢束保護を加へ、收容鮮人は就職の途を開き、或は身元引請人に交付し、意を安んぜしむるに努めり。

(6)暴利取締　檢擧三十件。

(7)救療保健　避難者中傷病者多きを豫想し、王子、瀧野川、尾久、岩淵各町開業醫及醫師會に協議し、救護團を組織して、救護治療に從ふ、即ち王子二七醫會救護班は、王子町役場に於て、九月一日より三十日までに五十三名、瀧野川町救護班は、古河邸に於て九月三日より三十日までに一千二百名、岩淵町救護班は、同町役場に九月二日より十月五日までに三百九十三名、尾久町救護班は尾久町小學校に於て九月二日より三十日までに三百三名、赤十字社靑森支部は署收容の鮮人、支那人の外一般避難者約五十名、同宮城支部は署內鮮人、支那人の外避難者約五十名、同山形支部は王子停車場內に乘降客を、同埼玉支部は瀧野川町役場內に瀧野川小學校收容者を、同新潟支部は、瀧野川小學校內に同校收容者を、同京都支部は瀧野川第四小學校內に同校收容者を、同栃木支部は田端停車場列車內に乘降客を治療す、保健施設は、井水消毒、塵芥燒却其の他淸潔法、防疫、屎尿處分等なり、又精神病者を田端驛に一名、赤羽驛に一名、飛鳥山下に一名を發見して、保護入院せしむ。

第十二節　板橋警察署

(1)防火　下板橋陸軍砲兵工科學校火藥作業所火藥爆發して火を發す、署員板橋消防組、同校生徒に協力して、消防約一時間、校舍二棟を燒き鎭火す。

(2)人命救助　上毛モスリン會社練馬工場倒潰し、職工死傷少なからず、署員數名、社員に協力して救護す、外一日板橋に於て倒家中より五名を救助す。

(3)罹災者收容　一日强震と同時に避難者多かるべきを豫想し、飲料水を署前に備へ、演武場を收容所に充て、準備を整ふ、果然午後三時頃より避難者增加し、署に二十名、板橋稅務署四名、板橋町靑物市場十名、同三郷ノ原三千二百名あり、二日三郷ノ原に天幕を張り、降雨に遭ひ、板橋稅務署新舊兩廳舍及板橋小學校に收容す、三日屋內收容者二千百八十名、屋外避難者七千七百名、四日には總數一萬二千百二十日に上る、五日より漸く減じ、六日靑物市場の收容所を撤廢し、演武場に保護鮮人を收容するに止め、一般避難者を別に救す事とし、十四日には僅六名あるのみ。

(4)徵發配給　一日附近の民家より玄米を徵收して炊出を行ひ、三日非常徵發令に基き玄米六千俵を徵發し、炊出を繼續す、是日未明群馬縣藤岡靑年團、在鄉軍人、郵便局員の共同團體、貨物自動車に食料を滿載し來援す、乃ち之を避難民に頒つ、之に前後して郡役所及町村役場亦配給を開始す、又下練馬村字谷戸部落を救濟したり、徵發は九月二日以後之を行ひ、又府の依賴に依り市部罹災者に食料品寄贈を宣傳す。

(5)流言及自警團取締　流言の行はれたるは九月二日午後二時よりなり遂に自警團の起るを見、署は鮮人の外出中止を慫慂し、以て其危險を豫防せしも、民衆興奮し鮮人の住宅を襲擊するに至れるを以て保護檢束の手段を取り、十餘名を署內に收容す、三日千葉步兵學校の一部隊管內警備に當るを以て、協力して自警團を取締り、四日署長（田邊十太郎）自ら管內を巡視するに、之を途に要して訊問する等漸く常規を逸す、六日陸軍中隊本部に交涉して兵員の派出を促し、署員と共に志村、赤塚、練馬、上板橋各村を巡察して非違を警む、七日緊急勅令の要旨を揭示して取締を勵行し、警部補引率の一隊は、步兵第十三聯隊の兵士と協力し、志村字三軒家の自警團より竹槍其他の凶器を押收し、暴行嫌疑者を檢擧し、引續き各村に出張して凶器を押收領置し、鎭撫の實を擧げたり。

(6)暴利取締　檢事局送り四件。

(7)救療保健　二日板橋公會堂を救護所とし、町內開業醫七名に治療を依賴すると共に、板橋町三郷ノ原にも一時傷病者を收容す、十六日廳

の診療班來り、開業醫に代る、署亦一面には各署と同じく飲食物を取締り、井水を試驗し、消毒をなし、防疫其他の事に從ふ、又市內燒殘地たる山手方面の屎尿停滯に苦むや、廳の指示に基き、汲取人を物色し、練馬村在鄕軍人分會は荷馬車二十臺を以て九月十五日牛込區に、長崎村農家は手車三臺を以て小石川區に夫々出勤したり。

第十三節　南千住警察署

(1)防火　一日午後零時三河島町大字三河島二ヶ所、日暮里町元金杉一ヶ所出火し、小時にして淺草區千束町方面の火亦管內に入り三ノ輪、橋場附近に迫る、署は消防組と協力して三河島の火を消止む、燒失百餘戶、他の二方火勢益擴大せんとし、午後四時常磐線鐵道線路並に隅田川を境として三ノ輪の火勢を挫き、更に三河島字二ノ坪に延燒したる日暮里の火は翌二日午前一時鎭壓す。

(2)人命救助　一日南千住町字千束同地方橋場方面の火に襲はれ、逃場を失ひ、附近染物問屋の藍甕中に潛みて火焰を避け居たるものを發見したる一巡査は、附近の民衆に援助を求めたれども應ずるものなく、隅田川驛員十五名を促し、全身に水を浴びて相互に猛火中に進みしが、危險近づくべからざるを以て驛員亦次第に去り僅に四名を殘すのみ、たま〳〵他の一巡査來るに力を得、決死して漸く十四名を救へり、而も概ね火傷を負ひ、重傷者三名は幾ばくもなく絕命す、此外火災場裡に危急を救へるもの地方橋場一名、三河島五名、倒家中より救へるもの南千住町七名、橋場五名、千住南五名、通新十二名、三ノ輪約四十名、三河島町十二名、同大字三河島二十四名、外に署員が管外に於て救出したるもの一名なり。

(3)罹災者收容　一日身を管內に寄せたるもの十五萬と稱せらる、二日以來減少したるも、三日猶一萬五千名あり、南千住町役場に交涉して、第一、第二、第三、第四、瑞光小學校、交隣園並に各寺院に收容す、十一月中旬は、收容所五ヶ所の收容人員二百九十六名に減少したり。

(4)徵發配給　一日署は南千住、三河島兩町役場に交涉して食料の配給を促し、南千住町役場は素盞嗚神社境內に、三河島役場に大日本原毛會社及峽田第二小學校に炊出をなし、爾來之を繼續す、署は四日以降自動車十五臺、其他食料品等を徵發し、自動車は救護團に、食料品は配給用に、藥品は救護用に供したり、六日後炊出の外現品給與をなし、二十六日に至り、午後は單に貧困者に配給したり、寄附は四日茨城縣眞壁町役場より寄附ありたるを始めとし、南千住製氷會社、三井救濟本部、愛國婦人會、千住兩有志、宮城縣黑川郡吉岡町芝崎有志等、各種の寄附ありて、避難者に分給したり。

(5)流言及自警團取締　二日鮮人暴行の流言あり、午後九時三十分に至り鮮人を署に拉致するもの少なからず、中には負傷者を出す有樣なりしを以て其の輕擧を戒め、民衆の反省を見るに至らず、署に保護檢束するもの演武場に六十七名、交隣園に百十七名、第二峽內小學校に二百五十名、計四百三十四名の多きに及べり、四日午前鮮人勞働會幹事等二名歸宅を懇談して已まず、乃ち途中保護として正服巡査二名、兵士二名を附する準備中、切に解放を請へるを以て、內鮮係巡査一名を保護尾行せしめて之を許したるに、三ノ輪王子電車軌道踏切に差懸るや、忽ち群衆の包圍亂打する所となり、尾行巡査亦重傷を負へり、署員十名急行して之を鎭撫し、鮮人一名及尾行巡査に應急手當をなして漸く其生命を救ひたるも、他の一名は行衞不明となれり、形勢此くの如くなるを以て、町長及在鄕軍人、靑年團各幹部其他有志を署に招き、自警團に關する注意を促し、懇諭する所ありたり、署保護の鮮人は、後之を日本橋區蠣殼町日鮮起業會社內相愛會事務所に引渡し、又支那人十七名は證明書を交付して歸國せしむ。

(6)暴利取締　檢擧二十件。

(7)救療保健　一日署は、町內醫師團及千住製絨所醫局、交隣園、濟生會醫師等に交涉し、救護所を素盞雄神社境內、千住製絨所、交隣園、西光寺等に設けて傷者に手當し、重傷者は製絨所醫局に收容したり、二日南千住町役場は、素盞嗚神社境內を救護所と定むるの外、千住間道簡易診療所に於ても診療を開始して重傷者十九名を收容し、三河島町役場亦峽田第二小學校內に臨時收容所を設けて二十二名の重傷者を容る、幾ばくもなく各救護班の來援あり、茨城縣救護班は西光寺及三河島第二小學校に九月五日より九日まで一千四百六名、大阪府救護班は、交隣園に九月七日より十一日まで八百三十一名、福井縣救護班は西光寺及三河島第二小學校に九月九日より十四日まで八百八十三名、和歌山縣救護班は、交隣園に九月十二日より十九日まで七百五十五名、大阪府工場衞生研究會救護班は、淨閑寺に九月十二日より二十日まで八百三十一名、福島縣救護班は南千住町簡易診療所に九月九日より十一日まで百八十名を救療す。

是より先壓死者百四名及燒死者ありたるが爲め、二日町屋火葬場に多數屍體の火葬設備をなさしめ、五日以來野外火葬を爲す事とし、十八日までに二千五百二十八體を火葬す、又荒川溺死者は、九月六日より十七日までに九十五體を收容し、町役場に交付せり。

塵芥、屎尿處分、消毒、防疫等は、各署同樣なり。

第十四節　南千住警察署日暮里分署

(1)罹災者收容　一日午後日暮里町役場を促し、第一乃至第五各日暮里小學校を開きて避難者を收容し、夕刻滿員となり、其數五千と註せられ、外に寺院及知己に寄寓したるもの約十萬、二日更に其數を增し、收容所なくして露宿するもの十七萬に上り、神社、佛閣、寄席等に假寓せしむると共に、知己、緣邊あるものゝ他に移動することを勸む、十日には收容所五百名、寺院、知己等に寓するもの七萬五千五百名、十月十日收容所百五名、寺院等三千八百九十名と爲る、第一日暮里小學校は九月六日、第二は同十六日、第三は同十九日、第四、第五は十月二日何れも之を閉鎖し、更に谷中本東京電燈會社分工場を收容所とし、十二月十五日に至る。

(2)徵發配給　一日收容所を設くると共に、町役場を促して炊出をなさしめ、十月十日まで延人數三萬四千三百九十名に給與したり、要する所白米百三石一斗七升、味噌二十八樽、醬油十九樽、漬物百樽、罐詰六百十五箱。

九月七日、日暮里町役場は配給米を實施し、十月十日までに八回、米一人一日三合、總量千九百九十八石四斗五升一合、副食物之に稱ふ。

茨城縣新治郡手渡村靑年團、同郡藤澤村靑年團及同村小學校職員、新潟縣中蒲原郡新津町有志、谷中本ＡＢＣ製菓株式會社、茨城縣手渡村在鄕軍人分會等より各種の寄附品あり、富山縣新川郡飯野村在鄕軍人團、長野縣松本市日蓮主義、北海道小樽在鄕軍人、富山縣戶出町在鄕軍人等の勞務寄與あり。

(3)流言及自警團取締　二日午後八時、地震再來、鮮人暴行の流言行はれ、鮮人に對する杞憂は、自警團の過激なる行動となれり、署に保護檢束したる鮮人七十餘名に及ぶを以て之を第四日暮里小學校に收容す、是日午後二時、裸體に赤帶を締め、帶刀して町內に示威行列をなせる十五名の壯漢あるより、之を檢束して凶器を押收す、四日正午收容鮮人一名逃走を企つるや、民衆警察の監視怠慢を罵り、數百名集團をなして署及收容所に迫り、形勢險惡なりしが、漸く之を鎭撫し得たる

も、萬一を慮り、兵員二名の援助の下に嚴重に警戒したり、騷擾五日まで繼續す。

(4)暴利取締　檢擧二件。

(5)救療保健　九月一日管內開業醫をして傷病者を救護せしめしが、五日より各救護班の來援あり、赤十字社秋田支部救護班は、日暮里驛前に於て九月五日より十日まで二百十名、三重縣救護班は、第三日暮里小學校に於て九月六日より十五日まで百九十八名、赤十字社秋田支部救護班の一班は、第五日暮里小學校に於て九月七日より十五日まで百八十名、朝鮮日本赤十字社本部救護班は、第二日暮里小學校に於て九月十日より十五日まで八十三名、埼玉縣救護班は、第一日暮里小學校に於て、九月十二日より十四日まで六十八名、赤十字社栃木支部救護班は、第四日暮里小學校に於て九月十三日より十四日まで三十五名、新潟醫科大學救護班は、第三日暮里小學校に於て九月十五日より二十一日まで百二十名、廳の第三十四班は日暮里驛前旅館新營亭に於て、第三十五班は、金杉寄席に於て九月十五日より十月中旬まで八百九十五名、新潟縣救護班は、第二日暮里小學校に於て九月十七日より二十日まで七十五名、北海道廳救護班は、第五日暮里小學校に於て九月十八日より二十一日まで六十五名、赤十字社岩手支部救護班は、第四日暮里小學校に於て九月十九日より二十八日まで百三十五名、同青森支部救護班は、第二日暮里小學校に於て九月二十日より二十六日まで六十二名、同富山支部救護班は、第四日暮里小學校に於て九月二十二日より十日まで百五十名を治療す。

署はまた消毒班を組織して、九日十五日より十月五日まで、十月十六日より二十四日まで消毒を施行し、前後三回檢病的戶口調査を爲す。

第十五節　千住警察署

(1)防火　千住中組日本製靴會社、江並村字鹿濱齋藤煉瓦會社火を發したるも署員は消防隊と協力して之を消止む。

(2)人命救助　南足立郡梅島村字栗原東京紡績會社周圍の石垣破壞し、屋外に避難せんとする職工壓せらるゝもの少なからず、署員三巡査、社員及附近民衆と協力して約一時間に二十五名を救助す、死者四十名、同郡綾瀨村字彌五郎新田東京護謨工業會社工場の一部倒潰し、作業中の職工十三名埋沒す、署員二名、社員を勵まして救助し、全部を救出す、外に倒家中より救ひしもの、千住町二十六名、同町字千住一名、同町中組九名、西新井村字興野一名。

(3)罹災者收容　避難者幾十萬なるを知らず、郡及町村と交涉して、千住町役場は、直に第三小學校、千壽尋常高等小學校、第二尋常小學校、千住神社境內等に三千餘名を收容す、二日、三日は避難者增加したるも、四日以來次第に減ぜり、十月中旬は第二尋常小學校八名、稻荷社境內四名ありしのみ、十七日授業開始のため第二小學校を閉づ、民衆寄寓者は、九月末日一萬九千七百五十八名なり。

(4)徵發配給　即日各町村役場と協力して各要所に炊出所を設け、一時の急を救ひ、四日以來は物資を徵發するの一面、町村役場の傳票を以て困窮者に限り署に於て配給し、尋で配給事務を郡役所に移し、徵發する每に之を引渡せり、徵發したるは乘用自動車(運轉手附)二十五臺其他運搬具、食料品等なり、有志家食料其他の寄附あり、看護婦の勞力提供あり、南足立郡役所に於て配給したるは、白米三千四百九十五俵、玄米七千九百八十四俵、玄糯米十三俵其他にして、受給延人員二百二十九萬八千四百名、大正十三年三月末に至る。

(5)流言及自警團取締　二日午後七時鮮人に關する流言あり、署員として千住大橋及千住驛構內火藥積載貨車を警戒せしめしも事なし、然るに自警團の鮮人に對する迫害處々に起り、三日千住町に於て鮮人一名之を保護せる邦人重傷を負ひ、西新井村興野にも殺人事件あり、南綾瀨村柳原の鮮人住宅を襲ひて七人を殺害し、千住町亦一人重傷を負ふ、江北村鹿沼に在りては鮮人と誤りて、一老婆を毆打死に至らしめ、四日南綾瀨村字柳原に於て鮮人一名殺害せらる、是日廳命に依り戎凶器携帶を禁じ、團の幹部に懇諭し、警備を止め、專ら夜警に從はしむ、當時千住町二丁目某、鮮人の被害頻々なるを見て惻隱の情に堪へず、二日夜半鮮人三十六名を自宅內の假小屋に收容したるが、三日夜之を偵知したる民衆は同家に殺到して其交付を迫りしも肯ぜず、諸君若し鮮人に危害を加へんと欲せば予を殺して後に於てせよと、決死の覺悟を示したれば、衆爭ふ事能はずして去る、然るに五日午前二時に至り、民衆の一團鬨聲を揚げて同家を襲擊するや、同志と共に防禦して之を退けしも、猶萬一を慮り、六日鮮人を署に同行するを以て、爾來之を署內に保護せり。

(6)暴利取締　檢事局送り二件。

(7)救療保健　一日署は千住町役場と協議し、同町醫師會をして救護班を組成せしむ、尋で德島救護團、廳診療來援す。

千住町醫師會救護班は十七日まで千住神社境內に於て五千五百七十三名を救療し、德島縣救護團は、千住尋常高等小學校內に於て九月十一日より十七日まで二千名、廳第二十四班は千壽尋常小學校內に九月十四日より十月四日まで千五百三十名、第十五班は千住劇場に九月十四日より十七日まで約三百名、尋で千住町三丁目寄席千住館に於て千四百二十名を救療したり。

署は又檢病的戶口調査、塵芥屎尿處分、消毒防疫等の事に從ふ。

第十六節　寺島警察署

(1)防火　署は大震直後、火災の發生を慮り、青年團員を督勵して管內西南に四條の防火線を張りて之に備へ、午後五時までに、寺島村七ケ所、隅田村二ケ所發火したれども、署員寺島消防組と共に之を消止む、同夕西南方面の猛火將に管內に迫らんとするや、菅野署長(茂)自ら署員を率ゐて曳船巡査派出所前東武鐵道線路附近に出勤し、寺島消防組と共に之を防ぎ、又向島署長の要求に應じ、署員を分遣して火道の阻止に努む、折しも向島須崎方面の火同町ライオン石鹼工場を燒きて益擴大せんとせしも、能く延燒を防ぎ得たり。

(2)人命救助　倒家中より救ひしもの、寺島町八名、同字須崎及隅田町各二名。

(3)罹災者收容　一日本所、深川、淺草、南千住各方面の多數避難者來りて混雜甚しきを以て之を安全地帶荒川放水路堤上に誘導し、同時に署の一部を開放し、又各町村長と協議し、演藝場、活動寫眞館等三ケ所及寺島、本田、綾青三小學校、府立第七中學校、富豪別邸、寺院等十四ケ所を開放せしめ、避難者を收容す、當時管內に於ける總數約三十萬と註せらる、二日柳島方面、淺草南千住方面の火勢熾にも火焰雨下し、隅田堤上の避難者を脅威するを以て、更に之を荒川放水路堤上に導く、十日第七中學校及第二寺島小學校構內にバラックを急造して避難者を收容せしが、下旬より十月初旬にかけ授業開始のため、寺院の外一般收容所を閉鎖す。

(4)流言及自警團取締　二日午後五時不逞鮮人四ツ木橋附近に集合し、放火其他暴行せんとすとの報告あり、直に署員を派するに避難鮮人百六十名あり、乃ち檢束して保護を加ふ、此外自警團の同行し來るものを合し、三日已に二百三十六名に上る、署は一面鮮人を保護すると同

時に、一面自警團を取締り、以て人心の安定を計れり。

(5)徵發配給　二日寺島、隅田兩町役場、本田、龜青、南綾瀨三村役場炊出を爲せる外、二富豪邸宅にても炊出を爲し、鐘淵紡績會社は米、隅田川工業會社は葛湯を配給して、一時の急を救へり、二日以降、各町村炊出を繼續し、又第七中學校にも炊出を開設す、尋で各町村共現品給與に改め、寺島、隅田二町は一人一日玄米五合、綾瀨村は同三合、龜青村は同二合、本田村は猶炊出をなし、一人一日六合の割を以て配給すると共に副食物を添へたり、後白米を以て之に代へ、副食物も次第に潤澤となせしが、寺島村避難者は概ね本所、淺草二區の住民なるを以て、兩區役所に交涉し、其補給を受く、二十五日一般の配給を止め、單に貧困者のみに之を給せり。

是より先三日非常徵發令に基き、物資の徵發に從事せしも、蠟燭二百本の外得る所なし、四日來署員を埼玉、栃木、千葉三縣に出して食料品其他を徵發し、管內より貨物自動車、乘用自動車各二臺、自轉車四臺、荷馬車一臺並燃料、木材を徵發せり、九月十四日牛込在鄕軍人團及愛國婦人會より衣類の寄贈あり、直に之を配給す。

(6)暴利取締　檢擧十件、檢事局送致三件。

(7)救療保健　署の一部に救護所を設け、寺島町田口醫院を臨時救護所となし、二日寺島、隅田二町役場と協議し、寺島町は府立第七中學校、寺島第一小學校、隅田町は隅田堤上及青山染物工場空地を救護所に充つ、八日署の救護所を廢し、收容者を第七中學校に移す、十一日同校內に臨時陸軍病院開設せられ、十六日隅田町正福寺に廳の診療班設けられ、救護に遺憾なきを得たり、陸軍病院は二十五日までに入院患者延二千九百九十六人、外來延一萬七百五十人、同日閉鎖と共に患者を濟生會、和泉橋病院、臨時池ノ端救護所に移送したり、廳の診療班の他一班は寺島町玉ノ井倶樂部に設く、是より先同町に開設せる東京府診療所は二十七日濟生會寺島救護所と改稱して之を繼續す。

其外檢病的戶口調査、消毒、塵芥、屎尿處分、入浴料輕減、防疫等各署に同じ。

第十七節　龜戶警察署

(1)防火　吾嬬町、龜戶町及同請地に於て各一ヶ所の出火ありしも、署は附近民衆と共に之を消止む、旣にして請地町に於て又一ヶ所の發火あり、請地町派出所詰中島巡査率先消防に努め、辛うじて之を阻止す、午後一時三十分に至り、再び龜戶町火を出し將に四方に擴大せんとせしも古森署長（繁高）署員を指揮し、龜戶消防隊と協力し、北十間川及吾嬬町役場前下水を利用し奮鬪して之を鎭火す、夜に入り淺草吾妻橋方面の猛火管內を侵し、請地方面に威を揮ひ、龜戶附近まで延燒せしも官民共同して之を鎭滅したり。

(2)人命救助　倒家中より救出したるもの大島町一丁目四名、同六丁目五名、龜戶町十三名、龜戶町字柳島二名、柳島橫川町一名、砂町大字治兵衞二名、吾嬬町大字龜戶九名、同大字請地七名、猛火中より救出したるもの岩井橋附近四名、避難者混亂場裡より救ひしもの一名、計四十九名、署員が管外倒家中より救助したるもの二名あり。

(3)避難者誘導　一日本所、深川方面の避難者管內に殺到し、栗原橋附近殊に混亂を極む、署は之を整理して小松川、荒川方面に避れしめ、又宇都宮回漕店所有汽船彎起丸の橋下を過ぐるを見、同船をして多數の避難者を上記方面に護送せしめり。

(4)罹災者收容　一日管內に避難したるもの約十二萬人、各學校、寺院、病院、工場等を開放して之を收容せしむ、三日來他に移轉するもの多く、九月五日調査に據れば、收容所十ヶ所、避難者一萬千七百六十八名、負傷者千八百六十九名を算せり、此外民家に寄寓するもの九月二十日現在七萬八千三百七十九名あり。

(5)徵發配給　一日各町村と協議し、炊出を爲したれども九牛の一毛に過ぎず、多數民衆は飢餓に迫り、翌二日に於て特に甚し、是に於て管內米穀商より所有白米の大部分を徵收し、遠く千葉縣下より購入して炊出を繼續したるが、其後二日猶潤澤たらず、五六日の交に至り、各地方の物資移入せられ、始めて副食物をも同時に供給するを得たり、而して收容所以外の避難者及管內一般の民衆に一人一日玄米二合づゝを配給せしが、十二日以後は貧困者に限り、他は實費販賣の制に改む、後廳衞生部よりミルクの委托あり、老幼病者に頒つ、受給者三千餘名なり。

(6)流言及自警團取締　二日午後七時鮮人數百名管內に侵入し暴行至らざるなしとの流言あり、小松川方面に在りては警鐘を亂打し非常を報ず、古森署長（繁高）軍隊の援助を求むると同時に、署員を二分して、一隊を平井橋方面に出動せしめ、自ら一隊を率ゐて吾嬬町多宮原に向ふ、多宮原の避難者約二萬、流言に驚き鮮人を搜索し、鬪爭、殺傷所々に行はれ、騷擾の巷と化したれども、鮮人暴行の形跡を認めず、附近を物色して、鮮人二百五十名を收容して調査するに亦得る所あらず、而して民衆の行動は次第に過激となり、警官及軍人等でも誰何するに至れり、鮮人暴行說の流言に過ぎざるを認め、三日以來其旨を一般民衆に宣傳するも肯定するものなく、遂に鮮人の保護收容に從事せる一巡査に瀕死の重傷を負はせ、砂村に於ては、良民に迫害を加へ、制止せる巡査を傷けて逮捕せられ、署內の留置場に於て喧騷を極め、鎭撫の軍隊に反抗して刺殺せられたるあり、署は自警團の幹部を招きて戎凶器の携帶を禁じ、其反省を促したれども、人心動搖の虛に乘じ、不穩の暴動に出るものあり、龜戶町、柳島新地に凶器を携へて徘徊し、巡査の制止に對し、拔刀して斬付け、巡査は正當防衛手段として之を斬殺したるあり、三日留置場にて騷擾し、鎭撫の軍隊に殺されたるあり、以て當時の情を察するに足る、而して物情漸く鎭まるを待ちて自警團の犯罪搜査に從し、十月一日以來之を檢擧す。

(7)暴利取締　檢擧十六件、檢事局送り二件。

(8)救療保健　一日避難者を收容すると共に開業醫を聘して救療せしめしも、醫師多からず材料不足のため加療上の遺憾少なからず、四日以來、千葉、新潟兩醫科大學、北海道、秋田縣、赤十字社、北海道、鹿兒島、島根、秋田、愛知、五支部救護班、近衞第八、第九三師團衞生隊、廳診療隊等前後來援し、始めて救護の實を擧ぐ、又防疫施設、飲料其他の注意事項を宣傳したり。

第十八節　小松川警察署

(1)防火　一日午後三時頃西小松川日本人造肥料會社小松川工場附屬倉庫格納藥品發火し、火勢次第に熾ならんとするより署員數名現場に赴き、工場備付ガソリンポンプ及手押ポンプを以て、用水溝の水を利用消防し、薄暮鎭火せしむ、燒失倉庫一棟。

(2)人命救助　倒家二百七十餘戶なるも住民多く屋外耕作に從ひ、壓せられたるもの十人のみ、署員之を救出す。

(3)罹災者收容　江東一帶の罹災者避難し來り、荒川放水路堤塘附近約十五萬に及ぶ、乃ち町村役場に交涉して小學校、寺院等に收容す、是日民家寄寓者一萬一千六百五十名、放水路堤防九萬三千九十名、新中川放水路堤防四萬二千百四十名、各小學校二千二百二名、寺院五千六百七十二名、神社境內二千五百十名、計屋內一萬千六百五十名、屋外十四萬五千七百十四名なり、二日、三日收容を努め、屋外避難者を減ずる

と共に收容者を增し、十五日は屋內二萬三千二十四名、屋外四百六十八名、九月末日は、屋內二萬二千五百六十一名、屋外十二名となる、十月學校、工場の收容所を廢し、十一月寺院の收容所を鎖す、十三年三月民家に在るもの五千三百二十九名、荒川放水路假小屋を營むもの四名あり。

(4)徵發配給　一日町村役場を促して炊出をなさしめ、篤志家亦炊出を爲す、三日以降郡役所、町村役場玄米及副食物の現品配給を開始し、炊出は九日を以て中止す、管內瑞江村は、配給を區長に委し、警戒救護に努力せる青年團を除外したるため團員之を不快として救護の任に當らず、村長責を引て辭意を漏す等、紛擾を極めたるより、署長石川貞四郎調停す、篤志者よりの寄附は松江村西一ノ江有志、西小松川有志、東一ノ江有志、小松川町字平井有志、松江村東船堀有志、西小松川有志、日本味噌株式會社等食料品の寄贈ありたり。

(5)流言及自警團取締　一日午後八時流言傳はり、同時に鮮人迫害開始せられ、署に同行するもの多し、二日軍隊の援助を求めて、警戒鎭撫に從事す、三日署に收容する鮮人四百名なり、五日軍隊に引渡して習志野に護送したり。

(6)暴利取締　檢事局送り二件、說諭一件。

(7)救療保健　一日城東電車終點廣場に天幕張救護所を設け救療す、本所錦糸町病院亦救護班を組織し、荒川放水路堤上に診療を開始せり、夜に入り傷病者次第に增加することを以て、千葉縣市川の陸軍衞戍病院に交涉し、重患者全部を同院に護送す、二日東京市本所病院收容、傳染病患者百八十名を前夜より荒川放水路堤防及小松川町內各所、松江村西小松川方面に隔離避難せしめつゝあるを知り、郡當局と議し、南葛病院庭內急設天幕內に移し、尋で本鄕區駒込病院に收容す、九月八日城東電車終點の署救護所を廢し、たま／＼來援せる京都府救護班に巡回診療を依賴す、又檢病的戶口調査、飲料水消毒、塵芥、屎尿處分等、保健施設を爲せり。

第十九節　八王子警察署

(1)流言及自警團取締　二日午後四時流言傳はり、片倉村住民二十名署に避難せるを始めとし、各地民衆援助を請ふもの少なからず、乃ち署員を數隊に分ちて寺町、八幡町、由木町、片倉村、子安村等に派遣し、更に相原、原町田方面を偵察せしむるも、其事實を認めず、依つて民衆に宣傳揭示して誤解の一掃に努めり、午後十一時八王子吏員來り、軍隊出動を求むるため、署の同意を促したれども、署は其必要なしとして之を斥く、是日五日市分署管內居住鮮人十名、横濱よりの歸途八王子市萬町自警團に包圍せられたるを救助し、保護檢束を加ふ、三日來戎兇器携帶を嚴禁し、五日市會議室に市長、憲兵分隊長、第四十九聯隊警備隊長の立會を求め、取締を嚴達す。

(2)暴利取締　檢事局送り三件。

(3)救療　八王子市救護班二班を編成し、九月一日より十日まで二百四十九名を治療す。

第二十節　八王子警察署町田分署

(1)防火　原町田に五ケ所の出火あり、署員民衆と之を消止む。

(2)人命救助　家屋全半潰千四百八十戶、即ち全戶數の四割に當る、死傷三十九名、署員の救助したるもの原町田及南村、鶴間各二名。

(3)罹災者收容　一日午後隣接地淨運寺境內淸正公堂に假事務所を設け罹災者を救護す、幾ばくもなく京濱方面の避難者來るを以て神寺工場富豪邸園等を開きて之を收容したり、五日屋內、屋外を合せて千九百四十四名、後稍增加し、十二日二千名となりしが、二十日調査に永住九十名、一時寄寓八百七十八名なり。

(4)徵發配給　署は即日白米、蠟燭、木炭等を徵收し、篤志家の寄贈を合せ、原町、田町役場、同青年團と協力して、五ケ所に臨時炊出所を設け配給す、三日外米十一俵を徵發して之を頒ち、四日より役場及青年團を促し、二ケ所に米穀を廉賣せしむ、署の修理は寄附村に依り之を著手したり。

(5)暴利取締　警告を與へ、示達を爲す、檢擧者なし。

(6)救療保健　二日假事務所を淨雲寺に設け救療す、又管內衞生狀態不良の傾向あるを以て印刷物を配付し、井水の檢査を行へり。

第二十一節　府中警察署

(1)人命救助　數ケ所に火を發したれども之を消止む、倒潰家五百三十戶、半潰家九百五十戶、死傷三十九名、署員町田町、原町田に於て數名を救助す。

(2)罹災者收容　二日午前六時より東京方面の罹災者中央線及甲州街道に依り通過避難するもの少なからず、署は郡衙に交涉して學校を開放し、又町村經營の無料宿泊所を設け、一時の急に應ぜり、管內に足を留むるものも民家に寄寓し、特に收容所を設くる必要を見たりき、四五日の交避難者六千名、十六日民家寄寓者四千七百名。

(3)徵發配給　二日來米穀貨物自動車等を徵發し、一時的救護所、湯呑所を設け、沿道、駐在所は食事を配給す、町村設置の無料宿泊所あり、國分寺驛前駐在所巡査は村當局及青年團に交涉して、驛前に炊出場を設けたり、民家寄京者中困難なるものには配米する事とし、東京府より交附せらる。

(4)流言及自警團取締　二日午後二時頃より流言あり、五時頃鮮人數百名燒拂の目的を以て襲來すと傳へ、老幼婦女避難を山林に避け、青年團、在鄕軍人、消防組等凶器を携へ通行人を檢問するに至り、是夜土工請負業者鮮人土工十八名と共に京王電鐵笹塚車庫修理に向ふの途上千歲村烏山中宿に於て自警團に圍まれ重輕傷を負ふに至れり、署は流言の無根なるを宣傳せられども一般に信ぜられず、三日に鮮人の迫害益急なるを以て憲兵十名の派遣を請ひ協力して之を鎭撫したり。

(5)暴利取締　檢擧二十件、檢事局送致二件。

(6)救療保健　壓死者一名、負傷者二十四名、輕傷にして救護を要するに至らず、避難者のためには郡醫師會に交涉し實費診療を爲さしむ、又檢病的戶口調査を行へり。

第二十二節　府中警察署田無分署

(1)徵發配給　災後直に物資の缺乏を感ずる事なかりしも、何時にても急に應ずるため、九月二日各商店の在庫米其他食料品を調査したり、然るに翌三日廳員來りて多量の白米を徵發したるに依り、白米の缺乏を見るに至り、之が補給の方法を講ずると共に、暴利の取締を爲せり、就中武藏野、田無兩村の如き、東京方面の移住者增加のため、食料品の缺乏を訴ふるに至り、署は町村役場と協議して米穀の蒐集に努む、九月末日に至り府より武藏野村に白米二十五俵の送付ありて之を配給せり、又管內有志者よりは罹災に對する食料其他の寄贈あり、武藏野村青年團、在鄕軍人會は、吉祥寺、武藏境兩驛宿泊の避難者に握飯、麥湯等を提供し、武藏野村吉祥寺青年團は、署と協力して吉祥寺乘降客に麥酒三十本を配給したり。

(2)流言及自警團取締　二日午後七時鮮人襲來の流言傳はり、民衆激昂して鮮人を迫害するに至れり、署は鮮人に任意外出を中止せしむると共に、流言を調査して事なきを認めしも、三日來人心の動搖愈甚しく、警察に反抗するものあるに至りたるが、取締の結果五日頃より漸次平穩に歸したり。

第二十三節　青梅警察署

(1)罹災者收容　一日夜より東京方面の避難者次第に多く、七日には總數千三百九十四名あり、悉く民家に寄寓す、十三日千六百三十一名、二十二日には千四百二十一名となる。

(2)徵發配給　五日署長人見健治上京して市內の實況を視察し、物資寄附の計畫に着手し、町村青年團、在鄉軍人等と協力し、衣類食料を蒐集して廳員及罹災者に寄附す、篤志家の寄附頗る多し。

(3)流言及自警團取締　二日午後五時强震再來の流言あり、六時鮮人襲來を傳へて人心動搖す、署は直に偵察せしむると共に、青梅町を中心として霞、調布、小曾木、成木、吉野、三田諸村を警戒すると共に、氷川村巡査部長派出所詰巡査部長をして各駐在所巡査及消防組を指揮し古里村以西を警戒せしめ、嚴に自警團の直接行動を戒め、管內の警備は悉く警察の指揮に從はしむ、三日警部補一名、巡査十五名を派して本廳を應援せしめ、在鄉軍人、消防夫を督して管內を警戒す、自警團惡化の傾向ありしも署の努力宜しきを得て竟に直接行動の擧なし。

(4)暴利取締　檢事局送致一件、說諭二件。

(5)保健　死傷なく、檢病的調査を行ひ保健上に注意す。

第二十四節　青梅警察署五日市分署

流言及自警團取締　二日午後五時頃鮮人、社會主義者提携して八王子市を襲ひ更に管內に入らんとするとの流言あり、自警團發生せしも、署は流言に過ぎざるを知るに及び、町村當局小學校長等と協力し、青年團、在鄉軍人、消防組等の幹部を懇諭し、管內の秩序を維持せり。

第三章　東京市民の活動

第一節　總動員

大正十二年九月一日大地一震帝都を覆し、刧火三日市街の大半を燒夷するや、獨り政府の全力を救濟に傾注したるのみならず、東京府東京市將た警視廳の全力を救濟に傾注したるのみならず、東京市民亦自ら總動員を爲して相極ひ相扶け、到る處に悲壯哀烈なる轉禍爲福の大活動を開始したり。

炎々天焦す焔の間に、早くも團體の活動を見たりしに非ずや、市民團體は活動せり、救濟團體は活動せり、早くも學校の活動を見たりしに非ずや、官公立學校は活動せり、私設學校は活動せり、又早くも病院の活動を見たりしに非ずや、官公立病院は活動せり、私設病院は活動せり將た更に銀行會社の活動を見、個人各個の活動を見たりしに非ずや、大銀行大會社は活動せり、小銀行、小會社も活動せり、富者、有力者は活動せり、貧者無力者も活動せり、期せずして總蹶起を爲して總活動を爲したるもの實に災時の市民なりしを見る。

第二節　團體の活動

第一款　町　會

恐怖すべき大變災は、吾人に隣保團結の必要を痛感せしめたり、遠き親類より近き五人組の相倚り相頼むべき生ける教訓を接受すること是時より切實なるはあらざりき。

去れば町會の役ありたるは言ふもさらなり、町會なき町は町總代を立て、自警團を結び、防衛に、給養に、通信に、往來に、各種階級を打て地理的關係下に集結し、以て共存共立の眞意義を發揮し、克く存亡危急の際に處したり、此等町會若くは町總代自警團にして無かりしならんには、誰か災後の秩序が如何に依然たり得るを保し、災後の救助が如何に行屆き得るを保し、災後の人心が如何に安定し得るを保し得たるものぞ。

災前若くは災直後に組織せられ、又は集團して、奮躍一番、千古の禍難に善處したる町會及町總代、左の如し。

麹　町　區

一六會	下二番町五八
二五會	上二番町九
三番町協同組合	三番町五七
番町同盟會	三番町五七
三番町睦會	三番町六八
麹一親交會	麹町一ノ四
麹二同志會	麹町二ノ一三
麹町三丁目厚義會	麹町三ノ四
麹町四丁目會	麹町四ノ一八
麹五自衛組合	麹町五ノ九
麹町六自衛組合	麹町六ノ七

麴町七丁目賛志會	麴町七ノ四
麴町八丁目會	麴町八ノ一二
麴町九丁目共同會	麴町九ノ一〇
麴町十共和會	麴町一〇ノ四
厚睦會	麴町土手三番町三四
紀尾井町自治會	紀尾井町六
平二會	平河町二ノ一一
平三會	平河町三ノ六
平一會	平河町八ノ一九
麴町區三睦會	平河町五ノ一
元平會	元平河町二
富士四會	富士見町四ノ二
交誼會	富士見町五ノ一六
飯田町一丁目町會	飯田町一ノ九
飯田町二丁目町會	飯田町二ノ三八
飯田町三丁目會	飯田町三ノ二四
飯田町五丁目會	飯田町五ノ二〇
飯六公同會	飯田町六ノ二
大日本飯田河立正會	飯田河岸一七吉川方
山一會	山元町一ノ九
麴町協心會	紀尾井町三
下二會	下二番町五三
中六番町自衞會	中六番町四三
下六町會	下六番町四
富士一會	富士見町一ノ一
飯四町會	飯田町四ノ三一
富士二會	富士見町二ノ四五
三年町々會	三年町二

有樂町會	有樂町三ノ一一
內幸町々內會	內幸町一ノ五
永二ノ二九住居房治	永田町二ノ二九
山二會	山元町二丁目
元園一總代	富士見町六ノ八
元園二總代	元園町二ノ一一
四番町總代	四番町
永田町二丁目町會	永田町二ノ三〇
富六睦會	富士見町六丁目

神田區

一神會	南神保町一
今川小路共睦會	今川小路一ノ九
北四同志會	北神保町八
神田西小川會	西小川町二ノ四
中猿樂町々會	中猿樂町一七
三崎一自治會	三崎町一ノ一二
三崎二丁目會	三崎町二ノ一二
三崎町三丁目三崎町河岸町民同志會	三崎町三ノ一
表神會	表神保町一
一番地會	表神保町一
神田神保會	表神保町二
裏神會	表神保町一〇
神保町青年會	表神保町一〇
神正會	表神保町一〇
神田神保會	表神保町一〇
裏神會	通神保町一〇
神田神保會	通神保町五

一樂會	猿樂町一ノ一
猿樂町會	猿樂町二ノ六
相互會	猿樂町三ノ二
表猿樂町々會	表猿樂町二
裏猿樂町々會	裏猿樂町六
神田錦會	錦町三ノ五
小川町通聯合會	表神保町二
寶玉會	錦町二ノ三
五ヶ番地會	錦町三ノ五
錦町有隣會	錦町三ノ九
小川町々會	小川町二
公友會	淡路町一ノ一
昌平會	淡路町二ノ四
駿河臺懇話會	駿河臺鈴木町二
厚友會	美土代町一ノ四四
美土代町一丁目町會	美土代町一ノ二五
美土代町二町目町會	〃　二ノ一
美土代町三四會	〃　三ノ三
五番地會	〃　四ノ五
三河町一丁目會	三河町一ノ八
三河町會	三河町二ノ一〇
三參會	三河町三ノ一
鎌倉町々會	鎌倉町一五
三河會	三河町四ノ三
親交會	佐柄木町一九
義勇會	佐柄木町一七
交和會	〃　二一
雉子町志睦會	雉子町三一

連雀會	連雀町一八
多町一丁目町會	多町一ノ一八
堅大工町々會	堅大工町一六
新交會	新石町一七
神田松下町睦會	松下町一四
千代田町西今川町睦會	千代田町六
皆川町々會	皆川町一六
永富町々會	永富町一〇
旭町有志會	旭町一二
蠟燭會	蠟燭町一〇
新銀町懇和會	新銀町二二
神田懇話會	鍛冶町七
親和會	錦町二〇
通新石町々會	通新石町一七
須田町巴會	須田町二五
德義會	黑門町一五
下白壁町々會	下白壁町一〇、小柳町三二、松田町四、平永町一四
元柳原町會	元柳原町一四
柳和會	柳町三
南乘親和會	南乘物町三
北乘物町會	北乘物町一二
美倉町會	美倉町一七
義擧會	紺屋町二
富山町有志會	富山町一六
睦會	西福田町一
西福田町睦會	西福田町一
東松下町々會	東松下町三二、柳原河岸一一
材木町親交會	材木町五

東紺睦會	東紺屋町一八
福神會	元岩井町五
いはゐ會	元岩井町一六
松枝會	松枝町二
公和會	岩本町三五
龍神會	東龍閑町一
大和町共睦會	大和町一二
豐島町々會	豐島町二一
江川町共睦會	江川町八
橋本町一丁目町會	橋本町二ノ十、久右衛門町五
富松町睦會	富松町一〇
新旅會	旅籠町一ノ二五
金澤町睦會	金澤町二二
松住町睦合會	昌平河岸二七
神臺會	臺所町五
同朋町々會	同朋町一一、宮本町一
交睦會	田代町三
山本町々會	山本町一〇
末廣町會	末廣町三三
五軒町々會	五軒町一二
松富町會	松富町一七
榮睦會	榮町一四
元佐久間町々會	元佐久間町四
蓬萊會	龜住町九
英睦會	花房町二
花田町共睦會	花田町一
一二會	仲町一ノ一六
松永町松睦會	松永町一八
平和會	平河町四

神田和泉町公義會	和泉町一、佐久間町一ノ一四
佐久二町會	佐久間町二ノ二四
神田川町會	佐久間町三ノ二一
佐久間町四丁目會	佐久間町四ノ二
神田區元久睦會	元久右衛門町一ノ一〇
餌島町々會	餌島町一
八名川睦會	八名川町一

日本橋區

本銀町一丁目總代	本銀町一ノ四
本銀町二丁目總代	本銀町二ノ二
本銀町三丁目總代	本銀町三ノ二
本銀町四丁目總代	本銀町四ノ一八
本石町一丁總代	本石町一ノ八
本石町三丁目總代	本石町三ノ三
本石町四丁目總代	鐵砲町一四
本町一丁目總代	本町一ノ九
本町二丁目總代	村松町四八
本町三丁目總代	本町三ノ二二
本町四丁目總代	本町四ノ二二
金吹町總代	金吹町一一
十軒店町總代	十軒店町四
岩附町總代	岩附町九
駿河町總代	駿河町三越呉服店
本兩替町總代	本兩替町日本銀行文書課
北鞘町總代	北鞘町五
品川町、品川裏河岸總代	品川町四
室町一丁目總代	室町一ノ一
室町二丁目總代	室町二ノ一二

室町三丁目總代	室町三ノ五
長濱町總代	本町四ノ二
安針町總代	安針町五
本小田原町總代	本小田原町一五
本船町總代	本船町魚市場事務所
龜中町總代	龜中町一九
小傳馬上町總代	小傳馬上町一〇
小傳馬鹽町總代	小傳馬鹽町五
鐵砲町總代	鐵砲町九
小傳馬町一丁目總代	小傳馬町一ノ一
小傳馬町二丁目總代	小傳馬町二ノ一
小傳馬町三丁目總代	小傳馬町三ノ六
大傳馬町二丁目總代	大傳馬町二ノ二八
大傳馬町一丁目總代	大傳馬町一ノ一四
通油町總代	通油町
通旅籠町總代	通旅籠町一六
新大阪町、彌生町總代	新大阪町三
元濱町總代	元濱町五
富澤町總代	富澤町二四
高砂町總代	高砂町九
浪花町總代	浪花町六
住吉町總代	住吉町二〇
新和泉町總代	新和泉町二
新和泉町總代	新和泉町五
長谷川町總代	堀留町三ノ二
田所町總代	田所町九
堀留町一總代	堀留町一ノ一
堀留町二總代	堀留町二ノ一二
堀留町三總代	堀留町三ノ一

新材木町總代	新材木町七
新森村町總代	新森村町
岩代町總代	岩代町一
葺屋町總代	蠣殼町二ノ一四
堺町總代	堺町八
芳町總代	芳町一一
新葭町總代	新葭町七
元大阪町總代	新大阪町九
堀江町一總代	堀江町一ノ二
堀江町二總代	堀江町二ノ一
堀江町三總代	堀江町三ノ五
堀江町四總代	堀江町四ノ一
小舟町一ノ二三總代	小舟町二ノ九
小網町一總代	小網町一ノ八
小網町三總代	小網町三ノ一七
小網町四總代	小網町四ノ五
小網仲町總代	小網仲町五
蠣殼町一總代	蠣殼町一ノ二
蠣殼町一總代	蠣殼町一ノ三
蠣殼町一總代	蠣殼町一ノ四
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ一
蠣殼町二、三、四、五、六總代	蠣殼町二ノ四
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ五
蠣殼町二總代	長谷川町六
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ八
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ八
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ九
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ一二
蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ一二

蠣殼町二總代	蠣殼町二ノ一五
蠣殼町二總代	濱町二ノ二
蠣殼町三總代	蠣殼町三ノ一二
蠣殼町三總代	蠣殼町三ノ二
松島町總代	松島町七
北新堀町總代	北新堀町二〇
箱崎町一總代	箱崎町一ノ一
箱崎町二總代	箱崎町二ノ一九
箱崎町三總代	箱崎町三ノ二
箱崎町四總代	箱崎町四ノ一三
馬喰町一總代	馬喰町一ノ一七
馬喰町二總代	馬喰町二ノ八
馬喰町三總代	馬喰町三ノ一二
馬喰町四總代	馬喰町四ノ二二
通鹽町總代	通鹽町七
横山町一、二、三總代	横山町一ノ二
橘町一總代	橘町一ノ六
橘町二總代	橘町二ノ四
橘町三總代	橘町三ノ一〇
橘町四總代	橘町四ノ八
若松町總代	若松町一〇
矢倉町總代	矢倉町一二
藥硏堀町總代	藥硏堀町四三
米澤町一總代	米澤町二ノ五
吉川町總代	吉川町七
元柳町、新柳町總代	元柳町小網久兵衞
村松町總代	村松町三〇
久松町總代	久松町三四
濱町一總代	濱町一ノ一
濱町一總代	濱町三ノ一
濱町一總代	濱町一ノ一四
濱町二總代	濱町二ノ一
濱町二總代	濱町二ノ一一
濱町二總代	濱町二ノ一二
濱町二總代	濱町二ノ一七
濱町三總代	濱町三ノ一
濱町三總代	濱町三ノ六
中洲町總代	中洲町一四
通町一總代	通町二ノ二
通町二總代	通町二ノ七
通町三總代	通町三ノ三
西河岸町總代	西河岸町一
吳服町總代	吳服町一八
元大工町總代	元大工町一三
數寄屋町總代	數寄屋町九
檜物町總代	檜物町一九
上槇町總代	上槇町一七
下槇町總代	下槇町一四
箔屋町總代	箔屋町一三
榑正町總代	榑正町一
新右衞門町總代	新右衞門町一二
川瀨石町總代	川瀨石町一九
平松町總代	平松町六
佐内町總代	佐内町八
青物町總代	青物町一六
青物町總代	青物町一八
青物町總代	青物町一九
萬町總代	青物町二二

元四日市町總代	元四日市町三
南茅場町總代	南茅場町六
兜町總代	兜町東京株式取引所
坂本町總代	坂本町七
坂本町總代	坂本町三九
三代町總代	三代町八
北島町二總代	北島町一ノ二四
北島町二總代	北島町二ノ三四
龜島町一總代	龜島町一ノ八
龜島町二總代	龜島町一ノ二
龜島町二總代	龜島町二ノ八

京橋區

京橋通町會、	南傳馬町三ノ一、石關實太郎方
松川町會	松川町三、山野井龜五郎方
疊町會	疊町二、諏訪松之助方
南大工町會	南大工町八、橋本三右衞門方
北槇町會	北槇町一四、島村藤七方
具足町會	具足町五、齋藤彥五郎方
南鍛冶町會	南鍛冶町三〇、星野安七方
南紺町會	南紺町二十一、菱田松之助方
中橋和泉會	中橋和泉町三、高野吉次郎方
炭町會	炭町四、正司熊方
常盤町會	常盤町一、鈴木惣次郎方
柳町會	柳町五、田中平治方
因幡町會	因幡町一三、中井富藏方
大鋸町榮和會	大鋸町七、後藤直次方
槇町會	槇町二三、鈴木太郎左衞門方
南槇町親和會	南槇町九、前田淺吉方
銀座聯合町會	銀座二ノ一六、吉田幸次郎方
京新聯合會	尾張町二ノ一九、森竹邦彥方
白魚町會	金六町五、山本榮次郎方
元數寄屋町同志會	元數寄屋町二ノ九、龜岡豐二方
彌左衞門協和會	彌左衞門町九、松崎平太郎方
（本會ハ解散シ更ニ新町會企劃中ニテ彌左衞門町一二高橋吉松方ニ事務所ヲ置ク）	
尾張町二丁目町會	尾張町二ノ九、森竹邦彥方
南佐柄木町睦會	南佐柄木町四、會津米吉方
三堀三町會	三十間堀三丁目二一、石橋惣太郎方
木挽町一丁目町會	木挽町一ノ一一、三浦一郎方
木挽町二丁目町會	木挽町二ノ一三、岩瀨條方
木挽町三丁目町會	木挽町三ノ一七、中澤金次郎方
木挽町四、五、六丁目町會	木挽町五ノ三、松田幾藏方
木挽町九、十町會	木挽町九ノ七、吉田甚五郎方
采女町會	采女町一九、林英二郎方
本湊町會	本湊町二、和田豐藏方
南八丁堀一丁目交友會	南八丁堀一ノ二四、加來寬一郎方
南八丁堀二丁目同志會	南八丁堀二ノ四、織田清吉方
入船町會	入船町六ノ一、松下淺次郎方
新富町會	新富町二ノ一七、高木陶藏方
新湊町有志會	新湊町五ノ一、山脇善五郎方
船松町會	船松町一、栗田松之助方
入舟、新榮、新湊、明石、南八二三聯合會	入船町六ノ一、松下淺次郎方
築地三ケ町會	築地二ノ一一、吉永良延
南築地町會	南飯田町一、新實勸助方
岡崎町一丁目町會	岡崎町一ノ四八、根本源三郎方
岡崎町二丁目町會	岡崎町二ノ二三、間米長十郎方
本八丁堀一丁目町會	本八町堀一ノ一二、守野德太郎方

本八二町會	本八丁堀二丁目二、林常吉方
本八三睦會	本八丁堀三ノ五、福田五平方
本八丁堀四丁目町會	本八丁堀四ノ七、神谷太一郎方
本八五丁目會	本八丁堀五ノ九、海老新助方
水谷町會	水谷町一、那賀島桂次郎方
幸町會	幸町六、石塚常太郎方
日比谷町會	日比谷町一、岩井一方
元島町會	元島町九、石井條方
松屋町高代町會	松屋町三ノ七、鈴木周藏方
長澤町會	長澤町九、高安守平方
永島町一致會	永島町七、小栗幸藏方
越前堀一、二丁目町會	越前堀一ノ三、伊藤利作方
銀座一丁目町會	銀座一ノ七、坂上島太郎方
大川端町會	大川端六、山本市藏方
鹽町會	鹽町一七、渡邊武松方
靈岸島町會	靈岸島五、高木利右衞門方
新船松町會	新船松町二、大森盛重方
富島町會	富島町二、鷲塚直太郎方
南新堀町二丁目町會	南新堀二ノ一一、木村清五郎方
長崎町會	長崎町二ノ五、關仲次郎方
八ノ部會	東湊町一ノ一〇、大村五左衞門方
新佃島町會	新佃島二ノ一二、星野義四郎方
月島一ノ部町會	月島西仲通一ノ一、渡邊雄太郎方
月島二ノ部町會	月島西仲通二ノ九、田中傳次方
月島三ノ部町會	月島西仲通三ノ一〇、島本幸次郎方
月島四ノ部町會	月島西仲通五ノ五、高岡袖吉方
月島二號地町會	月島西仲道一〇ノ七、村上卯吉方
佃島事務所	佃島一八
木挽町一丁目睦會	木挽町一ノ一四、伊藤榮方

芝區

芝口一丁目總代	芝口一ノ一
芝口二丁目總代	芝口二ノ九
芝口三丁目總代	芝口一ノ一
源助町總代	源助町一九
露月町總代	露月町一八
柴井町總代	柴井町二三
日蔭町一丁目總代	日蔭町一
日蔭町二丁目總代	日蔭町二ノ一
二葉町總代	二葉町一〇
烏森町總代	烏森町五
芝浦二丁目總代	芝浦二ノ三
愛宕下町一丁目總代	愛宕下一ノ四、〃一ノ一
愛宕下町二丁目總代	愛宕下二ノ五
愛宕下町三丁目總代	愛宕下町三ノ一
愛宕下町四丁目總代	愛宕町四ノ一
宇田川町總代	宇田川町二〇
神明町總代	神明町八
濱松町一丁目總代	濱松町一ノ七
濱松町二丁目總代	濱松町二ノ九
濱松町三、四丁目總代	濱松町三ノ一
新錢座町總代	新錢座町二
三島町總代	三島町四
宮本町總代	宮本町五
七軒町總代	七軒町五
中門前一丁目總代	中門前一ノ一
中門前二丁目總代	中門前二ノ二
中門前三丁目總代	中門前三ノ八

新門前町總代	新門前町一一
片門前町二丁目總代	片門前二ノ一〇
土手跡町總代	土手跡町三
新網南町總代	新網南町一
新網北町總代	新網北町五
湊町總代	湊町一
新幸町總代	新幸町一
兼房町總代	兼房町一五
本鄕町總代	本鄕町一一
伏見町總代	伏見町二
善右衞門町總代	久保町七
備前町總代	備前町七
鍛冶町總代	鍛冶町八
新櫻田町總代	新櫻田町一
南佐久間町一丁目總代	南佐久間町一
南佐久間町二丁目總代	南佐久間町二ノ六
田村町總代	田村町九
愛宕町一丁目總代	愛宕町一ノ四
愛宕町二丁目總代	愛宕町二ノ一四
今入町總代	今入町一
琴平町總代	琴平町一一
櫻川町總代	櫻川町
巴町總代	巴町三八
明舟町總代	明舟町一七
葺手町總代	葺手町八
城山町總代	城山町三
八幡町總代	八幡町三
廣町總代	廣町六
神谷町總代	神谷町六
榮町總代	
金杉一丁目總代	金杉一丁目八
金杉二丁目總代	金杉二丁目一七
金杉三丁目總代	金杉三丁目二
金杉四丁目總代	金杉四丁目二
金杉川口町總代	金杉川口町一
金杉濱町總代	金杉濱町六七
西應寺町總代	西應寺町八
本芝一、二、三、四丁目總代	本芝一ノ二二
本芝入横町總代	本芝入横町一二
本芝下町總代	本芝下町一八
日之出町總代	日ノ出町七
南濱町總代	南濱町九
新堀町總代	新堀町二八
新堀河岸總代	新堀河岸一九
松本町總代	松本町四三
田町一、二、三、四、五、六、七、八、九總代	田町一ノ七、田町二ノ一〇、田町三ノ一七田町五ノ三、田町六ノ一九、田町七ノ六、田町八ノ二、田町九ノ六
通新町總代	通新町三
車町總代	車町二八
高輪臺町總代	高輪臺町三〇
高輪南町總代	
高輪北町總代	高輪北町四一
伊皿子町總代	伊皿子町一四
三田一、二、三、四總代	三田一ノ二五、三田二ノ三、田三ノ二四、三田四ノ三八
三田同朋町總代	三田同朋町一二

三田四國町總代	四國町二ノ一
三田臺裏町總代	三田臺裏町一一
三田功運町總代	三田功運町二ノ一一
小山町總代	小山町二
豐岡町總代	豐岡町一三
三田綱町總代	三田綱町一
南寺町總代	南寺町五
三田松坂町總代	三田松坂町石川方
白金志田町總代	白金志田町、廣瀬方
白金丹波町總代	丹波町一二
君塚町總代	君塚町一九
二本榎一、二丁目總代	二本榎一ノ二、二本榎二ノ三〇
二本榎本町總代	二本榎本町一〇
二本榎西町總代	二本榎西町二
白金臺町一、二丁目總代	白金臺町一ノ八〇
白金猿町總代	白金猿町二三
三光會	白金三光町五一二
衛睦會	白金三光町四三
四之橋通親睦會	白金三光町二四
自治會	白金三光町二九
三大懇話會	白金三光町一八〇
芝白金雷神會	白金三光町四〇五
三光親友會	白金三光町一〇八
九一會	白金三光町三〇七
三光坂上早道會	白金三光町四七八
安全會	白金三光町二七八
三光校前會	白金三光町七一
南三光會	白金三光町五二二

伊達下自衛會	白金三光町五三八
三光親交會	白金三光町七

麻布區

飯倉町一丁目飯倉會	飯倉町一ノ八
飯倉町二丁目町會	飯倉町二ノ二二
飯倉町四丁目町會	飯倉町四ノ一九
飯倉町五丁目同志會	飯倉町五ノ一〇
飯倉町六丁目行事組合	飯倉町六ノ九
飯倉片町仲ノ町會	飯倉片町一八
市兵衛町一、二丁目町會	市兵衛町二ノ一三
宮下町町會	宮下町三二
新網町一丁目有志會	新網町一ノ七二
北日ヶ窪町々會	朝日神社内
龍土町、新龍土町龍睦會	龍土町五
六本木町會	六本木町一
霞町町會	霞町一
本村町々會	本村町八四
新網町二丁目町會	新網町二ノ九
南日ヶ窪町々會	南日ヶ窪九
廣尾町親睦會	廣尾町一
新廣尾町一丁目町會	新廣尾町一ノ一二三
新廣尾町二丁目有志會	新廣尾町二ノ一三七
新廣尾町三丁目町會	新廣尾町三ノ八二
坂下町町會	末廣神社々務所内
山元町々會	山本町四八
新堀町々會	新堀町三四
竹谷町々會	竹谷町五
東町々會	東町四七

網代町々會	末廣神社々務所内
森元町一丁目有志會	森元町一ノ一三
北新門前町々會	北新門前町五
森元町二丁目初音森元町會	森元町一ノ二七
一本松町會	一本松町五
我善坊町自治會	我善坊町四五
宮村町々會	宮村町五
今井町々會	今井町三四
田島町々會	田島町五九
谷町三谷町會	谷町四一
富士見町々會	富士見町三六
箪笥町々會	箪笥町二四
狸穴町々會	狸穴町二七
谷町々會	谷町七
森元町二丁目、三丁目町會	森元町二ノ二九

赤坂區

表三、四新坂町會	新坂町八一
丹後町自治會	丹後町五八
田町六、七丁目會	田町二ノ一
上溜池自治會	溜池町三〇
新町三町會	新町三ノ一九
氷川町會	氷川町一一
福吉町會	福吉町一
南町二丁目會	南町二丁目
南町三丁目會	南町三ノ三六
北町三丁目會	北町三ノ六八
南北四丁目會	南町四ノ二〇
南北五丁目會	南町五丁目

南北六丁目會	南町六丁目
高樹町會	高樹町八

四谷區

共同會	傳馬町一丁目
懇話會	傳馬町二丁目
厚信會	傳馬町三丁目、傳馬町新一丁目
睦會	麴町一丁目、麴町二丁目、七軒町
交誠會	麴町三丁目、麴町十一丁目
十二町目町會	麴町十二丁目
共同會	麴町十三丁目、谷町二丁目、谷町三丁目、東信濃町
誼三會	平長町、西信濃町、南寺町
寺町同風會	寺町
南町々會	南町、元町
南伊賀町會	南伊賀町
北伊賀町會	北伊賀町、須賀町、左門町
坂町々會	坂町
右京町組合	右京町
有隣會	大番町、內藤町
永住町々會	永住町
愛住會	舟町、愛住町
雪輪會	忍町
共贊會	忍町
荒木町々會	荒木町
新堀口町々會	新堀口町
片町々會	片町
本村町々會	本村町、尾張町、仲町二丁目、仲町三丁目
新宿一丁目町會	新宿一丁目
新宿二丁目町會	新宿二丁目

共和會	新宿三丁目
番衆町々會	番衆町
花園町會	花園町
三光町々會	三光町
旭町々會	旭町

牛込區

正盛會	本村町四
三友會	左内町三九
砂土原町會	砂土原町二ノ七
町友會	田町一ノ二
共和會	田町二ノ二〇
町和會	田町三ノ二一
若宮町々會	若宮町一六
船河原町睦會	船河原町七
共和會	神樂町一ノ一〇
神樂町二丁目共交會	神樂町二ノ一一
神樂町三丁目睦會	神樂町三ノ二
神睦會	神樂町三ノ六
親揚會	揚場町六
親和會	下宮比町九
津久戸町々會	津久戸町二〇
築土八幡町會	築土八幡町一九
新小川町々會	新小川町三ノ二九
東五軒町會	東五軒町一〇
西五軒町親和會	西五軒町二五
袋町協會	袋町一二
肴町同志會	肴町一一
肴町商盛會	肴町一一
簞笥町共睦會	簞笥町四
協豐會	岩戸町二
白銀町々會	白銀町九
赤城元町赤城會	赤城元町一二
細工町々會	細工町一
拂方町親正會	拂方町一
二十騎町々會	二十騎町々會
南町自治會	南町一
同志會	北町一二
加賀町二丁目町會	加賀町二ノ三三
若松町會	若松町一一二
戸山町會	戸山町二九
余丁町々會	余丁町八
谷町々會	谷町一八
谷町新道町會	谷町一〇四
臺町々會	臺町九三
東部富久町々會	富久町一四
上富久町會	富久町七六
西富久町々會	富久町一一八
富久町同仁會	富久町六〇
河田町々會	河田町一一
藥王寺町溫和會	藥王寺町六九
柳町々會	柳町三
甲良町睦會	甲良町三七
牛込原町青年親睦會	原町一ノ一九
原一有志會	原町一ノ二〇
自治會	原町二ノ二
通寺町協和會	通寺町四二
横寺町共友會	横寺町一七

東榎町會	東榎町五
天神町義立會	天神町四二
山吹町衞生組合協志會	山吹町一四〇
矢來町睦會	矢來町三
中矢來有志會	矢來町三
矢來町溫和會	矢來町一五
矢來町會	矢來町三
下矢來町協同會	矢來町二五
內矢來町會	矢來町一一
赤城下町協和會	赤城下町二八
赤城下町自治會	赤城下町三六
赤城元町同志會	赤城元町二八
水道町和協會	水道町三六
築友會	築地町一四
改代町親睦同盟會	改町三五
榎町會	榎町二五
南榎町會	南榎町六四
辨天町々會	辨天町一五二
馬場下町會	馬場下町七
早稻田交親會	早稻田町五
早稻町會	早稻田町三四
早稻田南町青年會	早稻田南町三三
牛込田鶴會	鶴卷町二八五
鶴正會	鶴卷町二五一
早稻田商工會	鶴卷町五九
鶴卷町青年會	鶴卷町四二
三山伏會	南山伏町一四
牛込實業會	牛込肴町五
鶴卷全町會	鶴卷町一一二

小石川區

春日町々會	春日町四一
西江戸川町會	西江戸川町三
西江戸川中央會	西江戸川町一三
道和町會	水道町二六
表町々會	表町七九
大門町々會	大門町九
表町正睦會	表町二七
大塚町々會	大塚町七二八
大塚上町長交會	大塚上町一八
大塚辻町興和會	大塚辻町四
大塚坂下町々會	大塚坂下町一三四
小石川南部町會	江戸川町二
富坂同盟會	下富坂町一九
西青柳町親交會	西青柳町八
豐原會	西原町一ノ一〇
西原町三丁目交濟會	西原町二ノ二二
原町々會	原町一三
原町自治會	原町六一
指ケ谷町々町	指ケ谷町一四五
指ケ谷町北部町會	指ケ谷町三一
西丸町芳睦會	西丸町二二
大原町共友會	大原町一〇
初音町會	初音町一二
白山御殿町會	白山御殿町七六
白山御殿町民會	白山御殿町五
白山御殿町々會	白山御殿町一〇七
關口水道町同盟會	關口水道町九〇

掃除町々會	掃除町三四
林町協和會	林町七一
氷川下町交和會	氷川下町五九
小日向町會	小日向町二〇
宮下町交親會	宮下町三九
柳町睦會	柳町二二
駕籠町々會	駕籠町二〇
柳町々會	柳町九
餌差町會	餌差町一一
久堅町有志義勇會	久堅町九二
三町内懇和會	水道端一ノ三五
小日向水道町々會	小日向水道町二四
老松共養會	高田老松町四五
音羽町有志會	音羽町七ノ一
戸崎町和會	戸崎町九五
九櫻睦會	音羽町九ノ一
音羽町八丁目町會	音羽町八ノ五
關口自治會	關口町一二三
同心町々會	同心町一
雑司ヶ谷町會	雑司ヶ谷町七三
川端自治會	指ヶ谷町七三
茗荷谷町會	茗荷谷町四七
小石川中央會	清水谷町三
小日向町々會	小日向町三〇
高田豐川町會	豐川町三七
關臺會	關口臺町一七
久堅町協和會	久堅町八五
丸山町々會	丸山町
音羽町二丁目交和會	音羽町二丁目
高田豐川町々會豐友會	高田豐川町四三
仲睦會	仲町五
竹早町北部町會	竹早町九九五
久堅町東部町會	久堅町五六
大塚仲町々會	大塚仲町二六
東部白山御殿町々會	白山御殿町三八
大塚窪町々會	大塚窪町一
東和會	東古川町一
音羽町三丁目町會	音羽町三ノ二
指ヶ谷町西部町會	指ヶ谷町七六
松ヶ枝町々會	松ヶ枝町一二
柳町三和會	柳町二六
久和會	久堅町二九
西古川町會	西古川町三〇
久堅町公友會	久堅町六九
表竹早町々會	竹早町四

本郷區

本郷一丁目總代	本郷一丁目一一
本郷振興會	本郷二丁目二四
本郷四丁目町會	本郷四丁目一三
本郷五丁目町會	本郷五丁目一六
本郷六丁目交誼會	本郷六丁目二
春木町一丁目春興會	春木町一丁目二一
春木町二丁目町會	春木町二丁目二四
春木町三丁目町會	春木町三丁目五
金助町々會	金助町五二
本富士町總代	本富士町二
東西竹友會	東竹町二三

元一會	元町一丁目六一
元親會	元町二ノ六〇
元和會	元町二ノ六六
弓町々會	弓町一ノ二五
弓町二丁目總代	弓町二丁目二
眞砂町々會	眞砂町一五
下眞砂町々會	眞砂町三七
田町々會	田町三二
臺町々會	臺町五六
菊坂町々會	菊坂町一〇
森川町々會	森川町一
湯島一丁目町會	湯島一丁目四
湯島四丁目町會	湯島四丁目三
交和會	湯島五丁目一
湯六睦會	湯島六丁目四
湯島新花町會	湯島新花町御靈社地内
湯島三組町々會	三組町二六
下三組町和合會	三組町八一
天神町一丁目下睦會	天神町一ノ一〇六
妻戀町々會	妻戀町
天神町二丁目町會	天神町二ノ二五
天二自治會	天神二丁目一二
天神町三丁目町會	天神町三ノ二
湯島切通坂町會	湯島切通坂町一二
龍岡町厚誼會	湯島龍岡町二六
湯島南門町々會	湯島南門町一〇
湯島同朋町々會	同朋町六
追分町々會	追分町三〇
正五會	肴町八
嘉榮會	淺嘉町一九
淺二睦會	淺嘉町三九
東片町、丸山新町町會	東片町一二五
東片町双五自治會	東片町一六〇
西片町會	西片町一〇
丸山福山町總代	丸山福山町七
西片町總代	西片町一〇
西片町總代	西片町一〇
西片町總代	西片町一四
曙町協和會	曙町二
吉片町會	駒込片町二四
富士前町々會	富士前町三四
上富士前町總代	上富士前町九
蓬萊町々會	蓬萊町四五
千駄木町五八會	千駄木町五八
千駄木町上町會	千駄木町五四
千駄木町下町會	千駄木町一七〇
林町東部町會	林町一丁一五二
西部林町々會	林町一六一
動坂町々會	動坂町四六
團子坂下助長會	坂下町四八
神明町々會	神明町一二
敬神會	富士神社境内
共榮會	神明町三八七
動坂町々會	動坂町一九九
動坂下町會	動坂町二四七
根津宮永町會	宮永町三二
根津八重垣町々會	根津八重垣町二八
彌生自治會	彌生町三四ノ一七

根津清水町々會	清水町一二
根津須賀町々會	須賀町二三
西須賀町彌生町一町會	西須賀町九
根津片町々會	根津片町六
根津藍染染親會	藍染町七
向ヶ岡彌生町三總代	彌生町

下谷區

二長町々會	二長町四〇
竹町公園町會	竹町一二
竹町々會	竹町二三
練塀町々會	練塀町三五
御徒町一丁目町會	御徒町一丁目四七
御徒町二丁目町會	御徒町二丁目一二
御徒町三丁目仲御徒町四丁目町會	仲御徒町四ノ三三
仲御徒町一丁目町會	仲御徒町一丁目一四
仲貳會	仲御徒町二丁目一一
仲御徒町三丁目町會	仲御徒町三丁目三六
南大門町睦會	南大門町三
長者町一丁目町會	長者町一丁目七
長者町二丁目町會	長者町二丁目一七
坂町々會	坂町九
下谷一、二、三橋、五條、四箇町有志會	三橋町七
東黑門町々會	東黑門町二三
西黑門町々會	西黑門町四
北廣町々會	廣小路町七
同朋町々會	同朋町二
上野町一丁目、二丁目町會	上野町二丁目一七
元黑門町々會	元黑門町一四
池の端仲町々會	池の端仲町二七
數寄屋町々會	數寄屋町二
茅町々會	茅町二丁目二九
池の端七軒町々會	池の端七軒町六四
花園町々會	花園町一八
櫻木町々會	櫻木町一八
東櫻木町々會	櫻木町四五
上野櫻木町々會	櫻木町二
車坂町々會	車坂町一〇
上車坂町々會	上車坂町一九
下車坂町々會	下車坂町四
西町南部町會	西町三
西町北部町會	西町一六
南北稻荷町々會	南稻荷町三三
山伏町々會	山伏町三九
萬年町一丁目町會	萬年町一丁目一九
萬年町二丁目町會	萬年町二丁目二四
豐住町々會	豐住町一二
坂本町々會	坂本町四丁目九
新坂本町南部町會	新坂本町三
新坂本町々會	新坂本町五
入谷町南部町會	入谷町三九六
入谷町中部町會	入谷町、吉地方
龍泉寺西部町會	龍泉寺町一
龍泉寺南部町會	龍泉寺町一二七
龍泉寺東部町會	龍泉寺二三五
龍泉寺中央部町會	龍泉寺町三六四
龍泉寺北部町會	龍泉寺町三七六
金杉上下町々會	金杉上町二九

東三の輪町々會	三の輪町一〇〇
三の輪町々會	三の輪町二二
上根岸町々會	上根岸町九
中根岸町々會	中根岸町五六
下根岸町々會	下根岸町六一
谷中町々會	谷中町、吉田方
谷中坂町々會	谷中坂町三四
眞島町々會	眞島町一
上三崎南町々會	上三崎南町七三
三崎町々會	三崎町二六
上三崎北町初音町二丁目共和會	初音町二ノ七
初音町一丁目町會	初音町一丁目二
初音町四丁目町會	初音町四丁目六
初音町三丁目町會	初音町三丁目一〇
天王寺町、茶屋町町會	天王寺町一
清水町々會	清水町一七
上野公園睦會	上野公園、七條方

淺草區

左衞門町共睦會	左衞門町一
上平右衞門町親交會	上平右衞門町一五
平右衞門町々會	平右衞門町二六
茅町一丁目町會	茅町一ノ一〇
茅町二丁目町會	茅町二ノ二一
代地町會	旅籠町一ノ一六
瓦町々會	瓦町二〇
福井町々會	福井町一ノ一八
新福井町々會	新福井町三
向柳原町一丁目柳正會	
向柳原一丁目向柳會	向柳原町一ノ一
田中々町會	
向柳原一丁目同進會	向柳原町一ノ二
向柳原町二丁目町會	向柳原町二ノ一
猿屋町々會	猿屋町一七
須賀町新須賀町會	須賀町一七
藏前片町々會	藏前片町一八
森田町々會	森田町一〇
南元町々會	南元町四二
新旅籠町々會	新旅籠町二
福富町有志會	福富町八
老松町々會	老松町一一
元鳥越町々會	元鳥越町一
西鳥越町々會	西鳥越町三
西鳥越町東部町會	西鳥越町一八
小島町々會	小島町七三
北一筋町々會	北三筋町三〇
西三筋町々會	西三筋町一
東三筋町々會	東三筋町二五
榮久町南部町會	榮久町二
榮久町中部町會	榮久町七六
榮久町北部町會	榮久町一一四
北富坂町參正會	北富坂町一七
南北富坂町進睦會	北富坂町三八
北元町有志會	北元町四
八幡町々會	八幡町五
三好町總代	三好町一〇
黑船町有志會	黑船町一一
諏訪町親睦會	諏訪町三

新猿屋町新猿會	新猿町一一
新福富町有志會	新福富町七
壽町々會	壽町五一
森下町々會	森下町一二
駒形町々會	駒形町五七
三間町篤志會	三間町五
材木町共和會	材木町二
並木町々會	並木町五
茶屋町總代	茶屋町四
東仲町總代	東仲町一一
西仲町々會	西仲町一〇
田原町一丁目町會	田原町一ノ三
田原町二丁目町會	田原町二ノ二
高原町々會	高原町一二
阿部川町々會	阿部川町一〇七
南、北松山町々會	南松山町四一
七軒町々會	七軒町七
永住町々會	永住町四九
南、北清島町々會	北清島町七五
北清島町々會	北清島町一二五
神吉町々會	神吉町一五
松葉町々會	松葉町五九
松清町々會	松清町五
田島町西部町會	田島町八〇
田島町東部町會	田島町一〇四
田島町青年會	田島町七一
芝崎町有志會	芝崎町一六
新谷町々會	新谷町五
光月町一、二號地町會	光月町一ノ一

光月町三、四號地町會	光月町一ノ三
新畑町親睦會	新畑町三
北田原、田原町三丁目親睦會	北田原町四
北仲町代表者	北仲町一
淺草公園地第五區町會	淺草公園五區二七
淺草公園地仲見世中正會	淺草公園仲見世東側
淺草公園第六區町會	淺草公園六區四號
馬道町一丁目衞生組合	馬道町一ノ八
馬道町二丁目町會	馬道町二ノ五
馬道町三丁目町會	馬道町三ノ一一
馬道町四丁目睦會	馬道四ノ九
馬道五丁目町和會	馬道五ノ四
馬道町六丁目町會	黒道町六ノ一五
馬道町七、八丁目町會	馬道町七ノ五
千東町一、二、三丁目町會	千東町二ノ三七〇
花川戸町々會	花川戸町四
山の宿有志會	山の宿五二
金龍山瓦町有志會	金龍山瓦町六
聖天町自警會	聖天町六
聖天横町々會	聖天横町七
猿若町々會	猿若町一ノ一八
田町二丁目町會	田町二ノ一九
田町一丁目町會	田町一丁目四六
東町々會	東町四
象潟町有志會	象潟町一
五十間親睦會	五十間町八
江戸町一、二丁目、揚屋町 角町、京町一、二丁目町會	新吉原三業組合
今戸町々會	今戸町四九

橋場町々會	橋場町二一〇
吉野町々會	吉野町二五
山谷町々會	山谷町八
淺草町々會	淺草町六三
元吉町々會	元吉町一六
地方今戸町々會	地方今戸町八三
田中町々會	田中町三
玉姫町々會	玉姫町七九
西芝崎町々會	芝崎町五〇
千晉會町會	千東町二ノ一三七
千東一、二新興會町會	千東町一ノ一三五
龜岡町々會	龜岡町二ノ六六
千東町二丁目中部町會	千東町二ノ二四一
山谷町南部町會	山谷町三四
千東南部町會	千東町二ノ二六

本所區

元町々會	元町九
相生町一丁目公和會	相生町一ノ六
相生町二丁目町盛會	相生町二ノ五
相生町三丁目町會	相生町三ノ六
相生町四丁町北部町會	相生市四ノ一七
相生町五丁目町會	相生町五ノ二七
松坂町一丁目町會	松坂町一ノ八
松坂町二丁目町會	松坂町二ノ七
横網町一丁目町會	横網町一ノ一九
横網町二丁目町會	横網町二ノ六
小泉町々會	小泉町三四
龜澤町一丁目町會	龜澤町二六

龜澤町二丁目町會	龜澤町二ノ一
千歳町々會	千歳町五九
松井町一丁目町會	松井町一ノ一一
松井町二丁目町會	松井町二ノ一
佐賀町會	佐賀町二ノ五七
二松會	小松町七
四交會	材木町一二
川上賢三	伊澤町一
内山形郎	一色町一四
松村町會	松村町六
相川町會	相川町一〇
富吉有終會	富吉町一二
中島町會	中島町二三
熊井町會	熊井町一六
佐々木喜三郎	諸町
大島町上部町會	大島町一
大島町下ノ部町會	大島町一三
黒江町會	黒江町四
東黒江町會	東黒江町三四
渡邊牛太郎	蛤町一ノ四
森岡虎吉	蛤町二ノ五
古石場町會	古石場町一二
越中島町會	越中島町一
牡丹町會	牡丹町一
片山伊三町	佃町
平富町會	平富町二ノ四
本田初太郎	鹽濱町八
平久町會	平久町二ノ四
洲崎町會	洲崎町五

洲崎三業組合（辨天町）	辨天町一ノ三
門前仲町會	門前仲町二七
門前山本町會	門前山本町一二
門前東仲町會	門前東仲町八
深川公園同志會	深川公園二六
松井町三丁目町會	松井町三ノ一九
林町一丁目町會	林町一ノ三
德右衛門町々會	德右衛門町一三
菊川町一丁目町會	菊川町一ノ四
菊川町二丁目町會	菊川町二ノ一
綠町一、二丁目町會	綠町一ノ五二
綠町三丁目町會	綠町三ノ五
綠町四丁目町會	綠町四ノ二〇
綠町五丁目町會	綠町五ノ三五
花町々會	花町七
入江町々會	入江町四二
清水町々會	清水町五
永倉町々會	永倉町二六
長崎町々會	長崎町一一
長岡町々會	長岡町三六
三笠町々會	三笠町一四
南北二葉町々會	北二葉町四〇
石原町々會	石原町八〇
外手町々會	外手町一一
番場町々會	番場町七二
荒井町々會	荒井町三四
若宮町々會	若宮町六一
表町々會	表町五六
北新町々町會	北新町四五

吉田町々會	吉田町一六
吉岡町々會	吉岡町六
横川町々會	横川町二四
松倉町一、二丁目町會	松倉町二ノ一〇五
中ノ郷竹町々會	中ノ郷竹町三
中ノ郷瓦町々會	中郷瓦町三九
中ノ郷原庭町々會	中ノ郷原庭町四八
中ノ郷元町々會	中ノ郷元町二九
中ノ郷横川町々會	中ノ郷横川町五八
中ノ郷八軒町々會	中ノ郷八軒町三〇
小梅業平町々會	小梅業平町二一
小梅瓦町々會	小梅瓦町九
新小梅町々町	新小梅町二
柳原町一丁目新地町會	柳原町一ノ一六
柳原三丁目舊地町會	柳原町二ノ四
柳原三丁目町會	柳原町三ノ七
松代町一、二、三丁目町會	松代町一ノ九
茅場町一、二丁目町會	茅場町一ノ六
茅場町三丁目町會	茅場町三一二
錦絲町々會	錦絲町一九三
太平町一丁目町會	太平町一ノ七三
太平町二丁目町會	太平町二ノ三六
柳島町々會	柳島町一九
柳島横川町々會	横川町一
柳島梅森町々會	梅森町一〇八
向島小梅町々會	向島小梅町一一六
向島須崎町々會	須崎町三一三
向島請地町々會	請地町六二
向島仲ノ郷町會	向島仲ノ郷町九〇

押上町々會	押上町五六
中ノ郷業平町々會	中ノ郷業平町一三三
向島押上町々會	向島押上町二五〇
柳島元町々會	柳島元町二四一
入江町々會	入江町一六一

深川區

門前町會	門前河岸五六
數矢町會	數矢町一三
鹿島精一	島田町九
加藤忠次郎	入舟町四
木場町會	木場町一二
西平井町會	西平井町一五
東平井町會	東平井町四六〇
豐住町會	豐住町一五六
茂森町會	茂森町一
扇町會	扇町九
大和町會	大和町九
鶴歩町會	鶴歩町二
龜久町會	龜久町二
和倉町會	和倉町七
柳谷善右衛門	冬木町一〇
龜住町會	龜住町二七
萬年町會	萬年町二ノ四
清住町々會	清住町二〇
仲大工町會	仲大工町二一
裏大工町會	裏大工町一六
西大工町會	西大工町三
伊勢崎町表通町會	伊勢崎町三一

伊勢崎町河岸通町會	伊勢崎町三七
西平野町會	西平野町一
西平野町川岸通町會	西平野町河岸一二
東平野町會	東平野町一三
東靈岸町會	靈岸町一九
中靈岸町會	中靈岸町九九
木場靈岸町會	木場靈岸町一二二
裏靈岸町會	裏靈岸町一六六
東大工町一部町會	東大工町一五
東大工町三部町會	東大工町六一
武市昇太郎町會	山本町一
元加賀町會	元加賀町五
笠原小十郎	吉永町三
太田信治郎	久永町五
扇橋町一丁目要會	扇橋町一ノ一四
扇橋町二丁目町會	扇橋町二ノ八
東扇橋町會	東扇橋町六
東扇橋町會	東扇橋町三二
石島町會	石島町二一〇
西部石島町會	石島町一四
千田町會	千田町五二五
海邊町會	海邊町三五
西元共睦會	西元町一
西元睦會	西元町八
八名川町會	八名川町一
安宅町會	安宅町七
新安宅町會	新安宅町一二
御船藏前町會	御船藏前町二九
東六間堀町會	東六間堀町一

西六間堀町會	西六間堀町一三
常盤町會	常盤町一ノ七
西森下町會	西森下町八
東元町會	東元町一
東森下町會	東森下町
富川町一二三會	富川町一
富川町東部町會	富川町一八
石井喜太郎	富川町三一
西町會	西町三一
東町會	東町三〇
猿江町會	猿江町四七
猿江裏町南部町會	猿江裏町四七
本村町會	本村町九八

中に就て活動の事蹟に關する回答に接したる分を下に揭ぐ。

（一）麴町區

麴町區土手三番町々會

一、横町の角々九ケ所に夜警所を設け、絶へず六人宛一組として派出し、町内を巡回警戒し、防火及盜難を注意し、町内在住者及避難者を安堵せしむ。

二、町内に來り宿泊する避難者を戸毎に調査慰問し、町内擧て活動し、食糧其他日用品を集め、毎日避難者に配布せり。

三、九月、十月の二ケ月間角々に見張を設け、交通を整理し町内に怪しき者の立入るを防ぎ、互に連絡して町内を警備す。

夜警は九月上旬より始め、翌年四月十五日迄、毎夜四人（一人六回巡視）十分毎に操出して町内を巡回警備せり、但し警官と連絡を取り互に巡視警戒す。

四、下水、便所其他塵芥箱を注意し、石油乳劑を製し消毒を行ひ、又豫防注射を三回施行せり。

五、町内互に協力して無報酬にて救濟に從事せし故、慰勞等は特別に行はず。

六、經費二千七百八十三圓九十三錢也。

麴町區富士一會

一、防災　本區域は、住民の努力に依つて僥倖にも類燒を免れ得たり、即三番町を一舐したる猛火、靖國神社南參道口向ひの道路を越へて富士見町一丁目に飛火し、其の風下に當る當町は、危險刻々に迫り、倏忽にして灰燼に歸すべき危機に臨めり、其の時町内の某氏は西側道路を隔つる二十一番地の越後屋旅館を犧牲にして防火するの得策なるべきを思ひ、附近の人々と協力し、努力奮鬪、以て破壞消防に成功し、遂に奇蹟的に防災を完うせり。

二、避難　本區域は、北に靖國神社の外苑廣場あり、東南隅に農商務省大臣官邸あり、加之家屋の稠密甚しからず、道路又廣くして、極めて順調に避難し得て一人の負傷者をも出さゞりき。

三、救濟救護弔慰　九月七日より十三日迄の間、車力を傭ひ、麴町區役所より配給品を受取り來りて、區域内居住者避難者と靖國神社外苑に於ける他よりの避難者へ分配の事を掌りたり、水道の斷絶せる爲め、區域内四五の掘井戸を宰領者ありて各自の節制を慫慂し貴重なる飲料水の均霑を圖りたり、此の外區域内に唯一の市設撒水用掘井戸あり、大に防火を援け、災後は附近一帶の飲料資源となり、其の效用甚だ大なりき。

四、警備交通　聯合自警團を組織して臨機策動せり、區域内に三ケ所乃至五ケ所（隨時增減）の巡警詰所を設け、一所少くも十名を配し、三人一伍にて間斷なく巡警し、火災盜難の豫防、警備軍隊との連絡、交通安全の幇助に努め、大正十三年五月中旬まで之を續行し、在住者一致協同順次交代して其の任務を擔當せり。

五、照明　專ら蠟燭に賴りたり、當時唯一の照明物たる蠟燭も各戸に貯ふるもの極めて小數にして、本區域内に於て有無相通ずるの餘地もなく、協議の末自動車を驅りて群馬縣高崎、前橋方面と埼玉縣川越方面とを漁りて調辨したり。

六、通信　格段の施設を爲さず、近隣申合せ郵便物を集めて最寄郵便局（中央牛込四谷局等）へ持ち行き通信機關の及ばざる所を幇助したり。

七、衞生　病毒の傳播、流布等に關しては特に注意し、不淨場は勿論、臺所流し地内地先の溝渠等には毎旬一回若くは二回殺菌劑を撒布し、且戸毎に石油乳劑或は昇汞稀薄液等を配布して病毒の侵襲を防ぎ進で靖國神社外苑に於ける百餘の私設バラック不淨場へ殺菌劑を撒布する等努力せる結果、其効空しからず、只九月中頃他より避難のものに腸窒扶斯患者一名を出したるも他へ傳播することなく絶滅したり。

八、權利擁護に關しては公署の通達を各戸に周知せしむることを扱ひたるのみ。

九、功勞善行者　に對する慰勞　本區域の西北隅に位置し防火の犧牲となり建物の一部を摧破するに至りたる越後屋旅館に對し、在住者の有志者より義捐したる四百八圓と自警團より支出の五十圓を合せて四百五十八圓を贈りて慰藉の意を表したり。

十、經費　震災直後自警團組織の議決するや、在住者は其勞費の分擔を快諾し、其の出捐額三千五百五十餘圓に上り、翌年五月中旬迄の費用三千四百五十餘圓を支拂ひたる議會と隨時の收入を合せ六百餘圓を得之を銀行に預入れて後次の資に備へたり。

麴町區富士見町富士四會

一、防火避難及び其の幇助に關する件　町會員各戸に避難せる罹災民の總數は二百三十名にして、當會は此等避難民に對し配給品を分配せる等、極力之に便益を與へたり。

二、救濟救護及び弔慰に關する件　避難民の救助に專心力めたるの外麴町區に對し、罹災民救護費の一端として金五百圓也及び救護品若干を寄贈したり。

三、警備交通照明及び通信に關する件　警備に關しては自警團を組織し晝夜警備に當り、道路の暗黑なる個所等に電燈照明を施す事に努力し、其他交通、通信上の便益を圖る等、夫々相當努むる處ありたり。

四、衞生教育權利擁護に關する件　當町會は震災直後に於ける衞生には最も注意を拂ひ、各戸に對し自警的に衞生上遺憾なきを期すべきを促すと共に、下水の排渫を行ひたり。

五、功勞者善行者に對する慰勞の件　町會の功勞に關しては區役所より町會代表者に感謝狀を贈られ、法政大學校は多數罹災者を收容せるを以つて是亦感謝狀を寄せられたり。

飯田町三丁目町會

一、社會部　此部は夜警交通の事に當れり。

二、衞生部　此部は町内下水の清潔掃除飲料井戸の監督、便所の掃除蠅驅除の爲め、町内各戸に防腐劑の配布等を爲せり。

三、青年團部　交通整理に當れり。

四、會計部　此部に於ては、町費の徵收臨時寄附金の受納等を爲せり。

麴町區紀尾井町自治會

一、防災避難及其幇助に關する活動顚末　九月一日大地震に續きて頻々起れる餘震は屋内にあるの危險を感じたるを以て、町民は適宜の所に避難したる者多く、各戸明放し家財或は火の元の用心等を顧る者無

き有樣故、町内在住の在郷軍人に專ら防災の任務を負はしめ、間斷なく町内各戸の内外を巡邏せしめ、火災盜難其の他を警戒せしめあり、此等臨機の處置と敏速なる行動とは大に效を奏し、町内に失火盜難等の事件を生ぜざらしめ、案外早く人心の安定を得、隨て防災の餘力を隣接街衢に及轉するを得たり、即ち九月二日の如きは、町内在郷軍人四十有餘名一齊に立ちて山本町元園町平河町等類燒危險の家屋を破壞し、又消防に盡力して相當の效果を收めたり。

白玉神社(町内所在)社務所並に外建物一切を開放して避難者の收容所に充て、炊出をなして飢餓に備へ、九月二日以來町内に避難し來れる罹災者は逐次其數を增して一時は八百六十餘名に及べるが、此等避難者の氏名住所年齡等を調査し、區役所に報告したる事前後五回に及べり。

二、救濟救護弔慰等に關する活動顚末　九月一日大地震と共に上智大學(紀尾町所在)門前に避難したる當町居住島田梅子は、同校門の石柱倒壞して其の下敷となり重傷せるを、自治會員等直に馳せ付け救助し、相當の手當を施したるも數時間にして落命せり、依て本會は會員並に在郷軍人を派して納棺通夜其他平時の如く鄭重なる手續を以て弔慰の意を表せり、(島田梅子は孤獨者なりしを以て死後の手續も亦本會之に當れり)。

又大地震と共に水道停止せし故、當町内及隣町所在の井戸を掲示し尙人夫を雇ひて各戸に給水して其急を救へり、避難者八百六十四名に對し當局の方針に從ひ救助品の配給に最善の注意を拂ひて公平に親切に之を取扱ひたる故、避難者は勿論町民をして感謝と滿足とを得せしめたるは特筆の價ありと信ず。

三、警備交通照明通信等に關する活動顚末　九月一日より五日に至るまでは、在郷軍人並に町會役員を以て警備に當りたるも、同月六日に至り自治會員二百五十八戸の全會員を召集し交互警戒に從事することとし、麴町警察署の許可を得て其指示訓示に基きて行動せるを以て失火の警戒に一層徹底することを得たり。

地震の爲に道路及小路に落下堆積したる瓦土其の他のものありて、交通の妨げとなるものは本會に於て人夫を雇ひ之が取片付けをなさしめたり。

電燈消滅したると共に燈火用の蠟燭を市内に求めしも既に品切れとなれるを以て、遠く埼玉縣に人を派して漸く蠟燭一千餘本を購求し來り各會員に一本宛を交付し、以て照明を取る、其後電燈の復舊は暗黑と不安不便より脫するを得て、各自初めて生色あり、而して此の復舊は全く當局の苦心と努力に依るものなるを知る。

我が自治會員等は相戒め將來電燈の節約を勵行することゝせり。町内九ケ所に街燈を設置し夜間通行の安全を計り、又地震の爲め破壞せし石橋を修理して交通を安全ならしめたり。

通信等は自治會に於て調査せる被災地人名年齡等明記したるものを各罹災民を收容せる家の門戸に貼付せしめて通信受信に便したり。

四、衞生敎育權利擁護其他の援助に關する活動顚末　震災後町内の道路橫町等に堆積せし不潔物塵芥等を區役所の指定の場所に搬出すること數回、且隣接街衢の汚物をも共に運搬し、且附近の衞生上の注意を促し石油乳劑を撒布し、各戸の塵芥箱便所等を淸潔ならしめたり。

震災後糞尿の汲取中絕せしを以て、會は之が適當の處置をなし、町内住民の糞尿に對する憂心を一掃したり。

震災の爲め傷病者に對し當町在住篤志の醫師に交涉して無料診療投藥を實施したり。

五、功勞者善行者に對しての慰勞顚末　本會は全員協力戮力事に當り此の優良成績を得たるを以て、特に功勞者善行者として慰勞すべきもの無し、然れども會に對しては澁谷區長大橋區會議員區會の議決を經、連署にて感謝狀を寄せられたり。

六、經費に關する顚末其の他　會の有志者は自發的寄附をなし金額一千三百餘圓に達せしも、特に支出に注意を拂ひ以て諸般の施設をなし、其の殘額は夜警費に充て得る餘裕を生じたり。

内幸町自警團

大正十二年九月一日大震火災後に於ける町内自警共援の目的を以て有志百六名の團員に依り、警視廳の許可を得て本團を組織す。

一、九月六日より同三十日に至る迄、團員の夜警勤務を續行し、幸に町内不慮の災害なく、漸次秩序の回復を見るに至りたるにより、十月一日後は夜警番小屋を設置し、夜番人を雇入れ之をして夜警をなさしむる事とし、之を實行したり。

二、震災直後麴町區役所の恤救事務を援助し、町内に給米の施與をなし、又引續き委託取次販賣方法を講じて町内及接續町民の便宜を圖りたり。

三、町内危險物の除去、糞尿汲取等、臨機衞生其他の施設に努めたり。

四、尙町内に於ける土瓦を取除きて通路を修理したり。

五、團經費の支出は、有志の據金に俟てり、收支次の如し。

（自大正十二年九月六日至同十二月十五日）

收入之部

一、金八百十二圓也	團員寄附金
一、金五十九圓二十錢也	雜收入
一、金百三十七圓九十錢	十月分夜警費募入金
一、金百三十三圓	十一月分右同

合計金千百四十二圓十錢

支出之部

一、金三百五十九圓	夜警番小屋建築及設備費
一、金二百七十圓也	十、十一、十二月夜番給料
一、金二百五十三圓二錢	諸雜費

合計金八百八十二圓二錢

殘金二百六十圓八錢

麴町七丁目贊志會

一、震災直後町民は餘震を恐れ擧て街路に避難せるを以て、本會は役員の非常召集を行ひ、直ちに本町内、山内侯爵の庭園の開放を交涉し以て恐怖の絕頂にある町民を收容せり。

二、白米を購求して炊出をなし、病者の夜露に打たるゝを慮り、同邸の馬小屋を急設病舍として之を收容せり。

三、町内役員及靑年其他と協力して、避難の爲め空家となれる家を警戒し、特に危險なき限り一家一人は必ず留守をなす樣注意し、四斗樽に非常用水を汲み、數十ケ所に配備すると共に、警備委員を組織し町内を一層嚴戒せり、又蠟燭を埼玉縣より購求分配せり。

四、井戸の所在を明示し、必ず煮沸して飲用する樣注意し、自由に汲取らしめたり。

五、功勞者銀盃並に感謝狀を贈呈す。

六、經費は金三百八十一圓二十錢を町費負擔として支出す。

（二）神田區

神田區　和泉町

一、防火避難及其の幇助に關する活動顚末　九月一日午後三時頃は、日本橋方面の火は當町を去ること南方四丁餘の神田川南岸柳原河岸に延燒し、南の烈風に煽られ頗る危險に迫りし爲め、町内居住者は避難

準備に急ぎしが、幸ひ東北風に變じたる爲め、多くは萬世橋方面に向ひ一時危險を脫せしも、午後四時過には西北風に變じ、本鄕方面の火は外神田へ延燒し、御成街道の西側を燒き拂ひ、同六時頃には正に御成街道を突破し、其東側に延燒するの氣勢を示し、再び當町は危險に迫りし爲め、老幼婦女子の多くは上野方面に避難せり、七時過には愈々御成街道を突破し東側に延燒し、松富町山本町方面を燒き、相生、花田、花房仲町より秋葉驛に入り、佐久間町一丁目に延燒せり、此に於て當町に殘留せる壯丁は、平川町松永町佐久馬町二三丁目の人々と協力し、和泉橋通りを防火線とし、極力鎭火に盡力したるを以て、幸ひに喰ひ止むるを得て、一時小康を得たり、翌二日午前四時頃秋葉驛の東北隅に燒ケ殘りし上屋一棟に發火し、松永町に延燒の危險ありしが是亦附近の人々馳せ集まり之を喰ひ止めたり、午前五時頃淺草方面の火は美倉橋通り東側迄延燒し、佐久間町四丁目並に當町は危險に迫りしが、兩町青年團等の盡力に依り一時危險を免れしも、午後一時頃に至り下谷區二長町方面より、延燒し來り市村座に延燒せし時は殆んど當町は絕望の域に陷りしが、當町持田喜太郎の盡力と帝國ポンプ株式會社技師竹田孝作の好意により、同會社製の最新式ガソリンポンプの提供を受け、市下水整理場に滯留せる汚水を利用し、町內消防夫青年團を先頭に、下谷區御徒士町居住の若干の人々と當町殘留者一致協力猛火を犯して奮戰し、午後八時過ぎまで約七時間の長きに亙り當町北方より西方に渡り或は水力を利用し、或は破壞作業を行ひ、猛火の重圍中に於て防火に務めたる爲め、全町の一角をも損することなく奇蹟的の成功を奏せり。

二、救濟救護吊慰等　九月一日正午頃第二回の激震により當町九號地野崎某の住宅倒壞し、同家の妻女と女兒の兩人は倒壞家屋の下敷となり安否判明せず、依て附近の人々馳け集り激震中其家屋を破壞し、被害者兩名を救出せり、其時最も顯著なる努力を致したるは持田喜太郎、坪井三郎の兩人とす。

九月五日、青年團長直江甲子三郎は代議士作間耕逸と同道、市役所に給水の請求をなし、東京電燈會社並に市電氣局に送電作業の促進を請求す。

九月六日、神田區役所より玄米十俵の配給を受け、一戶に付七合宛分配せり、本日午前十一時第一回給水車到着せるを以て直ちに配水せり、配水前後三回也、神田外神田署の依賴により附近罹災者中の困窮者に救助米を配布し、亦秋葉明神下方面神田大和町龍閑町元岩井町岩本町方面にも同樣活動す。

九月七日、本日給水四回

午後四時外神田署に於て罹災救助の件に付同署管內委員聯合會を開き、當町は町內及び東龍閑町岩本町大和町松枝町元岩井町東福田町材木町方面の罹災者調査を擔任す。

九月八日　右調査を遂げ米券五百枚を配布し、一人に付五合宛一世帶域大限二升五合の施米を配布す、本日の給水六回なり。

九月九日　市水道部に出頭通水の促進をなす。

芝浦葛原商會に出頭陸軍食糧部貯藏の冷凍魚二百十貫目を受領、町內洩なく配布す。

本日給水五回なり。

九月十日　本日は當町避難者の人員調査を行ふ、其結果人員二千九百餘名を算す、町內食糧米の缺乏の憂あり、所轄警察署の同意を得て內國通運會社倉庫の貯藏米一百六十俵を買收、之を一人に付三升を限度とし實費販賣を行ふ。

本日の給水八回なり。

九月十一日　本日町內避難者全部に一人に付三合宛の救助米を配布することゝし、團員各戶調査の上引替米券九百枚を配布す。

本日給水八回なり。

九月十二日　所轄警察署より供給せられたる鹽鮭及び乾魚を各戶に分配す。

本日給水八回なり。

同十三日　和泉町以南の本團救護受持區域に前日同樣鹽鮭及び乾大口魚を配布す。

本日給水七回なり。

同十四日　本日給水六回、午後漸く水道の通水を見たり。

同十七日　神田區役所より供給せられたる果物類を町內に避難し居る一般罹災兒童に配布す。

此外災後所轄警察署及び神田區役所より僅少の物資供給あるも、極めて輕微にして災民を賑はすに足らず、且つ斷片的にして物足らざること甚だし、依て屢々神田區長に陳情し、數度に亙り町內避難者數を調査報告し、漸く其の諒解を得て十八日外米十袋馬鈴薯十俵の配給を受け、又二十一日所轄警察署より若干の配給米を得て之を罹災避難民に配布せり、九月二十三日再び神田區長に陳情交涉し、本日より連續的に配給米其の他の物資の供給を受くる事を得て、爾後十一月一日に至るまで罹災者一人に付一日米二合宛を世帶數約六百總人員二千有餘名に配給することゝせり。

三、警備交通照明通信等　災後人心恟々且官憲の保護充分ならず、加ふるに鮮人暴行の流言頻々たり、是に於て青年團在鄕軍人團等率先して自衞的警備を實施し、町內の各出入口を警戒せり警備の目的方針は左の通り。

一、町內居住者の安全を計る。
二、無抵抗者には絕對に暴行を行へず。
三、暴動不審者は當該官憲に引渡す。

九月五日　警備上統制連絡を缺く憾あるを以て、和泉町公義會（町內有志を以て組織し町會を代行す）主唱の下に、青年團在鄕軍人團を聯合し、警備方法を整頓す。

同六日　自警團組織の認可を得たり、公義會衞生組合青年團在鄕軍人の各役員及篤志者壹百餘名を以て組織す。

同八日　本日より自警團事務所に郵便受私書函を設置し、一日二回宛中央郵便局に送致することに取計ふ。

九月九日　市電氣局及東京電燈會社に出頭し點燈準備を催促す。

同十一日　本日電燈會社の一部（舊日本電燈線）點火す。

同十二日　戒嚴司令部よりの注意に依り自警團の警備を解き、其後は衞生及救護夜警等に全力を注ぐことゝせり。

同十三日　東京電燈會社線全部點燈す。

十月三十日　自警團解散に至るまで每夜交替を以て夜警に當りしが解散後は臨時夜警人夫四名を雇ひ入れ十三年四月まで周到なる夜警を實施せり。

四、就業復興援助等　當町第百銀行和泉橋通り支店の開業東京貯藏銀行和泉橋支店の預金支拂開始等の警戒に應援す、又罹災失業者の復興助成の目的を以て當町北西南三方道路に露店出店の許可を得九月二十二日より開始し、豫定以上の盛況を呈せり。

五、衞生　糞尿は佐久間町二丁目柳澤商會に交涉し一荷五十錢宛にて汲取を契約し、塵芥は當該官憲に交涉し燒棄場を昌平橋際に撰定し、居住民各自搬出することゝせり不潔の場所には、石油乳劑クレジン石灰水を散布し堀井戶へは漂白粉溶液を投入せり。

六、功勞者善行者に對する慰勞。

一金三百圓也　所轄警察署員慰勞並に感謝の意を表する爲め外神田

署へ寄附。

一金二百二十七圓二十六錢也　神田和泉町青年團へ慰勞贈與。

一金一百三十圓也　消防手岩城宗衞氏に慰勞贈與。

一金七十圓也　第五消防署派出所へ寄贈。

一金三十圓也　和泉町在鄕軍人團へ慰勞贈與。

一金三十圓也　和泉町鈴木作藏氏へ謝禮。

一金二十圓也　神田佐久間小學校先生へ謝禮。

一金二十圓也　消防手古新太郎氏爲新へ慰勞贈與。

七、經費

一、金二千三百十八圓七十二錢　收入高

全部篤志者の任意寄附に依る

一、金二千三百十八圓七十二錢　支出高

內譯

一、金八百二十七圓二十六錢　功勞者へ慰勞贈與

一、金八百十一圓八十四錢　（大正十二年十一月より同十三年四月三十日に至る夜警人夫臨時雇人夫四名の給料及雜費）

一、金六百七十九圓六十二錢也　其他

神田五軒町會

一、救護、救濟、弔慰等に關する件、震災後より十月十六日迄町會の事業として配給品の分配をなしたり。

二、警備、交通、照明、通信等に關する件、町會員每夜交代にて町内の警備に任じたり。

三、衞生、敎育、權利擁護に關する件、町内の大小下水は埋沒して共の用を爲さゞるに付之れを浚渫したり。

四、經費其他に關する件、事業に要したる費用は會員有志の寄附又は町會費を以て支出したり。

神田區平河町平和會

一、九月一日大地震に加ふるに大火災突發し、三面に火焰を見、只上野方面のみ火煙を見ざるに依り、婦人子供を上野寬永寺々中養壽院に避難せしめ、町内有志十人餘居殘り、南方は神田川北方は和泉町地先の井戶より何れもバケツにて水を運び必死消防に備へ、偶々午後二回近隣に飛火せるも之を消し止めたり、共内に風位東北方に變り僥倖類燒を免れたり。

二、平河町佐久間町二、三、四丁目にて自警團を組織し、四部に分ち平河町燒跡に釜を据へ一週間に亙り每夜炊出を爲せり。

三、自警團在鄕軍人十五班を以て警戒活動せり、

四、バラックの開設を急ぎ一方避難者の露店營業を開始せり。

五、自警團の名を以て功勞者に感謝狀を呈す。

神田區皆川町

一、防火の術なく、混雜中を老幼婦女の避難し難き者を助け、丸ノ内ビルデング橫の安全地に到らしむ。

二、火傷負傷を負ひたるものに救護の法を施し、當町内死亡者十三名に對しては、佛式にて共靈を弔ひ各家族に金五圓宛送る。

三、有志を以て夜警す。

四、石油乳劑の撒布。

五、經費は町會費と寄附金とを以て支辨す

（三）　日本橋區

日本橋鐵砲町々會

一、本石町四丁目一ケ町を隔つる本石町三丁目よりの失火は、初め神田方へ延燒して當町は或は類燒を免れん情勢にて、且頻繁に襲來せる餘震のため到底屋内の物を搬出し得ず、居住者等は皆工事中の電車通乃至新道路先に立出て居る際、急激に變化せる風は愈々强烈を加へし火勢を伴ひ、午後二時半頃遂に當町を襲ひたるを以て、町内私設消火栓二ケ所も効をなさゞるに至りたるに依り各人意の儘に避難せり。

二、幸に町内居住者に死傷なく、唯種々の關係よりして他へ轉住の者へは、懇親會より割戻金をなし、他町居住者たりし、町内小使の病氣歸鄕に際し町内より慰勞金と共際町内へ歸住せし重立ちたる者の醵金を九月下旬交付せり。

三、九月四日町會長歸住後は、震災前他町に住居せし町内消防頭を町内に住居せしめて指揮し、歸住せざる方々の金庫の注意及歸住者と協力して撒水用たりし井水を飲料水に使用せる狀況に鑑み、一週間の間、晝夜の別なく或時間宛交代警衞に從事し、以て噂ありし井戶の投毒に備へたり、尙特設電話規則發布せられたるに際し、町會長は青山電話局へ出頭委細照合の上諸種の參考資料を町内へ提供せり。

四、震災後最も處置に困難せるは屎尿の始末なりしが、町内歸住者漸次增加するに從ひ、各戶を訪問し二ケ月分の掃除料を取纏め、掃除人を選定して請負はしめ不都合を生ぜしめざりき。

五、震災に際し町會用鞄を會長之を搬出せしに依り、現金及預金等に支障を來さず、災後の町經費は大正十二年十二月九日町會決議に依り、翌年三月分以降徵收する迄災前の剩餘金を以て支辨せり、

日本橋坂本町會

一、防火避難及び共幇助　震災時町内は屋根瓦若くは土藏外壁等の崩壞したる外、幸に倒潰家屋はなく、町内は勿論附近に於ても失火等なく、遙かに本石町成毛某工場に火災を見たるも、風向の關係上延燒の恨なきものと思考し、只間斷なき餘震に恐怖せる老幼婦女に對し、坂本公園内に避難を勸めたり、一時前後頃警視廳帝國劇場等の罹災せるを耳にし、次て區内箱崎町方面の失火を知りたり。四時頃より風向は北と變じ、火先漸次延燒して蠣殼町二丁目より小網町二丁目に延び、五時前後に南茅場町河岸通りへ飛火せるを以て追て危險を感じ、町居住者に對し、任意丸之内方面へ立退き方を勸說し、一面町内有志等と共に、防火の方法講じたるも、六時頃に至り俄然北の烈風と化し、而も一種の熱氣を帶び、火の粉は雨霰の如く降下し、刻々危險を感ず此間町内十五番地に飛火發火せしが幸に消し止むるを得たるも、魚河岸方面よりする火は忽々萬町青物町を燒盡し、非常の速力を以て海運橋の對岸より町内に侵入し來れり、町民は先を爭つて避難し、到底防禦の見込なきを以て、七時半より八時半の間に居住者全部立退くの止むなきに至れり、災後檢せるに町内に燒死者又は負傷者を出さゞりしは不幸中の幸なりと云ふべし。

二、救護弔慰　災後救護規定に依り特に救濟を要する程度の貧困者なく、只當時食料物資購求の不便を感じたるを以て最も早く歸住したる者に對し、日本橋區役所へ米味噌の賣下げを交涉せしに、救護品は賣下難く、受取に來る者に對し當分無償にて交付するとの事なりしを以て、右を通達したり、又弔慰に關して、町内は死傷者なかりしが故に別段の事もせざりしも、隣町に死傷者數十名ありたるを以て各町協議の上、同年十二月二十八日南茅場町藥師堂に於て弔慰祭を施行したり、右費用は隣接町を以て組織せる七之部幹事各自分擔支出す、尙十三年九月一日七之部各町協議の上、坂本町楓川女學校に於て一周年追悼式を擧行せり、費用割當金四十圓は町費を以て支辨したり。

三、警備交通照明通信　十三年一月に至り戶數約七十五戶に達したるを以て町内委員と協議の上夜警防火等の設備を爲すことに決し、不取敢用水桶四十五個（酒樽）を購入し、町内要所へ配布し。人夫四人を屆入れ夜警を爲さしめたり又、夜間交通照明のため、町内要所へ百燭光電灯十五個所の街燈を設備したり、後町内の復舊に隨ひ漸次整理し、現在は六個所を存せり、右に要する費用は寄附及徵收金を以てせ